

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（2月26日）	頁
1. 議事日程	14
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 議案第1号 財産の無償貸付けについて	17
11. 日程第5 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	18
12. 日程第6 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	26
13. 日程第7 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	27
14. 日程第8 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	28
15. 日程第9 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	29
16. 日程第10 施政方針	29
17. 日程第11 議案第7号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	50
18. 日程第12 議案第8号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について	51
19. 日程第13 議案第9号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	52
20. 日程第14 議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	53
21. 日程第15 議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定につい て	53
22. 日程第16 議案第12号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	54
23. 日程第17 議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	55
24. 日程第18 議案第14号 志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医 療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	56

25.	日程第19	議案第15号	志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	57
26.	日程第20	議案第16号	志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について	59
27.	日程第21	議案第17号	志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について	60
28.	日程第22	議案第21号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について	61
29.	日程第23	議案第22号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について	61
30.	日程第24	議案第18号	志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について	61
31.	日程第25	議案第19号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について	65
32.	日程第26	議案第20号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	66
33.	日程第27	議案第23号	市道路線の認定について	67
34.	日程第28	議案第24号	市道路線の変更について	68
35.	延 会			68

第2号（2月27日）

1.	議事日程			69
2.	出席議員氏名			70
3.	欠席議員氏名			70
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			70
5.	議会事務局職員出席者			70
6.	開 議			71
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		71
8.	日程第2	議案第25号	平成25年度志布志市一般会計予算	71
9.	日程第3	議案第26号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算	97
10.	日程第4	議案第27号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	97
11.	日程第5	議案第28号	平成25年度志布志市介護保険特別会計予算	97
12.	日程第6	議案第29号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算	98
13.	日程第7	議案第30号	平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	98
14.	日程第8	議案第31号	平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算	99
15.	日程第9	議案第32号	平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	99
16.	日程第10	議案第33号	平成25年度志布志市水道事業会計予算	107
17.	散 会			108

第3号（3月5日）

1. 議事日程	109
2. 出席議員氏名	110
3. 欠席議員氏名	110
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	110
5. 議会事務局職員出席者	110
6. 開 議	111
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	111
8. 日程第2 議案第1号 財産の無償貸付けについて	111
9. 日程第3 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	112
10. 日程第4 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	123
11. 日程第5 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	124
12. 日程第6 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	125
13. 日程第7 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	126
14. 日程第8 一般質問	127
小野 広嗣	127
平野 栄作	158
立山 静幸	177
15. 散 会	183

第4号（3月6日）

1. 議事日程	184
2. 出席議員氏名	185
3. 欠席議員氏名	185
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	185
5. 議会事務局職員出席者	185
6. 開 議	186
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	186
8. 日程第2 一般質問	186
長岡 耕二	186
福重 彰史	195
鶴迫 京子	217
下平 晴行	234

9. 日程第3	議案第34号	平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	256
10.	散会		258

第5号（3月25日）

1.	議事日程		259
2.	出席議員氏名		261
3.	欠席議員氏名		261
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		261
5.	議会事務局職員出席者		261
6.	開議		262
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	262
8.	日程第2	議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	262
9.	日程第3	議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	263
10.	日程第4	議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	264
11.	日程第5	議案第15号 志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	265
12.	日程第6	議案第16号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について	267
13.	日程第7	議案第17号 志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について	268
14.	日程第8	議案第21号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について	269
15.	日程第9	議案第22号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について	269
16.	日程第10	議案第18号 志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について	270
17.	日程第11	議案第20号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	271
18.	日程第12	議案第23号 市道路線の認定について	272
19.	日程第13	議案第24号 市道路線の変更について	273
20.	日程第14	議案第25号 平成25年度志布志市一般会計予算	274
21.	日程第15	議案第26号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算	292
22.	日程第16	議案第27号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	294
23.	日程第17	議案第28号 平成25年度志布志市介護保険特別会計予算	295
24.	日程第18	議案第29号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算	297
25.	日程第19	議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	298
26.	日程第20	議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算	299

27.	日程第21	議案第32号	平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算……………	300
28.	日程第22	議案第33号	平成25年度志布志市水道事業会計予算……………	302
29.	日程第23	議案第34号	平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）……………	303
30.	日程第24	同意第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて……………	306
31.	日程第25	発議第1号	志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改 正する条例の制定について……………	313
32.	日程第26	発議第2号	志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	314
33.	日程第27	発議第3号	環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する 意見書の提出について……………	315
34.	日程第28	閉会中の継続審査申し出について （総務常任副委員長）……………		316
35.	日程第29	閉会中の継続調査申し出について （総務常任副委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）……………		316
36.	閉 会			317

平成25年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月26日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
27日	水	本会議	議案上程
28日	木	委員会	各常任委員会（平成24年度分）
3月 1日	金	休 会	
2日	土	休 会	
3日	日	休 会	
4日	月	休 会	
5日	火	本会議	委員長報告（平成24年度分）・採決・一般質問
6日	水	本会議	一般質問
7日	木	休 会	
8日	金	休 会	
9日	土	休 会	
10日	日	休 会	
11日	月	委員会	総務・文教厚生常任委員会
12日	火	委員会	総務・産業建設常任委員会
13日	水	委員会	文教厚生・産業建設常任委員会
14日	木	委員会	総務・産業建設常任委員会
15日	金	委員会	文教厚生常任委員会
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	
19日	火	休 会	
20日	水	休 会	(春分の日)
21日	木	休 会	
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	
24日	日	休 会	
25日	月	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	財産の無償貸付けについて
議案第2号	平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第3号	平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第6号	平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議案第16号	志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について
議案第18号	志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について
議案第19号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
議案第20号	上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第21号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について
議案第22号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について
議案第23号	市道路線の認定について
議案第24号	市道路線の変更について
議案第25号	平成25年度志布志市一般会計予算
議案第26号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第27号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	平成25年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第29号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算

- 議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第32号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第34号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 発議第2号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 発議第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に反対する意見書の提出につ
いて
- 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任副委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任副委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 小野 広嗣	1 施政方針（定住推進）について	(1) 施政方針には、定住促進と地域の活性化を図るため、対象地区に市外から新たに住宅を新築又は購入し移住定住した場合に、補助金を交付する制度の創設と市内の空き家を活用した空き家バンク制度の運用に取り組むとあるが、今後、事業を推進するにあたっての見通しと課題について問う。	市 長
	2 消費者教育の推進について	(1) 昨年8月、悪徳商法などの被害防止と消費者の自立支援を目的とした消費者教育推進法が成立した。生涯教育の観点から、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に消費者教育を推進するよう国や地方自治体に義務付けているが、本市の消費者教育推進の取り組み状況を示せ。	市 長 教育委員長
	3 アレルギー疾患対策について	(1) 昨年暮れ、東京都調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が、給食を食べた後に死亡した事故が起きた。本市では、このような事故が起きないために、どのような取り組みが行われているのか。	市 長 教育委員長
	4 安心・安全な学校教育環境について	(1) 昨年、大きく問題になったいじめ問題に続いて、今度は教師の体罰が大きな社会問題となっている。文部科学省の調べでは、全国の公立小中学校や特別支援学校で2011年度に体罰を理由に処分された教職員は400人を超えている。体罰については本市でも現在、アンケート調査中であるが、いじめ問題と併せ、これらをどのように総括し、子どもたちの安心安全な学校教育環境の確立に取り組むのか。	教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 平野 栄作	1 青少年育成市民会議支援事業について	(1) 施政方針で青少年の健全育成について「青少年育成市民会議」を充実させ、市民全体でこころ豊かでたくましい青少年の環境づくりに努めるとあるが、以下の点について問う。 ① この事業の成果をどのように捉えているか。 ② 特色ある活動を展開したくても予算的に厳しいと思うが、見解を示せ。 ③ 事業内容等を再考する時期ではないか。	市長 教育委員長
	2 環境行政について	(1) 他自治体では、電気自動車購入に対する補助を実施しているが、環境日本一を掲げる本市において、実施の考えはないか。	市長
	3 畑かん事業について	(1) 平成22年6月議会で、同僚議員が水不足の問題についての質問を行ったが、その後の進捗よく状況を示せ。	市長
3 立山 静幸	1 水田ほ場整備について	(1) 中山間地域総合整備事業で、志布志地区が採択予定である。松山・有明地区は順次計画を進めるとあるが、中山間地域総合整備事業の採択はできないのか。出来ないとする団体営事業採択スケジュールを問う。	市長
	2 観光推進について	(1) 九州観光推進機構は2月15日九州7県と福岡市を「九州アジア観光アイランド総合特区」の指定を受けた。この特区を利用して、志布志港寄港促進事業の充実を図る考えはないか。 (2) 農家民宿や「食」を中心とした観光・教育を地域で支援する事業の取り組みはできないかを問う。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4長岡耕二	1 農業振興について	(1) 政府はT P P（環太平洋連携協定）交渉参加で進んでいるが、以下の点について問う。 ① 本市の産業への影響をどう捉えているか。 ② 農家への対応についての考えを問う。	市長
	2 水道行政について	(1) 平成24年9月議会での質問に対する答弁で、市水道の通水してない地域への対応として、財源措置を考えて取り組みたいとのことであったが、どう取り組みされたのか。	市長
		(2) 認可区域外である給水区域外の認可の経過を問う。 (3) 水の腐食で健康上の問題があると認識され調査が必要とのことであったが、その後調査はされたのか。	市長 市長
5福重彰史	1 農畜産業の振興について	(1) 市内で実施される春・秋の畜産品評会の現状をどのように捉えているか。また、今後の対策は。	市長
	2 学校施設について	(1) 小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化へ向けた整備状況を示せ。 (2) 尾野見・伊崎田小学校のグランド改修等について考え方を問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	3 定住促進対策について	(1) 移住定住促進事業の内容と考え方を問う。	市長 教育委員長
	4 医療行政について	(1) 曾於郡医師会立病院の現在の状況をどう捉えているか。また、今後、救急医療の拠点病院として、どのように考えているか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 鶴迫京子	1 環境行政について	<p>(1) 都市公園「伊勢堀墓地」では、お盆、正月と彼岸（春・秋）の日には車や人の出入りが多く混雑して、離合が困難になり大変危険である。その期間だけ一方通行にする考えはないか。</p> <p>また、近隣の空き地を借り上げて駐車場を確保する考えはないか。</p>	市 長
	2 健康日本一について	<p>(1) 志布志市の健康体操「FROMしぶし元気アップ体操」の普及を図り、健康増進運動に取り組んでいるが、子どもを含み全市民に今以上に推進し、「健康づくり日本一」につなげるべきであると思うがどうか。</p>	市 長 教育委員長
	3 観光振興について	<p>(1) 本市をイメージできるシンボルとしてのPRキャラクターを一般公募して、観光振興につなげよと、平成24年3月議会と6月議会で一般質問したが、その後どうなったか。</p> <p>(2) 施政方針で、観光物産の振興について、平成23年度に策定した「志布志市観光振興計画」に基づき、各種プロジェクトを計画的かつ効率的に推進するとある。また、「志布志」の地名発祥の地という観光資源を最大限に活用し「志布志」の名を市内外に広める取り組みを検討するとあるが、具体的な内容を示せ。</p> <p>(3) 施政方針で、「おもてなし日本一」のまちを全国に発信するために、おもてなしの心醸成事業を「一般社団法人志布志市観光特産品協会」に委託するとあるが、今までの成果とこれからの事業の展開をどう考えているか。</p>	市 長 市 長 教育委員長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 下平晴行	1 6次産業化について	(1) 施政方針に6次産業化の取り組みがないが、1次産業の振興をどのように考えているか。	市 長
	2 水保全について	(1) 水保全シンポジウムにおいて、畜産し尿等の垂れ流しを防ぐ手段として、バイオマスや完熟堆肥として利活用することの提言がされたが、市の今後の取り組みについて問う。	市 長
		(2) 前川で鮎の大量死についての調査結果と対策について問う。	市 長
		(3) 河川浄化対策協議会及び志布志市河川浄化対策連絡協議会（仮称）の設置について問う。	市 長
		(4) 地下水保全条例の制定について問う。	市 長
	3 工業団地化の取り組みについて	(1) 工業団地約8ヘクタールの開発と同時に隣接する土地も団地化として取り組むことで、より一層の投資効果があると思うがどうか。	市 長
4 上町商店街の駐車場について	(1) 上町商店街の活性化を図るために駐車場を設置できないか。	市 長	
5 歴史のまちづくり法について	(1) 歴史的風致維持向上計画書について問う。	市 長 教育委員長	
6 学校の体罰状況について	(1) 全国的に体罰の実態が明るみにでているが、市内の学校の体罰状況はどうか。	教育委員長	

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成25年2月26日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 財産の無償貸付けについて
- 日程第5 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 施政方針
- 日程第11 議案第7号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について
- 日程第23 議案第22号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について
- 日程第24 議案第18号 志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について
- 日程第25 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第26 議案第20号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

- 日程第27 議案第23号 市道路線の認定について
日程第28 議案第24号 市道路線の変更について

出席議員氏名（22名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
18 番 東 宏 二	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（2名）

17 番 岩 根 賢 二	19 番 小 園 義 行
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成25年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、福重彰史君と丸崎幹男君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの28日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの28日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。

監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

—————○—————

日程第4 議案第1号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第1号、財産の無償貸付けについてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

今議会もよろしく願いいたします。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、旧志布志町土地改良区から寄附のあった同土地改良区事務所及び車庫の跡地利用に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により財産を無償で貸し付けるものであります。

内容につきましては、土地、志布志市志布志町帖字中新堀3942番2、宅地、944.53㎡、並びに同地番の建物、鉄骨造平屋建1棟136㎡及び木造平屋建1棟40㎡を志布志市花木生産組合に無償で貸し付けるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第5 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） おはようございます。

議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、既定の予算から1億5,942万8,000円を減額し、予算の総額を186億9,292万3,000円とするものでございます。

予算書の8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費ですが、年度内の完成が見込めないため、社会資本整備総合交付金事業及び小学校耐震補強事業の2件、2億7,870万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰り越し理由につきましては、お配りしております補正予算説明資料の1ページのとおりでございますが、小学校耐震補強事業については、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあるということ、また社会資本整備総合交付金事業については、用地交渉の結果による工事の遅れ等が主な理由でございますが、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

9ページは、第3表の債務負担行為補正でございます。

志布志市臨海部工業団地開発事業に伴う、用地取得につきましては、工業団地整備事業特別会計を新たに設置し、その特別会計予算において2億円の用地取得費を一括して予算計上しておりますので、一般会計による債務負担行為については、今回廃止しようとするものでございます。

予算書の10ページをお開きください。

第4表の地方債補正でございますが、緊急防災・減災事業につきましては、平成25年度に実施を予定しておりました小学校の耐震補強事業が、国の予備費対応分に認められ、平成24年度事業として予算計上したことに伴い、1億4,320万円増額しております。

そのほか、普通建設事業の事業費確定等に伴う調整額分と合わせて、総額で9,050万円増額し、地方債総額を17億7,170万円に補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、歳入の1款、市税でございますが、1項、市民税の5,400万円増額と決算見込額により、総額で5,500万円増額しております。

22ページをお開きください。

14款、国庫支出金は、総額で2,244万7,000円減額しております。

23ページの2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業等の実績見込みにより3,965万8,000円減額、6目、教育費国庫補助金は、平成25年度で実施予定であった小学校耐震補強事業が、国の予備費対応分の平成24年度事業として認められたこと等により、2,939万6,000円増額しております。

24ページをお開きください。

15款、県支出金は、総額で1億1,324万4,000円減額しております。25ページの2項、県補助金、4目で農林水産業費、県補助金は活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業実績により、8,623万6,000円減額しております。

28ページをお開きください。

16款、財産収入は総額で2,313万2,000円増額しております。29ページの2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は市有地の売却に伴う土地売払収入を1,987万2,000円増額しております。

30ページをお開きください。

17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を647万5,000円増額しております。

31ページをお開きください。

18款、繰入金は、基金繰入金で、財政調整基金繰入金の繰り戻し等、総額で8,332万7,000円減額しております。20款、諸収入は総額で1億1,079万4,000円減額しております。35ページの5項、雑入、4目、雑入は事業実施年度の移行に伴い、県地域振興公社営事業参加者負担金が減額となったこと等により1億1,338万4,000円減額しております。36ページの21款、市債は5目、教育債の緊急防災・減災事業の計上等に伴い、総額で9,050万円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

38ページをお開きください。

1款、議会費は事務事業の実績により、費用弁償等635万2,000円減額しております。

2款、総務費は総額で1億8,322万8,000円増額しております。

39ページをお開きください。

1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は施設整備事業基金積立金を1億8,672万7,000円増額したこと等により、1 億7,416万3,000円増額しております。

44ページの2 項、町税費、2 目、賦課徴収費は、固定資産税の非課税申告等による税還付金を増額したこと等により、3,497万3,000円増額しております。

次に、3 款、民生費は総額で6,895万1,000円減額しております。

51ページをお開きください。

1 項、社会福祉費、3 目、自立支援費は障害児通所支援給付費支給事業の実績等により、3,276万2,000円減額、4 目、老人福祉費は老人保護措置費の実績等により、1,951万4,000円減額しております。

次に、4 款、衛生費は総額で3,006万4,000円減額しております。

58ページをお開きください。

2 項、清掃費、3 目、し尿処理費は合併処理浄化槽設置事業等の実績見込みにより、1,133万5,000円減額しております。

次に、6 款、農林水産業費は総額で2 億2,281万6,000円減額しております。

60ページをお開きください。

1 項、農業費、4 目、園芸費は活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績により、6,103万7,000円減額、61ページの6 目、畜産業費は県地域振興公社営事業、口蹄疫対策関連事業等の事業実績による補助金の減額等、1 億3,083万8,000円減額しております。

65ページをお開きください。

3 項、水産業費は志布志漁協振興補助金を2,315万2,000円増額しております。

66ページをお開きください。

7 款、商工費は本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業の実績見込み等により、総額で1,156万1,000円減額しております。

次に、8 款、土木費は総額で1 億1,869万3,000円減額しております。

70ページをお開きください。

2 項、道路橋りょう費、3 目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等市道改良事業の実績見込みにより、工事請負費等7,896万3,000円減額しております。

73ページをお開きください。

4 項、港湾費は県施工の港湾改修事業に係る負担金の確定により1,331万3,000円減額しております。

76ページをお開きください。9 款、消防費は消防団員の費用弁償、消防車両等の備品購入実績により、総額で1,281万8,000円減額しております。

次に、10 款、教育費は総額で1 億3,558万3,000円増額しております。

80ページをお開きください。

2 項、小学校費、1 目、学校管理費は、小学校耐震補強事業実施に伴い、1 億6,926万6,000円

増額しております。

90ページをお開きください。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、尚志館高等学校野球部の選抜高等学校野球大会出場に伴う、高等学校運動部全国大会出場補助金を200万円計上したことにより、19万4,000円増額しております。

92ページをお開きください。

11款、災害復旧費は、農林水産業施設災害復旧費の事業費確定により、総額で1,383万7,000円減額しております。

96ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回特別職分を1,639万2,000円、一般職分を874万1,000円、総額で2,513万3,000円減額しております。

98ページをお開きください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は240億7,656万7,000円になる見込みでございます。

以上が、補正予算第6号の概要でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（下平晴行君） この繰越明許費のことではありますが、繰り越し理由に弓場ヶ尾佐野原線、それから城山大橋補修工事、ここに工法検討に不測の日数を要したと、これは設計の中で分かっているわけであって、これが着工が遅れたというのは、これは理由になるんですかね。そこをちょっと説明ください。

○建設課長（中迫哲郎君） 今御質問いただきました弓場ヶ尾佐野原線につきましては、大きな法面の工事になりました。国への5月の申請の段階で法面のボーリング調査を行って、工法を再度検討してくれというようなことでの協議の結果に基づきまして、測量、調査設計を行いまして、着手したところでございます。その期間がどうしても押してきたということでございます。

城山大橋につきましては、橋りょうの維持、床板の補修工事でございますが、これにつきましても今年度委託を行いまして、その結果に基づきまして、工事を発注ということございまして、どうしても若干発注の遅れにより繰り越しとなったところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○2番（下平晴行君） 課長の説明では、いわゆる法面に、あそこは特に弓場ヶ尾佐野原線についてはですよ、法面の途中で水が出るというのは、我々も分かっていたわけです。なぜあそこを通すのかというと勾配がつかないために、いわゆる法面を切って、今の工法にしたということで、私もその確認をしたところでありますが、ただですね、それにしても工事着工が2月、多分2月に入ってからのだったんじゃないかなというふうな気がするわけです。とてもじゃないけど、2月に入ってこの工事が、この額から見ても終わる、完成するはずはないというふうに見ていたわ

けですけれども、ただ課長、ごめんなさいね、課長じゃなくて、市長。この、私はやはりこれは取り組み5月に、そしたら、国からの確定はいつあったのかですね。ちょっとそこをお願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 大変申し訳ございません。ちょっと資料がございませんので、後もって報告いたします。多分5月頃の日付だと思いますけど、後もって報告いたします。

○2番（下平晴行君） いや、いいですよ。ただですね、期間的にその対応の仕方がどうだったのかということで、いつ来たのかって聞いたわけですけれども、ただ逆算して考えると、国から確定の通知がきて実施に入るわけですけれども、それが大体いつだったのかというのを聞いたかったんですよ。

もし、2月に始まるということは、恐らく入札が今年の初めに、多分したんじゃないかなと、その辺の流れをちょっと教えてください。日にちについてはいいですよ、大体でいいです。

○建設課長（中迫哲郎君） 5月に申請いたしまして、国と協議するわけですが、国からの確定がまいりまして、事業に着手ということになります。

今回は、測量の調査が必要ということで、6月に補正を若干行いまして、予算の確保を行って、ボーリングの調査の発注と、7月になってからですね、発注ということで結果が出てきたのが9月頃ということでございます。

それで、事業の確定を設計を行ってですね、12月末、ちょっと12月頃発注をかけてですね、それから現場のほうは準備に入ったということで、山でございまして、木を切ったりとかですね、そういう準備等に、防護柵とかですね、そういうのに若干日数を要したというようなことで、今工事を進めているところでございます。捨土の場所とかですね、そういうのも確保したりとか、そういうのがございまして、今現在に至っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 流れ的にはよく分かりましたけれども、そのあれですか、ボーリング調査をして、湧水がどういう状況かということ調べたということですよ。

それにしても、やはりもうちょっと市長、期間の設定についてはよく分かったんですが、私はもうちょっと順序よく早く進めるべきじゃないのかなというふうに思うわけですよ。

何でこういうことを言うかという、どうもこの理由の中に、この文言を入れると、これは理解してもらえるのかって、何かそんな気がしてですね、気がするわけです。いつものこの明許の理由に、ですからもうちょっとそこ辺を真剣に取り組みをですね、事前事前に逆に3月に終わるまでには、どういう状況なのかというのを、今回はそういうボーリングのそういう湧水等の調査もあったということであるわけではありますが、そこは十分ですね、考えて取り組みをしてほしいと、特にこれはいわゆる基本的には市の単独予算ということも含まれているわけでありまして、そこ辺も含めて取り組みをしっかりとやってほしいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初からこの事業については、着工するという予定で予算を審議していただいているところでございますので、原則としてこのような形で、また皆様方に御説明して御理解いただくというこ

とについては、あってはならないことだというふうには認識しているところでございます。

ただ、全体の事業量を勘案した時に、じゃあどの地区を優先的にしていくかということの事務の手續きがされているというふうにいるところでございます。

そしてまた、より交付金の内示について事前の説明の度合いはある程度決まっていると、重ねられているということで、その事業の交付が、内示がいただけると、順番もある程度なっているんじゃないかなというふうな気がするところでございます。そういうことでありますので、はじめに申しましたように、できるだけ、年度内に今後は終わらせるよう担当の方に督促してまいりたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 2点ほどお願いをいたします。

予算書では43ページですが、ふるさとづくり委員会事業で、いわゆる159万2,000円減額ですから、3委員会が多分使用してないという状況なのかなというふうに思いますけれども、いわゆる全く動いてない状況なのか、そこに対して、当局の方から様々なアドバイス等はなされているのか、そこらを含めてお願いをしたいと思えます。

もう1点は、いわゆる尚志館の甲子園出場に伴う補助金に関してですが、先ほど全協でも説明を受けました。大変におめでたいことで、志布志市民も含め、大隅半島域皆さんよろこんでいらっしゃることでありますけれども、大事な点でありますので、今後のことも含めてですね、少し質疑をしたいと思えますが、いわゆる本市においては補助金要綱等がしっかりありまして、その補助金要綱ののっとなって補助金の申請というのがなされなければならないわけですね。

そして、それを受けて、具体的に当局の方で議論をする。その時に具体的な書類等の提出があったのかどうか、それを含めて議論だったのか、そこが先ほど全協で少し見えませんでしたので、そこを少しお示しをいただきたい。

そして、今後のこととして、志布志市としましても山口君の問題、千代鳳が活躍していること。そして、今後様々なスポーツ団体等が活躍をしていく。そういった流れの中で、今回この補助金を出す議論をする中で、そういったことも含めての整合性についてですね、議論がどうなされたのか、そこをお示しをいただきたい。

お願いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） ふるさとづくり委員会につきましては、現在21地区、全地区にふるさとづくり委員会が設置をされております。

その中で御指摘のとおり、本年度は3地区が事業の申請、未申請ということで申請をされなかったところでありまして。その中で1地区につきましては、これまでも高齢化等を伴いまして、なかなか活動ができないというような状況もございまして、引き続き私どもも指導をしているところで、指導というか、在り方についてはですね、指導をしているところでございます。

あと2地区につきましては、これまで申請をされてきておりますが、24年度については、なかなか事業が取りまとめができなかったということでございますので、次年度25年度については、

全21地区の事業申請がなされるように指導をしてまいりたいと思います。

それから、先週各地区の役員さん方、それから、サポート職員含めまして、全体的な研修をしたところでございます。その中でも相互情報交換、意見交換等を行い、次年度についての取り組みを確認しております。

今後も、非常にふるさとづくり委員会につきましては、活発な活動をされておりますので、私どもも一緒になって取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 尚志館の選抜に関わる補助金の申請のことでございますけれども、現在、志布志市の方の補助金の交付要綱につきましては、中学生の運動部とスポーツ少年団の規定というものしかございませんでしたので、今回、高校生も対象となる要綱を整備して支出するものでございます。説明資料の方にも書いてございますけれども、今回の補助金については、高等学校の運動部の全国大会出場補助金という要綱を新たに制定したということでございます。その要綱の中には、選抜高等学校の野球大会、それから全国高校サッカー選手権大会及び全日本バレーボール高等学校の選手権という大会に出場する場合の補助金を予算で定める額ということで、今回定めまして、予算をお願いしているところでございます。

それから、ほかのスポーツとの検討はどうだったのかということでございますけれども、山口選手の水泳につきましては、現在の要綱の中でスポーツ少年団での旅費の2分の1助成というのがございますので、現在も過去二、三年、約20万円程度を支出している状況でございます。

それから、千代鳳の応援につきましての大相撲後援会につきましては、今年度大相撲後援会の20万円の補助金の予算を計上しているところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） ふるさとづくり委員会に関しては、よく理解をしました。いわゆる全委員会が足並みをそろえて進んでいくというのが一番望ましいんでしょうけど、そうなかなかいかない、ただ、やはり1委員会に関してはなかなか高齢者で取り組みができないというのを繰り返していくわけですね。やはりそこに少し取り組みやすいようなですね、アドバイス等が当局の方からなされていって、それだったら取り組めるよねっていう方向付けというのは、やはり手を差し伸べて入っていただいて、そこはやはり地域的に活気が出れば有り難いことだよなというふうに思いますので、そこらも含めて足並みをなるべくそろえて進んでいけるように努力をお願いしたいと思います。

この補助金に関しては、私も例規集等をずっと読んで参加をしているわけですが、まあ小・中に関しては、いわゆる鹿児島県体、そして九州大会、全国大会というふうにくくりがあって、しっかり拠出できるような体制が組まれていますね。ただ、今回思うのは、いわゆる注目度も抜群の甲子園出場ですので大変有り難い、また、本市にとってはますますですね、いろんな意味で光が当たってきているなというふうに好意的に捉えているわけですが、今後のこととしてこういったおめでたいことがですね、有り難いことが当市で生まれいずるとしたら、そういった時に対してどう取り組むのかということも議論をしなければいけないだろうというふうに思うんですね。

そして、スポーツ団体において、やはりそこに注目度とそうでない部分ということで、格差が生まれてはやはりならない。甲子園というのは、またちょっと違うんでしょうけど。そういったことも含めながらずっと見ていくと、やはりそういったせつかくの甲子園出場が当局のいわゆる考え方ひとつです。市民の中からも少し不平不満が出るようなことがあってはならないですから、そういったことをしっかり精査しながら、議論しながら、整合性も持たせながら進めていくということが当局で慎重に議論があったのかなということをし少し懸念を持ったものですから、質疑をさせていただきます。

そして、いわゆる全協でもありましたけれども、尚志館が定めた目標とする額があるわけですね、これ、私も中身を知ってるわけではありません。ただ、甲子園というのは1回戦、2回戦、3回戦、4回戦といくわけですね。そういった流れの中で3回戦以上になったら幾ら抛出する。そういう取り組みを決めているところもあるんですね、補助金として。そういった議論はなかったのかなということも含めて、先ほどの議論も含めて、お聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさとづくり委員会事業につきましては、ただいまお話がありましたとおり、全地区足並みをそろえて取り組みをしていただきたいということで始まり、このような今の展開になっているところでございまして、他の地区につきましては、本当に他の地区を参考にしながら、更に地域づくりについて向上がされるような取り組みが一生懸命されているということにつきましては、本当に有り難いというふうに思います。

そしてまた、1地区につきましては、今御指摘がありましたように、その地区においても参加しづらい環境があるとすれば、きちんと私どもはまた手助けするようなメニューをお示ししながら参加していただけるような環境をつくってまいりたいというふうに思います。

尚志館高校の応援につきましては、私どもも、このことにつきましては、当初予想されなかった内容でございまして、望外の喜びとなったところでございます。

ということで、しからは市としてどのような対応が必要かということ、学校側の方にお伺いしまして、今回提案するような内容になったところでございますが、当然私どもとしましても、地域の市民の皆様方におかれましても、1勝でも勝って更に上を目指してほしいという気持ちは、お変わりはないというふうに思うところでございますが、その場合の対応については特段今回の協議にはなっていないところでございます。ただ、目標募金額3,000万円というのは当初出場するために、基本的にそれぐらい必要ということで、仮に1試合ずつ勝ち上がっていくとなれば、更に1,000万円ずつ必要ではないかなというようにお話は承っているところでございます。

その際には、また別途の形で募金が進むのではないかなというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 願わくば1回戦突破ということがまず一つの当初の目標であって、その後勝ち抜いていければ、それは本当御の字というか、有り難いなというふうに思うわけで、どんどん子供たちが成長していく姿を見て、しっかり応援したいなというふうに思うわけですが、先ほど課長の方からもありました。新たに高校レベルのいわゆる交付要綱等をしっかり作りあげ

て、今後対応していくということで、そういった角度での協議はなされたということでありますので、委員会等でもまた、質疑もあろうかと思いますが、しっかりその新たな要綱等をですね、提出していただいて、私どもの方にもお届けをいただきたいと、そういうふうに思いますので、これは要請をしておきたいと思います。答弁は結構であります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 所管外ですので、ちょっとお聞きいたしますけれども、教育費の先ほどの財務課長の説明の中で、予備費の国庫費の予備費の補正であったというふうに私は聞こえたんですけども、学校の耐震化が補正を組まれてるんですけども、これはちょっと内訳、約1億7,000万円弱計上してございますけれども、これは1校分なのか、何校分なのか。そして、これは6号補正ですので、今国会で審議されているあれとはもう完全に別個だというふうに思いますけれども、そういう答弁ができなかったら結構ですけども、7号で計上するようなことを先ほど全協でありましたけれども、その場合もこういう耐震化というのは前倒しでいく、国の施策の中でそういう方向付けがされているのかお聞きします。

○財務課長（野村不二生君） 予備費の関係で御説明をいたします。

民主党が政権時代に行われた経済対策でございますけれども、総理の指示に基づきます経済対策第2弾として、平成24年度の11月30日に閣議決定されました経済危機対応地域活性化の予備費活用の一つとして、公立学校施設の耐震化に581億円の予算措置がされたものでございます。それに基づく今回の補正でございます。

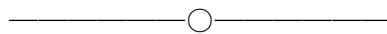
○教育総務課長（津曲兼隆君） 説明資料の44ページにお示ししてございますが、今回香月小学校の校舎耐震補強、志布志小学校校舎耐震補強、有明小学校耐震補強ということで、3校今回取り組ませていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第3号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決

を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,545万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億848万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の108ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、療養給付費等負担金を8,848万4,000円減額するものであります。

109ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、財政調整交付金を5,107万7,000円減額するものであります。

122ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を1億4,000万円減額するものであります。

134ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を612万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

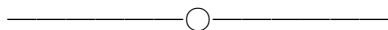
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第4号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般管理費、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,295万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。予算書の141ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料を647万円増額するものであります。

144ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、後期高齢者医療システム導入委託料を160万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第5号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、地域密着型介護サービス給付費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,614万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ37億3,523万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の157ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を4,385万6,000円減額するものであります。

158ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を2,169万2,000円減額するものであります。

165ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、地域密着型サービス給付費を2,400万円増額するものであります。

173ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を209万円増額するものあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第6号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,822万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の182ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を75万7,000円減額するものであります。

183ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を60万6,000円減額するものであります。

184ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を15万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 施政方針

○議長（上村 環君） 日程第10、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。平成25年志布志市議会第1回定例会の開会にあたり、市政に

取り組む所信と、平成25年度予算案につきまして、主要な施策と、その概要を説明させていただき、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

世界経済は全体として景気の緩やかな拡大が続くとみられ、我が国においても回復傾向がみられますが、長引くデフレ不況等により、依然として厳しい状況が続いています。

そのような中、国内においては、昨年末の衆議院選挙の結果において新しい政権が発足し、デフレ脱却による経済再生が最大の課題とし、震災復興の加速、教育再生、外交・安全保障の立て直しを進めるとしております。また、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域の活性化」の3分野を重点とした緊急経済対策が示されたところです。

一方、県においては、高齢化の急速な進行や医療費の増加により扶助費が引き続き増加する傾向にあることから、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込み、「行財政運営戦略」における取組事項を踏まえた歳入・歳出両面にわたる行財政改革を進めるとしてしています。市としましては、このような国・県の動向等も十分見極めながら、引き続き行財政改革に積極的に取り組みながら効率的な行財政運営に努めてまいります。

まず始めに、昨年度は志布志市におきましては、子供たちが活気あふれる話題を、様々な方面から次々に提供してくれた年であります。

その中でも、大相撲で頑張っている千代鳳が、今年の3月場所で新十両となり、本市出身の力士としては陣岳関以来30年ぶりの関取誕生となりました。千代鳳関は、この一年着実に力をつけ、来る3月場所では十両上位に進出し、必ずや好成績を収め、その次の場所には幕内に昇進し、毎場所「幕内・・枚目千代鳳 鹿児島県志布志市出身」と志布志の宣伝をしてくれるものと思います。

お兄さんの千代丸も十両昇進目前であります。兄弟関取誕生となれば、更に話題性が高まることは間違いありません。私どもは志布志大相撲後援会を立ち上げ、市民総出で応援しています。

また、志布志高校3年生の山口観弘(あきひろ)君が、昨年4月に行われたオリンピック選考会では3位となり、惜しくも出場はかないませんでした。9月に岐阜市で開催された「ぎふ清流国体」競泳男子200m平泳ぎで、2分7秒01の世界新記録を樹立し優勝しました。市では、この快挙に対し、その栄誉を称え、今後の更なる活躍と成長を期待し、「志布志市市民栄誉賞」第1号を贈ったところです。今後は平井コーチのもとで着実に力をつけ、今年も世界新記録を次々と樹立してくれるものと期待します。

さらに、尚志館高等学校野球部が、昨年10月の九州高校野球大会でベスト4に入り、本年春の第85回記念選抜高等学校野球大会へ出場することが決定しました。春・夏を通じ、大隅半島の高校が甲子園の土を踏むのは初の快挙となりますので、市を挙げて応援をしたいと思っております。今議会開会中ではありますが、甲子園で大活躍をしてくれるのではないかと、今から大いに期待しているところです。

さて、本年度は、私の市長就任2期目の締めくくりの年であります。私は、市長に就任以来、「市民のための、市民に開かれた、市民の目線に立った行政」という信条のもと、「志のあふれる

まち」をまちづくりの基本理念として、共生・協働・自立の社会づくりに全力を傾注してまいりました。

そして、「ごみの資源化率日本一」、「健康づくり日本一」、さらに「日本一の情報技術（ICT）先進地」の三つの大きな柱を中心として、様々な分野で、日本一のあるまちづくりに、行政と市民が一体となり取り組んでまいりました。今、その成果が着実に積み上がり、一步ずつではありますが、確実に実現に向かっていく気配を感じているところです。

まず、ごみの資源化率日本一については、本市の平成23年度の資源化率は76.5%で、全国の市のレベルでは引き続き日本一であると見込まれています。平成22年度の国全体の平均は20.8%ですので、本市はまさしく、全国の市町村の模範となる取り組みをしていると考えるところですが、更なる資源化率の向上に向けて今後も研究を重ねてまいります。

健康づくり日本一については、特に健康増進運動に取り組んでおり、国民健康保険の医療費につきまして、平成22年度は県本土で一番低いまちとなっておりますが、県国保連合会の資料によりますと、平成23年度においては、1位のまちよりわずかに高く、残念ながら2位となりました。しかしながら、現在のところ対前年度比マイナスで推移しておりますので、平成24年度は確実に県本土で一番低いまちになるものと思われまます。なお、鹿児島県は全国的には高い方から7、8番目であり、本市は全国的には平均より少し低いくらいのレベルでありますので、更に医療費の低いまちになれるということでもあります。今後も、全国の同規模自治体の中で医療費が日本一低いまちを目指してまいりたいと思います。また、後期高齢者の療養諸費につきましても、平成23年度は県本土で最も低いまちとなっております。

現在本市では、特定健康診査の受診率目標を70%に設定し、受診率の向上を図るため、特定健診受診率向上対策報奨金交付制度を実施しながら、健康づくり日本一につながるよう取り組んでおり、市民の皆様にご受診していただくようお願いしております。

私は、その時に市民の皆さんにお話し申し上げています。

医療費が低くなったということは、より病院に行かなくなった。より病院に行かなくなったということは、より病気になるなくなった。より病気になるなくなったということは、より皆さんが健康で元気だった。より健康で元気だったということは、より皆さんが幸せだったということになるのではないのでしょうか。

そのようにお話し申し上げているのですが、特定健診についても70%の受診率が達成されましたら、全国同規模の自治体で日本一だと言われております。特定健診やがん検診の目的は、病気の早期発見・早期治療につなげることと、健診結果を基に生活習慣を見直していただくことにあります。私たちは日本一の受診率を達成することにより、皆がより元気で健康な市民となり、健康づくりを通して日本一幸せな市民づくりをしようとしているということです。一方、地域の医療体制を見た時、志布志市や曾於市、大崎町におきましても専門医が不在の診療科目が出てきつつあります。このことは市民の皆さんにとって大きな不安となるところでありますので、その解消を図るため、今年度に地域全体の協議会を立ち上げてまいりたいと考えます。

日本一のICT先進地への取り組みについては、一昨年の地域情報通信基盤整備推進事業の完了により、市内のほとんどの世帯に行政告知放送端末を設置し、併せまして、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」を整備したことにより、ケーブルテレビジョン放送や高速インターネットの利用が可能となるなど、高度情報化へ対応したまちづくりに取り組んでまいりました。

また、これらの日本一のあるまちづくりを目指して、市民の皆様の御協力を賜りながら、「志布志ブランド」を確立させる取り組みを進めてまいりました。

日本一早い夏そばを目指して取り組んでおります「しぶしの夏そば」は、昨年大好評でありましたので、今年度も更に作付面積を拡大し、「志布志ブランド」として定着するよう関係者と取り組んでまいります。

特用林産物のシキミやサカキ、ヒサカキ等につきましても、順調に栽培面積が伸びてきており、今後もブランド化を見据え、平成26年度末までに、作付けの目標面積50ha達成のための苗木購入支援はもとより、出荷体制の整備や品質向上に係る支援にも取り組んでまいります。そして、いち早く目標を達成し、2期目の計画を立て、日本一の産地を形成したいと考えます。

和牛につきましては、昨年、全国和牛能力共進会が長崎で開催され、本市から鹿児島県代表として3頭出品されましたが、残念ながら日本一になることができませんでした。日本一を目指して取り組んで頂いた関係者の皆さんには、改めて心からお礼と感謝を申し上げます。今後は、今回の経験を生かし、牛肉につきまして、オレイン酸の測定結果をもとに、その含有量の向上に努めながら、流通に関する検討を深め、枝肉の部門で日本一を目指しブランド化を図ってまいります。

また、本年1月には、本市の商工会「志布志黒潮隊」による「志布志黒豚三昧丼」が東京ドームで開かれた、「全国ご当地どんぶり選手権」の本戦に九州から唯一出場いたしました。残念ながら入賞はなりませんでした。志布志市の知名度の向上と、関係者のチームワークづくりと、全国に挑戦する意気込みの形成には十分成果があったと考えます。メンバーの皆さんは、次回こそはチャンピオンをとるぞと決意されていました。

このような日本一づくりへの取り組みは、本市のまちづくりを進めるうえで重要なものであり、行政と市民が一体となり「志布志ブランド」を確立させる施策に取り組むことにより、志布志市の知名度、評価が高まり、志布志市でできた農・畜・林・水産物は「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードとして銘柄が確立されることで、結果として二次産品、三次産品について評価が高まり、市民の所得向上につながるものと考えております。

なお、市役所におきましても日本一を目指しております。本年度も昨年度に引き続き「あいさつ日本一の市役所」を目指して、職員研修やアンケート調査を実施し、更なる職員の接遇意識の向上を図り、市民の皆様に対して「親切かつ丁寧」、「迅速かつ的確」な接遇を「笑顔」でできるよう取り組んでまいります。

私自身は、昨年の施政方針において、GNS「ごみ拾い日本一の市長」になることを述べさせていただきました。現在、日本一となれるよう実行中であります。志布志市は、ごみの資源化率

日本一のまちを成し遂げる中で、まちなかにあるポイ捨てごみについても多くの市民の皆さんの御協力をいただき、いつでも、一つも落ちていないまちの実現を目指しています。そのように献身的に御協力いただいている市民の皆さんに深く感謝する中で、私自身も率先して取り組まなければ申し訳ないという思いから取り組みをしているところであります。

GNSのSは市長であります、ある方から御示唆がありました。GNSのSは市長でもあるが、市民とも読めるし、市役所とも読めるし、また志布志とも読めますよ、と気付かせてくださいました。私はそのお言葉に感動しました。市民みんながそのことに気づき、市全体で取り組むことができるまちになれば、この志布志はピカピカに光り輝くまちになるものと信じるのです。

議会の皆様、市民の皆様、どうぞ一緒になって取り組んでください。そして、みんなでこのまちを「あふれる志」により、市の将来像の「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けてまいりましょう。私は、その先頭に立って、全力で取り組む所存であります。

以下、主要な施策につきまして概要を申し述べてまいります。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。

志布志港につきましては、ポートセールスに加えて、「志布志港 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」の活用等により利用促進に努めてまいりましたが、平成24年の外貿コンテナ貨物取扱量は、速報値で9万519TEUと、対前年比で若干下回ったところですが、本年度は10万TEUを超えるよう、官民一体となりポートセールス並びに利用促進に取り組んでまいりますとともに、新若浜地区国際コンテナターミナルの蔵置能力が12万TEUであることから、第2バースの必要性について港湾管理者である県をはじめ、関係機関へ働きかけを行ってまいります。

一方、平成23年5月に選定された「国際バルク戦略港湾」につきましては、国・県・市・地元関係企業で構成する「志布志港国際バルク戦略港湾検討会」により、関係者が連携して国際バルク戦略港湾の実現に向けて検討を進めているところです。

現在、国においては、関係省庁との協議が整い次第、整備実現に向けて補助制度等の制度設計を検討することとされており、地元においては、国の検討状況を踏まえつつ、県が中心となり整備実現に向けた調整を行っているところであり、本市としましても、国・県・関連企業と連携し、早期事業化に向けて要望活動等に取り組んでまいります。

東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間28kmの事業が進められています。鹿屋串良～曾於弥五郎間が、平成26年度供用開始に向け整備が進められているものの、いまだに日南～串間～志布志間は基本計画区間のままであります。本市では、昨年引き続き用地買収に取り組むとともに、国や関係機関に整備促進を要望してまいります。

都城志布志道路は、全体で5区間、13.4kmが開通し、志布志市内では有明北～志布志間で橋りょう工事や用地買収が進められております。志布志～志布志港間は地元説明会を開催し、実施に向け設計中ではありますが、県境区間は計画路線区間のままでありますので、都城志布志道路建設促進協議会の最重要課題として、国、県や関係機関に整備区間指定を要望してまいります。

国道220号については、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。県道の整備につきましては、志布志港を拠点とした幹線道路である塗木大隅線の泰野地区の早期完成を引き続き促進するとともに、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

都市計画に関しましては、平成21年7月に通山地域を志布志都市計画に編入していることから、昨年、志布志都市計画の区域の整備、開発及び保全の方針を変更しましたので、市内の一体性と均衡を図るために、今後は用途地域指定の検討を行い計画的なまちづくりを進めてまいります。

情報化の推進につきましては、平成29年度までの5年間を対象とした新「志布志市情報化基本計画」を策定いたしましたので、今後は、電子自治体の一層の推進と、整備された光ファイバー通信網「しぶし志ネット」のさまざまな分野での利活用策について、国の交付金等や民間活力等の動向にも十分注視しながら調査・研究してまいります。また、今年度はSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）による情報発信や利活用方法のための情報収集及び高齢者のインターネット利用促進を図るための事例調査などを実施し、「しぶし志ネット」の利用促進に努めてまいりますとともに、基幹業務システムの更新を行い、市民サービスの向上と業務改善に努め、ICT活用日本一のまちを目指します。なお、転入された方等からの行政告知放送端末の設置要望に対しましては、引き続き設置促進を図ってまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

東日本大震災以降、再生エネルギーの活用が注目されておりますが、本市におきましては、本年2月に、有明町伊崎田地区において、送電の開始が大隅半島では第1号となるメガソーラーが完成しました。市内では他にも数件の計画があり、低炭素社会の実現に向けた取り組みとして今後も他の分野も含め推進してまいりたいと思います。

本市の公営住宅につきましては、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替え、ストック改善、修繕及び用途廃止を年次的に行っているところであります。また、沿岸部における公営住宅の整備については、津波の影響も懸念されることから、平成25年度に策定される予定の鹿児島県地域防災計画や志布志市地域防災計画の内容を十分考慮し計画を進めてまいります。

定住交流の推進につきましては、本市への定住促進と地域の活性化を図るため、対象地区に市外から新たに住宅を新築または購入し移住定住された方に補助金を交付する制度を創設し、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図ってまいります。さらに、市内の空き家を活用した空き家バンク制度の運用に取り組みます。

水道事業につきましては、森山水源地の追加整備や新たに泰野第1水源地の施設整備等を行い、将来的に簡易水道事業を上水道事業へ統合し、良質で安定した水の供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、平成21年度作成しました市環境基本計画に沿って、引き続き市民の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいります。本市は、廃棄物管理において、焼却施設を設置せず「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉のもと、市民と行政の共生・協働により、ごみを分別排出・収集を行い埋立処分場への搬入量を減らし、再利用または再資源化を行

っております。この取り組みは本市の環境施策の中心をなすものであり、引き続き市民の協力をいただきながら資源化率が高まるよう取り組んでまいります。

一昨年から国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業により「フィジーを中心とした大洋州における志布志市ごみ分別モデルの推進」を展開中ですが、今年度はその最終年度です。本市の持つ知識や経験を生かして国際貢献を進めてまいります。

また、本年度もサンサンひまわりプランの推進や地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、「おじゃったもんせクリーン大作戦」など多くの市民の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいります。地球温暖化対策につきましては、住宅用太陽光発電導入に対して補助を実施するとともに、ライトダウンコンサートの実施や緑のカーテン「まちぐるみで広げよう」プロジェクト、そして庁舎「緑の館」プロジェクトなどを実施し市民への啓発を図ってまいります。

水保全の取り組みにつきましては、本年2月に第3回目の「志布志市水保全シンポジウム」を開催し、水保全の必要性和重要性を啓発してまいりましたが、今年度も更なる意識の啓発・高揚を図ってまいります。また、市内河川ごとに河川浄化対策協議会を設置していますが、本年は（仮称）「志布志市河川浄化対策連絡協議会」を設立し情報交換などを行ってまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

そして、市民、事業所あるいは各種団体など各主体が「環境にやさしいか」を行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する「取り組み」がいっぱいある志あふれるまちを目指してまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本年度は、志布志地区の3校区公民館において地域の防災マップの作成や自主防災組織の育成強化の取り組みを推進してまいりますとともに、13の校区公民館で避難訓練や防災研修会などの防災に関する取り組みを実施し、全ての公民館での取り組みを終了することとしております。

消防につきましては、昨年、ヘリポート及び潜水訓練兼用の防火水槽を併設した志布志消防署が完成しましたので、訓練や自主防災組織研修など本市の消防防災の拠点施設として、更なる活用を図ってまいりたいと思います。併せまして、消防団につきましても市内15消防分団の再編を推進すると同時に、消防団員の資質向上を図りながら、消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいりますとともに、本年度も耐震性貯水槽の設置、及び松山支所の消防指揮車の整備を図ってまいります。

防災につきましては、東日本大震災を踏まえ、津波避難訓練を引き続き実施し、併せて避難所表示看板の作成、災害時避難用手すりの設置を行うとともに、本年度も津波対策検討委員会の御

意見を聴きながら今後の津波対策に取り組んでまいります。

国が推進している防災行政無線同報系のデジタル化整備につきましては、本年度の有明地区から平成27年度まで順次整備を行い、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。さらに、火災等の災害情報をいち早く伝達するための手段として防災メールを導入し、災害発生時における迅速な情報伝達体制の構築に努めてまいります。

防犯対策につきましては、市の公用車による「志のまち防犯パトロール隊」の活動の充実を図り、地域安全パトロールや声かけ・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに、広報紙、ホームページ、防災行政無線及び行政告知放送端末を活用した啓発活動に努めてまいります。また、本市の民間ボランティアの青パト隊は高い組織率でありますので、これらの方々の御協力をいただきながら、犯罪の発生率、特に青少年の非行についても、発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童生徒の交通事故防止、シートベルト着用の徹底や、飲酒運転の根絶を目標に、交通事故による死者を出さないよう警察や交通安全協会と連携し、交通事故防止の啓発活動に努めるとともに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な誘致活動に努めております。市内の既存企業に対しては、工場増設や新たな分野への進出を検討する企業への支援を行い、雇用拡大につなげているところです。

昨年7月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、メガソーラー設置計画は本市においても好調ですが、近年目立った企業進出が進まない背景には、志布志港周辺で企業立地に優位な分譲地が不足していることも一つの要因と推測されます。このため、平成24年度より新たな工業団地への取り組みの検討を進めてまいりました結果、志布志港新若浜地区の背後にある汐掛地区の水田地帯約8haを候補地として選定いたしました。

この候補地は、志布志都市計画で準工業地域に指定されており、現在整備中の都城志布志道路や臨港道路、今後見込まれる国際バルク戦略港湾の整備、国際コンテナターミナルの拡充等の関連事業とも連携する等、物流アクセス面でも優位な工業団地として見込まれるため、鹿児島県が施工する臨港道路の整備に合わせて、本市が一体的に工業団地として開発を行うものです。

この事業を円滑に推進するため、市土地開発公社に用地取得業務を委託し、本年1月より全力をあげて取り組んでおり、本年中には開発許可を取得し、平成26年春の造成工事着工を目標に取り組んでまいります。地域の皆様の御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、今後も県や周辺市町村と一体となって、本地域経済発展の起爆剤となるよう企業誘致へ向けて全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興については、農業を取り巻く情勢が国内、国外を問わず産地間競争が激化し、農産物価格の低迷、資材費の高騰に加えて、担い手農家の高齢化や農業従事者の減少、環境との

調和、食の安全の確保など、多くの課題が山積しております。このような状況を踏まえ次の施策を重点的に進めてまいります。

まず、地域農業を支える「人」の育成確保については、高齢化の進展に伴い地域農業の担い手が減少し、持続的な営農や集落機能の維持ができなくなっている地域も現れつつあります。

平成24年度に作成した「人・農地プラン」の充実を図ると共に、農業公社の研修事業、「青年就農給付金」、市単独事業の新規就農支援事業などを活用し、将来に向けた地域農業の担い手と、経営感覚に優れ、営農意欲に満ちた新規就農者の育成確保を図ってまいります。

生産流通については、本市の温暖な気候や、整備された広大な農地などの有利な条件を活かして施設園芸作物や露地野菜の振興を図ってまいります。その中でも、本市のピーマンは品質も良く、ロットも多いことから、市場評価も高く、県のブランド品目に認定されています。また、本市においては、農業公社の研修生が多数就農され、栽培面積も飛躍的に伸びており、選果作業が追いつかない状況もあるため、集出荷施設を整備するとともに品質の向上を図り、質、量とも鹿児島県一の産地を目指してまいります。

茶業振興につきましては、本市は九州第3位の栽培面積を誇っており、今後も生産コストの低減に努めるとともに、畑地かんがい施設を最大限に活用し生産性の向上を図り、国際競争力のある作物として育成します。また、栽培技術の向上を図りながら、全国茶品評会等に積極的に出品し「志布志茶」のブランド確立に努めてまいります。なお、10月には「全国茶サミット」が本市で開催されることになっており、これを契機に、本市のお茶や特産品を参加者や全国の消費者に情報発信したいと考えております。

さらに、全国茶品評会等で産地賞、農林水産大臣賞を獲得することで志布志市の知名度の向上を図るとともに、日本一のお茶の産地を目指します。

本市は桜島の火山灰や台風の被害を受けやすい地域に位置しており、降灰や台風などをはじめとする自然災害に対し十分な対策が必要であります。畑地かんがい施設については、事業がほぼ終了しつつあり、市内のほとんどの地域で畑地かんがい用水を利用できるようになりましたが、施設の利用率は必ずしも高いと言える状況ではありません。

水を利用した農業は、品質の向上や収量の増加に効果があることが、これまでの実証試験でも明らかになっており、畑かん施設の利用を促進し、生産者の農業所得の向上を図ります。また、水利用効果の大きい露地野菜の流通対策についても県の補助事業を活用し、大消費地での商談会に参加し、市場外流通や契約取引を進めるなど販路を拡大するとともに、コスト低減や経営の安定を図り、水を使った「儲かる農業」を推進してまいります。

また、本市農産物をPRし販路拡大を図るために、本年度も引き続きツーリズム事業に取り組んでまいります。平成24年度は「志布志市“志”ツーリズム協議会」を中心に、受入農家の募集、研修会、モニターツアーなど、その基礎づくりを行い、実績として約60名の修学旅行生などの受け入れをし、8軒の農家民宿が営業許可を取得することができました。今年度は、これらの取り組みを充実させ、農村交流の推進はもとより、新しい産業の創出という意味でも支援の強化を図

ってまいります。

なお、我が国の経済を左右するTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）につきましては、農業が基幹産業である本市に大きな影響を及ぼす問題でありますので、反対の立場を貫いていくとともに、交渉参加をしないよう引き続き要望をしております。

次に、畜産振興につきましては、配合飼料価格の高止まりや消費の低価格志向が進み、厳しい経営環境が続いております。

肉用牛繁殖経営については、子牛の商品性の向上と繁殖牛の適正な更新に向けて継続して取り組むとともに、育成技術向上に向けた共進会に取り組んでまいります。また、肉用牛肥育経営につきましては、肥育素牛の購入支援を行い、併せて子牛価格の引き上げを図るとともに、酪農につきましては雌雄性判別精液を活用した雌子牛生産の効率化を推進してまいります。

基盤拡充や省力管理、防疫対策につきましては、畜産生産基盤施設整備事業により整備を図るとともに口蹄疫等の侵入を未然に防止するための啓発を引き続き実施してまいります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段地区が平成25年3月末までに補完工事を含めほぼ完了見込みであります。今後は、この下段地区をモデル地区として、肆部合地区や上門地区等、野井倉開田の再ほ場整備の推進に努めてまいります。

また、この他の地区のほ場整備につきましては、中山間地域総合整備事業の平成25年度新規採択を目指し進めてきているところですが、これが採択になりますと、志布志地区の12団地で約34haのほ場整備が順次施工されることとなります。併せまして、有明・松山地区におきましても順次計画を進めてまいります。

農道及び林道につきましては、今後も適正な管理に努め、長寿命化を図るとともに、木材生産量の拡大につながる路線の洗い出し、整備等について年次的に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、昨年度、荷捌き施設の改修工事の支援を実施することで安全性が高められましたので、今後は、施設の長寿命化による施設維持コストの軽減と施設利用者である漁業者の安全確保を図ってまいります。

また、引き続きトコブシの放流に取り組んでまいりますとともに、ハモのブランド化や漁業振興策について漁協との連携を図ってまいります。

次に、商工業振興につきましては、本年度も、志布志市商工会に対し、商工業者の健全な経営安定が図られるよう様々な取り組みに支援をしております。特に、商工業経済活力支援事業におきましては、多数の誘客を図り地域経済の活性化及び観光振興に資することを目的に、自然の恵みをいっばいに受けた海産物、農畜産物を使用した「背白ちりめん三味井」、「志布志黒豚バルク井」及び「志布志黒豚三味井」を志布志のご当地グルメとして県内外に情報発信し、その活動を支援してまいります。

なお、長年「サンポートしぶシアピア」の核テナントとして貢献された「コープかごしま」が別の所に移転されました。地域の方々の中には、日常的な買い物にも心配をされた方もありますが、今回、「ダイレックス株式会社」と「西松屋」が新たなテナントとして開店され本市の

にぎわいの場が増えることで、地域経済の活性化につながればと考えております。

また、競艇場外発売場「オラレ志布志」の設置も5年目を迎えました。本事業が市内、市外に定着し、売上高、利用者数が増大することにより、志布志市のまちづくりのために、更に役立つものと考えております。本年度も引き続き関係機関との連携を密に行いPRに取り組んでまいります。

平成24年度に経済対策として取り組んだ住宅リフォーム助成事業については、本年度も引き続き取り組むこととし、景気の底上げにつながるよう努めてまいります。

観光物産の振興につきましては、平成23年度に策定しました志布志市観光振興計画に基づき、各種プロジェクトを計画的かつ効率的に推進してまいります。これまでの見る観光から、志布志市に訪れる人を飲んで迎え、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながら共によろこべるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行ってまいります。また、「志布志」の地名発祥の地という観光資源を最大限に活用し「志布志」の名を広く市内外に広めるような取り組みについても検討を始めてまいります。

特に、昨年新たに組織された「一般社団法人志布志市観光特産品協会」には、JR志布志駅内の総合観光案内所やアピア内の特産品販売所の運営、おもてなしの心醸成事業などを委託するとともに、「魅力ある観光地創出事業」や、「志布志港寄港促進事業」のほか、「グルメにぎわい通り創出事業」などに対して補助金を交付し、本市観光物産振興の中心的な役割と責任を担っていただくことを期待しております。

まちあるき観光推進への取り組みにつきましては、本市の歴史を活用した観光を推進するため、観光ガイドと連携しながら、民間駐車場の借り上げや、平成24年度に整備された麓地区駐車場の活用を図ってまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上を期待しているところであります。なお、蓬の郷については、今年度、ふれあい交流センターとそれ以外の施設にそれぞれ指定管理者を指定し、より効果的、効率的な施設活用を図ることを目的に、適切な管理に努めてまいります。

観光客誘致に関する取り組みとしまして、フェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿客等の積極的誘致を図り、スポーツ合宿客等の観光客数で鹿児島県での1位を目指します。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつりIN有明」の四つのまつりを、より个性的で、より魅力あるイベントとなるよう取り組んでまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は少子・高齢化の進展とともに確実に変化することが予想されますが、本市においては、市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのために様々な施策を実施してまいります。

高齢者の福祉につきましては、高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が、依然として増加傾向にあり、そのような方々の生きがいづくり・健康づくりを推進し、社会参加を促し、地域でいきいき暮らし、生涯現役で充実した毎日を重ねていただけるように各種事業を推進してまいります。

平成25年度は、本市の福祉・保健施策の根幹となります「志布志市地域福祉計画」の策定年度となっております。昨年中に実施しました、市民並びに福祉団体へのアンケート調査の分析結果を基に、地域住民の方々の意見を反映させながら、今後の地域福祉を総合的に推進するための計画策定に努めます。

また、福祉タクシー運行事業につきましては、利用者アンケート調査の結果をもとに、旧町内での運行形態は存続させながら、旧町間の乗り入れ路線を試行的に運行し、高齢者の交通手段の利便性の向上に努めてまいります。

子育て支援につきましては、国が進めております「子育て関連三法」により、新たに「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられております。まず、平成25年度中に保護者等へのニーズ調査を行い、その結果を基に、平成26年度中に国の基本方針を踏まえた様々な支援策について、市の方向性を明確にした計画策定に努めます。

また、子供と親を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると認識しておりますので、「子ども医療費助成事業」、「出産祝金支給事業」等の事業を引き続き実施してまいりますとともに、保育料につきましては現状を維持しながら、共働き世帯の負担軽減に努めてまいります。

深刻な社会問題となっております児童虐待につきましては、要保護児童地域連絡協議会を核とし、各関係機関と連携を深め、迅速な対応により悲惨な事故防止に努めます。

障害者福祉につきましては、平成25年4月より「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わります。市としましても、従来の各種事業を継続して実施しながら、地域社会における共生の実現へ向けて、障害者への支援を図ってまいります。

次に、保健事業につきましては、平成21年度策定しました健康増進計画「健康しぶし21」に基づき、自助、共助、公助により、「より豊かな人生」や「一層の生活の質の向上」を目指してまいります。そして更なる「健康づくり日本一のまち」につながる、より効果的な事業を展開してまいります。

高齢化の進展や医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実等により、医療・介護の給付費も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計の事業推進は、非常に厳しい財政運営を強いられております。

本年度も、市民の皆様の日頃からの健康づくりを推進し、結果的に疾病予防や介護予防として医療・介護の給付費の伸びの抑制につながるよう、より効果的な保健事業を展開してまいります。

まず、本年度は、市民の皆様が日頃から取り組む自主的な健康づくりの推進を目的として、特定健診やがん検診、各健康教室や健康に関する出前講座、市の主催する健康づくりイベント等へ

の参加者に対してポイントを付与する「健康マイレージ・ポイント事業」を実施いたします。多くの方々に参加していただけるよう啓発に努めてまいります。

また、引き続き、志布志市の健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、並びに筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」を健康づくり推進員や介護予防ボランティアの方々の御協力をいただきながら普及してまいります。

特に「貯筋運動」については鹿屋体育大学の指導者が直接、各地域のサロンに出向き指導を行うなど、より効果的な普及に努めてまいります。

ストレスの増加などによる心の健康づくり対策としまして、地域で自殺予防について理解し、気づき、声をかけ、見守りそしてつなぐ役割をもつゲートキーパーの養成講演会や相談会を開催し、さらに自分の心の健康状態をパソコンや携帯電話のインターネットを通して知ることのできる「心の体温計」の利用促進を図ってまいります。また、曾於地区自殺対策ネットワーク会議により関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら地域全体の自殺対策に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児、1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行うとともに、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担に継続して取り組んでまいります。

また、不妊治療につきましては年々増加傾向にあり、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して不妊治療助成事業に取り組んでまいります。

予防事業につきましては、本年度も市民全員を対象としてインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行い、インフルエンザの集団感染予防に努めてまいります。また、3歳未満の小児用肺炎球菌予防接種費用、ヒブワクチン予防接種費用、中学2年生から高校1年生までを対象とした子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の全額助成に引き続き取り組み、疾病予防及び子育て支援に取り組んでまいります。なお、予防接種の集団接種につきましては、本年度から、段階的に集団接種から個別接種に切り替えて実施いたします。

救急医療事業につきましては、鹿児島県ドクターヘリの円滑な運航に協力してまいりますとともに、曾於郡医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成の中での大隅広域夜間急病センターの運営等、休日や時間外医療の確保や、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保のため、各医師会等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

また、平成26年10月頃に都城市郡医師会病院が、現在の場所から都城市沖水地区に移転する予定ですが、曾於地域にとりましては救急医療に対する拠点病院としての曾於郡医師会立病院の充実が喫緊の課題となっております。本年度は、曾於郡医師会立病院の構成市町である志布志市、曾於市、大崎町と当該医師会立病院、県の関係機関等で将来を見据えた地域の医療体制について具体的に協議してまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」に基づき、「共に支えあい、生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、引き続き介護予防事業

に重点を置いて進めてまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、様々な健康づくり事業を継続して進めてまいりますとともに、平成24年度に試行的に取り組みました高齢者元気度アップ・ポイント事業を、本年度は更に事業を拡大し、高齢者の方々が地域で生き生きと活動していただけるような事業にしたいと考えております。

国民健康保険事業につきましては、医療費適正化の推進、特定健診・特定保健指導を核とした保健事業の推進並びに保険税の収納率向上対策を推進し、事業の健全運営に努めてまいります。

これらの取り組みを通して、保健・福祉・医療が一体となった地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開し、「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

その実現に向けて、学校教育目標の具現化を目指す学校と家庭の共通実践事項の確実な推進、論語や古文等の暗唱を通じた音読の推進、早起き・早寝・朝ごはん運動の実践による子供たちの基本的な生活習慣の確立に努めます。さらに、道徳の時間をはじめ全教育活動を通して命の教育に取り組んでまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、自律学習や中・小連携による長期休業中の学習課題、学力向上推進協議会などの更なる充実を図り、基礎的・基本的な事項の確実な定着に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、心いきいきあいさつ運動を学校や家庭・地域で実践するとともに、不登校児童生徒の減少及び読書の習慣化に向けた家読(うちどく)運動に取り組んでまいります。

たくましい体の育成につきましては、むし歯治療率90%を目指すとともに、徒歩・自転車通学による自力登下校の徹底を推進します。また、運動に対する関心・意欲の高揚及び運動機会の確保による体力・運動能力の向上に努めてまいります。

さらに、国際化や高度情報化等の社会の変化に対応するため、外国語指導助手や地域人材の有効活用による小学校外国語活動の充実、電子黒板やICTを効果的に活用した授業の改善に取り組んでまいります。

本市の学校再編につきましては、平成26年4月の志布志地区中学校統合に向けて準備を進めているところであります。

小・中学校やP T Aの交流計画もほぼ出来上がりましたので、本年度は、それに基づいて各種の交流事業等がなされることとなっており、統合に向けた様々な作業が滞りなく進み、児童生徒をはじめ保護者、教職員が安心して統合の日を迎えられるよう努めてまいりたいと考えております。

東日本大震災では、学校施設が児童生徒の命を守るとともに、多くの施設が避難所として機能し、その安全性の確保が極めて重要であることが再認識されました。

本市におきましても、本年度は、志布志小学校、香月小学校、有明小学校の校舎、潤ヶ野小学校の体育館の耐震補強工事と改修工事を実施してまいりますとともに、耐震化優先度の高い校舎等から順次、計画的に整備を行い、引き続き老朽化が著しい校舎等におきましても、子供たちが安全で安心して学べるよう学校施設の整備に努めてまいります。

本市の生涯学習につきましては、社会教育の充実、生涯学習や生涯スポーツ活動の推進、芸術文化の充実等に引き続き取り組んでまいります。

まず、条例公民館、校区公民館は年次的な整備に努めてまいります。さらに、「花いっぱい運動」を実施し、心の健康づくりや潤いのある生活環境づくりを推進いたします。

青少年の健全育成につきましては、各種研修等を実施するとともに、「青少年育成市民会議」を充実させ、市民全体でこころ豊かでたくましい青少年の育成のための環境づくりに努めてまいります。

また、N P O法人として新たにスタートする志布志生涯学習センターと連携し、生涯学習講座の受講生3,000人を目指して、官民一体となった取り組みを行ってまいりますとともに、本市のまちづくりの基本理念である「志のあふれるまち」につながる「志エッセイコンテスト」、市民総参加の「生涯学習フェスティバル」を引き続き開催します。

さらに、開校10年目の節目を迎えた創年市民大学は、創年と子供の積極的な交流を図るとともに、自主研究グループの自立した活動を促進してまいりますとともに、市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、さらに充実を図ってまいります。

生涯スポーツにつきましては、各地域の運動施設の利活用を進め、誰もが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しめることを目指し、施設の整備、充実に努め、県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を推進してまいります。

また、本市の目指すべきスポーツの振興や競技力向上を図るために、志布志市スポーツ推進計画を策定し、市民とともに本市のスポーツ振興を推進してまいります。なお、平成25年度においては、屋内温水プール等の改修を実施し、利用者の利便性の向上を図るとともに、グラウンドゴルフ場等の整備につきましても本計画に基づき調査を実施してまいります。

図書館運営につきましては、「図書館へ行こう！」をキャッチフレーズにし、昨年更新した図書館システムを周知活用し、調べ学習などに役立つ参考資料や最新情報を提供するレファレンスサービスの充実に努めるとともに、おはなし会やブックスタート事業、さらに小学校入学時に一冊の本をプレゼントする県内初のセカンドブック事業を新たに展開し、本好きな子どもを育ててま

います。

また、高齢者等への移動図書館車による図書宅配サービスを拡充し、図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めてまいります。さらに、迫田アヤ基金を活用させていただき、生涯学習で学んだ人たちや図書館ボランティアと連携し、子どもから高齢者の方まで、心身ともに健康に楽しく語り集える「志ふれあい交流館（仮称）」を図書館に併設し、市民相互の交流と憩いの場を広く提供してまいります。

文化財の保護活用につきましては、本年度も引き続き「志布志城史跡公園保存整備事業」を推進するため、整備基本設計を行い、今後の整備について具体的な計画を策定いたします。

国指定名勝の「志布志麓庭園」につきましては、平成22年度に策定した保存管理計画に基づき、平成25年度から国の補助事業の採択を受け、年次的に公有化事業を実施いたします。

市指定建造物の「山中氏邸」の整備活用については、商家資料館としての活用を含め、商家資料館活用検討委員会等による検討・協議を実施してまいります。

また、建設を進めておりました埋蔵文化財センターにつきましては、4月24日の「しぶしの日」にオープンセレモニーを行い、埋蔵文化財の展示や歴史学習の拠点施設として、積極的な活用を図ってまいります。

学校給食につきましては、今後とも食材に地元産の野菜等を多く取り入れながら、安心・安全でおいしい給食づくりに努めてまいります。なお、現在学校給食は志布志センターと松山センターの2か所で提供しておりますが、両センターの統合に向けて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 午前中に引き続きまして、施政方針を述べます。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

共生・協働・自立の社会づくりを実現するためには、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが、共通の目的を達成するため、連携・協力し、地域のことは地域で解決できるような地域社会を形成することが必要であります。

そのため、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。また、地域での取り組みとして実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、市内全地域で活発な取り組みがされておりますが、活動内容の充実を図り、さらに地域の活性化に結びつくように引き続き支援してまいります。

そして、共生・協働・自立のまちづくりの実現のためには、市政に関する市民の御理解と御協力が必要不可欠です。

また、市民の皆様の御意見を市の施策に反映するためにも、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・広聴活動を積極的に行い、市の施策・諸活動を広く周知し、市民の皆様に行行政情報を共有していただくことが大変重要であると考えております。

広報・公聴活動におきましては、市報しぶしや市内各戸に設置してあります行政告知放送端末、ホームページ、ケーブルテレビ放送を積極的に活用し、効果的な広報活動を実施しながら、市長へのたより、ホームページの掲示板、意見箱などのほか、ふれあい移動市長室で市内各地を巡回して、地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提案等をお聞きしたいと考えております。

男女共同参画への取り組みにつきましては、国の「第3次男女共同参画基本計画」に対応した「第2次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」とドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者の適切な保護・自立支援に関する取り組みを推進するための「DV対策基本プラン」を本年3月に一体的に策定し活動の充実を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政運営の厳しさが加速する中、貴重な財源を有効に活用するため、「志布志市行政改革大綱」に基づき、最小の経費で最大の効果を上げるために行政評価制度による施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的配分や、職員の意識改革と能力開発の推進を図り、成果を重視した透明性のある行政運営に努めるとともに、後期基本計画の進行管理に行政評価制度を活用し、質の高い行政サービスを展開してまいります。

さらに、自治体経営を支える組織づくりのために、業務量調査にも引き続き取り組み、本庁・支所間の業務分担や将来の職員構造を予測した職員の定員管理や適正な配置に努め、市民により近い立場で市民サービスができる体制を構築してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と各分野における方策について申し述べましたが、市民一人ひとりが「このまちが好き」、「このまちに住んで良かった」と実感し、自分の住んでいるまちに誇りの持てる地域づくりを目指して邁進してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

引き続きまして、平成25年度志布志市一般会計予算(案)について、御説明申し上げます。

本市の当初予算編成にあたりましては、地方交付税の伸びが見込めないことや、国・県補助金の廃止・縮減など歳入の伸びが期待できない一方、少子高齢化等により、着実に増加しつつある扶助費などの義務的経費や、他会計への繰出金等、固定的な経費の増加により、平成25年度においても厳しい財政運営となることを認識し、限られた財源の中で防災対策を始め、健康診査受診率向上、予防接種の助成等による疾病予防、健康増進を図る健康づくり対策及び教育・文化・スポーツ施設の改修・整備に重点的な予算配分をしたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は187億7,000万円となり、前年度と比較しますと、7億4,700万円、4.1%の増となっております。これは、防災行政無線同報系デジタル化整備事業、体育施設整備事業等による普通建設事業の増、自立支援給付費支給事業等の扶助費の増、合併特例債を活用した基金造成事業実施に伴い、積立金が増となったことが主な要因でございます。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

まず、自主財源の柱となる市税につきましては、固定資産税が家屋の課税標準額減少等により、9,700万円減額となったことから、2.5%減の30億1,478万7,000円、地方交付税は、国の定める地方財政計画が2.2%の減となったことや、前年度の交付見込みを勘案し、0.7%減の74億300万円、国庫支出金は、公営住宅ストック活用事業を、平成24年度追加補正予算対応としたこと等により、1.3%減の21億4,726万2,000円、県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業費減等により8.1%減の13億2,907万7,000円、繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金を4億7,924万1,000円増額したほか、減債基金、施設整備事業基金、地域づくり推進基金繰入金等92.7%増の11億2,068万4,000円、市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等30.3%増の20億5,510万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

議会費は、議員共済費負担金の減額等により、1.7%減の総額2億2,587万3,000円計上しております。

総務費は、15.8%増の23億3,484万9,000円計上しております。財務課関係では、地域振興等のソフト事業に対する財源確保を目的とした合併特例債基金造成事業に2億5,000万円計上、企画政策課関係では、市外からの移住者に対し、住宅の新築、購入経費の一部を助成する移住定住促進事業に1,300万円計上、情報管理課関係では、基幹業務システム更新事業に2,415万9,000円計上しております。

民生費は、3.0%増の63億3,280万2,000円計上しており、障害者の自立を促進するための自立支援給付費支給事業に6億7,969万2,000円、保育所運営事業に13億4,021万9,000円計上しております。

衛生費は、1.2%増の12億7,239万円計上しております。市民環境課関係では、住宅用太陽光発電システム設置に対し、助成を行う地球温暖化防止推進事業に860万6,000円、フィジー国を中心とした大洋州諸国の廃棄物の減量化及び資源化の推進を図る、草の根技術協力事業実行委員会事業に1,050万円計上、保健課関係では、市民全員を対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行い、段階的に集団接種から個別接種への切り替えを実施する予防接種等事業に1億96万2,000円、市民の生活習慣病予防のため健康づくり支援や、健康診断受診率の向上を図る元気はつらつ志民健康づくり事業に651万1,000円計上しております。

農林水産業費は、5.6%減の15億1,416万5,000円計上しております。農政課関係では、栽培面積が増加するピーマンの集出荷体制整備を図る、そお鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業に3,000万、全国茶サミット鹿児島大会 in 志布志市事業に700万円計上、畜産課関係では牛の異常

産等の発生防止を図る家畜疾病対策事業に162万2,000円計上、耕地林務水産課関係では、農作業道の舗装整備等により、農業の体質強化を図る農業基盤整備促進事業に3,570万円計上しております。

商工費は、13.2%増の5億751万円計上しております。蓬の郷空調設備改修事業に3,150万円、工場等を新設・増設する企業に補助金等を交付する企業立地促進補助金等交付事業に5,503万円計上しております。

土木費は、10.3%減の14億5,545万1,000円計上しており、市道の改良や橋りょう長寿命化修繕に取り組む社会資本整備総合交付金事業に2億536万円、都市計画区域の用途地域素案を作成する用途指定概算検討業務委託事業に350万円計上しております。

消防費は、47.3%増の8億4,644万3,000円計上しており、防災行政無線同報系デジタル化整備事業に2億7,500万円計上しております。なお、この事業につきましては、継続費を設定し、事業期間を平成27年度まで総額を7億8,000万円と定めております。

教育費は、10.7%増の16億6,729万9,000円計上しております。教育総務課関係では、小・中学校教育用コンピューター整備事業に2,277万7,000円、志布志地区の中学校統合に向けた通学バス待合所や、駐車場を整備する志布志地区中学校統合施設整備事業に4,062万2,000円計上、学校教育課関係では、いじめ・不登校・児童虐待等の問題行動の改善を図るスクールソーシャルワーカー活用事業に250万2,000円計上、生涯学習課関係では、屋内温水プールの改修等を実施する体育施設整備事業に1億1,250万4,000円、迫田アヤ志基金を活用した志ふれあい交流館整備事業に4,680万円計上しております。

このほか災害復旧費1,722万5,000円、公債費に25億7,599万3,000円、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険被保険者総数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ46億3,378万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと9,508万4,000円、2.0%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億1,680万円を計上しております。

国庫支出金13億8,796万1,000円、療養給付費等交付金1億5,474万7,000円、前期高齢者交付金、8億3,668万1,000円、県支出金2億9,467万4,000円、共同事業交付金6億2,110万6,000円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として2億186万8,000円、事務費等繰入金2,200万円、出産育児一時金等繰入金1,960万円、財政安定化支援事業繰入金6,608万円、その他繰入金5,000万円を計上しております。また、基金繰入金として国民健康保険基金から5,000万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費を30億2,511万5,000円計上しております。内訳といたしまして、一般被保険者療養給付費24億5,100万円、退職被保険者等療養給付費1億600万円、一般被保険者高額医療費3億7,000万円、出産育児一時金2,940万円等となっております。後期高齢者医療制度の財源負担に伴う、後期高齢者支援金等として、5億5,569万2,000円、介護給付金2億6,843万円、共同事業拠出金6億7,682万円、保健事業費5,462万2,000円、予備費772万5,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算(案)の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,928万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと1,648万6,000円、5.0%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億8,130万円、一般会計繰入金1億6,252万5,000円、諸収入310万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金3億3,918万8,000円、保健事業費631万9,000円を計上しております。

続きまして、介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度志布志市介護保険特別会計予算(案)の総額は、歳入歳出それぞれ38億4,341万4,000円、前年度と比較しまして、6,862万5,000円、1.8%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は第1号被保険者に関係する保険料を5億6,100万円計上しております。国庫支出金につきましては、保険給付に対する国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担金を10億9,507万6,000円計上しております。

次に、支払基金交付金でございますが、保険給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億8,366万2,000円計上しております。県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対する県の負担分と高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金を5億6,567万4,000円計上しております。繰入金でございますが、保険給付費及び地域支援事業に対する市の負担分と事務費の繰り入れを4億8,185万1,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、要支援1、2の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、審査支払手数料の「その他諸費」、自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額医療合算介護サービス等費」、介護保険施設等における居住費や食品の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する「特定入所者サービス等費」を合わせまして32億2,003万円計上しております。

[何事か呼ぶ者あり]

○市長(本田修一君) 失礼しました。訂正いたします。

37億2,003万円計上しております。

地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、二次予防事業

対象者施策に対する事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、二次予防事業対象者の介護予防プラン作成に関する介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など、6,649万8,000円計上しております。

続きまして、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度、志布志市下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,191万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと273万6,000円、0.9%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を6,140万1,000円、一般会計からの繰入金1億7,769万9,000円、農林水産業債の資本費平準化債を7,030万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など、8,174万3,000円を計上しております。

そのほか、地方債の元利償還金2億2,917万円、予備費を100万円計上しております。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ283万8,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、1,000円の減となります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金252万5,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を252万5,000円計上しております。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億985万8,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、82万7,000円、0.8%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして、公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金8,955万5,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を662万4,000円、地方債の償還金を1億273万4,000円計上しております。

続きまして、工業団地整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

工業団地整備事業特別会計につきましては、志布志市臨海工業団地（仮称）の事業化に伴い、同工業団地の効率的な整備・分譲・管理などの運営を行うことを目的に、新たに設置をお願いするものでございます。

平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,090万円となっております。

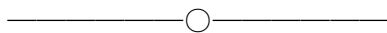
歳入の主なものとしましては、市債の地域開発事業債2億2,000万円、一般会計繰入金90万円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、工業団地の用地取得費及び開発行為に関する調査委託料としまして、事業費2億2,009万円を計上しております。

続きまして、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

平成25年度志布志市水道事業会計予算（案）につきましては、サービス提供の対価である水道料を主体とする収益的収入として水道事業収益を5億7,093万7,000円計上、サービス提供にかかる費用である収益的支出として、水道事業費用を5億4,950万8,000円計上しております。資本的収入の主なものとしましては、企業債、負担金、工事負担金等であり、総額1億7,097万1,000円計上し、支出につきましては、森山水源地や泰野第1水源地の整備、国・県道を含む道路改良工事による布設替え等に係る費用として、5億3,948万8,000円計上しております。なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額、3億6,851万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億9,499万円、固定負債400万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,052万3,000円、減債積立金2,062万5,000円及び建設改良積立金1億2,837万7,000円で補てんするものです。

以上、平成25年度の当初予算案について述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力、また更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

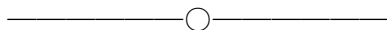


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第11、議案第7号から日程第13、議案第9号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第7号から日程第13、議案第9号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 議案第7号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第7号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、引き続き、市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、志布志市長等の給与の特例に関する条例の期限を延長するものであります。

内容につきましては、第1条第1項及び附則第2項中、「平成25年3月31日」を「平成26年2月11日」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

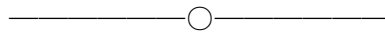
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第8号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第8号、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律による特別会計に関する法律の一部改正に伴い、国营企業の運営のための国有林野事業特別会計を廃止する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正し、不開示情報から国が経営する企業を削るものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

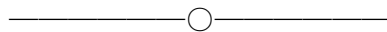
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第9号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第9号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務の改正及び地域における生活者の多様な視点を反映するため、委員を拡充する措置が講じられたため、これらに関する規定を定めるものであります。

内容につきましては、第2条の改正が所掌事務に、市長の諮問に応じた市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び当該重要事項に関し、市長に意見を述べることを規定し、第3条の改正が防災会議の委員に、自主防災組織を構成する者、又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第10号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、志布志市臨海工業団地開発事業の実施に伴い、同事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、新たに工業団地整備事業特別会計を設置するものであります。

内容につきましては、第1条に工業団地整備事業特別会計を加えるものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（西江園 明君） ちょっと伺いますけれども、今回、今日の議会でこの条例に対して新たに特別会計をつくるわけですが、今市長がありましたけど、4月1日から施行すると、今回、当然これは来月早々。議決になったとした場合に、この特別会計というのは、今度はいつ上程されるわけですかね。

○財務課長（野村不二生君） 今回の定例会にですね、新たに特別会計の会計を上程をいたします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第15 議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第11号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げ

ます。

本案は、まちあるき観光拠点事業により新たに整備された駐輪駐車場を使用に供するため、その名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、第1条の改正字句の整理、第2条の表に新たに整備された駐輪駐車場の名称及び位置を定めるとともに、従来の駐輪駐車場の名称を改め、位置を整理し、第7条の損害賠償義務に関する規定を加えるものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第16、議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第12号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第12号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第12号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、住民税の寄附金税額控除の適用対象に、住民の福祉の増進に寄与する特定非営利活動法人に対する寄附金を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第34条の7の改正が「寄附金税額控除の適用対象となる寄附金又は金銭」を加え、第51条、第71条及び附則第2条の改正が字句の整理を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第13号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、助成の対象となる保険給付について、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例との整合を図るため、保険給付費の定義に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、助成の対象となる保険給付に「訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費」を加えるものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第18、議案第14については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第14号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第14号 志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第14号、志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の一部改正による同法の題名の改正及び条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該法律名及び条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市福祉事務所設置条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例中、引用している「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成25年4月1日から施行し、一部の規定は、平成26年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

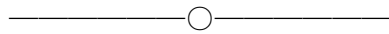
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第15号 志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、同法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、志布志市新型インフルエンザ等対策本部を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） 議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月11日に公布されました。これは、平成21年度に発生した新型インフルエンザ等の教訓を踏まえつつ、必要な法制を整えるとして制定されたものでございます。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされたことに伴い、同法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、志布志市新型インフルエンザ等対策本部を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定めるものでございます。

それでは、条例案を御覧ください。

第1条は、本条例の趣旨でございます。

第2条は、組織についてそれぞれの職制と職務の規定でございます。第1項で対策本部の本部長を、第2項で対策本部の副本部長を、第3項で対策本部の本部員を、第4項でそのほかに必要な職員をそれぞれ規定し、第5項でその他の必要な職員は、市の職員のうちから市長が任命するとしております。

第3条は、会議についての規定で、本部長が必要に応じ、対策本部の会議を招集し、当該出席者に対し、意見を求めることができるとしております。

第4条は、対策本部に係る部の設置に関する規定でございます。

第5条は、対策本部の庶務を保健課とする規定でございます。

第6条は、本条例の委任について、条例で定めるもののほか、必要な事項について本部長が定

めると規定しております。

附則で、この条例は、法の施行の日から施行するとしております。

次に、付議案件資料を御覧ください。

議案第15号につきましては、15ページ、16ページでございます。

15ページは、新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制でございます。上段は、対策本部の設置時期について説明しております。国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に対策本部を設置し、市町村は緊急事態宣言以降に設置することになっております。中段は、政府対策本部、都道府県対策本部、市町村対策本部の各役割について説明をしております。下の段は、それぞれの本部組織についての説明でございます。

開けて16ページをお願いいたします。

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置でございます。

新型インフルエンザ等が発生した場合、感染症法第44条の2の規定により、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生の公表を行います。これは、世界保健機構がヒトーヒト感染が増加していることの証拠があるとして、フェーズ4の宣言がなされたことを受けて公表します。これにより、政府対策本部、都道府県対策本部が設置されますが、この時点では市町村対策本部は任意の設置で、法律に基づくものではありません。

なお、政府対策本部基本的対処方針を策定し、医療関係者や社会機能維持事業者に対して、特定接種や水際対策を実施します。県や市町村は、特定接種実施に対して協力することになっております。

国は、新型インフルエンザ特別対策措置法第32条により、国内での発生、全国かつ急速なまん延により国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼし、または恐れがあるとする政令の要件に該当する事態が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいたします。

国・県の措置等についてはお目通しください。

宣言後、市町村対策本部が設置され、住民に対する予防接種を実施します。予防接種にかかる費用は住民の個人負担はなく、原則国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっております。緊急事態宣言が解除された場合、市町村対策本部は廃止されます。

今後でございますが、まず政府の行動計画が策定され、これに基づきまして、県の行動計画が策定されます。

その後、市は県の行動計画に基づき、行動計画を策定することになります。策定にあたりましては、市町村行動計画のモデル計画を国・都道府県が協力し、作成する旨説明を受けておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（小野広嗣君） ただいま課長の詳細な流れを追っての説明でですね、あらかた分かるわけですが、今もありました緊急事態宣言がなされて本部が設置と、それ以前の対策本部は任意で

あるということでもありますね。

そういった場合、対策本部の本部長は市長であります、それ以前に任意として、内外の状況を見極めて本市独自です、そういった対策本部を事前に立ち上げるというケースも今後ないとは言えないから、こういう状況がうたっているわけですが、そういった場合、対策本部の本部長としては市長であります、そういったものを決定づける組織機構としてこういったものがあるのか、その時の判断は、市長に委ねられるのか、そこをちょっとお示してください。

○保健課長（若松光正君） 新型インフルエンザ等対策特別措置法の中の第35条に市町村対策本部の組織ということで規定があるわけでございます。

今御質問のありましたとおり、第35条におきましては、市町村対策本部の長は市町村長をもって充てる。市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げるものの規定の中に、副市町村長、市町村教育委員会教育長、3番目に当該市町村の区域を管轄する消防長、またはその指名する消防吏員等に規定があるわけでございます。

御質問の事態に至った場合には、この規定に基づきまして、迅速に任意の設置等について検討していくということになるかと思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっと違うんですね。それはあくまでも、いわゆる緊急事態宣言を行われて、いわゆるその以降に法律的にうたわれて設置をされていくわけですね、そうでない前段階において、任意法律に定められていない、だから本市独自で判断をして、この本部を立ち上げる時の判断というのは、そういう判断をする組織機構があるのかと、あるいは市長なのかと、そこをちょっと尋ねただけなんです、そこをお示してください。

○保健課長（若松光正君） その任意に対策本部を設置することにつきましては、設置が可能であるということございまして、その状況によりまして、その任意の設置につきましては、やはり本部長、その状態になりました時には、本部長前のことでございますので、市町村長がその対策本部の設置については、判断をされるということになるかと思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

○

午後2時02分 休憩

午後2時16分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第20 議案第16号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第16号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市新規就農者住宅のうち志布志地区に所在する住宅の老朽化に伴い、これらの住宅の供用を廃止するものであります。

内容につきましては、第2条に松山地区に所在する新規就農者住宅の名称、位置及び棟番号に関する表を加え、字句の整理を行い、別表を削るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、一部の規定は、平成25年7月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

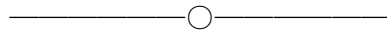
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第17号 志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第17号、志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度から曾於東部地区基幹水利施設の管理に関する事務が曾於市から移管されるため、当該施設の管理に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理の趣旨。第2条で貯水、放流又は取水。第3条で、点検及び整備。第4条で干ばつ、洪水時等における措置。第5条で観測及び調査。第6条で監視。第7条で委任を定めるものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

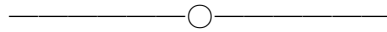
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第21号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について

日程第23 議案第22号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第21号及び日程第23、議案第22号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について及び議案第22号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度から曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務が、曾於市から移管されることに伴い、同事務について曾於市への委託を廃止するとともに、曾於市から受託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、同事務の委託に関する規約を廃止し、同事務の受託に関する規約を定めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

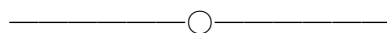
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号及び議案第22号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第18号 志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、埋蔵文化財を保存し、展示し及びその活用を図ることにより、市民の文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、志布志市埋蔵文化財センターを設置するので、その名称及び位置、開館時間等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について補足して説明申し上げます。

本条例は、全10条で構成されており、名称及び位置、開館時間等に関する事項を定めるものがあります。

それでは、主な条項につきまして説明申し上げます。

第1条は、志布志市埋蔵文化財センターの設置規定を定めるものであります。

第2条は、施設の名称を志布志市埋蔵文化財センターと、そして位置を志布志市志布志町安楽41番地6と定めるものであります。

第3条は、埋蔵文化財センターの開館時間を午前9時から午後5時までと定めるものであります。

第4条は、埋蔵文化財センターの休館日を月曜日と定めるものであります。ただし、その日が祝日の場合は、その翌日が休館日となるものであります。

第6条は、埋蔵文化財センターに展示する埋蔵文化財の観覧料は無料と定めるものであります。

第7条は、埋蔵文化財センターの施設や埋蔵文化財に対する損害賠償義務に関する規定を定めるものであります。

第8条は、職員に関する規定を定めるものであります。

第10条は、観覧の停止の命令に違反した者に対する過料を定めるものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（丸山 一君） 上野原遺跡のところに置いてある、これは志布志から出た軽石でできたお棺（おかん）というんですかね、あそこで私が何年か前に、行ったときには県の展示をしているところで、「我が市から出たものが、いずれ返却をされるんですか」と言ったところ、県の担当職員は「市の方に受け入れがないから、それはできません」と言われたんですけども、今回埋文センターができることによって、それはこちらの方に返却できるものか。

それと、有明町の土橋で出た銅鐸（どうたく）がありますけれども、あれも東京の博物館に置いてあるはずなんですけれども、そのレプリカはどう展示されるのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 施設の展示につきましては、現在市内にあるものについては、こちらの方にまとめる計画でございます。

また、県にあるものにつきましてもですね、相談してまいりたいと思っているところであります。

土橋のレプリカにつきましては、現在、農業歴史資料館の方でそのレプリカを展示しておりますので、これにつきましては、新しく設置します市の埋蔵文化財センターの方にですね、展示す

る計画でいるところでございます。

その他いろいろの出土品等あると思いますけれども、それぞれ整理しながらですね、展示してまいろうと思っているところでございます。

○4番(丸山 一君) お棺につきましてはですね、軽石を削って、上下のふたみたいな感じになって、かなり珍しいものだということで、僕はわざわざ見に行ったんですけども、県の展示が終わったのであれば、できればこの市の埋文センターの方に僕は展示して、皆さんにお示するのが一番適当ではないかと考えるんですけど、再度お伺いをいたします。

○生涯学習課長(樺山弘昭君) 少し確認させていただきたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○2番(下平晴行君) 全協でも言ったんですが、無料ということについては、委員会で十分協議していただきたいというふうに思います。

それと8条の職員であります、これは埋蔵文化財センターに所長を置きと、これはおそらく生涯学習課長が兼ねるというふうに理解をするわけですが、それと併せて臨時で対応するというものであります。ここに配置する職員は、それなりの文化財関係に知識を持った職員を充てなければならないというふうに思うわけですね。そうなりますと、今嘱託職員、5年というような区切りをつけているわけであります。

そういうこと等を含めて、やはり報酬ですかね、給与、どういう形で給与が支払われるか分かりませんが、私はそれなりのほかの職員とは違う形の対応をしていかなきゃいけないだろうというふうに思うわけですね、そこ辺はどのように考えておられるのかお願いします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

今議員御指摘のとおりですね、やはり市民により利用していただくことを前提としておりますので、やっぱり専門的な知識がですね、ある程度はないと、一般の嘱託職員ということでは対応できないところもあるんじゃないかと、私は個人的にそう思っております。

現在、整理室で仕事していただいている方々もいらっしゃいますので、そういう方々等もあわせてですね、どういう職員をどの程度、何名ぐらい配置するのが小学生や中学生、あるいは一般の方々がお見えになった時に、よりよく御理解できるということを考えた時には、やはりそういう判断が必要になろうかと。また、このことにつきましては、総務課の職員担当の課ともよく相談して、私どもの御要望も聞いていただけるように考えていきたいというふうに考えております。

○2番(下平晴行君) それと併せて、そういう資格を持った職員が実際はいる中で、これは決してそれが悪いとは言いませんが、ほかの課を回って対応することもこれはいいことだというふうに思うんですけども、そういう資格を持っている職員の活用の在り方、ここに配置しなさいという意味じゃないですよ。そういう資格を持った職員がいながらもほかの課で対応していく。専門として雇用しているわけですから、そういう職員の活用の仕方、こちら辺も十分考えて対応していただきたいというふうに思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 先ほどの質問ですけれども、常設展示の方に先ほど質問がありました軽石製組合せの石棺（せっかん）ということで、原田式横穴石の軽石製組合せの石棺につきましては、展示する計画で進めているということでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

専門職の職員の採用については、原則その専門たる分野で業務をしていただくことになるわけですが、市政全般についてもある程度知識を得るということは必要ということで、ある一定期間、専門部署でないところに配置をしているところでございます。そのことについては、更にそのような取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございますが、原則は専門職に携わってもらうということが原則でございますので、そのことを専門分野が手すきにならないように十分配慮しながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） ちょっとまた初歩的な質問をさせていただきます。

この罰則規定が設けてありまして、10条に過料がありますけど、第5条に違反したときという表現ですけれども、この5条の中に教育委員会規則の規定に違反したときという表現がありますけれども、これも規則が定めてるのかというのが1点と。

その第5条の第2項に観覧者に損害が生じて、市は賠償の責めを負わないという表現がしてございますけれども、この市のほかにちょっと罰則規定がある条例が手元に持ってませんので、比べを申し訳ないんですけど、こういう表現、市はその賠償の責めを負わないというのは、いわばこっちの言い分ですよ。果たしてこういう定め方が、じゃあ向こうが訴えても市の賠償は負わないという、この表現の効果というのはどの程度あるものか、その見解をちょっとお示ください。

○議長（上村 環君） 当局より、答弁準備のため、時間をいただきたいということでございますので、しばらく休憩いたします。

○

午後2時35分 休憩

午後2時39分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 先ほどの質問ですけれども、条例に基づきまして、規則を現在定めるところでございます。規則の中に観覧をする場合の遵守事項ということをお定めしております。

例えば、所定の中での飲食や火気の使用、迷惑のある行為、係員の指示に従うことということで、遵守事項をお定めしているところでございます。

それに基づきまして、条例の中で観覧の制限ということで、いずれかに該当する場合には、観覧の停止を命ずることができるということで、その中での規則をお定めしているところでございます。

また、第2項で観覧者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないということでござい

ますけれども、来場者の方に個人の不利益があった場合にも、それについては市の観覧の中止に基づきまして、不利益があった場合についても、その賠償を責めを負わないということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第25、議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第19号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第25 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、南薩地区消防組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成25年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から南薩地区消防組合を脱退させるとともに、これに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第20号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を申し上げます。

本案は、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の事業費を増額するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） それでは、議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、補足して説明を申し上げます。

上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、平成20年3月議会で承認の議決をいただき、年次的に整備を進めているところでございます。

今回は、市道志布志黒葛線の関係路線において、道路拡幅による法面の安定勾配を確保するため、土木工事の増大に伴い、事業費の増額をお願いするものでございます。

それでは、議案説明資料24ページをお開きください。

総合整備計画書であります。アンダーラインの部分に変更前、括弧書きの部分に変更後になります。表中の事業費、財源内訳の一般財源の欄の金額を「1億1,233万4,000円」から「1億2,419万2,000円」に改め、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の欄を「1億1,200万円」から「1億2,390万円」に改めるものでございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

よろしく願いをいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第27 議案第23号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第27、議案第23号、市道路線の認定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、農道の整備に伴い、路線の整備を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（丸山 一君） 今度のこの路線の認定について、ちょっとお伺いしますけれども、全部はまだ精査しておりませんが、もともと農道であったところが認定という形に出てきているような気がするんですよ。

県単事業もしくは、農村整備モデル事業で整備をしたのであって、道路幅員は大体4mであろうかと思うんですけども、これが今回のこの認定において4m道路が例えば周りの住宅状況とかで変化がありまして、それを5mにという形に、もしくは要望等が上がってきた場合には、それが対応できるのか。もしくは、これは、ただ起点終点だけの延長の変更であるのかお伺いをいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回認定した3路線につきましては、農道の整備により、また周辺の宅地化が進んでいる地区でございますので、そのところをですね、市道の認定ということで、基本的には議員おっしゃったように、4mから5mの幅員は既に確保されているところでございます。

したがって、それをまた5mに広げるかというのは、またその状況によりますけど、今の現時点ではそういう拡幅というのは予定してないところでございます。

ただ、側溝につきましては、ふたがない、外ばんがない構造物がありますので、そのところをふたをかぶして幅員を確保するとかいう検討はですね、今後していきたいと考えているところです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第28 議案第24号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第28、議案第24号、市道路線の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第24号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道路線の 신설及び改良に伴い、これらに接続する路線の路線名、起点及び終点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後2時52分 延会

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成25年2月27日（水曜日）午前10時01分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第25号 平成25年度志布志市一般会計予算
- 日程第3 議案第26号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成25年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成25年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（22名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
18 番 東 宏 二	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（2名）

17 番 岩 根 賢 二	19 番 小 園 義 行
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時01分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸崎幹男君と福重彰史君を指名いたします。

○

日程第2 議案第25号 平成25年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（立平利男君） 説明資料で2点ほどお伺いいたします。

28ページの移住定住促進事業、新規だろうと思いますが、中山間地域の活性化ということで、非常に楽しみな事業だろうと思いますが、その中で、中山間地域の活性化の定義、基準というのが少し見えておりませんので、お示しをいただきたいと思えます。

それと、今回18回目になります全国茶サミット鹿児島大会ということで、非常にこれも関心が大きな事業だと思っております。

その中で、83自治体の首長さん方がお集まりになって、生産体制とかいろいろ議論をされて情報発信をするということなんです、まあ18回もあると色々な成果が上がってきている、そういう状況もあろうかと思えますが、私自身見えておりません。その中で、いろいろ会議をされて情報発信することは非常にいいんですが、この消費拡大というのが、今生産現場でも非常に大きな話題になろうかと思えます。そういう消費拡大について、どういう考えがおありなのかお伺いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 移住定住促進事業につきまして、お答えをいたします。

今回25年度から創設をいたしますこの移住定住促進事業の補助金につきましては、現在市内、それから各県内外、補助金を創設をいたしまして、その移住定住について対策を練っておりますが、私ども市としましても今回初めてその助成金措置ということで対応するところでございます。

中山間地域ということでございますが、今回主に現在複式学級である学校の地域、それから、

今後複式学級になると見込まれる小学校区を特に対象としたところでございます。

当然、中山間地域ということでございますので、少子化、高齢化の解消を図るということ、それから市外からの転入を誘発して、市全体の人口増につなげていくということ。それから、自治会等につきましても、非常に限界集落と言われる集落等もございますので、その対策、それから先ほど申しましたとおり、学校の児童数の減少等、もろもろ問題等がございますので、この補助を受けて少しでも地域の活性化、そして人口増につながればということでの補助の創設ということでございます。この要件等につきましては、県内、県外の実施をされている自治体を参考例といたしまして、庁内に検討委員会を設けまして、各関係課と協議をいたしまして、今回目的、内容、補助対象者等、補助対象地区についても定めたところでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長（本田修一君） 全国茶サミット大会について、お答えいたします。

今回、平成25年度で志布志市において全国茶サミット鹿児島大会 in 志布志という大会を開催する予定で議案をお願いしているところでございますが、24年度におきましては、岐阜で開催されまして、そちらに参加いたしまして、サミットの大会の決議を得て、関係機関にその決議の内容をもって要望活動をするということをしたところでございます。その中には、当然、その消費拡大についての配慮していただくということもございまして、私ども自身はその拡大についての積極的な取り組みをすると、そしてまた、リーフ茶の文化的なものにつきまして、更に深みを増していくというような内容でございまして。

その大会でも話題になったところでございますが、全国的に茶の消費については、非常に憂慮すべき状態になっているということでもありますので、その茶の消費について、いかに取り組むべきかというようなことでお話が進んだところでございます。その中で、特に私の方も発言いたしまして、掛川市の事例等を全国的に参考にしながら消費拡大をすべきではないかというようなことのお話を申し上げました。

掛川市は、一昨年NHKで報道されたとおり、全国で一番がんの発生率の低いまちということでありまして、そのがんの発生率の低い原因が茶をたくさん飲む習慣が、風土が定着しているからということがありましたので、そのことの報道のお話もいたしまして、本来お茶というものは健康にいいということは、日本人みんなが認識していることでもありますので、そのことを更にそのようなデータ等を紹介しながら、健康に役立つ飲料だということをもっとイメージアップさせていくべきだというようなことでお話を申し上げたところでございます。

今回の志布志大会においては、更にそのことを強調していこうと、そしてまた、私どものまちでそのことを実践しておりますので、データでもってこのサミットの皆様方に紹介しながら全国的な運動に高めていければというふうを考えているところでございます。

○10番（立平利男君） 今課長の方から定住促進事業については、基準を述べていただきましたけれども、複式学級、今後予想される複式学級ということで、私、有明地区におりますので、小学校が有明に7校区あります。通山・有明については、理解をいたしますが、実は有明地区にお

ります私の地元であります野神が、周りは全部北の方に山重、東の方に蓬原、南の方に原田ということで地域があります。そういう中で、こういう見てみますと、確かに野神小学校は児童が今後も100名前後で推移をしていく状況も聞いております。

ただ、私もいつも思っておりますが、私ども野神校区は、本当の農村地帯、純農村地帯であります。先輩方が鋭意築いた地域であり後継者もいっぱいおられます。そういう中で、児童数の減少もそんなに変わりなく推移はしているそういう状況を先輩方がつくってくれました。誇りに思うと同時に、今後も守っていかないかんという思いもあります。

そういう中で、私が地域にどういう説明をしたらいいのかなということで、複式学級、今後予想される複式ということも理解をいたしますが、地域の設定の仕方、小学校区であろうかと思っておりますが、山重小校区の大字の地番は野神地番が大多数であります。小学校区でそういう状況で設定がなされておりますが、このへんをもう少し配慮できないものかなあと思っております。松山地区も全て小学校区が入っております。私ども地域がIターン青年、娘婿さんたちも帰ってきている状況もいっぱいあります。いい制度が新規就農者、後継者となる制度に活用できない。そういう心配をしておりますが、こういう配慮はできないものなのでしょうか。

それと、お茶サミットについて、市長も参加されて、内容等には理解をいたしました。ただ、消費拡大に掛川市の事例等も発信されたということですが、私時事思うに、この消費拡大は、私ども生産地だけで議論するべき問題ではないだろうなと思っております。第18回目の志布志大会ということで、少し発想を前進させていただいて、流通関係、茶商の皆さん方を御案内して、そういう中で地元を見ていただき、そして示唆をいただく、そういうサミットにできないものかお伺いをいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、この設定をいたしますときに、ある程度というか基準というのが当然出てくるだろうということでございまして、他の自治体と、それから庁内での検討会の中で、やはり複式学級、現在複式学級であるということ、それから、今後複式学級が見込まれるということを前提として、その基準をまず定めようということで、最終的に決まったところでした。

野神小学校につきましては、今指摘されましたとおり、100人等ですずっと推移をしていくというような状況でございましたので、スタートといたしましては、この小学校区の中でスタートいたしまして、当然今後異動等によりまして、児童数の減少等も十分考えられますので、その都度追加というような形でも十分対応していこうというようなことで、庁内検討会でも決めました要綱等、今後要綱と、それから要領で定めるところでございまして、今後推移を見ながらですね、その追加等については、検討はしていくというようなことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、茶の消費が減退している中でのこのような大会ということで、どの方々も危機感をもっていらっしゃいます。

そして、消費拡大については、本当に真剣に取り組むべき課題ということになっておりますので、今御提案がありましたように、たくさんの関係される方々につきましても、御案内を申し上げて消費拡大がいかなる形で取り組むとすれば進むのかということについての観点から、大会を開催したいというふうに思います。

○10番（立平利男君） お茶サミットについては、非常に期待をいたしておりますので、ぜひ市長の発想のもと、取り組んでいただきたいと思います。

移住定住促進事業ですが、課長、そういう理解はいたしました。ただ、追加ということなんです、地域によって、回りは全部そういう事業が導入できる。それでぼつんと1戸、あの西側は大崎町ですので、周りが全部囲まれて、私の地域、野神だけそういう事業が導入できない。非常に残念に思っております。

先ほど言いますように、農業地帯でございますので、農業をやりたいということで非常にたくさんの男性陣がきております。そういう状況を確保するためにも、限定してでもいいですから、農業定住について、御配慮いただければ非常に前進するんじゃないかなと思っております。

基幹産業が農業ということでございますので、ある程度の緩和を要望したいと思いますが、そこについては御一考できないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御出身の校区について、対象になってないということで、そのことについての配慮というような御質問だということでございますが、こういう要綱を設置する際には、ある一定の線引きをしながら要綱を定めるわけでございますが、今回御提案するのは小学校区の複式というような観点から線引きをさせていただいたということでございます。

今後、そのような形で近接する所にこの事業の内容に該当するような方ができるとすれば、たくさんできるとすればちょっと配慮をしなければいけないというふうに思ったところでございますが、現段階ではこのような形で事業の執行をお願いしたいということでございます。

[立平利男君「議長、特に」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○10番（立平利男君） 市長、そういう基準は分かりました。ただ、この志布志市が農業振興を柱といたしておりますので、当然まちには農業者は移住しないわけですが、そういう地方、地域、過疎化が進んだ地域、そういう自治会も野神校区でもいっぱいあります。もう児童がいない40数戸の自治会がある中で、児童がいない自治会も出てきております。そういうことを考えると、やはり特定の農業移住者もやはり配慮をすべきだと思うんですが、今後検討いただけないですか。検討していただけないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

野神だけでなく、例えば、今有明校区でですね、山間地の集落の方々がそのような方がおられたらどうするべきかと、ふと考えたところでございますが、現段階のところでは特に市長がというような形での要綱等には整理してないということでございますが、少し状況を見させていただ

きまして、そのことが多々あるとなれば配慮をしていかなければならないというふうには思ったところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管外について、2点ほど質疑をしたいと思います。

予算書では80ページになりますが、今回は地域福祉計画策定事業ということで、施政方針の方でも本市の福祉保健政策の根幹をなすということで、いよいよこの計画の策定に入ってくるなというふうに思っております。総合的な福祉計画の策定ということを私も二、三年前から一般質問等でも取り上げて申し述べてきておりますので、特に今この件に関しては注目をいたしておるわけでありまして、そういった中で、いわゆるこれまで福祉政策としては、市長の思いのあふれた単独の様々な政策がございますね。そして、保健課、福祉課にからんだ政策だけではなくて、いわゆる庁内を横断的にですよ、からんでくる政策というのが、今後こういう総合福祉計画を立てていくとすればからんでくる。そうすると、庁内横断的ないわゆるそういった検討の場というのは当然必要になってきます。その中で、今回謝金として19名の委員がおられまして、昨年アンケート等も取られておりますので、そういったものを一つのたたき台として議論をなされるわけでしょうけれども、大変大事な議論の場になってくるだろうというふうに思ってるんですね。それが年4回されようとなさっている。そういったメンバーの構成と、その取りまとめをしていくコーディネーター的な役割、ここはどこが今、担おうとしているのか。そこを少しお示しをください。

それともう1点、予算書では86ページになるんですが、既に根付いてまいりました放課後児童健全育成事業、これが直営で1か所、そして社会福祉法人へ委託という形で15か所、今やってるんですね。私が議員になった当時から考えると、いわゆるこの学童保育と呼ばれる放課後児童健全育成事業が市内の隅々にまで広がってきたなというのが実感なんですが、やはりこの社会福祉法人におきましては、様々な健全育成事業、学童保育の中でいろんなことを展開されていますね。そういった展開というのは、年を経るごとに社会福祉法人の在り方一つ一つの中で、様々な計画をもってその法人のいわゆる方針のもとに進んできてると思うんですが、そういった中でいわゆるこの健全育成事業の補助事業に値しないということで、なかなか認められないというお話も伺っているところでもございます。そういったことに関しては、どういう対応で今そうなっているのかもお示しをいただければと思っております。

○福祉課長（福岡勇市君） 地域福祉計画のことですので、ちょっと説明をいたします。

まず最初に24年度の今までの事業の取り組みですけれども、住民アンケート調査をいたしました。それと、福祉団体アンケート、ヒアリングを実施しております。1回目の策定委員会を24年度にも予定しております。

25年度につきましては、議員もおっしゃるように地区をまとめて福祉計画をつくらなければいけないということで、住民座談会を予定しております。ワークショップをいたします。中学校校区11か所で3回ほどを予定しております。それと計画策定委員会の4回ということで、メンバ

一といたしまして、学識経験者はもとよりですね、いろんな代表者、それと施設の職員、そういった医療施設の職員、それと保育事業所の代表、それと社会福祉協議会の代表者、市民代表者ということで公募をいたしました。そして、応募がありましたので、その方も策定委員会の委員として活動してもらうようになっています。

それと、企業ボランティアの市民団体の関係者、それと学校教育関係者、それと保健医療、福祉関係者ということで作成しております。

それと、アドバイザーも来てもらうようにしております。鹿児島国際大学の教授について、アドバイザーをしてもらう予定になっております。

あと一つ、放課後児童健全育成事業の方ですけれども、放課後児童クラブの実施状況調査をこの前いたしたところでありまして。これについて、今精査をしているところでありまして。議員おっしゃるとおり、該当してないというところは、私どもとしてはないところでありまして。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○福祉課長（福岡勇市君） 今調査をしている段階でちょっと精査をしているところでありましてけれども、今の段階では放課後児童クラブとして該当していないというところは、ないと思っております。

○13番（小野広嗣君） 地域福祉計画策定の方ですが、今お聞きをしました。やはりアドバイザー等も入って、そして、地域の代表、そして各団体の代表も含めて検討されると。先ほど言いましたいわゆる庁内横断的ですが、取りまとめをしていく段階で中心になるのが福祉課、そして保健課ということになるんだらうなというふうに思うんですが、そういった中心になるのがどこなのか。あるいは福祉課長とか、そこがまとめていく状況にあるのか、そこをちょっとお示してくださいね、大事な策定事業になりますので。

放課後児童健全育成事業については、今述べられたように、いわゆる状況調査、実態調査を今行っていると、これまでは該当してないところはありますよね、いわゆる25年度スタートにあたっては今調査中であるけれども、すべて該当するという理解でよろしいんですが、市長、答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放課後児童健全育成事業についてでございますが、ただいま担当課長が答弁いたしましたように、現況の調査を全ての学童について、調査中でございますが、それがまとまりまして調査の結果、該当しないところはないというような判断になっているようでございます。

ということで、25年度のスタートからこのことについては、すべての学童保育について対象とするということになるかと思っております。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほどの計画策定の取りまとめということですが、まず最初に福祉課と保健課が主になります。それと、その中に作業部会を結成しております。福祉課、社協、保健課でしております。そして、その上に検討会議、それと関係課長、事務局長を交えて報

告をするつもりであります。それと、その上に策定委員会、最終的には庁議に諮っていく予定にしております。事務局は福祉課になります。

あと先ほどの放課後児童クラブの件なんですけれども、市の事業内容を今要領として定めて、それに従った運営をしていただくことで、各事業所の皆様にお示しし、内容を納得していただいたうえで新年度の事業を進めてまいります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 市長の答弁で納得したところだったんですが、今課長の方で述べられた答弁、いわゆる社会福祉法人独特の経営方針をそれぞれ持っていらっしゃって、いわゆる保育に欠ける子を保育するとかいう次元ではないですよ、どの社会福祉法人にしてもですね、そういった中で様々な取り組みをしていく、それが例えば今課長が言われたように、市という立場で言えば標準的な基準というのがなければなかなか指導はできづらいということもあるんでしょう。でも、そこをはみ出したら駄目よということであってはいけないような気がするんですね。そこは、やはりお互いがしっかり話し合っただけで詰めていくと、そうすることによって当局もあるいは社会福祉法人の方も折り合いをつけてそういう基準の中で頑張ってみますというふうにならなきゃいけないだろうというふうに思うんです。今のところそういう範囲内に入っているんだというふうに当局はとられて進めていかれるんだろうなという理解でよろしいんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長が申しましたように、状況の調査をし、精査いたしまして、その中で基本的に学童保育として、していただきたい項目がございますので、そのことがきちんとされておられたらよとするというような方向でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） 3点ほどお伺いをいたします。

12月に建設課の仕事を受注した業者さんが、1月になっても竣工しない、2月になってもしないから理由を聞いてみたところ、2次製品がですね、仕事受注をした段階で、2次製品の注文をしたと、ところが製品が届かないと、製品が届いたのが2月20日過ぎだったんですよ。今ですね、2次製品の会社がなかなか業者さんが少なくなったのもあります。前は郡内、大隅半島に何箇所もあったんですけども、今は1か所しかないわけですね、鹿屋に少しありますけれども、ですから、そういうことを考えますと、仕事を発注してもなかなか製品が間に合わない。先の専決処分の中でその事由は出てこなかったんですけども、実際は仕事は仕事を受注した業者さんが仕事にかかれな、工期が切れそうだというのが、非常に多いんですよ。前は電柱移転の問題が多かったんですけども、今は2次製品の製品が間に合わないというのが一番理由なんです。ですから、僕が考えるのに、仕事の発注の仕方、工期の設定の仕方というのを考えるべきじゃないかと思えます。

それと2点目は、森林病虫害等防除事業なんですけど、これは説明資料を見ますと松くい虫駆除となっておりますけれども、これはマツケムシは入っているのか、入っていないのか。

それと、3点目はですね、先の議案16号の中では志布志市新規就農者住宅条例というのがありまして、4件削除だったですね。4件削除でありながら、今度は予算書中では就農者対策住宅解体業務委託事業となっている。その中では条例では4件削除になっているのに、新規予算の中では2棟解体となっております。事業名も、事業というか、条例も違うし、4件のうち2件ということは、これはあと2件はまた先にやるのか、就農者対策も住宅対策となっておりますけど、これは新規就農者のために、また住宅を建てる予定でこういうことをやるのか、3点ほどお伺いをいたします。

○議長（上村 環君） 丸山議員、建設の部分については、答弁の相手はどこになりますかね。

○4番（丸山 一君） 建設課です。

○建設課長（中迫哲郎君） 平成25年度も建設課では相当の工事の請負費も組んでございます。今、昨年からの施策の工程の管理とかもですね、厳重に行いながらということで進めているわけでございます。

したがって、そういう2次製品、特に昔は製品ができてたのがあったんですけど、今はほとんど受注生産というようなことになりますので、その辺も考慮しながらですね、標準工期というのをみながら守っていきながらですね、発注に努めていきたいと考えております。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

説明資料の104ページをお目通し願いたいんですけど、この中で森林病虫害等防除事業におきましては、②、③のですね、地上散布、地上作業によりまして、その薬がマツケムシにも効くという薬を散布いたします。ただし、時期的なものについては、上の市有林管理事業の②の中の害虫駆除でマツケムシについては、対応したいというふうに考えております。

○農政課長（上原 登君） 3点目の問い合わせの新規就農者住宅条例の改正については、付議案件資料の17ページから19ページを御参照いただきたいと思います。現在新規就農者の住宅が松山地区に3棟、志布志地区に4棟ございます。このうち志布志地区にあります4棟が経年劣化で廃止にしなければならないということで志布志地区の4棟を今回条例から廃止をし、条例上は松山地区の1か所に3棟だけになるということで改正をお願いするものでございます。

なお、志布志地区の4棟につきまして、今回2棟については、あとの活用のしやすいところをまず撤去をして、その後次年度以降残りの2棟については、解体作業に入るとということで本年度は2棟だけ解体の予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○4番（丸山 一君） 今建設課長が答弁をされましたけれども、今回も様々な仕事をいっぱい予算化しておるので非常に有り難いかなとは思いますが、2次製品は今課長が答弁でありましたとおり、今まではですね、2次製品の会社にはいっぱいあったわけですよ、その中で僕らも取りにいくと、もうすぐ間に合うというのが状況だった。ただ、今は受注生産ですかね、ですから、とてもじゃない工期は間に合わない状態。私が考えるのに、例えば、その2次製品なんかの工期が間に合わないから、工期をですね、例えば、3か月の工期のところを6か月とかした

場合に、今度は受注した業者さんは残りの6か月のところで仕事をやってしまうというのがあるんですね。そうすると、例えば地元で工事看板等を見たときに、工期が6か月あれば、できればですね、後ろの方で工期をしてもらおうと非常に工期が長くて地元の人にもイライラするというのがありますので、工期の見直しの中で期間を6か月長く設定はしたとしても仕事はですね、施工計画表等をなるべく早く出してもらって仕事はなるべく早くやってもらおうという形にしてもらわないと、その看板等を見て、いつ工事が始まるのかなというのであります。

例えば、それを説明をしてくれと、例えば我々自治会長等にとってきたときに、非常に説明に困る面がありますので、そういうところはちゃんと考慮していただきたいというように思います。

あと2点目のですね、病害虫防除駆除は、今課長の答弁で分かりましたけれども、できればですね、マツケムシも先の12月議会で僕が一般質問しましたとおり、非常に柏原海岸等は何万本ともう枯れております。国交省は、あれは枯れてないと、いずれ枝は出てくるんだと、葉は出てくるんだというようなことなんですけれども、あれは実際違いまして非常に枯れております。ですから、もう何万本というようなもう枯れておるわけですね、ですから、あれが菱田川を越えて今度はガが我が志布志市にきた場合に、かろうじて残っている我々の市の保有林がですね、またああいうめになったり、志布志高校の下辺りがまた枯れてしまったりすると非常に困るのでなるべく対応をしていただきたい。

説明資料の中でもですね、やっぱりもうちょっと松くい虫駆除だけでなく、マツケムシ駆除もですね、ちょっと文言をどこに入れるかというようなこと、配慮をいただきたいと思います。

それと3点目の新規就農の住宅条例の改正については、理解をしましたがけれども、できればこの志布志町の方を条例から削除して、今度は就農者対策住宅解体業務委託事業という今度は事業名になってますけれども、これも名前的に僕はどうなのかなと思うんですよね。4棟を削除して、そのうち2棟を解体ということなんですけれども、条例の方では新規就農者住宅条例で削除、予算書の中では就農者対策住宅解体業務という、条例と事業名が違うような気がするんですけれども、これをあわせた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、お伺いをいたします。

○建設課長(中迫哲郎君) 工事の工期につきましては、なるべく早期に発注に努めると同時に、そういう余裕を持った工期でですね、発注に努めていきたいと。

また、工事の看板等にも実の工程の期日を入れて、実際工事はいつからとか、そういうのを入れるような工夫をしてですね、市民の方にお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○耕地林務水産課長(井手佐喜雄君) 説明資料の104ページの市有林管理事業の中で、岳野山につきましては、キオビエダシャクが対象、それから、運動公園周辺については実質マツケムシでございます。

議員おっしゃられるとおり、ちょっとその辺の配慮が足らなかったかなというふうに思うところでございます。特に、マツケムシにつきましては、隣接の大崎町、それと県、それと森林管理署等とですね、十分広域的な協議をもって対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○農政課長（上原 登君） ただいま御指摘の点でございますが、新規就農者住宅につきましては、条例が新規就農者住宅条例ということでございまして、その中の一部を削除ということ、あと字句の整理ということでございますので、この名称で提案をさせていただきました。

また、解体につきましても、この住宅自体は新規就農者住宅ということでございますので、その住宅を条例から削除し、解体をするという意味でこの事業名で提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○4番（丸山 一君） 建設課長の答弁でありましたけれども、2次製品の在り方等についてはですね、県と協議をしておるのか、県との指導なりあるのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 2次製品につきましては、俗に言う汎用品に2次製品、トラフの小さいの等は、多分在庫がですね、ある程度あるかと思っておりますが、特殊なやつについては受注生産というようなことでなろうかと思っております。

ただ、県との協議等は、特段しているわけではございません。受注してから業者の方がその品物を会社に注文していくということになっているところでございます。

それから、工事業者の方からは、材料仕様承認ということで、どこの製品を使うという承認申請書でこちらは承認しているところでございます。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○4番（丸山 一君） 今課長答弁にありましたけれども、実際はですね、トラフの注文だったんですよ、12月に仕事を受注して、トラフ注文をしたところ、トラフが、製品がきたのが2月の半ばだったんですよ。ですから、今の答弁はちょっと合わない気がしますけれども、これからですね、これだけの事業をやっていく中で、新年度で仕事をやっていく中で、今度は様々な業者さんが、様々な製品注文があった場合に、すごく工期的に無理があるだろうというのがありますので、できればですね、業者指導じゃないですけども、県と業界との対応というような形もですね、僕は県に具申すべきだろうと思うんですよ。

これは、絶対工期を延ばしてくれ、延ばしてくれ、絶対きますよ、これ。その中で、先ほど言いましたとおり工期を延して、仕事が終わる方で対応という形になると非常に工期が長引いて、業者さんは何してるんだという感じで言われますので、そういうところをですね、含めて、できれば建設業協会とか、県とか、2次製品の業界とか、そういうところともですね、協議をして進めていくべきじゃないかと考えております。

特に、自民党が今度政権をとりまして、公共事業の発注を増やすと言っておりますので、リース業者さんも建設業者さんも、かなり人員削減をやって、仕事に対応できるかというのを実際心配しておられますので、そういうところを含めてですね、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の点につきましては、日本全体そのような状況になっているということに

ついて、認識しているところでございます。

特に、東日本大震災の復興に伴い、かの地で新たに人員を確保しようとする際にも、人員すら確保できない状況が続いていると、そして、その結果、人件費が高騰しているというような話も聞いておまして、それが直接事業をされる一次の建設業者のみならず、二次製品、関連する業界においても、新たにそのような事業を立ち上げるかどうか、拡大するかということについても非常に慎重になっているというようなふうに聞いているところでございます。

そのような状況が現に本市でも影響が出ているということでございますので、しっかりその点については、県にまた国に対応についての要望をしてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） その前に、市長、先ほど弓場ヶ尾佐野原線の崩壊についてでありますけれども、これは私朝早く見に行ったんですね。そして、業者の方に聞いたら、先ほど建設課長が大雨のせいという説明がありましたけれども、これは湧水が、湧水のせいだということであります。昨日も私質疑しましたが、やはり今設計からきて、そういう形で作っているわけでありませぬけれども、勾配ができなかったということで、回って、回るといふか、土手を削って道路を設置したと、設置しているということでありますけれども、あれを反対に、田んぼの方になぜ入れなかったのかなというふうに思っているわけですね。これは、もう今進んで進行中ですから、今更言ってもなんでしょうけれども、私はこれはやはり内部で設計書に基づいて、やはりもうちょっと議論すべきじゃなかったのかなと、私ども地域では、何であそこに通すのかなと、あそこは水が出るんだがということはずっと言って、建設課に私も話をした経緯があります。そういう面では、市民の皆さん方にもすごく迷惑をかけているわけですね、こういう、ですから恐らく時間がですね、相当かかるようなことを言っていました、業者の方も。業者の方もなぜこっちを通すのかなというふうに思っていたと、これは恐らく橋りょうの造ったその高さですか、そこら辺も問題があったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこも含めて、やはり事前の踏査、調査、そこら辺が十分してこなかったということもあるんじゃないかなというふうに思いますので、再度内部で二度とこういうことの道路の設置については、十分協議をして地元等の話、意見なんかも聞いてやはりすべきじゃないかなというふうに思います。それはいいです。

それでは、70ページの児童扶養手当給付事業、この事業は、大変いい事業だというふうに思っているわけですが、ただよく聞くのが、戸籍上は離婚しているけれども、実際はそうじゃない、いわゆる不正受給している可能性のある方が結構いるんじゃないかという、結構いるというか、よく話を聞くわけですね、だれだれとまでは言いませんけれども、そういう届け出があったときにその実態調査をされているのかどうかですね、そして、その後の経緯。

それと併せて71ページの生活保護支援給付事業、これも今テレビ等で不正受給、これは職員と一緒にあってそういう不正受給者したという、逮捕されている事例もあるわけであります。

私も、今回そういう申請を生活保護の申請と一緒に見ました。申請の手続きが、受付があまりよくないというような話も聞いていましたけれども、受付については、すごくいい対応をしまし

た。してくれました。

それは駄目なものは駄目って、申請の段階で、これが駄目、あれが駄目ということじゃなかったです。そういう面では、しっかり受け付けて、その中で実態調査をして、これは該当になるとか、ならないとかというような対応をしたということで、そういう面では、しっかりそのことの対応をしているなというふうに思って、感じたところであります。

そういうことで、その児童扶養手当給付事業と生活保護のこの点について、やはり特に生活保護の支援給付事業については、1回給付事業を認定しますと、そのままずっと給付されると、いわゆる一生懸命働いている人がばかを見るようなやり方ではおかしいんじゃないかという、市民の不満の声、私も一般質問で1回しましたけれども、そういう声もよく聞きます。そういう面からすると、行政がやはり生活の助長、いわゆる仕事を見つけてやるということも業務の一つであるわけですが、そういう不正受給等をあわせて、そういう両方ですが、どのような事後の調査をされているのかですね、伺ってみたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 児童扶養手当給付事業ですけれども、新規の申請がありましたときに、必ず新規については自宅まで訪問いたしまして、実態調査をしております。

それと、議員おっしゃるように離婚とか、離婚等などで事実、実際は離婚してないのに、そういう事実があるような時には、隣近所とかですね、通報等があった時には、そこまで出向いて調査をしているようにしています。なかなか立ち入りまではちょっと難しいところなんですけれども、ある程度門口までは行って調査をしているところでもあります。

あと、生活保護の不正受給ということだと思いますけれども、これについても、いろいろ通報もありますし、いろんな事例もあるんですけれども、ケースワーカーといたしましては、支給日のときもですけれども、申請のときも生活保護のしおりを読み聞かせをしている状況であります。

あと不正受給と事後調査ということなんですけれども、ケースごとにAケースからDケースまであるんですけれども、ケースごとに訪問の頻度があります。それで、いつも自宅を訪問して調査をしている状況であります。

以上です。

○2番（下平晴行君） はい、調査については分かりましたけれども、市長ですね、AからEまでケースがあるのはよく分かっております。その中で、何回、ケースワーカーが何回行けばという、いわゆる調査の立ち会いと申しますか、調査と申しますか、そういうことをやっているのは分かっているんですが、私はその数値でやるんじゃなくて、やはりもうちょっと入り込んだ、やはり調査を法律で決まっているからというんじゃなくて、やはり市は市の負担もあるわけありますので、そういう面は、そういうことは、国の則った調査の在り方じゃなくて、もう一步踏み込んだ、やはり対応をすべきであろうというふうに思います。

今、課長が通報等があった場合には、ということではありますが、そうでなくても、やはり例えば離婚して申請が上がってきたと、それはすぐじゃなくて、やはりこう回数を重ねて、本当にそういう生活状況はどうかという部分ではですね、やはり私はもうちょっと入り込んだ、もち

ろんそれ以上に入り込むことができない、立ち入りできないというのはよく分かっています。それは、やはり周りの説明がありましたとおり、周りの方から情報を聞いたり、あるいは恐らくです、行政の方に入るのは、相当後から入るんですよ。私どもにはいろんな情報が入っていきます。それをいちいち言うわけではないわけですが、こういうとき初めて言えるわけですが、やはりそういう例えば、家屋調査、固定資産税、そういうものもそういう担当というものがいるわけでありまして、そういうものも設置して、それは民生委員とかそういうのがおられるわけでありまして、そういうものも活用しながら、その調査頻度を高めて実態調査を見ていくと、こういうことができないのかなと思うんですが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福祉事務所、この生活保護を担当する職員につきましては、いつもいつも残業等があり、そしてまた、心労等が重い仕事だなというふうに思っているところでございます。

そして、職員は一生懸命そのことについては職務に専念しているというふうに私自身思っているところでございまして、先ほど課長が申しましたように、そのような通報等があった場合には、直ちに真摯に調査訪問しているというようなことでございますので、この事業の範囲内で、法律の範囲内での真摯な取り組みということはしているというふうに思っているところでございます。

また、私どもとしましては、法律に基づいて例えば極端に言えば人権等を侵害しないような形で対応をするわけでございますので、そのことについて疑義があり、そしてまた、いろんなことで不審に思われる方がおられたら、そのことは通報いただければというふうに思うところでございます。先ほども申しましたように、その際は真摯に直ちに対応しているということでございますので、御理解いただければと思います。

○2番（下平晴行君） 市長、その法に基づいてというのは当然なことですよ、私が言っているのは、それ以上に調査をする。なぜかと申しますと、市民がやはり行政を信頼することになりますと、当然市民も行政に協力するという形になるわけですよ、やはり市民が不審を持っているということは、何らかの形でそういうふうに情報が入ってくるということではあるわけですが、聞くわけですから、やはり、それを法の範囲内というんじゃなくて、分かったと、もうちょっとそれ以上に踏み込んで、踏み込んでというのは家の中に踏み込むという意味じゃないですよ、それは誤解しないでください。その事業に対する対応の仕方をもうちょっと深く受け止めてということでは、考えて欲しいというふうに思います。そこら辺もう1回。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、本市の職員につきましては、本当に真摯に対応しているということについては、御理解いただければと思います。

そのようなことで、更に市民の方々から御指摘あるいは通報等がありましたら、直ちに対応していきたい。そしてまた、そのことについてももう少し深めるというようなことの取り組みをしていくように指示をしていきたいと思っております。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○2番（下平晴行君） 志布志ポートマラソン大会活動事業についていいですかね。

従来は、そのポートマラソンというのがありまして、これが志布志ポートマラソン、名前がちょっと変わりましたですね。

例えば、菜の花マラソン、ここも2万人近い人たちが走って、私は走らない、見にいってきましてけれども、これは、この内容に、目的に書いてありますとおり、広く市外のPR、こういう面ではすごく地域の方々がボランティアで、そういう地元の特産品、農産物ですかね、そういうのを出しながら協力をしておられます。今年は、すごい雨だったにもかかわらず、皆さん方が本当に指宿市民全体がと言ってもいいような対応をしておられたようであります。

昔は、そういう私も教育委員会のときに国道を走ったという経緯、それからなくなってしまって、新たに志布志ポートマラソン大会が復活してきたわけですが、教育委員会の皆さんには本当に大変な御苦労だというふうに感謝を申し上げたいというふうに思うわけでありましたが、もうちょっとこれを充実することによって、志布志市をPRすることが健康等を含めてできるんじゃないかなというふうに思っているわけですが、内容については、この程度で、この程度って失礼ですけど、こういう内容ですつといくのか。それとも、ハーフマラソン、あるいは42.195、そういうのまで取り組みをしていくのか。

これはやはり、国道を警察はあまり通らせない、利用しないというような方向でいるわけですが、しかし、市が方向性をしっかり持って目的を持ってやれば、お願いすればこれも可能じゃないかなというふうに思うんですけれども、もし今後の考え方がこのままなのか、それとももうちょっと大きくしていく考え方なのか、そこら辺はちょっとお願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

おかげさまでポートマラソン大会もですね、参加者も今年もまた増えまして、有り難いことだなと思ってはいるんですが、私ども生涯学習課としてですね、どのぐらいの体力があるかということもありますし、またポートマラソン以外にジョガー駅伝等々、また生涯学習フェスティバル等々のイベントも持っておりますので、そこらあたりとの関連もありますし、職員のあまりにも負担になっても困るなということも考えております。

それから、今議員御指摘のように、外に出ることは、なかなか今許可が厳しいございます。それで、今ちょうどあそこの松林を中心として、私どもやっているわけですが、菜の花マラソンとか東京マラソンとか、私も見ましたけれども、これはもう大変なイベントでございまして、ああいう形に発展させるということになりますと、やっぱりもっと全市を挙げてですね、すべての課がと言うんでしょうか、取り組むという姿勢を持たないと、一生涯学習課だけではまかない切れないというようなことも出てくるだろうと、今後、市長も「健康日本一」ということも掲げておられますので、そういうものに、私どもが何らかの形で手助けすることができるのであれば、このポートマラソン大会についても、今後リニューアルすることも考える時期にきているのではないかと考えておりますので、その際はやっぱり全庁を挙げて、全市を挙げてという形をとっていかないと、ああいうビッグイベントには成長しないのではないかなというようなことは考えております。

今、とりあえず今の体力で、私ども生涯学習課の体力としての限り、全力を尽くして充実させていけたらと思っているところでございます。

以上でございます。

[下平晴行君「2番」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 下平議員、質疑3回までを超えておりますので。

[下平晴行君「全体で3回ですか」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） はい。

[下平晴行君「分かりました」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○23番（福重彰史君） 所管外につきまして、3点ほど簡単に伺いたいと思います。

まず、この説明資料の35ページの今回の市の基幹業務システム更新事業ですか、ここにコンビニの収納への対応というふうになっておりますけれども、このシステムが更新することによって、今年度からコンビニ収納が可能になるのかということが1点。

それから2点目は、公共用水域保全事業ですけれども、この中にいわゆる汲み取りから、便槽から、単独浄化槽を撤去しながら合併浄化槽あるいは集排施設への接続ということでございますけれども、この内容を見てみますと、今回130件中に本庁70件と志布志支所60件ということでございますが、この中に松山は入っておりませんが、松山は汲み取り便槽及びこの単独浄化槽の撤去は全てなされたものか。あるいは、この本庁の中に含まれているのかということですね。

それからもう1点は、福祉タクシー運行事業でございますけれども、今回試行的でございますけれども、旧町間の乗り入れを行うというような計画であるようでございますけれども、これらについて、どのような考え方で臨まれるのかお伺いをいたしたいと思います。

○市民環境課長（竹之内宏史君） はい、まず公共用水域保全事業について、御説明をいたしたいと思います。

お尋ねの松山分については、本庁の方の70件に含んで対応いたしておるところでございます。

○情報管理課長（又木勝義君） コンビニ収納への対応でございますが、現在作業を進めております。

全体としまして、この基幹業務システムの更新につきましては、今年度平成26年1月から対応するというふうに計画をしているところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 福祉タクシーの運行事業ですけれども、従来の路線に旧町間の乗り入れを計画しております。どういうルートが一番いいのか、25年度に説明書に書いてありますように、試行的に運行して、ルートまた時間等を定めていき、高齢者の交通利便性を高めていきたいと思っております。

以上です。

○23番（福重彰史君） コンビニ収納については26年1月からということであるようでございますけれども、いずれにいたしましても、今年度中に始まるということになるかと思っております。

そこで、このコンビニですけれども、市内の全てのコンビニがその対象になっていくのかというところが1点。

それから、この公共用水保全事業の方ですけれども、本庁の70件の中に含まれているということですが、松山支所での取り扱い、いわゆる申請の取り扱いというのはなされていないのか、併せてですね、この事業を推進することによって、いわゆる一般会計からの繰り入れ、今年度も1億7,000万円ぐらいあるようでございますけれども、やはりこちらの方を減らしていかなきゃいけないということと併せて、一番大事なのは、その水質汚濁をいわゆる解消していくんだというのが一番の目的であるわけですが、併せて、いわゆる一般会計からの負担を減らしていくということがあるかというふうに思いますけれども、これらの取り組みについて、市として具体的にですね、どのような推進をお願いをいたしているのかですね。

それから、福祉タクシーでございますけれども、今ございました試行的にやってみなければ分からないことですが、現在のいわゆる運行というものを考えた時に、事前に予約をもらって、そしていわゆる予約をした所まで迎えにいったり、そして、その予定先までいくと、そしてまた帰るもそれぞれ予約をして、また帰って来るというような、そういうやり方ですね。今のこの福祉タクシーのシステムというのは、そういう形であろうかというふうに思いますけれども、そういうような形の中で旧町間の乗り入れ、これはもう本当にそういう形というものが早く望まれるわけでございますけれども、今のようなこの福祉タクシーのようなですね、手続き、そして運行体制というもので果たして乗り入れがスムーズにできるものかですね、ちょっとそのあたり、不安もありますので、その点につきまして、どのように試行をされながら考えていくんでしょうけれども、今の段階でどのような考え方を持っているのかですね、お伺いしたいと思います

○情報管理課長（又木勝義君） 先ほど申し上げましたコンビニ収納の開始時期について、訂正をいたします。申し訳ありません。26年4月から予定ということでございます。

それから、どういう店舗が可能かということではございますけれども、このコンビニ収納につきましては、市とそれからコンビニからいったんこれを収納する会社がございまして、その会社と市が協定なり、契約を結ぶということでございますが、今予定しておりますのは、全国23店舗、ここでいいますとローソン、ファミリーマート、エブリワン、それからセブンイレブン等については可能であるというふうにお聞きをしているところでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 申請の受付につきましては、松山支所でも受付はできます。

それと公共用水域のこの観点ですが、もちろん今回一般会計からの繰り入れ1億7,000万円ということですが、これを減らしていかなきゃいけないということは、とりわけおっしゃるとおりでございます。

今、農業集落排水の接続率が2月15日で73.6%までいたしておりますけれども、なかなかこの先が伸びないというのが現状でございますけれども、やっぱりこれを普及していくということ、そして併せて合併処理浄化槽の普及と、志布志市が今55.6%程度でしょうか、いわゆる単独浄化

槽、汲み取りを除いた、いわゆる合併処理浄化槽と農業集落排水の接続というのがございます。普及率は、これは上げていくことがございますので、両方で合併処理浄化槽、公共用水域を上げていく。そして水質の汚濁を防止するということを目的としたいと、目的とするのは当然だというふうに考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） 福祉タクシー運行事業ですけれども、松山有明については、ドア to ドア、それと志布志については2路線ですけれども、ある程度中まで入っている状況であります。

あと今回の1路線の増なんですけれども、受託事業者と今交通施策関係もありますので、企画政策課を含めた協議をいたしまして、利便性の良い路線を考えていきたいと思っております。

あとは、試行中に利用者の意見を聞きながら実施したいと思えます。

ある程度は路線方式をしていきたいと考えております。予約制については従来どおりであります。

以上です。

○23番（福重彰史君） このコンビニでございませうけれども、今答弁がございましたけれども、今の考え方でいけばですね、取り扱い店舗というのは、もう松山にはないということになりますよね。全体的に物事は見なければいけないでしょうけれども、やはり会社とのいわゆる契約ということになるということでございませうけれども、やはり、そういう全ての地域の中で利便性が高まるようなですね、そういうような、やはりシステムなり、あるいはそういう取り扱いというものをですね、さらにですね、今後検討をしていただきたいというふうに思えます。

それからほかの件につきましては、それぞれまた所管の中で質疑もあろうかと思えますので、これで終わります。

○情報管理課長（又木勝義君） おっしゃいますように、全体的にとということが前提ではございませうけれども、今後また松山地区におきましては検討させていただきたいと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 所管でありますけれども、説明資料の145ページの上段の方のセカンドブック事業についてお伺いをいたします。

新1年生は全体で何人なのかですね。それと20冊の中から希望によって1冊選んでもらうと説明してありますが、できればですね、山重小学校に新入生が10名おれば、新1年生が10名おれば、20冊の中から1冊ずつ別々にですね、渡してもらって、それを回し読みをするようなですね、対策はできないかですね、お伺いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） セカンドブック事業でございませうけれども、今年度から新規で行う事業でございませう。報償費で48万円というふうに予算を計上しておりますけれども、新1年生を320名で一応試算しているところでございませう。

それから、20冊の絵本の中から1冊を選んでもらって、それぞれに1冊ずつをプレゼントするというでございませうので、別々に選んでいただければ、それぞれの個人の方でまた閲覧とい

うか、交換して読むことは可能かと思っております。20冊のうちから事前に選んでもらって1冊をプレゼントするという形でございます。

○教育長（坪田勝秀君） 今、御提案大変いい方法だなと思っております。

しかし、それぞれ好みがあったりですね、それからもう既に持っているという、その本はという保護者の方がいらっしゃると、別々に取れということがなかなか難しかったりするものですから、好みの物をということで、今回のこの事業はスタートさせたところでございます。

ですから、そういうふうに変換して読めばいい、確かにそれもいい方法でございますが、それはもうおそらくそれぞれの学校ですね、数が少ない学校については、みんな1冊ずつ別々なものをということも提案はすることは可能かと思いますが、これはまた、新入生が入る学校の学校長等とも相談をしながら、そういうことができるものなのかどうかということも、また相談してみたいと思います。

○12番（立山静幸君） せっかくですね、いい事業を始めてもらうわけですからですね、やっぱり持っているとか、持っていないとかじゃなくて、新しい1年生にあった本をですね、絵本ですか、これを選んでもらって新しい本を選んでもらってですね、その中から20冊の中から一人はこの本、もうそれをのこして19冊の中からまた一人は選んでもらう、そういうふうなですね、取り組みをしていただいて、やっぱりせっかく与えたんだから、同じクラスにおるわけですからですね、回し読みもしたら非常に、1冊の本に集中しないかもしれないわけですがけれども、1冊の本に集中するかもしれないわけですよ、そういう手当てが必要じゃないかと思うんですけど、再度お伺いをいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 新規事業でございまして、現段階ではこちらの方から前もって選んだ20冊の中から、希望する本を選んでいただきたいという形で進めているところでございます。

具体的な取り組みにつきましては、また学校との協力やら、現場の声を聞きながらですね、進めてまいりたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野栄作君） 63ページ、高齢者労働能力活用事業ですが、例年2,000万円ぐらいの予算計上ですが、今年1,860万円と減額になっております。聞くところによると、何か補助事業を実施しなくて、その分が減額をされているというようなことみたいですね。

それと、この目的に沿った事業形態に今なっているのか、非常に苦情が多いと、私自身は考えているんですが、この補助金額がずっと続くということが果たしていいのかなと、非常に考えているものですから、この点、この1,860万円、近隣と比べて補助額というのはどうなんでしょうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 高齢者労働能力活用事業で、シルバー人材センターの運営費補助金ということで支出しております。

あと今回については、1,860万円ということで140万円ほどの減になっております。この内容といたしまして、140万円の事業について企画提案方式事業というのがあります。24年度もですけど、

25年度について、企画提案方式事業については、実施しないということで、1,860万円になっているところでもあります。

あとシルバー人材の運営自体については、いろいろ問題になっているんですけども、そのことについて、アンケート調査をシルバー人材が取ったところでもあります。それに基づいて一つ一つ今理事会で問題提起をして解決を図っているところでもあります。

あと、近隣の情報ですけども、そのことについては、あともってまた回答いたしたいと思います。

○1番（平野栄作君） 補助事業で運営しているわけですね、それで高齢者の生きがいの充実、ここに書いてあるとおりのことが、今の事業形態では全て反対の方向に向かっているというふう認識をするわけです。

いろいろと個別ではいきますけれども、なかなかいい回答がもらえないと、そして事業自体も進展していないと、こういう事業が果たしていいのかどうか、こういう場でないとなかなか発言ができないというのが非常に心苦しいところでもありますけれども、やはりここら辺りもですね、今後考えて適正な事業を推進するようにしていくべきではないかと思いますが、市長はその点いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方で、この事業について目的に沿った形で実施されていないのではないかというふうなお話だったところですが、私自身としましては、担当課長、またはシルバー人材センターの理事長という方とも、いつもそのことについて意見を交換しながら、このシルバー人材センターに参加される方々が十分納得いただけるような事業の在り方、また人材センター事業に利用される方々が納得されるような在り方というものについて十分配慮をしていただきたいということは、常々お話ししているところがございます。

ということで、現在のところ、そのことについては、真摯に取り組むというようなことでされておられますので、この目的に沿った形で運営されているというふうには認識するところですが、今御指摘の点がまだあるとすれば、さらに理事長、あるいは役員会でもそのような形での発言をして指導を重ねてまいりたいと思います。

○1番（平野栄作君） 是非そうしてください。

本当高齢者の方々はですね、この事業自体も本来ならば見直しをかけていけない時期だと思うんです、もう30年が過ぎておりますので、そしてまた、これは東京、中央の方でできた事業でありまして、地方にはなかなかなじまない部分もあります。そういうところを本来ならばこの地方から声を挙げて、それを法改正とかそういう形にもっていくべきだと、個人的には思っているんですけども、なかなかそれができない状況にあると、そういうところもあるとは思いますが、やはりこの事業がある限りはですね、有効にこの予算を活用していくと。

そして、これがこの高齢者の方々の末端まで届いていく、そして発注者の方々のためになる事業、そういう形に生かされないと、今後はこの補助金自体も本当に見直しをかけていけないとい

けない時期がくるんじゃないのかなと非常に危惧するわけです。

そういうわけで、今お尋ねをしましたが、今後につきましては、また中身の改善とか、そういうところについて、また市長の方からも少しアドバイス等をなさっていくんだと思いますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、このシルバー人材センターに参加される高齢者の方々の御意見等、そしてまた、この事業を利用される利用者の方々の御意見というのを賜りながら改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（野村公一君） 新年度の予算ということで、ここについては緊張を保ちながらしっかりと審議をしてみたいというふうに思いますが、マクロ的に二、三お伺いしておきたいと。

まず、今議会で県の本庁に帰られるということで、3年間副市長として御尽力をいただきました。2年間でしたか。そのことに関しては、敬意を表したいというふうに思います。

したがいまして、今回最後の予算の策定をされた感想をですね、ひとつお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、総体的に予算については、限られた財源の中で予算措置をするわけですので、にっこり笑うわけにはいかんというところが多分にあると思います。

したがいまして、それぞれの所管の課長さんも苦勞されたんだろうなとは思っていますが、その中で市長が課まで設置をして、ブランド推進をやっていることと意気込みされましたブランド推進、このことは、担当課がどう今回の予算を評価をされてるのか、担当課にお伺いしておきたいと。

それから、教育行政がこの予算の中で、どのようにしっかりしたものにしていかれる予算措置ができたかどうか、教育委員会にもお伺いしておきたいと思います。

さらに、市民が市に合併をされて、大変行政が隅々までその手が差し伸べられない実態というのもございます。そういう中で、志布志と松山の支所長さんが、地域の実情に合った予算措置ができたかどうか、各支所長にもお伺いしておきたいというふうに考えます。

それから、個々の事業でございますが、今回合併特例債の基金造成事業ということで、大変大きな額が2億5,000万円基金に積みれました。積みれようとしております。その事業内容については、この資料で周知をいたしますが、これだけではどうしても納得がいきません。したがいまして、この事業をもう少し具体的に御説明をいただきたいというのが1点。

そして毎年毎年、市の山ですが、市有林に対して予算措置がされております。そうたいした額ではございませんが、市有林の保護ということで予算措置がされていきます。果たして、本市の市有林の実態がちゃんと掌握されているのかどうか、伐採時期のきている山がどれぐらいあって、石数がどれぐらいあるのか。そういう状況のもとで、こういう予算措置がされるのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思います。

各課長さん、教育長さん、何も考えて御答弁をいただかなくて結構です。自分の思ってるまま

にちょっと答弁をお願いを申し上げます。

○副市長（清藤 修君） 2年間ということできております。実際予算につきましても、昨年度と今年度の分を見させていただいた状況でございます。

率直な感想ということですので、述べさせていただきたいと思いますが、歳出につきましては、昨年度と比べますと、昨年というか、24年度と比べますと大きく伸びているようでございます。これにつきましては、大きな事業あるいは維持補修に係る部分、さらには国・県の予算を勘案した予算になっているのかなとは思っております。これで十分かと言われるれば、そこら辺の判断は、また来年の決算とかでも判断されるのではないかと思います、今の段階ではそれぞれの分野に必要な部分は予算をうったのではないかなという気がしております。

ただ、歳入の方を見ますと、やはりちょっと交付税の方が今のところ見えないところが若干ありますので、そこら辺をもう少し、まだ国の当初予算が通っておりませんので、何とも言えないんですが、こちらの方も注意深く見ながらやっていかないといけないと思います。

予算は、今回提案しておりますが、実際執行する中でですね、どうやって全てを使うのではなくて、どのように効率的にできるのかといった観点も必要かなというふうには思っております。

以上でございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

率直な感想ということでございますが、私どもが今回教育委員会で一番お願いしておったことは、やはり国の動向に合わせまして、耐震化ということが大きなものでございました。これはもちろん国・県の補助もあるわけではございますが、それに伴いまして、いろいろなところを補修工事とかを合わせてお願いをして、予算の範囲内で今度また、もし通りますれば、それがまた、安全な学校教育活動のための支えとして施設設備を充実させていただく、これは体育館等々も含めましてですね、教育委員会が持っております施設も前回、前々回、この場でもいろいろ御質問ありましたので、そのことを踏まえながらお願いをいたしましたところ、それなりの予算を付けていただきましたので、大変有り難かったと思っております。

特に、山口効果というんですか、プールの改修も前々から出ておりましたけれども、今回これが通りますればいくらか改善できる。有り難いことだと思っております。

それから、もう一つ大きなのは、もう五、六年、私がここにまいりましてから取り掛かっておりました中学校の統廃合問題につきまして、やっところちの方でめどが立ちまして、それに伴う予算として、これも計上をいたしまして、今回の議会で議決をいただくところになっております。土地購入につきましても、スムーズにできましたので、あとはスクールバスの運行とか、あるいは教科書等々の購入につきましても、私どもが仕掛けたことでございますので、保護者の方々に負担にならないように補助をして、全額補助という形で教科書等の準備も進めるようにお願いをしている予算でございます。

それから、一応仮称でございますが、「志ふれあい館」というようなものをいただいております。予算の中で、今回あの図書館の敷地に建設をいたしまして、高齢者と、それから子供たちがお

互いに温かいふれあいができる場を設定しようかということをお願いをしております。これも、もしできましたら誰でも楽しく集い、いつでも集って、そしてできればまたバス等で来ていただいて、活動をしていただくという活動に広がっていけばいいなということ等も考えているところでございます。

それから、教科書の補助として、教材等の補助もまたお願いをしておりますので、そういうものも、今後十分活用しながらいけたらいいなと、国の方も、また教育改革というようなことも今の安倍内閣では言っておりますので、これからまた更に新しい教材、教科等が増えますと、それについても来年、再来年、またお願いすることになるかもしれませんが、とりあえずは私といたしましては、それなりの体力に応じた予算をいただいたと、そういう有り難い感謝の気持ちを持っているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（武石裕二君） ブランド推進の取り組みでございますが、正直申し上げまして、非常に取り組みとしては難しい問題なのかなというふうに今感じております。いっしょくたに志布志の名前が全国区になるのか、そのものが即高い値で売れるのかということについては、なかなか厳しい状況がございますが、ただ私どもがそれぞれの分野で日本一づくりを目指しております。これについては、やはり市全体として一つの方向性を見いだすと、その目的に向かって達成をしていくという方向性は前回ですね、一つの方向に向かって取り組みができています。ようやくできているのかなというふうに思います。

私、個人思っているのが、最大の予算というのはやはり人件費だろうというふうに思います。30数億円の人件費、事業費を出さなくても、各それぞれの職員がその能力を今まで以上にですね、施策を打ち出して目的を達成していくということ、このこと自体が一番市としては、市民のためになるというふうに考えておりますので、その中でブランド推進という取り組みをして、実現化していくことが一番いいだろうという方向だろうと思います。

今、ブランド推進につきましては2か年、ブランド推進協議会という中で、各専門のアドバイザーの方にいろいろな分野で指摘をいただきまして、その方向性を見いだしております。8グループございますが、まだ達成には至っておりませんが、25年度につきましては3か年目に入りますので、志布志という名前を売る地域ブランドの進め方、そして各農産物、1次産品含め、それから特産品等についても、物についてもあわせて売っていくという状況にですね、今後はもっていきたいと、そのためには全庁的な取り組みが当然必要だろうというふうに思いますので、私ども企画政策課、ブランド推進室だけがこれを取り組むんじゃなくて、全庁的にこのことについては一つずつクリアをして、日本一を目指して今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○志布志支所長（外山文弘君） お答えいたします。

地域の実情に合った予算編成がされているかということでございますが、それぞれの課におき

まして、本庁、支所、それぞれ協議をしながら、支所管内の志布志支所におきましては、志布志支所管内の住民からのいろいろな要望を受けた形で、本庁と協議をし、限られた予算、財源の中で、また財務当局におきましては、地域間のバランスを考慮した上での予算編成がされているものと考えております。

○松山支所長（溝口敏久君） 松山支所におきましても、本庁と連携を取りながら、そしてまた支所管内のいろいろな問題がありますが、それについても協議しながら予算化をしていただいたところでございます。

特に松山町におきましては、旧町から農業立町と、そしてまた大きな企業もない中で定住対策等々についても議論をしたところでございますが、そういった中で、特に定住対策については新たな事業も模索していただき、そしてまた、農業関係につきましては、各種、各般にわたる事業に取り組んでいただいたというようなのが有り難いと思っております。

それから、消防関係でございますけれども、消防関係につきましては、さらに23年経っている指揮車の更新等もしていただきまして、方面隊の充実が図られるんじゃないかと思っております。

それから、道路関係につきましても、過疎計画等に基づく形の中で予算化をしていただきまして有り難いと思っております。

そしてまた、学校関係におきましても、小中学校の耐震補強について、計画的に取り組んでいただいているということについて、安心・安全の立場から非常に有り難い予算であるというふうには評価しているところでございます。

以上でございます。

○財務課長（野村不二生君） 合併特例債を活用した基金造成ということでございますけれども、これまで市町村合併、特例事業につきましては、合併特例債の対象事業といたしまして、ハード事業分について起債を借りておりました。それと別途に合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯の強化、または市町村の区域における地域振興のためのソフト事業に行うための基金を積み立てて、その基金を活用したソフト事業分というのがございまして、今回それを積み立てをしながら、その分野に活用していこうということでございます。

今回のソフト事業分につきましては、平成25年度から5年間、年間に2億5,000万円の基金造成をいたしまして、トータルで12億5,000万円の基金造成をすることとしております。

基金の運用につきましては、基金造成完了後、その基金の運用益を地域の活性化のためのソフト事業分に活用していくわけですが、従前は果実基金ということで、利息についてのみ充当できるということでございましたが、総務省の方が見直しをいたしまして、返済をした分についても取り崩しができるということで、ある一定の年数、3年から4年経ちますと、元金を償還をしてまいりますので、その償還分についても取り崩しをいたしまして、そのソフト事業に充当をしていくという形になります。

そういうことで、今後は非常に苦しい財政状況になりますので、今年度からその基金造成をしていこうということで、御提案を申し上げているところでございます。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

市有林につきましては、森林簿及び林班図等で管理している市有林につきましては、674haでございます。その中で適齢伐期、35年以上の山が422haございます。

それから、森林簿等に掲載されていない市有林というのが約200haぐらいございます。これにつきましては、今年度から来年度にかけて、今現在も調査中でございます。航空写真、現地に行つてですね、どのような状況なのかというのを確認をしているところでございます。

以上でございます。

○24番（野村公一君） まず副市長さん、本庁へ帰られた後、今までのおつき合いのなかで、本市の職員並びに本市の市民の方、いろんなことでまた御相談なりしてまいりたいと思います。その節にはひとつ今までのよしみでですね、よろしく御指導、おつき合いをいただきますれば、大変幸いであるというふうに思いますので、ひとつ御身を大切に、県に帰られましてもお仕事にお励みをいただければというふうに思いますので、ありがとうございます。

それから、予算の関係でございますが、この基金の造成事業、毎年22億5,000万円ずつということでございますが、もうその基金の利用目的、そういう内規がちゃんとできてるのかどうか、そういう内規がしっかりできていれば、せめて議会にですね、御提案をいただきたいと、そして5年後、この基金の醸成成分がどういう事業に使われるのか、そのことをしっかり見て審議をしてみたいと思いますが、御提案ができますでしょうか。

そして、その市有林の問題です。

本市の市の財産として明確な市有林の財産目録ができているのかどうか、できておればその財産目録に沿った財産価値というのが、市の財産としてしっかり決算書等に上がっているのかどうか、その点もあわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

○副市長（清藤 修君） はい、過分なお言葉を頂きましてありがとうございます。

議員おっしゃったように、志布志に私が来たのも何かの縁だと思っております。一つの縁だと思っておりますので、言われたことにつきましてはですね、遠慮なく訪ねて来ていただければですね、よろしいかと思っております。また折をみてですね、皆さんとふれあえれば、交流とかできるような形がとれればいなというふうにも思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

地域づくり基金につきましては、これまで従来のイベント、青少年研修、ふるさとづくり委員会等の補助金に充当するという形で取り崩しをしてまいりましたけれども、今回の基金造成にあたりまして、県の方とも協議をいたしました。新たな基金条例を設置すべきではないかというような相談等をしたところでございますが、現在志布志市の方で地域づくり推進基金というのがあれば、その中で運用をしていっていいですよという回答をいただいたところでございます。

そういうことで、今回新たな基金条例というのは設けなかったところでございます。

そういうことで、今後につきましても、これまで充当してまいりました従来のイベント、また、

ふるさとづくり委員会等の補助金に加えまして、今年度新たな事業として、先ほども議論がなされましたけれども、移住定住事業、それから継続事業ではございますが、自治会提案型活性化助成事業等にも今年度から充当をしたところでございます。

そういった形で、来年度以降もですね、この新たに基金造成をいたします内容につきましても、そういったものについて充当をしていきたいということでございます。

また、現在の基金が新たに基金を積み増すだけの財源がなかなか見つからない状況でございますので、その分が変わるとい形です、今後運用をしていきたいということでございます。しっかりとした内規というものはつくっておりませんが、これまでの考え方をですね、踏襲していきたいということでございます。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

台帳等については、合併後、平成21年度整備がされまして、台帳については整備されております。決算書の方についても、市有林、山林として面積的にも記載されております。

○24番（野村公一君） 財務課長、その今までのその基金、とすると今回は額が相当違ってきますよね、そういう中で、ここにイベント開催、それから民間団体への助成、地域の振興というふうに書いてありますが、大変幅が広くて、もうこれだけ書いておけば何でも使える基金ですよ。そういう2億5,000万円という積み上げをしていく基金の要綱にしてはちょっとどうかと、先々その基金の利用状況について、ごたごたしないためにもですね、私はしっかりとした内規をつくっておくべきだと、そのことをどうお考えになっているのか、市長、あなたにお伺いしておきましょう。

それから、企画政策課長、ブランドで大変御苦労もされているんですが、物売りは得てして外にだけ物を買いたがるんですね。しかし、長続きはしないと、それは何かというと、根っこがやっぱりしっかりしてないと、枝葉は茂らないんですよ、ブランドをしっかり外に打ち出すためには、地元、地元志布志がそのことをしっかり認識をして、志布志の市民がですね、誇りに思えることがまず第一だろうと、私はその醸成が全くなされてないと、だから外に広がらないだろうと思うんですよ。そういうためには、しっかりその自分のエリア内をですね、そういう考え方に醸成をしていく、そういうことにもうちょっと努力をすべきだというふうに考えますがいかがでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘がございましたとおり、確かにまず地元の志布志の方々がまず知っていること、そして例えば食べているもの、使用されているものということを市民が誇りを持って、外にそれが波及効果として外に出されて認知をされるということがまず大事であろうというふうに私どもも思っております。

このことについては、また、これまでなかなか方策というか、各課それぞれの中ではものによってはしているんですけど、認知度がまだ足りないというようなことがございますので、まず外に向ける前に、やはり志布志市民の方々にものを知っていただく、そして使っていただく、食べていただくというふうな方策をですね、十分とって行ってあわせて外の方に情報発信をしていき

たいというふうに思いますので、今の御指摘のとおりのやり方、市民へもブランド推進ということへの取り組みについて醸成を十分にさせていただいて、意識を高めていくということも併せて取り組んでいきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 今後の地域づくり推進基金についてですが、今お話がありますように幅広い形で、この事業については基金の対応ができるというようなことになっておりますので、内規につきまして、まだ精査した形で今準備をしているということでございます。現在の段階では、先ほど申しましたような形で、大まかにはこういった形で対応いたしますよというような形の基金の取り扱いでございます。

それから、ブランド推進につきましては、今担当課長がお話、答弁いたしましたように、まだまだ市民の方々にとっても、この事業については理解がされていないということについては、十分感じるところでございます。そして、そのこと自体の解消をしていくために、日本一づくりというものをしていっていると、日本一づくりという形でその外部の評価を得られたら、自分たちのやっていることは、すごいことなんだなというようなことの認識が得られて、そして改めてそのことに対する理解と誇りが生じていくというようなことをねらってやっているということでございます。今そういう意味で言えば、少しずつ少しずつ本当に日本一になっていくんだよというような意識が生まれつつあるということでございますので、簡単にはブランドというのとはできないということは、私どもも十分承知しているところでございますが、少なくともそういった方向には歩み出している。そしてまた、少しずつではあるが、市民の意識も高まってきていると、理解が深まってきているというふうには認識しているところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） すみません、先ほど平野議員の質問の近隣の市町村の状況はということで、シルバー人材センターの補助金の状況を読み上げます。

大崎町の方が25年度ベースですけれども1,200万円、それと曾於市の方が1,602万5,000円であります。

以上です。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時15分から再開いたします。

○

午後0時03分 休憩

午後1時15分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○

日程第3 議案第26号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第26号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第4 議案第27号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第27号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第5 議案第28号 平成25年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第28号、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

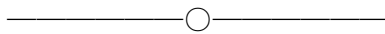
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第29号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第29号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

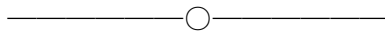
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第30号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

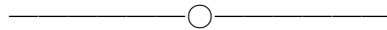
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第31号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

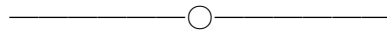
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第32号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第32号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 以前も、この市臨海工業団地整備事業については、8haとあわせて隣接する約3ha、同時に造成はできないかということでお尋ねをしているわけではありますが、そういう中で、今回8haという事業でございます。

もう既に本年1月から用地取得に取り掛かって、26年度の春には造成工事を始めると、着工す

るといような流れであります。

私は、やはりこの土地については、県が施工する臨港道路の整備とあわせて工業団地として取り組みをするというようなことで施政方針にもうたっているわけでありまして。であるとすれば、その隣接する約3haの場所も一緒に造成工事をすることによって、投資効果がより一層深まるんじゃないかなという気がするわけです。と申しますのは、現状でいきますと手前はおそらく盛り土工法だというふうに思うわけですね、そうなりますと、地権者は、いわゆる面積が少なくなつたうえに低いわけですよ、低くなるわけですね。いわゆる法面が臨港道路で高くなる。そのいわゆる道路沿いになる用地、いわゆる高さが、法面が高くなると用地自体も利活用する面積が少なくなる。やはり地権者にとっては大変不利益を被ると、説明では代替地として田んぼに活用してもらおうというような説明を受けたわけでありまして、市長、これはどうもですね、やはり地権者から見たらおそらく納得がいかないやり方じゃない、工法じゃないのかなというふうに思うわけですね、できれば一緒になって造成をしていただければというような思いであろうというふうに思うわけですが、そこら辺は市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この志布志市工業団地整備事業につきましては、昨年来議会にもお願いいたしまして、この事業が開始されるということになったところでございます。

その際にも議員から同じような御質問をいただいたところでございます。私どもとしましては、当初事業の進捗を速やかにするために、このような土地の確保については、代替地が求められるかもしれないということをご予測いたしまして、そのことがスムーズにいくような形での整備をしたいということで御提案申し上げてきたところでございます。

現在の段階で、もう2か月になります、かなり買収についても進捗が見られているところでございます。そのような中で、今お話があったような形での買収について不都合というものは、今のところ生じていないところでございますので、今後の買収の状況を見ながら、また地域の方々の御要望を承りながら、速やかな事業が完了できるような形のものの方策をまずとっていきたいということをご理解いただきまして、現在のような事業の進捗をさせていただければというふうに思うところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、その関係者については、現在開発する地権者には説明して用地取得のお願いをしているわけですよね、その隣接する土地の地権者にはどのような話をされているわけですか。全くされてないで、今の団地を開発していくということなのか、それとも、その現状がおそらく8haについては3mぐらい確か上がるんじゃないかなと思うんですけどね、今の状況から、となりますと、今の隣接する土地については、より高さが、おそらく6mぐらいですかね、5mかそれぐらい差が出るんじゃないかという気はするわけですよ。だから、そこら辺の説明をちゃんとして、納得、納得まではいく必要はないかもしれませんが、説明がしてあるのかどうかですね。

それともう一つ、私が言いたいのは、同時にやることによって投資効果があると、それを別々

に道路を通して、後でまた造成工事をする、これは無駄じゃないかなということから、この2点から私は今回やはり同時にやるべきじゃないのかと。これはおそらく予算の関係もあって、そういうことかも知れませんが、それであれば余計ですね、市長、予算を例えば後で今2億幾らでできるわけで、2億2,000万円ぐらいですかね、それが約3倍が、果たして3分の1ですけども、それが9,000万円ですか、それでできると思えません。逆にいうと3億円ぐらいで、そこまでできる可能性は十分あるわけですよ。ですから、そこら辺の地権者の立場と、それから投資効果、一緒にやる造成をやって、その団地化した方が、一緒にやって団地化した方がいいのか、それとも別々にした方がいいのか、そこら辺の積算はされているわけですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 工業団地の買収につきましては、土地開発公社の方で行っておりますのでお答え申し上げます。

今質問がございました線路から北側の3haの土地でございますが、その土地につきましては、当然臨港道路が真ん中を盛り土で通ることになります。したがって、臨港道路で分断されるということになりますが、県の方では側道を2本、両サイドで通して途中でトンネル、暗きよですね、結ぶというような計画で今のところ土地の利用者の便宜を、機能を確保するというような計画でございます。

それから、買収につきましては、こちらから3haの所の地権者にはですね、直接お話しはしてないところでございますが、何人かの方からは、下の方の話を聞かれてですね、そういう買収とかいう話はですね、若干あるところではございますが、こちらから進んでですね、買収に行く、話を持ちかけるとかというのは今のところはしてないところでございます。

それとあわせて、県の臨港道路の用地の残地部分とかですね、それにつきましては、地権者からの相談もございますので、市の方で協力できる分についてはですね、何かそういう代替地ということでの協力は考えていこうかとは考えているところでございます。

以上です。

○2番（下平晴行君） そこ辺がですね、市長、やはり市民が考えていることと行政が考えていること、いわゆるこれと一緒にですね、危険運転致死罪、あれも法律ではいわゆる無免許運転をしていたから運転技術があったと、だけど無運転免許というのは本当は絶対しちゃいけないことが、法律ではそういうふうに認められる。市民の目線じゃないということですよ。それと併せて比較がどうか分かりませんが、それと一緒にやっぱりせつかくそういう事業をするのであれば、3haというのは一長一短ですよ、8町プラス3町ですから、そこ辺の感覚がどうも私はおかしく、そういうふうにならないのかというのがおかしいんですけども、そういう地権者の方もいらっしゃるというお話を聞けば、やはりそういう取り組みがなぜできないのかなと、私はどうも不思議でならないわけですよ。まして、その港道路の用地はまだですよ、これからだと思んですけども、先ほど言ったように、法面で盛り土ですから相当な幅を取るわけですよ。ですから、そこ辺も考えたら県も市もどっちも市で買収して造成してというのと、今度は県の方もそれを買収するといわゆる道路面積というのは、すごく少なくなるわけですよ。そして、まして側道と

いったのかな、そういうのも実際必要じゃなくなるわけですよ、そういう高さが同じようにもつてくると、そこ辺はもうちょっと真剣に考えてもいいんじゃないですか、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

側道につきましては、この道路臨港道路につきましては、自動車専用道路ということでございますので、どうしても側道というのは必要になってくるということになるかと思えます。

そしてまた、確かに盛り土になって造成するわけでございますが、その盛り土の部分にかかる部分については、当然買収の対象地になるということでございますので、今後その部分について、残地が生じた部分については、市の方でも対応すると担当の課長が申しておりますので、基本的にはそのような形で買収が進むように、事業がスムーズに進むような形で、私どもはこの事業については、取り組みたいということでございます。

設計というか、当初の計画を練る段階で、この土地については、旧線路跡の南側と北側というような形できっちり分けられておりましたので、とりあえず私どもとしましては、事業の進捗がスムーズにいくような形での造成ということを考えて、現在、御相談をしているということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管ではございますけれども、新たに特別会計をおこすと、いわゆる2億2,000万円の市債、そして債務負担行為をおこしていく事業でございますので、やはり、しっかり本会議でもお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

今も臨港道路とのかかなりからみで、工事の手法等に関しては、今2番議員からお話がありましたので、その件に関しては、所管の中で私の方もまたお聞きしたいと思っておりますが、今回の施政方針にも出てましたように、今も2番議員からもありましたように、こういった事業をおこすことによって、その地域の方々にどういう影響を与えていくのかということがあります。

そして、市長の施政方針の中にも地域の方々、皆様に御理解のほどをよろしく願いますというふうに言われているわけですね。であれば、こういった施政方針がのる以前に、いわゆる220号線沿い、臨港道路とつながってくる今回の8haとは違う部分のところともですね、しっかり話をしておくべきだったろうというふうに思うんですが、そこらは、今のやり取りの中でもしっかり見えてきてませんね。なされていないような状況ですね、そこをこうやって施政方針でもうたってあるのであれば、丁寧にやっていかないといけない。いわゆる、こうやって特別会計を新たに設けていくと、大きな事業になってきますと、今後将来的に様々な角度で、いわゆる繰り入れ等の問題も出てきまして、そこでその都度議会も議論をしていくと。しかし、1回、特別会計を立ち上げておりますので、議会としても重い責任を負うわけなんですね、そういった意味では、もっともっと所管課も含めて丁寧にやっていっていただきたいなという思い。そこに対する市長の答弁、そして決して見切り発車であってはならない。見切り発車であるとは僕は思ってませんけれども、いわゆる用地取得を開発公社が先行取得でやっていく、これもしっかり見えていなければいけませんね、見えてるから特会までおこそうという段階にきたんだろうと思えます。

しかし、一方で今度はそこを造成をして、そこにどれだけの企業誘致がなされるのか、その打診は今どのくらい上がってきているのか、先の話です、先の話ですとなると、旧志布志町時代の食品関連団地みたいに、造成はしたは、後は入ってこないわとか、そういう問題も過去に起きてるんですね。そういった教訓もしっかり生かしていかなければならないと思いますが、この点どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど下平議員の御質疑の中で答弁いたしましたように、私どもとしましては、今回のこの事業については、関係される方に説明会をしまして、そして理解をいただいていたしながら事業の進捗を図っているところでございます。

この構想自体の前に、都城志布志道路、そしてまた臨港道路についての説明会も県でも開催したところでございます。

そしてまた、今回のこの団地造成についての事業説明会の折には、土地改良区の方々も来ておられまして、その対象となる地域の農業振興、それから水田の地目変更等についての御質問等もあったように聞いております。そのようなことで、十分とは申しませんが、対象となる方々以外にも十分伝わるような形で、今事業の進捗がされているのではなかろうかというふうに思いますが、また、別途そのようなことで、お問い合わせがありましたら丁寧に御説明を申し上げたいと思うところであります。

それから、この団地の造成後の企業進出、企業誘致の件でございますが、施政方針でも述べましたとおり、私どものまちには様々な形で志布志港関連の企業の進出の打診があったところでございます。しかしながら、なかなかそのような企業に対して思うような土地の紹介ができなかったということが現実でありまして、それらの方々には、また別途土地を設けられたり、あるいはその事業の断念をされたりというようなことが重ねられてきたところでございます。

そのようなことから、今回改めて臨港道路の計画が本決まりになりましたので、それに合わせてその対象となる土地の造成団地育成をしようということになったところでございまして、現在この構想が発表された後に、何件かこの土地についての打診はあるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 詳細にわたっては、委員会で細かい部分については聞きたいと思いますが、もう1点これは事業としては港湾商工課ということになるわけですが、どうしてもいわゆる都城志布志線、この道路との兼ね合いが出てきますので、建設課の方で答弁もされたりするわけですが、いわゆる、この港からいわゆる220号線へ流す道路をつくっていきますね。それで、この今の予定であるということではありますが、それが確約的にここでしっかり答弁ができるのか、もしそうであれば、そのことに付随する地域住民への丁寧なお話ということも求められるべきでありますので、そこらについてお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路につきましては、現在地域の方々に2回説明会を開催しております。

1回目、その設計図についてお示しいたしましたところ、かなり地域の方々に御意見が寄せら

れたところでございます。それらに基づきまして、県の方で、再度その路線の設計の見直しをいたしまして、現在その見直しに基づいた路線の説明会を開催いたしまして、多くの方々が御同意というか、納得していただくような形に現在なっているところでございます。

現実的にまた買収が始まるということになれば、それらの方々に對しましては、また丁寧な御説明をしたり、そしてまた市側でも特に側道等の設置というものも考えておりますので、そちらもあわせて説明を申し上げながら、この都城志布志道路のいち早い完成を目指してまいりたいというふうに思うところでございます。

[小野広嗣君「建設課長、ちょっと答弁は、市長は勘違いされて答弁されています。課長はわかるでしょう。」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 港湾から国道への道路でございますか。はい、港湾から国道への道路につきましては、新若浜地区からですね、臨港道路新若浜港線（仮称）で今計画されるところでございます。

その計画につきましては、平成24年度からですね、実際予算化もされておまして、事業費も付いているところでございます。それにあわせまして、今回工業団地の土地もですね、公社の方は県と一緒にですね、交渉をしに県の臨港道路の用地の確保ということで動いているところであります。おおむね用地の方も確保がですね、できそうでありまして、県の方もまた今回の補正も付けていくということでですね、かなり進むんではなかろうかと考えております。

それから、宅地につきましては、臨港道路と港湾道路は、都城志布志道路はですね、国道を高架で渡りますので、直接国道にはタッチできません。

したがいまして、220に今のタッチするとなりますと、今の道路を使うしかないということがですね、例えば今の現道を使って国道にはタッチするということしかできないというのが今の現状でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） この工業団地に関しまして所管でありますので、1点のみお伺いをおきます。

以前、課長のところに伺いまして、確認は済ませておったんですけれども、従来国道、国なり、県なりが用地買収をする場合に、例えば1反歩の中を道路が通る場合、両サイドに残地ができるわけですね、三角形の土地であったりとか、3畝ぐらいとか4畝ぐらいとか、今まではその残地まで買ってこれということ言っておりましたけれども、絶対国なり県なりは買わないと、妙な形の残地がどこでも残っておるわけですね。今回の場合は、こうやって8町歩を土地開発公社が買うというのであれば、従来国が買うべき高規格道路の部分は、開発公社が全体を買っておいて、それを国にという形ですよね。僕は、前課長に伺いにいったときは、僕が考えたのは、国に買い上げてもらって残地の部分は、市の方でもらえばいいじゃないかと、譲与という形でもらえばどうかなって確認にいったわけなんですけれども、課長答弁では、「全体を買ってその部分を国に売るんだ」ということであつたんですけれども、用地取得費と同じような金額でやっぱり国には売却

という形になるんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 今、先ほど申しました県と一緒にですね、用地を回ってるということは、まさに残地の分までですね、交渉と一緒にいくということでございます。その中で手法といたしまして、二つの手法をとっているところでございます。県が分筆して、その残りを買う手法とですね、県の方も予算的にまだなされてない部分がありましたので、その部分につきましては、開発公社の方で用地先行取得をして、県に譲るということでの手法で用地交渉をですね、あの辺の用地交渉を進めていっているところでございます。

○4番（丸山 一君） 最後に申しあげましたけど、地権者から買い上げる価格と、国に今度は売却する価格は同一価格ですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 基本的には、土地の単価につきましては、一筆一筆違うということでのですね、説明はしているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 確認できないなら、確認できないでいいんですよ、もう少し言ってください。

○建設課長（中迫哲郎君） この問題につきましてはですね、地権者それぞれの交渉ということになりますので、個人の単価についてはですね、申しあげることができませんので、ただ単価は一筆一筆の単価の出し方はですね。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） そういうことじゃない。

[「国に売るとき」と呼ぶ者あり]

○建設課長（中迫哲郎君） 県に売る時の話は、県はですね、県が買い上げる一筆の単価を評価しておりますので、その単価で市は譲り渡すということでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○建設課長（中迫哲郎君） そこをですね、言えないところなんですよ。

○議長（上村 環君） ですから、確認できないならできないと言ってください。

○建設課長（中迫哲郎君） はい、申し訳ございません。

その単価につきましてはですね、ちょっと確認できないところでございます。

よろしく御理解願いたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） この路線の計画については、今2番議員もおっしゃいましたけれども、ちょっと冒頭に、この特別会計とは関係ありませんけど、今市長がおおむね沿線の人々の理解を得られて進んでるというふうに、場所は違いますけれども、というような答弁がございましたけれども、まだ理解は得られておりません。と言いますのは、現在幅員を狭くしてるんですよ、今この新しい計画が、我々沿線の住民としては、極端に言えば道路の端っから2m狭くなるんです。歩道も狭くなりますから、かえってうるさくなるというような意見も出て、またその分について

は提案されてませんので、建設課の方とは協議しておりませんので、市長がもうおおむね了解を得られましたということです、何か安心されたような答弁をされましたので、あえてこういう本会議の中でですね、また、その辺のところは建設課と十分、建設課の方にも要望してまいります。

先ほど、この計画、臨海部の開発のことについてもる意見がありましたけど、沿線住民の人たちは、この道路にかかる人たちは説明を受けてるんですけども、一步入った人は説明は一切受けていなくて、ですからその人たちから言わせれば、今の環境が良くてここに家を造ったと、こういう計画があるんだったら家は造らんかったというのが大半なんですよ、一步入った人たちはですね、ですから、その辺のところはもうちょっと市長もその辺のところはよく理解をしていただいて、説明を受けて、また市の方でも計画はされているみたいですので、十分、あとからいろいろ指摘を受けたくないような計画を進めていただきたいと思います。

このことについては、これ以外のことですので、答弁はいいませんが、先ほども出ましたこの臨海部の開発については、8haが計画されております。旧国鉄からのまあ言うなれば海側ですよ、線路跡地から、2番議員がおっしゃいましたように、そこから上の方、国道側の間が残っている。この付近の人たちは確かにいろいろ相談を受けます。そこに県道ができることによって、都城志布志道路ができることによって、田んぼの用水はどうなるんだとか、すべて。そして、この間には大きな都市下水路も通っております。水が非常に勾配がない所で、今、果たしてあの断面でいいのかなと将来を懸念するんですけども、そういうのを考えれば、やっぱり一緒に合わせてすべきじゃないのかなという、地元、私地元なものですから、感じるところです。その辺のところは、今後検討していただければと思いますけれども、ただ一つですね、お聞きしたいのは、大きな中に農家の人たちも高齢者の中で、市長と語る会でも出ましたけれども、利用権を設定されて大きくされてるわけですよ、農業を。ですから、全部借りて農業をされている。あそこの8町歩のうち2町歩ばかりを、いうなら借りてつくっておられると、いきなりこういう話が。その人は地権者外ですから、もちろん説明会も通知もいきません。

だから、こういう人たちは全部生活設計が狂うわけですよ。でも利用権は農業委員会がどうのこうの言いながら設定はされるけど、補償は一切されないわけですよ。おたくは、ここは市のものですからということでですね、いろいろ私も建設課とか聞きましたけれども、それに対しての補償はないという、前例がないということです。

ただ、我が身に考えた場合に、そういう生活設計が狂うようなことを行政が計画してされて、いきなりそれだけの農地を取られてですね、果たして何も補償がされない姿が、果たして正当なのかどうかというふうに思うところです。

ですから、市長がその辺のところを分かれば、今の市長の思いだけでも答弁をいただきたいんですけど、分からなければ、また十分打ち合わせをしていただいてですね、何らかの補償をすべきじゃないかというのが、私の所管ですので、委員会で聞けばいいんですけども、総括的なことになりますのでですね、市長にあえてここでお聞きすると、市長はどうですかね、この前も市

長と語る会でもこのことは出ましたけども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、移動市長室で出た件でございます。

利用権設定されている部分については、また農業委員会等と十分話し合いながら、その設定期間の中での補償というものはあり得るといふふうには聞いているところでございますが、されていない部分については、また十分、御本人やら所有権者の方々ともお話し合いをさせていただけないかな、この事業について御理解をいただくような形をとっていきたいというふうには思っているところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと確認です。今市長の答弁で、利用権が設定されている土地については、何らかの補償があるというふうには、今市長は答弁されて、そういうことでよろしいですかね。

○議長（上村 環君） 大事なことですからね。

答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど補償についてのお話を申し上げたところでございますが、少し私の方で勘違いしておりまして、この利用権設定された土地につきましては、利用された期間が補償されるということのみでございまして、それが解約される場合には、個人間で協議がされるというふうになっているようでございます。

そしてまた、今お話の該当する方につきましては、今年も作付けができると、そしてまた来年も一部作付けができるということで、順次作付けがされるということで、その間にまたその経営については維持できるような形の代替地をまた紹介しながらしていただくというようなことで話が進んでいるということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第10 議案第33号 平成25年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第33号、平成25年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成25年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成25年度志布志市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から3月4日までは、休会とします。

3月5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時11分 散会

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成25年3月5日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 一般質問
 - 小 野 広 嗣
 - 平 野 栄 作
 - 立 山 静 幸

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

17 番 岩 根 賢 二

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	清 藤 修
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	溝 口 猛
情報管理課長	又 木 勝 義	企画政策課長	武 石 裕 二
財 務 課 長	野 村 不 二 生	港湾商工課長	萩 本 昌 一 郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	小 辻 一 海
福 祉 課 長	福 岡 勇 市	保 健 課 長	若 松 光 正
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長	山 田 勝 大	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	溝 口 敏 久	志布志支所長	外 山 文 弘
水 道 課 長	木佐貫 一 也	会 計 管 理 者	中 崎 秀 博
農業委員会事務局長	福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長	津 曲 兼 隆
学校教育課長	金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長	樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	仮 重 良 一
調査管理係長	村 山 睦	議 事 係	桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） 岩根議員から欠席届が出ております。立山議員から遅参届が出ております。

これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸崎幹男君と福重彰史君を指名いたします。



日程第2 議案第1号 財産の無償貸付けについて

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第1号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） おはようございます。

ただいま議題となっています議案第1号、財産の無償貸付けについて、審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、2月28日、委員全員出席の下、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、花木生産組合は何名いるか。また、現在は会長宅で保冷库などを置いて荷づくりなどを行っていると思うが、それをそのまま移転し、全体的な事業をしていくのかとただしたところ、現在の組合員数は71名である。今はそれぞれ松山、有明、志布志の各支部で取りまとめをしながら出荷をしている。ただ、作付け面積も今年度で42haになり、今後出荷の量が増えることにより、1か所に対応しなければならなくなるため、土地改良区の施設を借りて、その施設から出荷する計画であるとの答弁でありました。

提案理由の中で、旧志布志町土地改良区からの寄附とあるが、志布志町土地改良区は解散しているのかとただしたところ、志布志町土地改良区から昨年9月4日付けで解散認可を受けているが、最終的精算は25年8月に済むことになっている。その中で改良区の財産など、平成14年ぐらいから水路や道路の財産は当時の旧志布志町が譲渡移管を随時受け付けていたが、それでも済まなかった分を市の方で受けている。

実質解散については、今年の8月ということになるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） あの施設については、重機等、トラック等もあったわけですが、その保管等についての議論はなかったのかお尋ねしたいと思います。

○産業建設常任委員長（金子光博君） そのことについての質疑はなかったところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

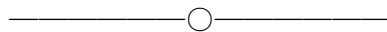
これから採決します。

お諮りします。

議案第1号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第2号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、6番、坂元修一郎総務常任副委員長。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と、結果について報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から担当課長、局長、ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、港湾商工課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの商工費、県補助金117万1,000円の減額は、事業実施実績による減額であるが、特に地方消費者行政活性化基金事業の減額は、昨年11月以降の消費生活相談員1名の辞職によるものである。蓬の郷振興基金繰入金6万1,000円の減額は、蓬の郷施設整備の実績見込みによるものである。雑入のうち競艇場外発売所オラレ収入金600万円の減額

は、当初年間売り上げ10億円に対する収入金の3%である3,000万円を予定していたが、実績として年間売り上げ8億円の3%である2,400万円が見込まれることから、収入金を600万円減額するものである。

次に、本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券売上金262万5,000円の減額及び口蹄疫対策地域活性化事業助成金26万3,000円の減額は、販売予定額2,000万円に対し、1,737万5,000円の販売実績だったことによるものである。

歳出の主なものは、積立金600万円の減額は、オラレ収入金が減額の見込みとなったことによるものである。負担金助成及び交付金のうち、本県産牛肉・豚肉消費拡大商品券発行事業の315万円の減額は、販売予定額であった2,000万円に達しなかったことによるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、観光特産品協会に職員が出向しているが、出向してどう変わったのかとただしたところ、観光特産品協会については、これまでもお釈迦祭りを中心に業務を行っていたが、さらに中核的な役割を担うため、一般社団法人志布志市観光特産品協会として設立し、スタッフの充実を図るため、4月から市職員を派遣している。これまでの業務に加え、観光特産品推進への市からの委託事業、補助事業等を計画し、実施している。特に、志布志市の魅力大キャンペーン事業等、本来行政がやるべき行事等をうまく組み立てて、盛り上がりのある実績をあげているとの答弁でありました。

オラレ志布志事業は、当初目標の10億円に対して、8億円の実績見込みであるが、25年度に向けてどのように検討しているのかとただしたところ、口蹄疫が発生した当初落ち込んだが、23年度、昨年度と持ち直し、8割ぐらいの水準まで戻ってきており、協力金を行政の各分野で使えるよう努力している。

本市の場外発売所の検討については、年に2回志布志市、大村市、金峰株式会社、競艇振興会の4者で検討を行っている。指摘されたPR不足については、リニューアルオープンしたアピアのダイレックスと西松屋が目新しい看板を立てている。それに合わせてオラレも看板を設置し、市外の方々にもPRをしていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、選挙費委託金で衆議院議員選挙交付金及び県知事選挙費交付金の減額である。

歳出の主なものは、衆議院議員総選挙及び県知事選挙、消防防災施設整備事業、消防備品購入事業等の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防備品購入事業が約4割の減になっているが、入札執行で減額になったのかとただしたところ、当初ホースを各分団に配置する計画で68本と、小型ポンプ購入を計上していた。ホース1本を4万円で計上していたが、入札で4分の1の9,800円で購入できたた

め不用額になった。外国で作られた製品であるが、基準を満たしており、問題はなかったとの答弁でありました。年次的に購入され、いろいろなメーカーが混在しているが、使いやすく長持ちのするホースを把握しているのかとただしたところ、基準を満たしていれば使えると考える。今回、低価格で購入できたホースについては、消防団が使い始めたところであり、今後意見を聞いて、次年度の入札につなげていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、企画政策課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、かごしま応援寄附金市町村交付金で、県を通じて寄附があった24万2,000円、定住促進団地売払収入は森山団地分185万7,000円の増額、松山分130万6,000円の減額に伴い、55万1,000円増額、ふるさと志寄附金の647万5,000円を計上している。

歳出の主なものは、地方公共交通特別対策事業、廃止路線代替バスの運行補助に不足分121万9,000円、かごしま応援寄附金市町村交付金、ふるさと志寄附金を積み立てるもので671万7,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方公共交通対策事業で代替バスの運行に不足が生じたためとあるが、路線が別に増えたのかとただしたところ、実施年度が10月1日から9月30日までで、当初予算については、23年度実績での計上である。バスの収支状況が10月以降でないと分からないところであり、路線が増えたわけではないとの答弁でありました。

ふるさと志基金と鹿児島県に入った分が応援寄附金として入ってくるが、これまでの推移はどうなっているか、また、今回の尚志館高校の甲子園出場について、ふるさと納税での寄附の依頼があるかとただしたところ、志基金については20年度から始まっている。市に直接入ってきたものが、20年度に10件で334万円、21年度が17件で1,104万円、22年度が66件で943万円、23年度が40件で650万円、24年度は1月末現在で54件の861万円となっている。県からの分については、20年度が28万円、21年度が38万円、22年度49万円、23年度が52万円になっている。尚志館高校の甲子園出場にまつわる問い合わせはないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、財務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算から1億5,942万8,000円を減額し、予算の総額を186億9,292万3,000円とするものである。繰越明許費で、土木費、社会資本整備総合交付金事業1億460万円、教育費、小学校耐震補強事業1億7,410万円を翌年へ繰り越すものである。

債務負担行為補正は、昨年12月議会に提案した補正第5号で設定した志布志市臨海工業団地開発事業に伴う用地取得にかかわる債務負担行為を廃止するものである。廃止の理由は、当初一般会計で期間を、平成25年度から平成28年度まで限度額2億円の債務負担行為を定めていたが、平成25年度の工業団地整備事業、特別会計予算で2億円の用地取得費を計上したものである。

地方債補正は、各事業の事業費確定による増額の変更分と、緊急防災減災事業で小学校耐震補強事業の1億4,320万円を増額している。歳入の主なものとして、不動産売払収入は、市有地の売り払いで1,987万2,000円のうち、財務課分が7筆の1,556万6,000円、当初予算で1,000円の予算を計上していたため、1,556万5,000円の補正、松山支所地域振興課は1筆の178万9,000円で、178万8,000円の補正、志布志支所地域振興課は売却がなかったために1,000円の減額、公用車のトヨタのステーションワゴンを11万5,000円で売却し、当初で1,000円計上していたため11万4,000円の補正、財政調整基金繰入金1億1,312万7,000円の減額は、事業費確定や執行残等による財源確保ができたために繰り戻すものである。

減債基金繰入金は、繰上償還等の財源に充当するために1,750万8,000円の繰り入れをしている。

地域づくり推進基金繰入金は、充当していたそれぞれの事業の確定による減額である。

市債は、各事業の事業費確定による増額の変更分と、緊急防災減災事業で小学校耐震補強事業の1億4,320万円を増額し、9,050万円の増額補正となっている。

歳出の主なものとして、積立金は施設整備事業基金1億8,672万7,000円の増額補正をしている。公債費の関係については、平成20年度に有明地区3保育所の給食室改築整備事業に係る起債残高の繰上償還として1,750万8,162円、平成13年度に起債した臨時財政対策債、減税補てん債の貸付利率見直しによる償還額変更に伴う増額分66万7,977円の地方債償還金1,817万7,000円を増額している。利子については、地方債償還金の利息分を1,132万4,000円減額している。地方債の平成24年度末の現残高見込額は240億7,656万7,000円となる見込みである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財政全体を扱う課として、明許繰越をしないように、内部の協議を徹底できないかとただしたところ、予算については単年度主義であり、繰り越しのない執行をしてもらうよう各課に要請している。単年度で終わるような予算編成に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

政権交代により、経済対策を打ち出しているが、地方もスピーディーな対応が必要ではないかとただしたところ、補正7号でも多額の工事費関係の補正をお願いする予定である。国の経済対策として補正予算が組まれているので、早めの執行をしなければならないことを関係課にも伝えていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、税務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして市税を5,500万円増額補正し、市税総額を31億4,580万9,000円とする。滞納繰越分の個人市民税は、600万円増額補正、現年課税分の法人は4,800万円増額補正する。いずれも平成24年12月末の徴収実績をもとに計上した。固定資産税は、現年課税分を2,400万円減額補正するが、これは土地及び家屋の評価替えによる全体的な課税標準額の下落と、新築家屋の減少等によるものである。滞納繰越分は500万円の増額補正である。軽自動車税は、12月末の徴収実績から500万円増額、たばこ税は1,500万円の増額補正である。延滞金、

加算金及び過料の延滞金は、12月末時点での実績から150万円の増額補正である。

歳出の主なものとして、賦課徴収費を3,497万3,000円増額補正しているが、主なものとしては委託料で、滞納処分関係委託業務等の経費36万円の減額である。増額になっている償還金利子及び割引料の3,533万3,000円は固定資産税の非課税申告に伴い、還付額が増加したため予算に不足が生じたため増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、固定資産税の非課税申告予算額からすると、かなりの増額になるが原因は何かとただしたところ、3法人に非課税であったものが課税されていたものであり、申告がされなかったため、把握できず課税をしていた。今回グループホーム施設について、固定資産税評価の修正審査申し出があり、調査した結果、グループホーム施設が非課税になることが判明したとの答弁でありました。還付については、地方税法で通常5年を超過した場合時効があるのではとただしたところ、地方税法では5年であるが、志布志市の場合は、地方税法からさらに15年延期した還付の要綱があり、それに照らし合わせて処理をしたとの答弁でありました。市民が不利益を被るということで要綱が制定されていると思うが、地方税法は5年であるので、合併当初の要綱が継続されているのであれば早急に改めるべきではないかとただしたところ、既存の要綱の改正がされていないので、今も継続している。法人には大きな飼料会社等もあるので、今後改正していくよう市長とも話を進めているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、情報管理課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、統計調査委託金については、基幹統計調査のうち、工業統計調査、経済センサスの事業費確定に伴う減額である。

歳出の主なものとして、印刷製本費は、現在の市情報化基本計画が24年度で終期を迎え、25年度から29年度までの新たな情報化基本計画を策定するための印刷製本費7万円を計上するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保守業務等の入札はどのようなものかとただしたところ、入札については、それぞれ見積書を徴収し、機器構成等に不要なものが入っていないか精査しているとの答弁にありました。いろいろな会社があり、指名競争入札をした方がいいのではないかとただしたところ、現在の電算システムは各社それぞれの特許のもとに使いやすさや計算速度等で競争する時代である。市では今回入れ替えを行うが国の方針としては、システムの入替時に別の業者も参加できるようデータ移行は標準レイアウトで渡すよう進めている。それにより、クラウドもしやすくなり、5年後の入替時には標準レイアウトに移行するのが国の方針であるとの答弁にありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、会計課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、市預金利子について109万円の増額である。歳出の主なものとして、決算書の印刷執行残による減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、特に質疑はなく、質疑を終結しました。次に、監査委員事務局分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、監査委員費について23万1,000円を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、費用弁償費の減額の理由は何かとただしたところ、ホテルパック等を利用して削減に努めているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、議会事務局分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、議会費について635万2,000円を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、特に質疑はなく、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは繰越明許費の小学校耐震補強事業1億7,410万円で東日本大震災復興特別会計予算費の活用が、平成24年11月30日の閣議において決定されたことを受け計上している。

歳出の主なものは、小学校の耐震補強事業で、25年度に実施予定の耐震補強改修工事、志布志、香月、有明小学校校舎に係る管理業務委託料510万円、工事請負費1億6,900万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校耐震補強事業で3小学校の建設年度と工事規模及び工事箇所はどこかとただしたところ、建設年度は香月小学校が昭和45年、志布志小学校が昭和33年、34年、有明小学校が昭和39年、40年で工事規模と箇所は、香月小学校が予算規模で1,600万円、南側校舎

の東側、理科室、特別教室で志布志小が8,600万円、有明小学校が6,700万円の予算で共に、職員室を含む普通教室棟であるとの答弁でありました。スクールカウンセラー配置事業で、本年度は県補助で28回配置できたが、本年度のみの補助か、来年度も配置できるのか、また、市内の学校は充足しているかとただしたところ、平成23年度志布志小学校に配置し、ほかの学校も対応していたが、平成24年度は市単独分も県補助に変えて小学校へも28回のうち数回行ってもらった。小学校からの要望に対応したいと考えているとの答弁でありました。

耐震補強工事は繰越事業であるが、工事の流れと市内の耐震補強の進捗状況はとただしたところ、入札を4月に予定、業者決定が5月、工事期間は夏休み期間中を予定している。進捗は、平成24年度末89%であり、予定している20棟のうち、残りが25年度分を含めて9棟であり、平成27年度で終了であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、一部人件費と尚志館高等学校の選抜高校野球大会出場に伴う補助金を除き、執行残に伴う減額である。保健体育総務費の負担金補助及び交付金は、志布志市高等学校運動部全国大会出場補助金で尚志館高等学校野球部の甲子園出場に対する補助金200万円を計上している。この補助金については、現在の補助金交付要綱は、中学生の運動部とスポーツ少年団までの規定であったので、今回、高校生も対象となる要綱を整備して支出するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市高等学校運動部全国大会出場補助金で今回要綱が創設されるが、来年度以降、ほかのスポーツ団体にも当てはまる事業として継続されるのかとただしたところ、新たに整備する要綱は、全国にアピールできるような種目ということで、現在のところ全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会、全国高校サッカー選手権大会、全日本バレーボール高等学校選手権大会の四つを想定しているとの答弁でありました。

補助金の200万円の積算基礎と、後援会が目標とした3,000万円の根拠はとただしたところ、補助金の根拠は、特別後援会の目標額3,000万円の1割を4市5町の行政にお願いするというので、本市では県内、宮崎県の状況を調査し、大隅半島から初めてということ、さんふらわあ航路促進ということから、全体の3分の2の200万円とし、残りの100万円を3市5町にお願いすることとなった。目標額の3,000万円の根拠は、学校側がこれまでの実績を調査され、選手団の交通、宿泊、応援団の経費、甲子園の入場券等で大会に出場する経費等であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入歳出の減額補正は、各事業見込みによる国庫補助等の減によるものである。主なものは、国際協力機構草の根技術協力事業で、当初予算としていたフィジーからの日本における研修視察団の旅費、滞在費等について、ジャイカからの直接支給がなされた

ため、726万4,000円を減額するものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、不法投棄ごみの対策としての監視カメラの設置状況と効果についてただしたところ、本年度5台購入し、不法投棄の多い場所に移動して設置している状況で、カメラを設置したときは激減するが、移動するとまた不法投棄がある。立て看板による効果も出ているようである。不法投棄の多い場所は、特定されているのかとただしたところ、現在のカメラの設置場所は、アピアの資源ごみ収集場、夏井、通山海岸、押切であるとの答弁でありました。監視員を置くことは考えられないか、これからのチェック体制の方向の検討はできないかとただしたところ、現在、衛生自治会の理事の60名に環境アドバイザーになっていただき、学習会への参加や立ち会いもしてもらっている。自分たちのところは、自分たちでやっていく意識づけが大切と考えている。ごみは自分の地域に出すのが基本であるとの答弁でありました。

浄化槽設置整備事業の負担割合はとただしたところ、補助額は5人槽で33万2,000円、7人槽で41万2,000円、12人槽が54万8,000円であり、平成24年度は179基の設置見込みである。負担割合は国・県・市がそれぞれ3分の1となっているが、県負担分は財政力指数により本年度は76%の係数を掛けて負担されていて、残りの24%は市で負担している状況である。また、その係数は毎年度変わるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、重度心身障害者医療費助成で増額理由が申請件数の増であるが、何件増加したのか。また、重度心身障害者数の傾向はとただしたところ、重度心身障害者医療費助成の申請件数は、平成24年1月と平成25年1月との比較で93件の増であった。また、重度心身障害者数は、平成22年度が1,217名、23年度が1,239名、24年9月末で1,242名の登録者となっている。増加の要因の一つとして、身体障害者手帳保持者も増加している状況であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入歳出補正は、各事業及び利用実績見込みに伴う国庫負担金等の確定による減額が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、食の自立支援事業において、実績減の利用と現状はとただしたところ、平成23年度の実績で当初60名の利用者を見込み、月3,800食であったが、現在昼が48名、夜が51名で月3,200食分となり、年々減少している。減少の理由は民間の宅食の充実やコンビニ利用も多くなり、身近に利用できるようになった点ではないかとの答弁でありました。食の自立支援事業を保健課で行うメリットは何か、社会福祉協議会との関係もあり、福祉の部分が重要ではないかと思うが、検討されたのかとただしたところ、高齢者の方々の食のバランスや健康維持等を考えた場合、保健課が適切であると考えているところだが、委託先が社会福祉協議会で見守りも十

分気を付けている状況もあり、内部で福祉課も交えて検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、2月28日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず農業委員会分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、臨時職員の賃金に不用額が出ているが、現在の嘱託、臨時職員はどういう体制かとただしたところ、事務局に臨時職員が2名、有明分室に嘱託職員1名、臨時職員1名、志布志分室に臨時職員2名、合計で嘱託職員1名と、臨時職員5名を雇用している。この不用額は、去年の8月で志布志分室の2名が辞めたので、空白ができた分の減額であるとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、活動火山周辺地域防災営農対策事業は、平成24年度から補助率が70%から65%に下げられたことと、入札による事業費減による減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業の事業内容、機械の機種と、業者名についてただしたところ、降灰茶の安定対策事業で洗浄用機械を導入する事業である。茶の葉についた灰を洗って脱水する機械で、大きさによって800kg、1,200kg、1,600kgのタイプがあり、事業費が工場の規模に応じて違うので予算額が違っている。大きな洗浄脱水機のメーカーとしては、カワサキ機工と相良（さがら）というメーカーがあり、九州内の取扱業者3社を入札会に指名をしての結果であるとの答弁でありました。この活動火山周辺地域防災営農対策事業の不用額は大きすぎないか、またこの設備で降灰を100%洗浄できるのかとただしたところ、当初は前年度に県と協議をして70%の補助率で予算を計上したが、県の方から補助率を65%に下げ、5%の減額になるということであった。5%相当額で当初予算からすると約400万円が執行できない状況になる。また、お茶農家も厳しい状況にあるので、入札もシビアなものになっているのではと理解している。洗浄については、降灰の時には畑で落とし、今回設備した洗浄施設で洗って出荷している。機械の更新がうまくできたところについては、ほとんど返品はない。また、機械がまだ性能の高いものに変っていないところは、洗浄の時間を通常より長く取ったり、投入する茶葉の

量を少なくしてきちんと洗浄して出荷しないと返品があり、ますます経営が厳しくなるので、農家の方は厳しく洗浄して出荷しているという状況であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産分について御報告申し上げます。

補足説明として、資源リサイクル畜産環境整備事業は、事業の一部を平成25年度及び翌年度以降の事業実施に変更、また事業予定地の権利調整と経営全体計画の変更による資金計画を調整中のため、平成25年度実施としたことから減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域内一貫生産対策事業は、市内の牛を購入すると1頭2万円の補助をするということだが、これだけ不用額が出たということは、市内ではなく、市外の牛を購入した方が得だという考えで2万円の補助に魅力がないため、これだけの不用額が出たのではないか。今、素牛も高く肥育農家も大変だと思いが、今後はどのように考えているかとただしたところ、平成23年度では1割補助の5万円を上限として実施し、12月に補正をしてもらう形で4,000万円近い補助をしたところである。平成24年度については、2万円に見直したところで、指摘されたとおり2万円の補助に魅力がないという観点もあるかと思う。ただ、市内を含め、曾於地区全体では薩摩中央市場に次いで県内で2番目に高い状況であり、一番生産費に直結する経費なので、少しでも安い市場を求めて肝属や種子島なので購入するケースも出てきたことから、曾於中央市場からの導入が減ってきたという状況である。25年度は同額で編成をしており、内容としては経産牛の肥育の方も対象として計上しているとの答弁でありました。

また、肉用繁殖雌牛導入事業も大きな不用額が出ているが、やはり魅力がないからか、畜産経営者が高齢化して導入を控えているのか、原因をどう捉えているのかとただしたところ、繁殖雌牛については、価格が安いところでは導入意欲がなく、平成23年度の曾於郡の平均価格が39万2,000円程度で10月まではそれを下回って推移していた。秋口以降25年1月の水準ではあるが、昨年を上回る平均価格になってきており、高くなってくれば導入したいという方が出てくるという状況であるので、当然高齢化によるものもあるが、子牛価格の相場というものも影響しているのではないかと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、新設改良事業の地方改善施設整備事業の不用額になった経緯についてただしたところ、当初松山町新村地区を600万円、志布志町関屋地区を2,500万円、合わせて3,100万円の国庫補助を要望していたが、関屋地区においては、当初採択されなかった。陳情を行った結果、12月に追加で400万円の事業費の確定があったが、その分の関屋地区の減額が大きなものである。関屋地区においては、来年度も継続して事業推進していきたいと考えているとの答弁でありました。また、国からの補助のめどがつかないのに予算措置するのかとただしたところ、地方改善施設事業については、福祉の補助であって、通常の国土交通省が行う補助とは仕組みが違う。

要望を出して新年度になって、その配分がくる。県に配分される予算の中から市に配分されるが、今回は当初要望を市の方から出した結果、県の方から配分がなかったとの答弁でありました。

新設改良事業の橋りょう修繕の内容変更の理由は何かとただしたところ、城山大橋の補修工事で現場に入って更に詳細に検討した結果、当初は状態が悪い場合にさびや塗装を落としてから塗る工法であったが、そのまま橋りょうに塗る工法に変えても十分だという判断をして、当初より安い工法に変えたことが大きな理由であるとの答弁でありました。また、今回の工法でした場合、寿命はどのぐらいになるのかとただしたところ、基本的に今回の城山大橋の寿命は60年であり、補修をすることによって更に延命したいと考えての補修である。塗装の場合は10年から15年が耐用年数であるので、その10年から15年耐用できる塗装を考えての工法であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、志布志漁協振興補助金は志布志漁協の経営が極めて厳しい状況のため、借入金の残額を補助し、漁業振興に資するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志漁協振興補助金は借入金返済のための補助になっているが、漁協が返済すべき借入金のうち何割ぐらいを補助しているかとただしたところ、借入額は3,500万円です。今までもある程度償還が済んでいる。その残額である2,315万2,000円の100%補助をするところであるとの答弁でありました。また、漁協の経営は全額補助しなければいけないほど厳しいのかとただしたところ、5年くらい前から、職員のボーナスも出しておらず、理事の方々の報酬も毎年毎年カットされているという状況の中で、水揚げも今年度は1億円を切るというような非常に厳しい状況であるとの答弁でありました。

正組合員と准組合員の比率とバッチ漁の方々の納付金はどうなっているのかとただしたところ、平成24年度末現在で102名のうち、正組合員が71名、准組合員が31名である。バッチ漁については、4団体あり売上額が2億弱あり、そのうちの3%の600万円程度の納付金があるとの答弁でありました。

また、組合員も減ってきており、経営も厳しいということだが、今後一般財源での支援も考えていかないと運営は存続できないと思うが、どのように考えているかとただしたところ、昨年漁協とも話し合いをし、漁協の方にも長期の事業計画を作成するよう依頼しており、具体的な計画等ができれば支援も考えたいという市長の意向も聞いているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

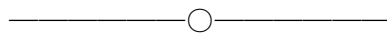
○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。

議案第2号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第3号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第3号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第3号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、給付費等負担金で平成24年度の10月給付費分までの実績と、平成25年3月までの一般医療給付費等の見込み値に基づく概算額確定通知による補正である。

歳出の主なものは、給付費の実績見込みと概算拠出金の確定による補正額を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定健康診査等事業で、当初目標より実績が少ないとのことであるが、全体では何パーセントになる見込みかとただしたところ、受診率については、平成24年4月1日から25年3月31日の国保に在籍する方となっており、まだ確定していないが、概算では52%程度となる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

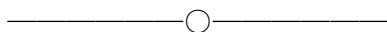
これから採決します。

お諮りします。

議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第4号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第4号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第4号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から予算説明資料に基づく補足説明後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

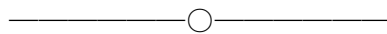
これから採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第5号 平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第5号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第5号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金は、国の交付内示による減額及び介護給付費負担金、地域支援事業交付金は、県の交付内示による減額である。

歳出の主なものは、それぞれの事業実績、利用者数減に伴う減額である。償還金については、本年度会計検査で配食支援サービス事業において食材費、人件費の実費相当分は利用者の個人負担すべき額として指摘を受け、その超過分については、平成20年度から平成22年度までの3年間の差額分209万円を返還するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第5号、平成24年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第6号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第6号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第6号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、2月28日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

市内の浄化槽の建設年度と今後大規模改修が生じた時の基金等の積み立ての検討はされているのかとただしたところ、浄化センターの建設年度は一番古い施設が平成7年、新しい施設が、平成14年で市内に4か所ある。毎年基金利子を積み上げているところであり、新年度で国の全額補助の調査事業があるので申請し、平成26年度で実施して事業費の50%補助の強化事業もあるので取り入れていくかも、調査していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、11時30分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第8 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第8、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆さんこんにちは、それでは早速、質問通告に従い順次質問を行ってまいります。

はじめに、施政方針の中の定住交流に関する観点から質問をいたします。

25年度の施政方針には、定住促進と地域の活性化を図るため、対象地区に市外から新たに住宅を新築または購入し、移住定住した場合に、補助金を交付する制度を創設し、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、さらに市内の空き家を活用した空き家バンク制度の運用に取り組むと

あります。そこで、これらの事業を推進するに当たっての今後の見通しと課題について、まず伺いたいと思います。

次に、消費者教育の観点から質問をいたします。昨年8月悪徳商法などの被害防止と消費者の自立支援を目的とした消費者教育推進法が成立いたしました。消費者教育推進法は、巧妙化する詐欺や悪質商法から消費者自らが身を守り、合理的に行動する知識と能力を養う教育を幅広い年代、場所で行うのがそのねらいであります。そのために学校や地域、事業所及び事業者団体などにおける消費者教育の推進、そのための先進的な取り組みなどの情報を収集、提供するとともに、収集した情報を消費者教育の内容に的確・迅速に反映するとしています。生涯教育の観点から子供から高齢者まで、幅広い世代を対象に消費者教育を推進するよう、国や地方自治体に義務付けております。そこで、本市の消費者教育推進の取り組み状況について伺いたいと思います。

次に、アレルギー疾患対策の観点から質問をいたします。

昨年暮れ、東京調布市の市立富士見台小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が給食を食べた後に死亡した事故が起き、冬休みを前に大変に残念なニュースが全国に流れました。女兒が食べられない料理にはバツ印が付けられていたのですが、確認を怠っていたためおかわりを求められた際、女兒に食べさせてはいけないチーズ入りだったことには気づかなかったということであります。アレルギー疾患対策については、以前にも質問をしておりますが、我が町の未来ある子供たちが楽しいはずの学校の給食で命を落とすようなことが絶対あってはならないと考えます。

そこで、本市では、このような事故が起きないために、どのような取り組みが行われているのか伺っておきたいと思います。

次に、安心・安全な学校教育環境の観点から質問をいたします。

昨年大きく問題になったいじめ問題に続いて、今度は教師の体罰が大きな社会問題となっております。学校現場が子供を死へと追いやる舞台となってしまっているのは残念でなりません。

文部科学省の調べでは、全国の公立小中学校や特別支援学校で2011年度に体罰を理由に処分された教職員は、400人を超えており、その3割程度が部活動がらみだということであります。最近10年間を見ても400人前後で推移していて、大きくは減ってはおりません。体罰については、本市でも現在アンケート調査中ではありますが、いじめ問題と併せ、これらをどのように総括し、子供たちの安心・安全な学校教育環境の確立に取り組むのか伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、施政方針の中の定住推進についてのお尋ねでございます。お答えいたします。新年度から新たな定住政策の取り組みの一つとしまして、中山間地域の対象地区へ市外から移住した方に対しまして、住宅の新築または購入経費の一部を助成する移住定住促進事業補助金の創設を予定しております。

補助金の主な内容としましては、住宅を取得した場合に、年齢等に応じて交付する住宅取得補助金と合わせて同一世帯に小学生以下の扶養者が居る場合には、1人当たり20万円の加算措置を

行うなど、特に50歳以下の若い世代に対して、手厚い助成措置を講じております。市外からの移住と地域を担う若年人口の増加を図ることで、衰退する自治会機能の回復や学校の児童数減少の問題への解決策として、その効果が期待できるところであります。

また、もう一つの取り組みとしまして、市内の空き家の有効活用を目的とした空き家バンク制度の創設を行う予定としております。これは賃貸や売却を希望する空き家所有者にその物件を空き家バンクに登録していただき、定住を目的として市内の住宅を探している方に、情報提供をするための制度でありまして、これを活用することで、市内への定住促進はもとより、現在増加傾向にある危険空き家の解消が図られるものと考えております。

これらの取り組みの今後の見通しと課題としましては、移住定住促進事業補助金については、市外からの移住者が対象となるため、様々な情報媒体の活用や都市部での移住セミナー等への積極的な参加を行い、広くPRを行っていききたいと考えております。

また、空き家バンクにつきましても、市内外の情報発信はもとより、登録物件の調査や利用希望者の掘り起こしを行い、市内宅建協会の方々の協力もいただきながら、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、消費者教育の推進についてお尋ねでございます。お答えいたします。

港湾商工課内に消費生活相談窓口を設置し、専門の相談員により消費者に対する助言や被害を被った消費者の問題を事業者と話し合っ解決するための支援としてのあっせんなどの相談を行っております。消費者が被害にあわないための高齢者向けの講座や、広報等を通じ啓発活動を実施しております。また、このような消費者行政の取り組みは、消費生活における被害防止、安全を確保するための消費生活相談等の事務の実施、消費者被害の発生及び拡大防止のための措置を講じ、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的に実施しております。今回、消費者教育の推進に関する法律が公布施行され、この法律の目的は、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育の推進が国民の消費生活の安定及び向上に寄与するものとしております。消費者教育の定義として、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動となっております。

また、基本理念では消費生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むものとし、幼年期から高齢期までの各段階に応じて消費者教育がライフステージごとに体系的に行うよう定めております。さらに消費者教育を行うに当たって環境教育、食育、国際理解教育など他の教育政策と連携するよう配慮を行うことも定めております。

今後これらを踏まえまして、消費者行政の所管課のみでなく、教育部局と連携をとるなど、全庁的な取り組みを協議して、市民の消費生活の安定及び向上を図ってまいります。

次に、アレルギー対策についてでございます。

昨年12月、東京都調布市の女子児童が給食を食べた後に死亡した事故につきましては、新聞、テレビ報道に接しまして、大変悲しい出来事として受け止めたところであります。

本市の児童生徒の中にも、アレルギー対応除去食や代替食の提供をしていることは聞いております。私としましては、このような事故が起きないように教育委員会には細心の注意を払い、保護者や学校との連携を図り、児童生徒に給食の提供するよう指示したところであります。

詳しい取り組みにつきましては、教育長から答弁をさせます。

○教育長（坪田勝秀君） 今議会でも教育委員長の委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。では、お答えいたします。

将来児童生徒が消費生活に関する知識や技能を身につけ、それを実生活の中で適切に実践できるようにするために学校における消費者教育は極めて意義あることと認識しております。

現在小中学校におきましては、家庭科において消費生活についての基本的な知識及び技能を身につけるとともに、大人になってからの消費生活をより良いものにしていこうとする主体的、実践的態度を養うための授業を行っているところでございます。

具体的には、小学校では、物や金銭の大切さ及び計画的な使い方、身近な物の選び方や買い方を考えた適切な購入の仕方等について指導しております。中学校では、消費者の基本的な権利と責任、販売方法の特徴、生活に必要な物資、サービスの適切な選択、購入及び活用等について、保護者の理解と協力を得ながら指導しております。

消費者教育推進法第11条では、学校における消費者教育の推進として、適切かつ体系的な消費者教育の機会の確保、教職員の研修の充実、人材活用の推進等がうたわれておるようでございます。教育委員会といたしましては、今後とも、各学校に家庭科の授業の充実について更に指導いたしますとともに、国の動向も注視し、関係機関との連携を図りながら、学校における消費者教育の推進のための具体的方策を講じてまいりたいとかように考えております。

また、議員御案内のとおり、教育委員会の生涯学習課では、心身の健康を保持増進し、生きがいとうるおいのある人生を見いだすことを目的といたしまして、高齢者学級を市内に21か所開設しているところでございます。この高齢者学級の活動メニューは、各学級の運営委員が企画立案し、実施しておりまして、健康教室や料理教室、環境学習など様々な学習内容になっております。お尋ねの高齢者に対する消費者教育につきましては、港湾商工課の出前講座であります「守ろう！わたしの生活」を活用いたしまして、高齢者学級で実施しているところでございます。平成24年度は市内21学級のうち13学級で悪質商法から身を守る方法等について学習をしていただきました。今後とも各運営委員の方々や、関係課と連携を図りながら出前講座等を活用して、高齢者を悪徳商法や、あるいは振り込め詐欺などから守ることを目的とした消費者教育の推進に努めてまいりたいとかように考えております。

次に、アレルギー性疾患についてでございますが、お答えいたします。東京都調布市立の学校で発生いたしました今回の事故につきましては、大変心を痛めているところでございます。報道等によりますと、今回の事故は、給食センターが除去食を準備し、適切に対応していたにもかかわらず、児童が給食を摂る教室で直接給食指導にあたる担任が確認を怠ったために発生した事故のようでございます。

教育委員会といたしましては、これまでも各学校に対しまして、保護者及び給食センター等の関係機関と十分連携を図り、アレルギー等を有する児童生徒の確実な把握と適切な対応について指導してきたところであります。今回の事故を受けまして、食物アレルギーを有する児童生徒が在籍する学校の担任は、該当児童生徒の除去食の誤配がないよう確実にチェックすることや、予定献立の変更等があった場合に十分注意すること等について、市校長研修会において、改めて指導したところでございます。また、担任不在の場合も想定いたしまして、児童生徒の状況を全職員で共通理解することや、当該の児童生徒自身が自らの食物アレルギーについて自覚するよう、保護者との連携を十分に図ること、周囲の児童生徒の理解も深めること等についても指導しております。

本市では、40人の児童生徒がそれぞれ異なった病状誘発の原因となる食品の特定等を含む食物アレルギーを有しております。教育委員会といたしましては、この子供たちが悲しい事故に遭うことがないように食物アレルギー等を有する児童生徒の確実な実態把握と、適切な対応について、家庭との連携を図りながら、今後も継続して指導してまいりたいと考えております。

また、給食センターでは毎年1月に学校から保護者にアレルギー対応食希望申し出について文書を発送いたしまして、3月末までにアレルギー給食依頼書及び医師の診断書を付けて関係学校を経由して給食センターに提出してもらい、アレルギー対応食を提供しております。さらにアレルギーの程度の重い児童生徒は、学校、保護者、センターと連携して細かな打ち合わせを行っております。それぞれ対応食が異なりますので、極めて神経を使う仕事ではありますが、細心の注意を払って対応しているところでございます。アレルギー除去食や代替食提供の仕方といたしましては、1か月前にアレルギー対応一覧表を関係学校に配布いたしまして、保護者に渡すこととしております。献立によって、原因食品が数種類入って対応困難な場合には、保護者に弁当を準備してもらってもございます。いずれにいたしましても、前日と当日の2回、栄養教諭・調理員によるミーティングを実施し、細心の注意を払いながら、アレルギー対応食をつくり、関係学校名、児童生徒名の記入してある専用の容器、保温ジャーでございますが、専用の容器で学校に届けて対応者のアレルギー対応食が関係学校に確実に届いているか、給食担当者が確認してから該当する子供に渡しているかということも指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも学校、保護者、センターが一体となって細心の注意を払いながら事故が発生しないように、安全・安心な給食を提供してまいりたいとかように考えております。

次に、安心・安全な学校教育環境についてでございますが、お答えいたします。

滋賀県大津市でのいじめによる事故に続きまして、大阪市立高等学校で起きた体罰による事件によりまして、かけがえのない生徒の尊い命が失われたことは誠に残念でなりません。教育に携わる者としてこのような悲劇が繰り返されたことに大変心を痛めているところでございます。

議員御指摘のとおり、体罰については、現在、本市においても、全児童生徒及びその保護者を対象にアンケート調査を実施しているところでございます。先に行いましたいじめの問題に関す

る緊急調査の際、回答のあった全事案については、各学校において該当の児童生徒との面談を実施し、問題の速やかな解決に努めてまいりました。今回の体罰の調査におきましても、寄せられた回答に対しましては、全ての事案に誠意をもって対応し、健全な教育環境の整備に努める所存でございます。

さて、御存知のとおり、体罰による指導というのは、学校教育法第11条の規定に違反する違法行為でございまして、力による指導は児童生徒の人格を傷つける行為でもございます。肉体的、精神的苦痛を与える指導では問題の本質を変えることはできず、憎しみと怒り、児童生徒に絶望感を芽生えさせることにつながりかねないと考えております。

教育委員会といたしましては、管理職研修会や生徒指導担当者コーディネーター養成研修会を通しまして、指導に当たっては教育の専門職員としての意識を常に堅持し、児童生徒の深い生徒理解に立った指導や信頼関係に基づく、心に届く生徒指導を推進するよう指導しているところでございます。また、具体的な体罰のみならず、教師の発する言葉も時に児童生徒を傷つける凶器にもなりうるということを踏まえ、慈愛に満ちた温かい言葉で指導に当たるよう指導しております。

あわせていじめの問題や体罰の問題等を含め、悩みを抱えた児童生徒が誰にも相談できず最悪の結果を招くことのない相談体制の在り方など、全ての子供たちが安心して学べる環境の確立に今後とも全力を尽くしてまいりたいとかように考えているおります。

長くなりましたけど、以上でございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————
午前11時52分 休憩
午後0時59分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続き定住交流の推進の観点から、一問一答で質問を行ってまいりたいと思います。

先ほど市長の方からも、今回のこの移住定住促進事業の中身、そのことに関してはお話をいただいたわけですが、特に50歳以下の若い世代に対して手厚くなっているということ、そして、やはり学校区ごとの児童数への期待もあるんだという観点、ありました。市長、先に申し上げておきますけれども、空き家バンクとのからみもあって質問がそちらへいったり、後でまた戻ったりということもありますので、そこは御了解をいただきたいというふうに、思うんですが、まずこの移住定住促進事業、これは確かに本市の人口の自然減といえますか、それを防ぐためには他市からの市外からの、やはり人口の流れというのをつくっていかなきゃいけない。しかし一方で、それと併せて、市長もこれまでのいろんなこの本会議場での議論の中でも言われてますけ

れども、それを支えていくものとして、一方では、いわゆる雇用対策というものをしっかり打っていかねば一緒のものになっていかないというふうに思うんですね。そういった観点から、今回この事業を立ち上げるということで、事業自体はぜひ進めていかねばならない事業だと思うわけですが、まず、この事業を今回立ち上げたとして、何年間の事業として設定されているのか、その辺が気になったものですから、まだ当局としては、いわゆる要綱等のようなものの案、これは当然あるわけで、それは出していただきました。そして、その案を見ていきますと、平成25年度より、平成27年度ということで3年後を想定して出されている。うーんと思ったんですよ。いろんな自治体が、こういう事業に取り組んでいる。もう先進自治体ということよりも、もうかなりの自治体に取り組んでますから様々な例がありますね。鹿児島県でもそうです。そして全国的にも多くの自治体がこういう事業に取り組んでいる。

そういった中、様々見ていきますと、3年のところも確かにございます。5年というスパンのところもあります、様々です。そういった流れの中で、いわゆる雇用の充実を図りながら、定住促進もやっていくということを考えた時に、この3年でそのどちらにもらみながらですね、うまく生かせるんだらうかと不思議でならないです。せめて5年とか、そういう単位で進めていく事業ではないのかなと、もっと広げていってもいいというふうに思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、今回初めて、本市では取り組むということでございまして、特に衰退する自治会機能の回復、そしてまた学校の児童数の減少に伴いまして、その児童数の減少に歯止めをかけるための政策として取り組むということでございまして、特に中山間地域において取り組むというものでございます。

ということで、いまお話がありますように、もっと長期間的なスパンを見るべきではないかなという御提案でございしますが、とりあえずは取り組みを開始をさせていただきまして、この効果を見ながら、そのことがもっともっと補強が必要ということになれば別な形の補強もしなければならぬということになるろうかと思っておりますので、その状況を見ながら対応させていただきたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） その実施の年数というのは、その実施状況を見ながらということですので理解をするわけですが、雇用対策との整合性ですよ、今までの本会議場での私も言ってますが、様々な議員が議論をされてる。近いところでは15番議員が昨年9月議会でやり取りをされてますね。そういった中で、市長が答弁されている中山間地域へのいわゆる手当て、こういった一方で、市長は雇用対策を図っていかないと意味がないということを言われてるんですよ、一対で言われてるんですよ。そこに対しては、この3年でできるのかということがあるからこういう質疑をしてるんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

雇用対策につきましては、特に地域の経済振興を図りながら、そしてまた、この地域に新しい

雇用の場を創出するために企業の誘致を図りながら、雇用創出をしていこうということを、基本的に考えて取り組みをしてきているところでございます。

地場産業の振興につきましては、様々な形で、特に農業等においても助成制度を設けたりしまして、その振興についてはつとに努めているところでございます。

そしてまた、商業振興についてもその商業環境が厳しいということでございますので、基本的には維持を図りながら振興を果たしていくための施策を取り組みをしているところでございます。

また、工業につきましては、先般の議会におきまして、新しい工業団地の造成をするということをおし述べまして、その造成するという理由につきましては、従来から本市において工業立地の打診があったところでございますが、適切な工業団地が造成されてなかったと、用意されてなかったということがございまして、そのようなお話について進展しなかったという背景がございますので、今回改めて工業団地の造成を図っていきながら、そこに企業の誘致を図っていこうということを考えているところでございます。

そのようなことを進めていく中で、この定住移住につきましても同時に図っていきながら、人口増を図っていくと、特に中山間地域において、人口増を図っていこうということを考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） まあ少し分かりませんが、いわゆるこの中山間地域のいわゆる定住人口を増やしていくという、その考え方は分かりますよ。いわゆるこの前のこの本会議での議案上程の際もいろいろ出てました。いわゆる地域間格差をなくしていかなきゃいけないと、きれいになくすというのは難しいわけですが、市長の今のような答弁でいきますと、幅広く、均衡のとれたまちづくりということになろうと思うんですが、先だって10番議員から出てました。いわゆるこの補助対象地区ですね、これはここに載っていますね。これを見ていったときに、いわゆる農業振興の観点、農業移住者ということ呼び込んでいくということ考えた時に野神校区が外れていると、小学校区がですね。これはやはりいかなものかという議論もあったわけですが、やはり配慮に欠けているのではないのかなという議論を聞きながらも、僕も思ったんですよ。ただ一定のくくりでスタートをしたいということもあったんだろうと、市長の側に立って考えればですね、そういう捉え方もあるんだろうと思いますが、こういった事業を進めていくにあたってはそういった観点もしっかり入れ込んでいただきたいと思ってるんです。なぜそういう話をするのかというと、やはり、ひとくくりでやっていくというのは、スタートとしてはしょうがないんだろうけれども、このいわゆる今回選ばれた対象地区、これを見ていくと、くくりとして、こう書いてあるんですね。「現在複式学級であり、または今後児童数が減少し、複式学級になることが見込まれる小学校区」って書いてありますね。これを見ていくと、ああ妙なくくりでなっているなと思うんですけれども、いわゆる八野校区は廃校になったからもういいんだと、四浦校区は残ってるんですよ。休校になってるけど、現実はずっと続いてます休校状態が、そこが複式学級にうんぬんということに当たらないんです。全然、そのくくりでは、何でこういうくくりでなっているのか、ちょっとお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） この対象地区についてでございますが、今御指摘がありましたとおり、今現在複式になってる学校、それから、今後児童数の減ということで、複式学級になる恐れが見込まれるという小学校ということで学校区ということで、潤ヶ野小学校区ということでの設定をしておりますので、当然八野の地区につきましては、潤ヶ野の小学校区に入るということで八野はこの中には入るというところであります。

それから、今現在休校中でございますが、四浦につきましても廃校ということではございませんので、四浦につきましても、この地区に入るというところでございます。

○13番（小野広嗣君） よく分からないですね。そういうくくりをあえてするのであれば、いわゆるこの前も出てました野神校区だって、そういったくくりの中に入ってもおかしくないわけでしょう。

そしてもっと言えばですよ、市長、いわゆる今回のこの事業は、中山間地域に、いわゆる格差をなくそうということで、人口を定住させていこうということ、でも、一方では雇用対策というけど、簡単にいかないですね、そっちのほうは10年、20年かけてやっていかなきゃいけない。そういった中でこういうことを組んでいращるわけですが、やらなきゃいけない事業なんだけれども、一方でいわゆる中心市街地ですね、中心市街地も、市長、歩いて見られたら分かるでしょう。大変な空き家の量ですよ。数もすごいですよ、数出せますか、言ってください。市内全域の空き家状態。

○市長（本田修一君） 数等については、正確に把握してないところでございますが、ただいまお話がありましたとおり、私自身あの通りを中心に通りますと、空き家が目立っている。また空き家になっているところが、また駐車場になっているということについては、認識しているところでございます。

今回のこの移住定住の事業については、対象にならない地域になるところでございますが、この地域については、空き家対策、空き家バンク等を活用しながら、この地域に対しまして住民の誘導を図っていきたいというふうに考えるところでございます。

○企画政策課長（武石裕二君） 空き家の状況でございます。申し訳ありませんでした。

昨年、建設課の方を中心に空き家の管理等に関するアンケートを実施を実施をしたところでございます。それによりますと、住宅空き家ということで申し上げますと、松山地区が166棟、それから志布志地区が423棟、それから有明地区が358ということで、住宅空き家数につきましては、947という調査結果が出ております。

○13番（小野広嗣君） そういった状況の中で、いわゆる市内中山間地域への手厚い手当てというか、それはもう当然必要なわけですし、一方でいわゆる旧志布志町でいえば旧市街地ですね、そういったまちなかですよ、まちなかに対する手当てというのをどう考えていくのかという問題も今後生じてくると思うんですね、一方で。こういう事業をされるときに、名称が移住定住促進事業とうたっているわけですから、包括的に考えれば、そういった中にそういった事業も入れられると思うんですよ。市長の考えでいくと、別途新たな事業を考えて手当てをしなきゃいけな

くなりますね。空き家バンクの考え方というのは、いわゆる中心市街地だけではないじゃないですか、全域またがるわけでしょう。そこの整合性も取れてなくなるということも考えるんですね。

ですから、こういった事業を立ち上げるときには、事業自体は必要な事業なんですけど、もう少し、庁内で様々な議論をするべきではないのかなと思うもんですから、今回取り上げさせていただいているんですが、対象地域の問題、これは中山間として、施政方針にもうたわれてますのでね、そしてこの説明資料にもそういったことがあるわけですが、これを推し進めていくということに関しては、前向きにやっていただきたいというふうに僕もそういう思いの立場ですので、理解をしますけれども、やはりこの前の野神の関係、今申しあげました八野、あるいは四浦との関係、それが潤ヶ野校区に包括されるんだという言い方でありますけれども、であれば、あえて例えば四浦を乗っけなくても、それは田之浦校区に包括されるんですよという言い方でもいいわけでしょう。おかしいですがね、文章を見たときに、そういうことを言ってるんですよ、どうですか、課長でもいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

説明がまだ少し足りなかったのかなという気がしたところでございまして、中山間地域、特に複式学級になってるところ、そしてまたなりそうなところということで、分かりにくかったのかなということでございますので、もう少しその辺り分かりやすい形での説明を重ねてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） この事業は、この事業として、そしてもっと広くは、やはり市内全域にわたって移住定住を促進していくというですね、流れ、いわゆる旧中心市街地の立場からすればですよ、やはりえっというのがあるんですよ。どんどん上に上がっていかれる人たちもいる。もっと言えば、よそから帰ってみえて跡を継がれる方々もいらっしゃる。そして、そこで家を新築するという方々もいる。そこの不公平感が出てきますでしょう。

だから、旧中心市街地へ帰ってみえて家を新築するとか、あるいは増改築するとか、そういった観点でずっと定住される方に対する手当てというのも考えていかないと、旧中心市街地はずっとほったらかしになりますよ。空き家バンクを、後で議論しますけど、それだけで対応できる問題じゃないですよ。経済的な支援というのがやっぱり必要になるんですよ。

そういう総合的な政策を、やはり進めていっていただきたいなというふうに思うんですね。細かいのは総務委員会でもまたやれると思いますので、ですけど、この中で出てくるので、同一世帯に小学生以下の子供がいる場合に1人当たり20万円を助成ということで、3人いれば60万円と、4人というところもなきにしもあらずで、それが80万円とかなっていくわけですが、ここを例えば上制限を設けて、いわゆる50万円と決めているところもあれば、30万円と決めているところもあります。

そして、もっと言えば、小学生以下ではなくて、やはり義務教育の年度が終わる中学生以下というふうにくくっている自治体もけっこうございます。その考え方は、庁内でどういう、担当

課も含めて市長と議論があったのか、ちょっとお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回新たに創設いたしましたこの定住に関する補助等につきましては、市内、市外の大方実施をされている自治体等の内容等を参考にいたしまして、そして、庁内において関係課七つ、八つだったと思いますが、関係課長、それから担当者含めまして、協議をいたしたところでございます。この加算については、やはり子供、小学生がいる世帯については加算をして誘導していくということが必要であろうということで、この加算についてはまず導入したところでございました。

それから、小学生ということにつきましては、今後また当然小学生、中学生という形で上に上がっていきますし、当初については、今御指摘がありましたとおり、中学生とかの加算をされている自治体もございましたが、まず市においては、小学生以下を対象にして金額についても20万円ということでスタートをしようということで、庁内検討委員会の中で決定をしたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 中学生以下を対象にするという考えに至らなかった議論というのはどういう議論なんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 意見の中では、当初から私どもが小学生ということの話をした経緯がございましたし、小学生からということしかですね、その中では出なかったというところでございます。中学生については、先ほど申しましたとおり、小学生以下の子供たちは当然中学生、高校生というふうになっていくということもございましたので、そういった意味から小学生という対象にしたところでございました。

○13番（小野広嗣君） 市長どう思われますか。定住促進、いわゆる長期にわたってこの町に住んでいただくという施策ですね、そういった流れの中で20万円の額が2人、3人にお渡しできるのがあるのか。もう条件を付けていわゆる中学生以下は50万円とかいうふうにする方がいいのか、そういった議論もあってしかるべきだと思うんですよ。その議論はなされずに最初から小学生以下で20万円と、本市の場合はそういう議論になったと、そこをどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住の誘導ということでございますので、小学生をお持ちの家庭がこの地域に移住していただくということになれば、自然とその子供たちが中学校に上っていく、あるいは高校に進んでいくということになるかと思っておりますので、まず小学生以下の子供がいる世帯を対象に考えたいということで進めているということでございます。

○13番（小野広嗣君） いわゆる僕が問題にしているのは、いわゆる小学校、中学校とお金がかかりますよね、そういった中学生以下を含む、医療費だってそうじゃないですか、中学校までちゃんと義務教育年度まで面倒みるという市長の英断で進んでいるわけですね。そういった中で中学生以下という議論がなぜなかったのかというのを聞いているんですよ。必要じゃないですかね、その議論は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしまして、今回のこの事業がどれぐらいの対象と影響があるのかということにつきまして、まだ予測がつかないというところがございますので、とりあえず小学生を対象に誘導策を図ってみたいということがございます。

そしてまた、その事業の内容につきましては、取り組みが進むにしたがって、様々な形の展開が図られるのではないかなというようなことは考えておりますので、とりあえず小学生以下の子供たちをお持ちの世代を対象にしているというような形で、御提案するところがございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今いみじくも答弁に表れてましたけど、通告を見てくださいね。この事業を展開するにあたっての今後の見通しと課題について示せというふうに言ってるでしょう。そういった見通しはなかなかつかない中で事業を立ち上げてるんですか、そうじゃないでしょう。ある程度のいわゆる先進自治体の事例も含めながら、課題も含めながら、議論をしてこういう事業を立ち上げてるんじゃないですか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

見込みとしまして、住宅取得補助200万円のうち、50%が10件ということで1,000万円、そして子供の補助金300万円、15人の20万円ということでスタートするところがございます。このことにつきましては、反応が良ければ、またそのことについて更に進めた形で議会に相談するというようにしたいというふうには考えているところであります。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

あとこの件に関して、いわゆる交付要綱等も案としてあって、そして今後精査されていくわけですが、いわゆる定住促進がねらいなわけですので、いわゆるこの補助金を交付する際に、どういう形で交付するのかという問題がありますね。いわゆる申請書を上げていただいて、そこを通った段階で交付するわけですが、一括でいわゆる上限200万まで交付するのか、どうなのか、あるいは定住促進へ向けて3年後、5年後に支払っている自治体もあるわけですね。そこをどう考えているのかお示しをください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今後、要綱、要領等、今素案等については、取りまとめをしている状況でございますが、今はしっかりした要綱、要領等を定めて実施に望みたいというふうには考えております。今、御指摘ございましたとおり、補助の申請時期でございますが、当然25年度の予算ということでございますので、基準につきましては、25年4月1日以降転入し、住民基本台帳等に登録をされ、そして、住宅を取得をされて、それ以降1年ということの申請期間は設けております。

先ほどの質問等もございましたとおり、当初は25、26、27年、3か年ということでございますので、その3か年の中で始めスタートをして、その間に移住定住、それから、申請をしていただくということになろうかと思えます。

申し訳ございません。補助金の交付でございますが、やはり他の自治体を見た時に5年以上とか、そういう定めがございますので、申請をされてから1年目にその2分の1を補助をすると、

そして5年目、居住が5年を経た後に、あと残りについては、申請をしていただく。ただし、子供さんの加算につきましては、一括で当初1年目にその額を支払いをするということになります。

○13番（小野広嗣君） そういった方向が望ましいでしょうね、やはり定住促進ということで、ポンと出しとって、あと罰則規定みたいなのがなくてですよ、3年目とかで出ていかれたら大変なことですのでね。そこは、理解をするところですが。

ただ、今課長が答弁される中で、いわゆる補助金申請も含めて、これ議会が通って4月以降ということでしょう。通った場合ですね、4月1日から3年間にかけてやっていくということで、でもですよ、多分先進地、あるいはいろんな事例を見られたのであれば、特例措置を行っている自治体もあるでしょう。いわゆる、この4月1日からでなくて、いわゆる今年度いわゆる過去にさかのぼって5年間、例えば、本市に市外から入ってこられた方々に対する特例措置をやってるところもありますよ。そういった議論はなかったんですかね。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、御指摘がございました過去にさかのぼってという自治体、市内でも1か所だけ確かあったような気もいたしますが、大方転入及び住宅取得の日から基準日以降に申請をしていただくというのが大方の内容でございましたので、私どもも今回につきましては、25年4月1日を基準日として、それ以降転入をされ、そして、住宅等を取得をされた方ということで区切りをして、これについては、庁内の検討委員会でもその旨で了解を得て、今回示したところでございます。

○13番（小野広嗣君） この事業をスタートしていったって、問い合わせが多いことが望ましいわけですが、ある意味でこういった特例措置を設けてるところは親切だなと僕は思うんですよ。それに対して、今の在り方というのは、どうなのかなと思いますよ。不平不満が逆に、仮にですよ、この5年以内に住んでいらっしゃって、定住で住んでいらっしゃって、新たに今度建てるという時に、それは対象になるんでしょう、それもならないんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 住所の、住所と申しますか、基準日が25年4月1日ということになりますので、当然それ以前に住所等に移された方については、今回のこの補助は対象外ということになるところでございます。

○13番（小野広嗣君） まったく本市出身であっても、この5年以内に帰って来ると、そういうくくりがありますよね、いわゆる新たな事業としてはですね。そういう事業を展開をするのであれば、特例措置として過去へ振り返って5年以内に本市に見えたと、その方々が新たに4月1日以降新築をするとか、あるいは物件でも購入するとか。そういった時に対して、いわゆる補助がないとなった時に、いわゆる市民間で格差が生まれる。そのことに対しての配慮はないのかということ言ってるんですよ、市長どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、この移住定住促進事業を開始するわけですが、その時に今お話があるように、じゃあいつの時点からこのことの効力を及ぼすのかということの議論もしたところでございます。

様々なケースがあるということが想定されるわけですが、とりあえず4月1日以降、本市にお住まいになられる方を基準として、考えようということで、今しているところでございます。

例えば、今事前にお住まいをされるために、住居の建築を進められておられる方もおられるかもしれませんが。その方については、その後、新築の住居がなされたときには、その住所に新しく住所を定められるということでもありますので、その方については、対応可能かなというようなことの議論はしているところでございました。

○13番（小野広嗣君） やはり、ひとつのくくりは大事だろうと思いますが、今市長が述べられたような配慮はですね、ぜひこの事業を進めていくに当たって、やっていってほしいんですよ。でないとおかしくなりますからね、市民間でですね、それはお願いをしておきたいというふうに思います。

あと空き家対策で、空き家バンクの件ですが、市長が先ほど言われました。簡単に答弁はされてましたけど、いわゆる市外への情報発信ということで、あと大都市圏で移住セミナー等も行っていくということになるんでしょう。そして、宅建協会ともしっかり提携をしていくということでもあります。先ほど空き家が947、課長答弁でありました。これは車庫とか倉庫とかいう類いのものは入ってはいないんですよ。

○企画政策課長（武石裕二君） この空き家の実態調査につきましては、昨年20年8月に各自治会の自治会長さん方を対象にしてアンケート調査を行ったところでございます。その中でいわゆる居宅可能というか、住んでいらっしゃったいわゆる住宅、これについてが947件、その中で、これはあくまでも自治会長さんが見られた範囲の判断でのことではございますが、居住可能とされて、調査をされたものが340件、それから、改築、改善等、それを行えば可能ではなかろうかという空き家が126件、それから廃屋まではならないんですが、居住はできないだろう空き家が295件、それから詳細不明というのが186件あったところでございます。

ただ、私どもも空き家等を見ますと、もう相当人が住んでいない住宅等につきましては、1年、2年で相当もう住めないような状況になるというふうにも思いますので、今後さらに精査をしながら、実際住める空き家等についてですね、情報提供いただいて空き家バンクの創設にはつなげていきたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今のデータは、去年のデータですよ、ですよ。僕はちょうど2年前の3月定例会で、この空き家対策、空き家バンクにつながる方向での議論もしているんですよ。その時も自治会等の協力をいただいて調査をしているのに全然数字違いますよね。この時居住可能な家屋が298、改善をすれば居住ができると思われるものは130というふうに答弁されて、数字的にもかなり合わないという状況ですね。そして、その時にも言ったんですけども、しっかりと調査をしなきゃいけない。そして、そういった可能である住居をお持ちの方に対しての意向調査をやって、こういったバンクを構えるとした時に協力体制が組めるのかどうか。そういったことも含めて議論をしているんですが、そこはどうなってるんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 先ほど申しましたとおり、昨年の8月の各自治会の自治会長さんをお願いをして、拾い出した数字が今先ほど申し上げた件数ということになります。それから、私どももこれを受けて、即意向調査等を行えばよかったですけど、その調査等については、詳細にはまだしていないところでございます。

最終的に、先月宅建協会の皆様方、市内に約20件ほど業者の方々がいらっしゃいますが、この空き家バンクの創設について協力をいただけるという最終確認ができましたので、それも宅建協会の方々等も含めて、即入居ができるような空き家等について情報をいただき、そしてまた、広く市民にそういった空き家の登録については、今後市内全域に知らして、その情報を得てバンクの制度につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） いい事業ですからね、何も足を引っ張るようなことを言おうと思っているわけじゃないんですが、2年前にもしっかりそういった議論をし意向調査を行うべきだと、そういったものを行って初めて市長の施政方針に乗っかってくるというのが筋だと思うんですよ。で、ホームページを見ました。そしたら、2月に載ってるんですね、空き家バンクというボタンをちゃんとつけるようになってるんですよ。中を見ていくと、当然空き家バンクってなってますけど、志布志市へ移住される皆さんへという、志布志のちょっとしたデータが載ってて、あとは空き家バンクのところはスタートしてませんし、そういった意向調査も何もしていませんから、情報をお出しできないから、空の状態になってるんですよ。ですから、そういう見切り発車的なことを大事な事業でやってほしくないなというのがあるもんですからね、こういう問いかけをしています。どうですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘をされたとおりで、ホームページの方にはもう既に空き家バンク等の箇所は設けてございますが、私どもも大方、市内の方々に情報をいただいて創設を、きた順番に載せようという体制は考えてたわけでございますが、ただ、最終的にやはり即住める状況での空き家の物件、それから、どうしても宅建協会の方々との意見調整というのが必要となったところございまして、その調整に若干時間を費やしたということでございます。

今は指摘がありましたとおり、私どももちゃんとした物件等を調査をし、そして即引渡しができるような状況の住宅をですね、広く募集をしてこの空き家バンクについては、早い段階でスタートをしたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） これからしっかりそこを進めていっていただければいいわけですが、やはり物事の順序というのをしっかり取りながらですよ、当局は、事業を進めていただきたいというふうに思いますね。

空き家バンクに関しては、先ほど宅建とのお話もありましたけど、本当にいわゆる民々の動きになるわけですが本来は、そこに行政が手を出すわけですからね。すごくデリケートな問題を含んでる。僕は課題は何かといたら、あんまり答えていらっしゃいませんが、課題はいっぱいあるんですよ、こういった空き家バンクに取り組んでいる先進自治体を見ていっても、もう一つ一つ述べませんけれども、民間と民間がやる、そこに宅建が入って一生懸命やってくれるんだけど、

それでもやっぱりトラブルがあるんですよ。ですから、そういったことも含めて、そういった課題等も見込んだ上で事業というのは、それでも越えていけるという判断をしてスタートさせたのか、というのが僕は問いかけとしてあるものですからね、まあ言ってるわけで、がんばっていただきたいという事業なんですけれども。

あと、この空き家バンクと一緒に、空き地バンクという捉え方はなぜしなかったのかなという気がしてならないんですが、その辺はどうなんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今の御指摘ございました空き地につきましても、今回空き家バンクという名称でございますが、併せて今指摘ございましたとおり、空き地につきましても情報をいただきまして、土地を探されてそこに住宅取得を建築をされるという方も多数いらっしゃると思いますので、併せて空き家と空き地について情報を提供していきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） それは、今課長の答弁で理解をいたしました。ぜひそういう方向でやっていていただきたいと、いろんなニーズがありますからね。

それとあと、本市では、例えば都市開発公社が土地を先行取得をして事業展開をした経緯がありますね、現在もしているといいますかね、こういった土地開発公社を使って先行取得をして移住定住政策、今後もどんどん推進していくという流れはどう考えていらっしゃるのか、ここで市長、お考えを伺いたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住の事業につきましては、ただいま議論の中でお話ししたとおりでございます。

そしてまた、空き家バンクにつきましても、広く市民に対しまして、このことを取り組むということをお知らせいたしまして、公で、その仲介、あっせんについて取り組むということでございますので、かなり私どもとしましても信用性を求められる内容になろうかと思っておりますので、このことについては調査等を慎重に重ねながら、そして真摯な態度でのあっせんということをお努めしていきたいというふうに思うところでございます。

そして、ただいま課長のほうから申しましたように、空き地についても紹介するというところでございますので、このような流れの中で住宅地をお求めの方については、対応していきたいということで、土地開発公社における事業というものは、現在のところ考えてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） これまでの事業としていろいろと展開されて、まあ大原も含めてうまくいってるんですよ。駅上の団地が少しまだ2か所売れて、あと5か所ぐらい残ってるんですかね、そういったものが今残っていますので、少し慎重にやっつけていかなきゃいけないのかなという気は僕もしていますね。

一応、情報発信なんですけど、いろいろと調べてみました。銀座にありますふるさと回帰センター、課長は御存知なのかかわからないけど、ここがNPO法人としては大きな組織となっていて、ここにつながっていく、登録していくことで大きな情報発信ができると、情報発信ができる場所と

いうのはいっぱいあるんですよ。県の方にもつないでいかなきゃいけない、県もそういった流れをいっぱいつくっていますので、ただ、このふるさと回帰センターのホームページを見たんですよ、見たら一面の一番左側の上にぼんとすごく目立つ形で伊佐市、伊佐市の分が出てましてね、「伊佐市、いいさ」って書いてあるんですよ。それで、「ここがい～さ」って、伊佐市の移住定住ということで、案内をしてるんですね、そこから入っていくと、もう大きく出てますから、のぞきたくなるんですよ。そこから入っていくと、いわゆる伊佐で定住促進をするためのポータルサイト、市のホームページとは別途というふうに考えていいぐらいの中身の濃いポータルサイトが出来上がってるんです。そういったものを、やはりしっかり作りあげて、そこに加入していくということは大事だろうと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 私どもも、これにつきましては、県の方とも今年に入りまして、いろいろな情報交換等をいたしております。県の方が主催をしております鹿児島暮らし交流セミナー、これにつきましても関東、関西等で実施をされておりますし、また、今御指摘がございました「ふるさと回帰支援センター」等につきましても、今どういったものかというのをですね、担当を含めて調査をし、情報発信についてはこのセンター等も通じて広く全国に知らせたいというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、一步一步前進というよりも、もう、市長の施政方針に載っているわけですから、大きく前進をしなきゃいけないわけですよ、そのための準備がまだ整っていないのに、ぼんと施政方針できてるもんだから、こういったやり取りになっちゃうんですね。そこは、今後の反省として受け止めてくださいよ。

だから、ポータルサイトの件も、今は答弁になってないけど、しっかりそういったのを見て勉強もしていただいてやっていく、もう飛びつきたくなるわけですよ、そういった状況であれば、うちは今からですけどボタンがあつてのぞいていっても、何もない空の状態ということで、であれば載っけない方がよかったと思うんですよ。スタートしてから載った方が、恥ずかしい話ですよ、逆に言えばですね。

そこらのところも含めて、ちょっと研究をしていっていただきたいというふうに思います。

もう1点だけ、これはちょっと勉強していただければと思います。それがうまくいくのかどうかは別にしましてね、市長がやはりいろんな意味で定住促進ということで、補助事業を立ち上げる。そして、空き家バンク、空いた土地、ここも含めてバンク事業をやろうとする。こういった時に、宅建協会だけではなくて、宅建協会も当然あるわけですが、民間のその地域ごと、エリアごと、先ほどありましたいわゆる校区ごとみたいな形ですよ。そこで、ふるさとの案内人みたいな形にしてつなぐ役割を担わせているところがあるんですね。いわゆる行政主導、あるいは宅建協会みたいな事業者主導だけではなくて、そこに住む地域の団体の方々がそういう世話役をやる、これはすばらしいことだなというふうに思うんですよ。「里の案内人」とかいう名称とか、様々な工夫をして名前もついていますよ。こういった捉え方は、今後この事業を展開する上でできることではないのかなというふうに協力を求めていくことは、思うものですから、ちょっと質

問をさせていただいておりますけれども、その辺市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、まだ勉強不足でございまして、これから、今お話があったことにつきましては、研究させていただきまして、もし私どものこの事業に沿うような形で御協力できるような方がおられるとなれば、そのような制度をまだ確立してまいりたいというふうには考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういう方向も、ちょっと探していただければというふうに思います。この町に住んでもらうために、いわゆるどこもやることなんですけど、お試し宿泊ツアーみたいなことを組みますね。3泊4日とか、4泊5日とか、そういったために、本市でもわざわざつくらなくてもあるわけですが、逆に先ほどの空き家、空き地対策、そういったこと、あるいはもう古くなって壊さなきゃいけない、そういったところ、それを除却して、そして新たに再生する事業というのが、25年度までに、本年度までですよ、ありますね、2年前に議論してるんですよ。建設課長、分かってますね。

そういった事業を展開して、そこに体験ツアーを組むとかいう方法もあるんですけども、そういうことは考えてはいないんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 国等の補助事業等につきましては、総務省、それから国交省等の補助があるところでございますが、今の御指摘いただいたのは、空き家再生等の活用をした補助事業だろうというふうに思います。

市が買い上げて、そこに民宿やらそういう移住定住の体験館とか、そういう補助を導入をして活用をしていくということだろうと思いますが、私どもの今現段階においては、この空き家等の再生、国の事業を導入してそれを取り組みというようなことは、検討は今してないところでございます。

○13番（小野広嗣君） その理由をお聞きしたいわけですが、こういった市長の施政方針に現れる、それ以前に、いわゆる23、24、25と事業があるわけですね、そういった事業の中でそれを展開しながら、今回の市長の施政方針としてどんとスタートができたはずなんだなというふうに思うんですけども、そのことが議論されなかった。2年前に議論してるんですよ、全然そのことに対して動きがない。この辺について少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移住定住につきましては、今回初めて御提案するというものでありまして、私どもの中でそのような準備が整わなかったと、ただいま御指摘がありますように、十分まだ整った中で提案されているわけではないということで、御指摘でございまして、そのことについては、きちんとこのことについて利用される方が分かりやすい形のものを整えてまいりたいと思います。それらのものが整いましたら、次の段階で今お話があるようなものについても取り組みができるとなれば、開始してまいりたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） そういったことをしっかり検討して、そして、その国の事業を取り入れ

て、そして今回の市長の施政方針とかいうふうにつながっていくのが望ましい姿だったろうになというふうに思えてならないもんですから、やっています。25年度までです。どういう展開になるか、ちょっと見守っておきたいというふうに思います。

じゃあ次、消費者教育の推進について質問をいたします。

本市においては、この消費者生活指導員という形で配置をされました。一生懸命これまでやってきていただいているんですが、国の法律が変わったその背景はもう前段で述べました。それに対応するための政策の展開が今後、本市でも強く図られていかなければならない。そういった中、今回の25年度当初予算を見ていっても、いわゆる消費者生活指導員の方が2名体制ですと進んできとったわけですが、昨年10月お一人お辞めになった。そういった状況の中、約5か月が過ぎていますから、今回の中で増員というか、元に戻すという形が全くとられていない。そこらを少しお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年、2名のうちお一人がお辞めになられているということで、今回1名の体制で進むということにしているところでございますが、それぞれの業務内容からしまして、他の嘱託職員事務とは違いまして、相談者のデリケートな対応を行うために消費生活相談員の資格取得者ないしは相談経験、研修受験者などが望ましいというふうに考えております。今ほど述べましたように、担当職員2名と相談員1名ということで業務を行っておりまして、この相談員1名の分につきましては、法的なアドバイスをしていただくために、市内の弁護士の方と連携を図っていくというような体制で、今後の業務を行っていきたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 新たな法整備のもとに、この事業に関しては更に力をいれていかなければならない、確かに専門的な知識を要する仕事であります。そういった方が2名、今配置をされていたわけですが、一人欠の状態、やはりここはしっかり補っていかなければ、今後のいわゆる本市の消費者行政の政策として片手落ちになるのではないのかなという気がしますね。やるべき仕事は増えていくんですよ、この分野は、ますますこういった詐欺まがいの事案が増えていっている。現在でも、港湾商工課の中で本当に頑張ってもらっていて、22年、23年、24年様々な多岐にわたる御相談の解決をいただいている。そういった中で、救済をしていただく、救済をしていただいた金額でも2,000万円を超えていますね。本当に大事な業務だというふうに思うんですね、大変な業務でもある。そこに対してしっかり手厚くやっていかなきゃいけない。いわゆる消費者教育の推進ということを国が力強くやっというふうにと、それを責務としてうたったというのは画期的なことなんですよ、今度の法律で、学校現場に対してもですよ。そこをしっかりと当局側がどれだけ捉えるかによって、打てる手は変わってくる。

市長、率直にもう一回答弁をください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員の方から御発言がございましたように、平成23年度におきましても救済金額が1,147万円と、そしてまた、24年度におきましても10月31日現在でございますが、347万円、11件ということ

で、確実にこのことについては、本市では、対応ができていたということでございます。

先ほども申しましたように、今回は特に弁護士の方に業務の委託をしているということでございますので、このような形での相談について、また救済については、しっかりと対応できるんじゃないかなというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今回、国が、国の責務、地方公共団体の責務、教育現場における責務、様々うたっておるわけでありますが、そういった中で、いわゆる高齢者対策というのがすごく大事だと。

一方で、今度は30代、40代の方々が結構トラブルに巻き込まれている。そういう意味では若い世代からの教育が大事だということで、学校現場での教育の必要性というのをうたっているわけですね。

一つは、今、先に市長に聞いておりますので、先ほど教育長の方から高齢者に関しても答弁をいただいたわけですが、高齢者、そしてなかんずく障がい者に対しての対策というものを今後しっかり打っていかなくちゃいけないというふうにうたっているんですが、本市ではそこへ向けてどのような対応を取ろうとされているのかお示しをください。法律が変わって以降、議論する時間は十分あったわけですからね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 消費者教育、消費者生活相談等の取り組みにつきましては、今、議員の申されたとおり、港湾商工課の方で手広く取り扱いをしているところでございます。

先ほど教育長からもございましたけれども、生涯学習の高齢者学級等におきましても消費生活相談等の講座を持っているところでございますし、また、現在、社協等を中心としましたふれあいサロン、そういったところの高齢者も中心にですね、啓発講座等をしているところでございます。

そのほか、出張相談、出前相談、そういったもの等をですね、幅広く取り組みながら、消費者教育に努めているところでございます。

今後のことにつきましても、今以上のさらなるそれぞれの所管の部署との連携を取りながら、今回の法律に述べておりますような幅広い形での消費者教育に取り組めるような形での取り組みをですね、法律がいておりますようなそういう協議会等をつくりながらですね、関係部署と連携を取りながら消費者教育に努めてまいりたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 冒頭質問に対して、市長が答弁された中にもあったんですが、まさしくこの港湾商工課だけで手におえる問題では、当然ないわけで、相談業務に関してはそうでしょう。それを受け付ける窓口があると、だけれども、現場においては、障がい者や高齢者に対する対応をする方々が様々な分野で御活躍なさっている。そこにいわゆる社会福祉士であるとか、民生委員の方であるとか、様々そういった方々に、いわゆる関係していく方々への研修等をしっかり用意をしていかなくちゃいけないというふうに、今回の法律でうたっていますね。そういったことにもしっかり予算措置していかなくちゃいけない。こういった捉え方は、庁内横断的に語っていかないと、港湾商工課だけの問題ではなくなってくるんですね。そういったところを含めてですね、

課長でもいいですよ、どういうふうに捉えていこうとしているのかお示しをください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今後の取り組みについてでございますけれども、今回法律の施行に伴いまして、今後、国の方から大きな方針等、方向性等が示されますので、それに基づきまして、まず県の方でこういった形での大きな計画がつくられますので、それに連携する形で、私ども市町村の方も計画をつくりながら、消費者教育に努めていこうという形になろうかと思えます。

したがって、私ども国・県の動向を見ながら、早急にそういう志布志市としてのですね、対策を取りながら、先ほど申し上げましたように、私ども港湾商工課だけじゃなくて、これはもう市役所全課に関係、影響してまいりますので、そういった形での協議会なり、プロジェクトなり、そういったものをつくりながらですね、ほかの民間の関係する方々も含めながら、一緒になりながら、全年代に対応する形でのですね、消費者教育というものを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

予算等につきましては、今後そういう国・県等の動向をみながらですね、必要に応じて早急に対応したいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） よく分かりました。そういった総合的な展開をお願いをしたいと、いわゆる民生委員の方であるとか、社会福祉士であるとか、介護士のみなさんとか、いわゆるそういった方々にしっかりと研修に参加していただく、また新たな情報を次々とお出ししていくということが、障がい者や高齢者を守ることになりますのでね。そこは担当課としては、港湾商工課になるんだろうと思いますけれども、そういった目配りをお願いをしたいというふうに思えます。

あと、今回事業者、あるいは事業者団体、そういったところにも消費者教育のお願いをしていくと、これは市長の方で、そういったところと接するときですね、お話をしっかりしていただければなあというふうに思えます。

また、本市における消費者団体の努力ということで、しっかり連携をとってやっていくということもうたわれています。本市における消費者団体というのは、どこを指しますかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 消費者団体というかですね、もちろん一般の方が消費者になるわけなんですけれども、消費者団体と申し上げますと、それぞれの消費者がそれぞれ参画されているいろんな団体、そういったもの等がですね、消費に関係してまいりますので、それぞれ消費者団体というような形になってくるんじゃないかというふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 課長、あのですね、それはそれでいいと思いますけど、実際全国の消費者団体、組織あるんですよ、そこに登録されているのは、本市では1か所だけなんです。いわゆる、志布志地域女性連絡協議会有明支部、ここだけなんです。正式にはですね。だからってうんぬん言ってるんじゃないですよ。そういう登録されている団体がちゃんとあるんだということを知っていただければいいんです。そういったところともやっぱり連携をとって、協力し合ってやっていくということを言いたいんですよ。頭に入れとっていただければ結構です。

あと、学校現場になりますが、教育長の方からも、小学校、中学校と分けてしっかりやってきていると、ただこういった法律が変わっていくと、学校の方にも様々なぎっしりとした内容を盛り込んだ指導をとというふうになるわけですが、じゃあ実際、学校の事業計画の中で、そういったぎっしり時間の確保ができるのかというふうに思っちゃうわけですが、従来の指導体制、教育体制は、先ほど教育長に聞きました。新たにこういった法律が変わって、先ほど市長も言われてましたね、いわゆる環境教育だとか、国際感覚であるとか、そういった分野とも連携しながら、食育ですね、食育も含めてやっていくんだという新たな方策ですよ、これも。これもやらなきゃいけないようになってくる。そういったことに対して時間的余裕というのが学校現場にない中で、どうなのかなという気もしますけれども、一方でやらなきゃいけない。じゃあどうするかというと、それを行っていく先生にしっかりと知識を身につけていただかないんですよね。

そのためには、どんどん研修に入ってください、いわゆるネットの世界なんていうのはどんどん変わっていきます。新しい情報が先生方にどんどん入っていかなくちゃいけない。そういったことに対する取り組みが遅れば遅れるほど、本市の子供たち、そして子供たちの未来が失われていく、そういうことになりますので、そこらについて、教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、本当に学校現場は、いろいろな課題を抱えておられますよね、多忙を極めていくというのも現実でございます。だからといって消費者教育をないがしろにしていいというわけではございませんので、我々は今現在は家庭科の中でやっておりますので、その授業の内容を取捨選択してですね、正しく何を残し、何を割愛するかということ等については、教材研究等を十分して行いなさいと言っております。

だけでも、現実的にはやはり一方で、保護者の協力もいただきたいという部分もございまして、そういうこと等もあわせ、そしてまた、直接関係ございませんが、租税教室というような等もありますので、税金等がどう使われてどういうふうに納税していた時に、消費者にはどういう形で返ってくるのかとか、これは間接的なことですが、そういうこと等もあわせてですね、総合的に消費者教育というものを進めていけたらいいなと、そういうふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） 本当に時間のない中で、求められるものが多すぎてですね、学校現場は大変だろうなというふうに思うんですが、やはり例えば様々な研修が行われていきますね、そして専門的な知識を持った方々を学校現場にも入れていくということも今後必要になるわけですね、何もそのことを学校の先生だけがやっていかなきゃいけないということではなくて、専門的知識を身につけた方々をしっかりと呼んでいくということも大事だろうというふうに思いますね。

様々ないわゆる研修会やってるわけですが、例えば例として言えば、今は著作権の問題等がよく言われます。子供たちが違法にダウンロードをがんがんやっていく、そのことによって大変な請求がくる。私の知り合いの中でも、そういうことがありましたよ。親はもうびっくり仰天ですね、それもあります。違法なダウンロードを今度はやっていくと、著作権の侵害になってきますから、いわゆる懲役に科するという法律もありますし、1,000万円以下の罰金とかですね、そうい

うのがあるわけですね。そういったことをしっかり子供たちに教えていって、大人に上がらせていくということをしていかないと、今30代、40代がそういったことで引っかかっているんですね。そこへの救済ということも含めて、目配りをしてほしいなというふうに思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

アレルギー疾患ですね、これは、実はこの質問も過去に行ってます。そのときには、こういった事案があったわけではないです。でも、いつ死に至るか分からないという観点も含めて、この場で議論をいたしております。

今回は、子供が韓国風のお好み焼き、ジャガチヂミというのを提供していった。しっかり、子供用のそういったおやつを準備をしてたわけですね。しかし、その子供が、先ほど教育長も言われてましたけど、昼間ですね、おかわりをしたがゆえに、おかわりのときに確認を怠った。やはり人為的なミスであることはもう間違いないわけですね。

そして、これは昨年12月の事案ですけれども、この学校では、その2か月前の10月にも救急車で子供が搬送される事案が起こっているんですね。そのこともひた隠しにしてたということが今回の件で明らかになったんですよ。

いわゆる、学校現場のそういう何と申しますか、後で出てくる体罰の問題、いじめの問題も含めて、いわゆる隠ぺい体質と申しますかね、こういったことが次の事故を起こすんだらうなというふうにも思えて仕方なかったんですね。やはり教育長が先ほど言われましたように、本市でいかに気を配ってですね、慎重に取り組まれてるのかというのは、ある程度理解するわけですが、やはり担任、担任がいなかった時にどうするのかということ先ほどお述べになっていただきました。やはり、段階を経て、複数の目を経て守っていかなくちゃいけないほどデリケートな大事な問題だと思っております。そういった対応が先ほど教育長の答弁で、全小中学校できっちりとできてるのか、そこを格差なくですね、行われているのか、そこらに違いはないのか。学校間によっても違いがあるというふうに聞こえてくるものですから、こういう質問をさせていただいています。

○学校教育課長（金久三男君） 児童生徒の尊い命を守るというのは、学校にいる者、あるいは教育行政に当たっている者の、当然の使命だと思っております。一番大事にしなければならぬという観点だとは思っているところです。

私どもとしましては、今回の事故を受けまして、きちんと校長研修会で指導したところであり、各学校できちんと取り組むように指導したところではありますが、学校間によってはアレルギー疾患の症状のある児童生徒のいるところと、いないところでは差があるのではないかなとは考えているところでもあります。

○13番（小野広嗣君） そういった差が出るということは、やはりそのことに無感覚になっていくということもありますので、ある意味でなぜですね、こういうことを言うかということ、先ほど教育長答弁いただきました。本市の実態、食物アレルギーですね、全体的な、いわゆるアレルギー

一疾患の子供というのは、先ほどお述べになっていただけていませんけれども、それはそれで結構です。前回質問したとき419名いるんですよ、前回のときで、教育長答弁されてるんですよ。それは食物アレルギーじゃないですよ、アレルギー疾患全体を捉えてそんだけいるということです。

今度は、食物アレルギーということだと思いますと、教育長は、先ほどお述べになっていただいた数が40ぐらい、実はですね、全国的に増加傾向にある。本市でもそうですよ。私が前回質問したときには27名、それが40名に増えている。まさしく食物アレルギーの児童というのは全国的にも本市においても増えていっている。であれば、今度あった事案が本市でいつ起こるとも限らない。そこに対して、やはりしっかり見ていかなきゃいけない。ですから、あえて今回このことを取り上げさせていただいています。

そして、こうあるんですね、21年の4月1日に施行された学校給食実施基準というのがあって、そこには、学校給食は在学する全ての児童生徒に対して、実施されるものとするというのがうたってあります。

次に、学校給食の実施に当たって、今のは第1条、第3条は児童生徒の個々の健康及び生活活動並びに地域の実情等に配慮すべきものであると。これをうたった上で、この特に3番目に関する3条に関するところですが、食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において、こう書かれていますよ、「校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備して保護者や主治医との連携を図りなさい」というふうになっています。これはしっかり守られていますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

最初に数がだんだん増えているということをおっしゃいましたが、確かにそういう傾向ございますね。特に保護者の嗜好（しこう）が変わってきてたり、あるいは偏食とまでは言わなくても、好みがあったりしますという、それが子供に伝わるといような形で、食生活の変化によって、あらゆる形での私ども小学生の頃は、もう考えられなかったように、今日、飯を食いながらも話をしたんですが、そばアレルギーなどと聞いたこともなかったと。卵が食べられないという、あるいはアイスクリームが食べられないという子供がいるというようなことを聞きますと、本当に一方では悲しい思いはするわけでございますが、こういう子供たちを実際には学校現場で抱えるわけですので、今おっしゃったこの法律にありますように、学校長をはじめ、校長は御存知のとおり、毎回、毎食、給食のときには一番最初に食べます。校長、教頭、これは検食と言っています。ですから、検食をして、それからしばらくしてから子供たちは食べると、こういう形を取ったりしながらやっているんですが、栄養教諭、それから養護教諭等々も十分先ほども申しましたけれども、連携を取りながらですね、前日と当日2回、調理員や栄養職員とミーティングを繰り返しながらやっておりますし、特に変化があった場合は、学校校医さんにも相談をして対応しておりますし、もちろんアレルギー対策、アレルギー食を必要とする子供には診断書を付けてというところまではやっているんですが、今、先ほどもちょっと語ったんですけれども、途中でですね、今までうなぎがどうもなかった子供が3年になったら、うなぎが駄目になったということ

があるのかなっていったら、あるそうでございます、ですから、毎回、毎学年、毎学年、診断書を出して、そして対応するというはしておりますが、とにかくもう一方では起こらないことをただ祈りつつという部分も大分ございましてですね、やれるだけのことはやってはおりますが、起こらないようにと祈る部分も多分にあるところでございます。

以上でございます。

○13番(小野広嗣君) 本当に大変な対応をしなきゃいけない、先ほどの議論じゃないですけど、学校現場でやるべきことがますます増えていくという。しかし、文明病といいますかね、もう本当に大変だなと思いますけれども、しかし、しっかり目配せしていかなきゃいけない。やはり、先ほどのおかわりのときに判断を誤ったと、やはり複数の目というのは、本当に大事だなと、それが大事かなと思ったら、しっかりこの給食実施基準の中に細かくうたってあるんですね。その手順は全然踏まれてませんよ、やっぱり。一応、献立表を見て、この子はこれが駄目だよってバツ印とか、それを担任はしっかり見極めて、そこまではやってるけど、その後が駄目なんですね。多分どこの学校もその程度だったんだろうなと、いうふうに思うんですね。それはそれとして、こういったことが起きたときに、今回はいろいろ事情がありました。学校側だけを責められない部分もあるんですね。子供がそういう状況になった、なんとかしなきゃいけない。エピペンを使って打ちたい、子供はでも打たないでって言う、そして、トイレがしたいというからトイレに行く。そしたら、なかなか出て来ない、心配になって会ったらもう脱水状態みたいになっている。これは大変だということで、校長先生がエピペンをうったんです。だけど、息も絶え絶えになってからエピペンを打っても効果はもう全くないんですね。ですから、エピペンに関しては、迷ったら打てというのが鉄則です。

以前は、医師法に引っかかるんじゃないとか、様々あってなかなかできませんでしたがけれども、もう法律が4年ほど前に変わってまして、その段階から緊急的な時には、学校現場で教師も打てる、保育士さんだって打てる。そういったことになってますね。だから、それ以降様々なエピペンについての講習会をやったり、あるいは今回の事案を受けて、全国的にも保育士さんも含め、学校教育に携わる方々に対して、このエピペンの研修をやっているんです。そこらについて、本市ではどういうふうに捉えているんですかね。

○教育長(坪田勝秀君) エピペンのことにつきましては、後ほど学校教育課長が答えますが、今ありました、いわゆるアレルギーの子供に対して、どういうふうに対策を考えるかという。

もう1点はですね、やっぱり私も思ってるのは、周りの子供たちですね、友だちですね、友だちのアレルギー食を摂る子供への理解というものも非常に大事になってくるんじゃないかと。これは、ただこの子は特別なご飯を食べてるんだ友だちはというようなことで、それが発展していじめの対象なんかになるということになりますという、これまた大変でございます。ですから、そこらあたりを先ほどおっしゃいました担任、あるいは栄養教諭等々と、特別と言えど特別ですけど、体がそういうアレルギーを持っているのでねということ周りの子供たちに十分理解させておくという、突然異常がおきたときに、友だちが「何とか君は、先生おかしいよ」とい

うようなことをさっと子供たちがですね、担任に教えられるという体制をとつとかないかんと。

それから、エピペンの問題でございますが、これがまた打つとなりますと、保護者の理解がないとまた問題になるという点もあるもんですから、ややためらうということもあるかもしれません。それはですね、以上です。

○学校教育課長（金久三男君） お答えします。

アナフィラキシーの際に最も効果的なものは、エピペンであるということは知ってるところです。本市の児童生徒がエピペンを使うまで至っているかということ、そういうところまでは至っていないところではあります。

しかしながら、緊急を要する場合は、その必要性は感じているところです。指導等を行っているところではありますが、エピペンの研修にまではまだ至っていないところでもあります。

○13番（小野広嗣君） ひとつこの今課長は述べていただきましたエピペンの研修にまで至っていないと、実はですね、3年ほど前に議論をしてるんですよ。議論をして、当時の学校教育課長、山口課長がそのことについて研修の実施というか、そういったことが必要であるということで、それを進めていきたいというような答弁をしてるんですよ。全然されてないんですね、それ以降。聞いたことないですもん、されてないでしょう。ですから、あえてこのことをまた申し上げているんです。必要なんですよ。

そして、こういった今課長が言われたアナフィラキシーショック、これを受ける子供というのは本市にいませんか、いますよ。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 本市にも7名ほどおります。

○13番（小野広嗣君） いらっしゃって、僕の関係でも知り合いの中にもいらっしゃいます。

そして、もう名前はあげませんが、先ほど教育長の方からもちょっと出ました。ある小学校でそのことをためらってる学校があります。ありました。それはお医者さんの方にも耳に入って、お医者さんの方からもそれはやっぱり良くないというような話も出てるんですね。

ですから、研修会等をしつかり行って、お医者さんの当然処方、そして保護者との話し合いをしつかりやって、学校現場の方々、あるいは保育士さん、幼稚園の教諭、こういった方々がしつかり自信を持ってという言い方はおかしいですけど、いざ緊急の時に当たって、しつかり打ってあげる。30分以内が勝負だと言われているわけですからね。そこらについてはどうなんですか、今後しつかりやっていくべきではないかと思えますけど。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに以前、山口課長がおりますときに、そういう話が出たことは記憶しておりまして、私どもの怠慢でございました。ぜひこれを機会に、養護教諭、また栄養教諭をはじめとして、学校長を中心にその講習会ですかね、必要であれば校医さん等呼んで実施してきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） 教育長の方からそういう答弁ですので、ぜひ我が町の子供たち、命を守るという観点からもですね、大事。

学校では、命の教育というのをしっかり設けたと、施政方針の中にもうたっている。そういった方向、そういった観点、教育というのは、そういった観点からも大事だろうというふうな思うんですね。

市長、教育委員会の方に指導をして、決定をさせるというような答弁でしたが、当局も関係あるんですよ、保育士さんたちも頑張らなきゃいけない。しっかり勉強してやっていかなきゃいけない。幼稚園教諭の方々もしっかり学んでいかないといけない。いわゆる福祉保健も絡みながら、当局の市長部局の方も、これは考えていかなきゃいけない、大事です。いわゆる志布志市挙げてこういった研修会に取り組んでいくと、何も教育現場で教育長だけが音頭をふって進めていくことではないです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの教育長の方で、前回の御指摘のとおりの内容について進められていなかったということの反省も含めまして、今後取り組みをするというような答弁がございましたので、私どもの方も教育委員会の方と連携を取りながら、そのことについては対応させていただきたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） やはり、教育長も先ほど述べられたように、いざその場に臨んだらみんな大変だと思うんですね。子供も嫌がる、打つ側もちょっと怖くなるという。だから、疑似体験みたいなものをですね、研修等でしっかりやるとか。「ひやりはっと事例集」というのがあるんですよ。大学の教授が出されていて、冊子になってるんですが、「食物アレルギーひやりはっと事例集2012」というのが作成をされてます。これはですね、もうわざわざ買うとかじゃなくて、インターネットで無料でダウンロードできるようなシステムになってます。これはですね、実体験に近いような形で疑似体験をできると、そういったことを繰り返していくと、いざその場に臨んだときに対応ができる確率が高くなっていくということですので、ぜひそういったものも活用していただいて、学校現場でやっていただく。

市としてもですね、福祉課、保健課含めてですね、そういった関係のところにもそういったものをダウンロードして配布をしていただければと思います。代表して教育長お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

大変、ただいま議員の方からいい御示唆をいただきましたので、早速給食センター等で栄養教諭がいますので、その「ひやりはっと2012」を引っ張り出しまして、それも参考にしながらやってみたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向で進めていっていただきたいと、次に移りたいと思います。

いじめ、特に体罰、いじめの議論は昨年の大津の問題に絡んで教育長ともここでいろいろとやり取りがありましたので、いじめの方は少し少なめになろうかと思えます。体罰が結構表に出てくるかなというふうには思うんですが、やはり今回の問題、一昨年の11月にもいわゆるこういった体罰がなされてるよというのが学校側について、その聞き取り調査みたいなのをその監督とや

った。ところが体罰ではないという言葉をやのみにして、そのままに放置していたということがありますね。そういった流れの中で、体罰はずっと続いてきている、以前からもそうですよね。

そして、その流れの中で、いわゆるそこには副監督、副コーチが二人いる。それも教え子である。そして、上下関係があるから何も言えないという状況にあった。これでは、こういった問題が解決するはずがないなというふうに思うんですね。まさしく、隠ぺいにつぐ隠ぺい、そういうことになると思うんですね。言葉は悪いけど結果として、そういうことに加担してるんですよ。大津の時もそうですが、いわゆる学校、本市の教育委員会はそうではないと思うけれども、学校、教育委員会の体質として、隠そうとする隠ぺい体質があまりにもひどいなという気がしてなりません。

この事件のことをどうのこうのって、教育長に問うてもなかなか答弁もしづらいと思いますので、この事件を通して体罰、行われた体罰、これに対する率直な思いを語ってください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、本当に体罰というのはなくならない現実が目当たりにございます。なぜ、その法律では禁止されている、いわゆる信用失墜行為なのに、体罰がなくならないのかということなどを私どもよく議論もするわけですが、やっぱりそこにはどうしてもいわゆる愛のむちというんでしょうか、そういうひとつの不文律みたいなものが面々として、この日本の教育の中に残っているという現実ですね。

それからまた、体罰というのは、やっぱりいわゆる熱意の現われなんだというような誤解ですね。そして、やはり自分が指導力があまりない教師がですね、つつい焦りやその他の原因でたたく、体罰に頼ってしまうというようなこと等が複合的に脱線して、私は起きるのではないかなと思っております。

そして、ああいうスポーツ等々が非常に有名な学校におきましては、どうしても学校にいわゆる勝利至上主義と言うんでしょうかね、そういうものが見え隠れすると、勝たなきゃならないということが、どうも至上命題となっている先生方がプレッシャーを感じるころもないとは言えないだろうと。やはり、私は学校教育における体育指導、スポーツ指導というのは、あくまでも育成主義でなければいかんというのが私の持論でございます。ですから、早ければいい、強ければいいということだけを求めると、当然そういう勝利の美酒に酔うわけですけども、しかし、現実的にはそこにそういう体罰などが横行したということになればいけませんので、やっぱり我々は特に公教育の場合は、バランスのとれた知・徳・体バランスのとれた人間を育成することが基本でございますので、何かに特化してですね、それだけをということは私どもの公教育ではできないと。それはまた、人から見れば誠に中途半端でいいかげんだと思われるかもしれませんが、これはもう公教育の背負った宿命であると思っております。ですから、やはりバランスのとれた人間を育成するということを頭に置くべきではないかなとそういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。そういった思いというのは、本当に理解できる大事な視

点だろうと思いますし、ちょうど昼食の合間に二、三分ほど雑談をしましたけれども、その時に教育長があと1年だというお話をされたところでありましたが、いろんな施策の展開を教育分野からも、また市長とも協力し合ってされてきたと思いますが、こういった体罰に関する命を守るというか、そういったことも今教育長が言われた視点でですね、しっかりこの1年間でまた新たにつくり上げてですね、取り組んでいただければなというふうに思うところでした。今、お話をお聞きしてですね。

本当に先ほども言われました学校のこの教育法の中では、体罰は法律で禁止になってるにもかかわらずこういうことが起こる。成績というか、勝利至上主義って今言われたとおり、そういったところでやってしまう人もいます。

逆に指導能力のなさが逆に手をあげてしまって、いうことを聞かせようとする体罰もあるでしょう。どちらもあってはならないということで、あくまでもこの小・中・高と進んでいく学校においては育成主義でなければならないとおっしゃるとおりだと思います。しかし、これをはみ出している人たちが年間400人、この10年間、毎年400人を超える人たちは体罰で処分をされているという、この実情。それも氷山の一角ですよ、もっと数は多いと思いますよ。本市も今その体罰に関してのアンケート調査をしていますね。うちも子供がいますから、もらってきています。その中で思うんですが、やはりこのアンケートは当然大事です。だけれども、もっともっと細かく見ていかないと、見えてこないだろうなというふうに思います。このアンケートを実施する以前、例えば市長が、教育長が、本市に教育長として赴任されて以降、体罰で問題になったことはどれぐらいあったのか、ちょっとお示してください。

○学校教育課長（金久三男君） 本日の新聞に、鹿児島県の結果が載っていましたがけれども、平成24年4月1日から25年1月31日にかけて22件、平成23年度中が13件、平成22年度が10件という結果は載っていましたがけれども、その中には、本市の分は含まれておりません。

志布志市教育委員会としての考え方は、体罰を管理職が発見したときは、すぐ教育委員会に報告しなさいと。そして、その中で指導、そして訓告措置などをしていくという体制づくりをしているところです。

○13番（小野広嗣君） 表には上がってきてないということですが、実際は僕はあるというふうに思っています。思っているというか、そういう実情もしてますけどね、過去にね。

今回の調査によって、どれだけあぶり出されてくるのかは、それを見ていかなきゃいけない。ですから、今回の意向調査、昨年のいじめのアンケートもそうですけど、議会にしっかりまとめて報告してくださいよ。こういう質問をする時だけではなくて、いわゆる議会全体にこういった大事なことはデータとしてお示してください。これは要請をしておきますから、お願いをしたい。

こういったことの教訓として、もう僕が言うまでもなく、なんです、子供のサインを見逃さない体制というのがすごく大事、悩みをしっかりと聞いていただく体制が大事ってよく言われますね。このためには、様々な方策があります。今回、本市が取られている流れの中でも、スクールカウンセラーもそうですし、このスクールソーシャルワーカー、これもそうですよね。様々な

じめの問題にも対応できるということがあって、本市でもしっかり取り組みをされているんですが、先進自治体を見ていくと、この児童支援専任教諭というのを小学校にきっちり配置している。特に、横浜から2年前にスタートして、少しずつ広がりを見せつつあるんですが、週12時間しかその先生には授業は持たせない、それ以外は子供の声に耳を傾ける、実情を調べる、あるいは親御さんと接触を持つ、地域と接触を持つ、そういったことに専念していただく先生を用意しています。

そうすると、いじめとか、そういった問題に対する発見率が全然違うんです。そして、解決率も違うんです。こういったことに対する取り組みも今後のこととして、是非お願いをしたいなというふうに思うんですが、教育長どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

おっしゃるとおりですね、私はよく最近あちこちの都道府県で教育委員会形骸論だとか、教育委員会不要論というようなのが横行しているように感じるんですが、こういうふうにいじめとか不登校とか、学校が抱える様々な課題がですね、出てきたときこそ、ときこそですね、教育委員の、例えば教育委員会の人員を増やしてですね、あるいは今おっしゃるように教職員も増やしてですね、対応することこそ、当たり前ではないかと。それを要らないとか、形骸化になってるとかいうことでですね、ひとくくりにしてしまうということは、私は大変危険だと思っています。ですから、今おっしゃったような教員の増につきましても、今後また会議等がございました折に、県の方にも子供たちの安全・安心のためにも職員の増もお願いしたいということも要望してまいります。

○13番（小野広嗣君） 今、予算的な問題も出てくるだろうと思いますが、そういった支援をしていくということが大事。あと試行的に全国的に、鹿児島県でも件数は忘れちゃったけど、モデル校をつくって、いわゆる学校を取り巻く地域支援本部みたいな、そういった事業をやりましたね、3年間、やってそういったものの設置を今後進めていくんだというふうに、鹿児島県もうたっていますね。こういった取り組みは、本市ではどのような推移を見せてるんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今志布志市でも地域応援団ということで、生涯学習課の講座の中に知恵袋伝承事業などというものもごございますので、地域の方々の単なる伝統的な芸能とか、そういうものに限らず、地域にある人材を大いに活用しようということをお願いをしているところでございます。学校応援団ですね、そういうものも鹿屋あたりが先進的に、モデル的にやっておりましたので、そういうことを人材をたくさん発掘いたしましてですね、是非これは要するにボランティアでございしますが、予算的な措置は全然ございませんけれども、そういうことに理解をお示しいただく方々を是非積極的に学校、地域で参加して、そしてお手伝いをいただきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 県の考え方、姿勢を見て行きますと、学校支援地域本部事業というのを立ち上げて3年間取り組んでいるわけですね。それをモデルとして、それを県下に、これは国の事業としてもやってるんですよ、県下だけじゃなくて、国全体に広げていくんですが、これを設

置いていくという流れに対しては、本市では取り組んではないんだらうなど、あまり聞いたことがないですから、と思ってるんですが、ここに対しての情報、取り組みというのはどうなってますか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） かごしま学校応援団推進プロジェクトにつきましては、生涯学習課の中の現在の生涯学習センター、文化会館にあります生涯学習センターの方が講師派遣等の窓口になって推進をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） かごしま学校応援団推進プロジェクトというのがあります。その中に包括されて鹿児島が取り組もうとしているのか、そこは分かりませんが、総合的にですね、さっき言ったおやじの会の延長みたいな、ボランティアみたいな、そういうのではなくて、きちりとした組織があって、地域ごとの様々な方々が協力し合っていく、あるいは有識者も加わっていくとか、そういったことも国で言ってますので、そういったことも志布志市で可能なのかどうかは分かりませんが、少しちょっと勉強もしていただければなというふうに思います。

あと1点、人権擁護委員の活用ということがあります。今回のいわゆる体罰も含め、いじめも含め、それを推進しよう。そして、人権擁護委員をそういう観点からも国が予算付けをして増やすということで、25年度からは進むという流れになっています。そこに対する検討というのをされたことはないのでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

これは確か市民環境課が窓口でございますが、私どもも人権の花、ひまわりですが、これを年度ごとに学校を指定いたしまして、人権教育をより特化して進めていこうということをしております。人権擁護委員の方々には、時々学校を回っていただいたり、そして、人権擁護の立場から子供たちに人権の意味というようなことも指導しながら、御協力はいただいているところでございます。

○13番（小野広嗣君） よく分かりました。

全日本柔道連盟の体罰の問題もありましたね、女子柔道の。そして、様々な教育長と議論する中で思いは一緒だろうと思うんですが、やはり社会自体が大きく意識改革をしていかなければいけない岐路に今立たされているなというふうに思うんですね。

そういった意味では、教育委員会だけの問題ではなくて、いわゆる市全体でこういったいじめ、体罰の問題を捉えて意識の啓発、そういったものをやっていかなきゃいけないと、そういう思いから最後に市長と教育長、答弁を求めます。

○教育長（坪田勝秀君） 本当に教育委員会は、もう本当に窓口が広がるございまして、いろいろな分野に先生方を駆り出しております。また、子供たちも活躍しております。スポーツもそうございまして、学力向上もしなければなりませんし、道徳教育の推進もしなければなりませんし、今指摘がありました給食問題も十分に認識しながら進めていかなければならない。これはもう学校という教育の宿命といえれば宿命でしょうから、あるいはまた、永遠の課題でしょうから、これによって気長にこつこつと進めていかなければならない。決して、へこたれることなくやってい

く大きな仕事だろうと、こういうふうを考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いじめ、体罰につきましては、子供たちが本当に深刻な状況になったときに、またさらに悪い状況になっていくということに、最悪の状況になっていくということになるかと思っておりますので、そのようなことにならないために、その悩みを抱えた児童生徒が、誰にでも相談できるような体制と、そしてまた、周りから見守って、そのことがすぐ新たな方向に見い出せるような環境づくりというものを教育委員会とともに取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） もう時間がつきようとしております。

野球選手で有名なあの桑田さん、彼がNHKのインタビューで答えた思いが本当に評判になって、今とどろいております。絶対に仕返しされないという上下関係の中で起きるのが体罰だと、監督が采配ミスして選手に殴られますかと、体罰は暴力で子供を脅して思いどおりに動かそうとする卑怯（ひきょう）な行為だと。体罰を受けた子は、どうしたら殴られないで済むのかという思考に陥ると、それでは子供の自立心が育たない。私は、体罰を受けなかった高校時代にいちばん成長をしましたというふうに言っています。

まさしく、こういったことを本当に基本にしながらですね、教育に当たっていただきたい。市長の方もそういった思いで取り組んでいただければと思います。

ありがとございました。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、3時まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時42分 休憩
午後2時59分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） こんにちは。

本日2番目です。お疲れのところ恐縮ではありますが、通告書に基づきまして、早速質問に移らせていただきます。

今回は3問質問をいたしますが、まず青少年育成市民会議についてです。

少子化、高齢化が進展するなか、青少年の健全育成を推進していくということは、非常に重要なことであろうかと思っております。家庭、学校がベースとなり、また地域がそれらをバックアップをすることで、相乗効果が一層高まっていくものと考えております。

しかし、近年児童、子供たちを取り巻く環境というのは、非常に複雑多岐化しておりまして、携帯電話等通信手段の急速な進展によりまして、情報の多様化ですね、悪い方の情報も入ってくるというような状況になっております。

さらに、これらに対応するには、我々もいかにその情報を捉えて、その情報共有しながら、どういうアプローチを子供たちに届けていくか。そういうことを総合的に判断し、実施していく、そういう必要があり、その機能を果たすのがこの市民会議なのかなというふうに考えているところです。

そして、市長がここ3年ですね、施政方針の中で、この部分に触れられております。23年度におきましては、青少年育成市民会議を通して各校区公民館等による様々な自然体験や、地域行事の活動による次世代交流を図る。24年度は青少年育成市民会議を通して、各校区民会議が自治会、子ども会、学校、PTAなどとの連携を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を図る。そして、25年度につきましては、青少年育成市民会議を充実させ、市民全体で心豊かでたくましい青少年の育成のための環境づくりに努めるというふうにあります。前2年につきましては、校区の校区民会議ですか、その活性化というようなことを目標にされてるのかなと思いましたが、25年度につきましては、総体、市民会議を大枠の中で捉えていらっしゃるよう感じているところです。

その中で、我々は地域の中におきまして、青少年校区民会議、その中でも事業をずっと実施してきております。この事業につきましては、有明町で平成12年度から県の補助事業を受けて実施してきたのかなと、そして、それが合併になりまして、この組織に移管して、その事業が引き続き市内全体で拡充されてきたというような経緯があるかというふうに考えているところです。

確かに我々が実際やっている中で、年数が経過していくに伴いまして、非常に内容も濃くなる場所もあるんですけども、大多数がやはり固定化してしまうのかなと、それと指導者が不足してきているのかなという点が、ゆがめない事実ではないのかなと思っています。

そして、この点についてはですね、我々もまだ活動不足であったり、情報の共有化が足りないのかなというふうに非常に反省はしております。

ただ、この市民会議という大枠の中の校区民会議という中で捉えた時に、この市民会議の中でやっていらっしゃる、多分青少年活動部会の中に属するのかなと思いますけれども、その中でですね、多分我々がやっているこの事業そのものについての効果とか、問題点とか、反省点とか、そういうものが多分議論されているんだろうなと、個人的には考えているところです。

しかし、もう合併して6年間ですか、何ら市民会議で議論された内容が下部組織であるこの校区民会議の方に伝わってきていない。ただ、毎年補助金の実績報告書を上げるだけ、課題とか、反省とか、次年度に向けた新たな下部組織からの提案、そういうものが全然要望がないというような状況が続いておりましたので、今回質問をさせていただくことになりました。

市長、教育長なんですけれども、この事業の効果、これはどのように捉えていらっしゃるか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

まず、青少年育成市民会議についてであります。これは私が会長となっておりまして、市内の青少年育成に関わる関係組織の長などによって構成されまして、全市的な取り組みについて共

通理解を図るとともに、青少年の健全育成を総合的に推進するために設けられているところでございます。

この市民会議の頂点に、各小学校区に青少年育成校区民会議を設置しまして、青少年育成に関する事業を実質的に展開していただいているということでございます。

これまでの本事業の成果につきましては、校区民会議を中心に地域の特色を生かしながら、それぞれにおいて活動が推進されているものと認識しております。しかしながら、事業のマンネリ化や育成活動への取り組みに対する意識の低さも見られたり、地域によって活動に差があったりするというので、会長としましては何かの手を打ちたいというふうには考えているところでございます。

このことの詳細につきましては、この後青少年育成市民会議を所管する教育長も答弁いたしますが、この事業については、思うような成果がなかなか現れてないということで、少し物足りなさも感じているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、お答えいたします。

ただいま市長からも、答弁がありましたように、本事業の成果につきましては、各地域において地域ぐるみで青少年育成事業が展開されまして、それぞれの地域における青少年の健全育成の気運が徐々にではありますが高まりつつあるのでは、と認識をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地域によって活動に対する温度差があったり、あるいは活動に対する意識の違いが見られたりすることも事実でございます。このような状態における青少年の健全育成につきましては、いろいろと精査しなければならない点もあるかと考えますが、一つの要因といたしましては、活動形態の違いがあるのではないかなと考えております。

つまり、公民館行事の一つとして、事業を実施しているところがあるのに対しまして、有明地区のサタデー広場のように、公民館行事とは別に特設して事業を実施しているところがあることなどが挙げられます。

また、その他の要因といたしましては、少子高齢化、あるいはまた、市民の価値観の多様化、あるいはまた、自治会組織の弱体化などが複合的に絡み合っていますね、青少年育成に関する意識が薄れてきているのではないかと考えているところでございます。

これらの理由から活動の成果につきましては、もう一步のところではないかなと認識をいたしております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） たしかに、この活動報告を見ても、公民館行事なのかな、これもしかりなのかなというような形ですと見させていただいているんですけども、毎年ですね、やっている方としてはですよ、やはり深く考えながらこれでいいのかなと、これで子供たちは喜んでいるんだろうとか、いろいろその事業を組み立てる中で、実施する側としては非常に考えながらやっている。ただ、今の枠の中でいくと、校区単位の中での話し合い、そういう中でしか今動いていないというのが実情なのかなと。

ただ、こういう市全体に網羅された組織があって、そしてなおかつ市民会議という中でですよ、家庭部会、環境浄化部会、青少年活動部会、こういう部会があって、その中でいろいろな事業計画等が検討され、そしてそれがなぜ下部組織までおりてこないのか、どうもそこら辺りがよく分からない。

それと、この市民会議を開くにあたって、特に青少年活動部会についてはですよ、やはり我々地区で抱えている課題やれ問題点やれ、そういうものをなぜ吸い上げてもらえないのか、そこら辺りはですね、非常に理解に苦しみますよ。それをすることによって、若干また違う方向性が出てくるんじゃないのかなというふうにいつも考えているんです。有明地区ではですね、いろいろコーディネーターもいらっしゃいますので、そこら辺りと連絡を取りながら、今の事業の問題点とか、今ちょっと精査をしているところなんですけど、やはりもう各地域単位という枠を超えていく、やはり主眼は子供たちというところに置かないといけないと思うんです。

そして、我々指導者という立場にあればですよ、自分たちのところにはないものをほかでやっている、そういうところにも、やはり子供たちを体験させてあげたいという事業はたくさんあるんですよ、この市内の中の報告を見てもみると、やはりそういうところまで含んだ形での校区市民会議の在り方、そういうことも今後模索していかなければならない時期にきているんじゃないのかなというふうに考えているんです。

非常にですね、高齢化等におきまして、老人クラブの方々が今まで一生懸命やっていただきましたが、そういう方々が指導者から引かれる、そういう部類も出てきます。

そしてまた、逆を言うとうちにしかない指導者、そして、なかなか参加者が集まらないけれども、地区に呼びかければまだ参加があって、また、いい体験として受け止めてもらえるいいんじゃないかなというふうなものもたくさんあるんですよ。だからそういうところをですね、今後はどう改善をしていくのかということがですね、今後の課題ではないかと思っておりますが、今るる言いました点につきまして、こういう市民会議、特に直結であれば青少年活動部会、こういう中でどういう議論がされているのか、そこら辺りをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長(樺山弘昭君) 青少年市民会議の中身についてのお尋ねでございますけれども、まず、青少年市民会議の委員の皆様方には、各種地域の団体の皆様、各団体の皆様の方に参加してもらっております、その中で環境浄化の部会、家庭の部会、青少年活動の部会というふうに分かれています。

そういった中で、年間のそれぞれの活動の報告をしていただきながら分科会の方では家庭部会、環境浄化部会、それから青少年活動部会、青少年推進の部会という形で事例発表、それから内情の精査をしているところでございます。

それから、現在の青少年校区市民会議での取り組み活動でございますけれども、それぞれの地域で特色ある活動がなされているということでございますけれども、それぞれの活動の中でもマンネリ化というのもあるということも事実でございます。

そういった中で、私どもでも問題意識を持とうということで今年2月にですね、第1回の青少

年育成の研修会を開催したところでございます。先進地の事例等をみんなで研修しながら進めていこうということで、今検討しているところでございます。今年度もこの研修会をする中で、市内のいろんな校区民会議の活動の事例発表等をお互いに共有しながら活動を推進していこうということで議論をしているところでございます。

○1番（平野栄作君） 中身はですね、分かるんですよ、もうもらってますから、ただこの青少年活動部会の中には、地区の青少年育成コーディネーター、結局地区を取りまとめる世話人みたいな方がいらっしゃって、その方が委員として配置されているわけですよ、3名入ってらっしゃいます。だからこういう中で、この地区で今やっているこういう事業をですよ、多分この方々はもう分かっている方々ですよ。そういった人なんかそういう部会に入っていて、どういう議論がされているのか、問題点とか課題とか、そういうものについて協議がなされているのか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それぞれの分科会での内容でございますけれども、家庭部会の方では地域活動への参加、ボランティア、クリーン作戦への参加等を進めていただきたいというふうな意見。それから、なかなか少子高齢化での子ども会での活動等が難しいというようなことがあるけれども、スポーツ活動等については参加が多いというような現在の事例。それから、小学校までは活動に参加が多いけれども、中学校になったら参加が少ないというような事例が報告されております。

環境浄化部会の方では、警察の方からの現状の報告と、それから子供110番の内容等、それから防災安全マップの市内の配布の状況等が説明されております。

それから、青少年活動部会のほうではなかなか集落単位での子ども会の活動ができないというようなこと、それからスポーツ少年団の活動が活発であるけれども、なかなか地域にかえす、家庭にかえすということが難しくなっているというような事例の報告があったところでございます。

青少年育成推進部会の方では、校区単位の協力等が必要であるということ、公民館での活動と、連携した活動というのが必要であるというようなことが発表されております。

以上です。

○1番（平野栄作君） 今の説明では、なかなか地区でやっていることのこの活動に対するものが吸い上げられて議論をされていないのかなというふうに、今感じたところなんですけれども、自分なんかはこういう組織図を見たときにですよ、これは逆になるのかな、市民会議の中でですよ、この健全育成に向けて推進計画なり、そういうものを策定をしていかれるわけですよ。そしてまた、そういうものを受けて下部組織の方にはですよ、コーディネーターを通じてとか、そういうのも交えながら、今は各地区ではこういう事業計画を策定していこうよと、そういう立案をしていく。そして実施までいくと、一応その事業は終わった、その各地区コーディネーターも交えてもいいんですけども、年間活動を通じて大きな反省点とか多々あると思うんですよ。そして、いろいろな課題も出てきていると思うんですよ。さっき言われましたように、中学校の参加が少ない、どうすれば中学生が出てくれるような環境が作れるのか。

そしてまた、今少子化もうちの校区もですけれども、単体で少年団活動できないもんですから、複合少年団になっていると、そうした場合に指導者の理解がなかなか得られないのか、当日だいたい有明の場合第3土曜日となっておりますけれども、なかなか試合等で参加ができない。そういう課題はたくさんあるんですよ、そういうものをこういう各校区民会議の中で議論をして、各地区でもいいでしょう。そういう課題を集めて、それを市民会議の中に持って行って、そこでまた議論をしてもらう。そして、市民会議の中によって、その中を精査してですよ、ならこの中には、市スポーツ少年団の代表の方もいらっしゃるし、体育協会の代表の方もいらっしゃいますよね、それでPTAの方なんかもいらっしゃるわけですよ。だから、そういう中で議論をしてもらって、じゃあ次はこういう形で活動がしやすい方向に事業内容を統一をしていこうよというようなことが、私なんかだったら話されてもいいような気がするんですけども、なんか今この話を聞いておってですよ、縦割りでありますよと、横がなんも絡みがないのかなと、そういう気がしてならないんですね。ずっとやってて、我々も本当、今まで地区単位でしかやらないというのを、言えば固定観念がありました。この前、有明のコーディネーターの方と話をしたら、やはりそこはもう率先的に他の地区との交流を進めているというようなこと言われているんですよ。だったら、そういうことも模索しながら、今年はちょっと違った形で、やはり我々もちょっと実施する前にちょっと課題を整理して、もうちょっと子供たちが飛びつくような、より体験を楽しめるような内容に変えていこうかなというふうに今考えているところなんですよ。

非常にこの横組織という、横へのつながりというのが希薄だと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今議員が申されましたように、市民育成部の会議は、現在年に1回しかしておりませんでしたので、24年度におきましては、横の連携も大事だということで校区民会議の第1回の研修会を行ったところでした。今年の会議では、校区全体の子ども会づくりというようなことをテーマに研修をしたところでもありますけれども、平成25年度におきましては、この会議の中で校区民会議のそれぞれの活発な活動の事例発表をしていただきながら、新しい事業の展開ということをもみんなで共有していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（平野栄作君） やはり、ただ事業をしろ、今の体系は年間こんだけの予算で事業をなさいと、活動が終わったら報告書を上げなさいよ、その中で課題も吸い上げてくれない、そういうあれがないわけですよ。

そしてまた、担当、昔は毎回どこかを見に来ていらっしゃいました。今それ自体もないと、コーディネーターの方もおっしゃってました。

実際、足を運んでもらって、その書面だけじゃないですよ、中を見ればまた違う部分があると思うんですよ。だから、そういうところも把握しながら、実際ほんなら公民館活動という形で上がっているけれども、中身についてはこれは適しているなというのものもあるかもしれないし、逆を言えばその反対のこともあるかもしれないわけですよ。だから、そこら辺りも当局としてはです

よ、把握しながら、そしてこの、私いつも言うんだけど、飾りで作るんだったらつukらない方がましなのかなと、つくるんだったらより充実したものをつくっていけばいいのかなと、言えば県の方針の下にこの市の市民会議というのは位置付けられてるんですけども、だったら志布志市の独自のものを作りあげていく、そういうことを考えていってもいいんじゃないのかなと思うんですよ。そしてさらに、合併前に取り組んでいた地区があるわけですから、そこ辺りの意見も参考にしながらですよ、そういうものもないままこういう組織をもってきて、それをただずっと継続をしている、それで本当にいいのかなと。

そしてもう1点はですね、これは予算の関係になるんですけども、地域ではですよ、今言ったように、子供たちが飛びつくようなやはり事業をしたいと思うんです。ただし、今の予算体系では、先ほども言いましたように市の方から一律予算がきます。それをPTAなり、校区社協なり、公民館なり、ふるさとづくり委員会なり、そういうところで事業を分けながら年間10回程度を開催していくわけなんですけど、本当はですよ、これをメインに今年1本大きな事業として位置付けたい。ただし、予算が現にもらっているものを超える、そういう場合についても、今もう手だてがないんですよ。補助金要綱では自主財源を出せということは、公民館から補助をしなさいということなのかなと思います。

ただ、小さい校区になってくるとですね、なかなか今厳しい状況がある。だけど、やはりうちみたいに小さい学校だと少ない子供たちですから、それをいかに我々もやはり育てていくか。そういうことを真剣に考えるとですよ、ある程度この地域の実情に合った予算措置も考えていっていただきたいというような要望もあるわけですよ、そこは市長はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、地域ごとにそれぞれ事業の内容が違ってくるということですが、現在のところ青少年育成市民会議支援事業につきましては、青少年育成校区民会議活動補助金交付要綱を定めまして、それぞれの校区民会議、21校区に活動助成金として、一律5万4,000円を補助しているということでございます。

地域の子供は地域で育てるという観点から、ボランティア的な取り組みをお願いしておりますが、事務経費や消耗品費、講師料などの経費として補助金を交付しているところであります。

補助金につきましては、青少年育成事業として活用され、校区民会議によって公民館からの助成金等を活用しながら活動を展開していただいているところでございます。それぞれの地区ごとの特色を出すためには、それなりの予算が必要というふうには考えるところでありますが、限られた予算の中で、それぞれの公民館と連携しながら現状としては活動していただいているということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まず、校区民会議によって活動の温度差があるということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、有明地区のサタデー広場のように、毎月の第3土曜日を中心とした青少年活動を活発に行っているところもあれば、田之浦校区など伝統芸能の継承活動をメインに定期的に活動して

いるところもございます。

また、校区公民館行事と抱き合わせた形で活動を実施しているところなど、それぞれの地域性や、それからそれぞれの地域の体力に応じて取り組んでもらっているのが現状ですので、自治会数、実施内容等に差があるのも致し方ないのかなと、こういうふうを考えております。

このように、活動状況の差があるにもかかわらず、様々な工夫と知恵を出し合って活動していただいておりますが、テーマを絞った年間活動や講演会などの実施が難しいとの声や課題も聞いております。

今後ともより自治体に即した補助金支給の在り方はないものかと、今市長答弁いたしましたように、今は現在一律ということになっておりますが、これをじゃあ活動の形態、大きさ等々に応じて、それを差をつけると言いましょうかね、そういう補助金の支給がいいのかどうか、それができるのかどうかですね、そういうこと。

それからまた、各地区の意見などもよく聞いて、地域の方々の知恵もいただきながら工夫や検討を加える必要が、今後はますます大きくなってくだろうと、そういうふう感じております。

○1番（平野栄作君） 校区ごとにですね、一生懸命やっていたらっしゃると思うんですよ。できる範囲で取り組んでいらっしゃると思います。

私が今言ったのはですよ、どこもかしこもお金を出して、そこだけで使うという意味じゃなくて、そこで持っとけば、その地区で使えるわけです。だから、そうすることで予算は抑えられるし、それを、その地区でもいいし、市内全域で共有していく、そういうシステムも一つの手ではないのかなというふう考えるんですよ。

だから、言えば私の考えでは、各地区のコーディネーターを中心にしながら、その地区に合った今事業をやっております。その中で、いろんな事業の精査をしながら、備品が必要なものもあります。前、ペットボトルを有明とか伊崎田とかやってらっしゃいましたが、あれも発射装置とかいうのがあって、我々も前伊崎田校区からお借りをして実施をした経緯があります。

そういう形で、いったんそろえれば後も使えるよというようなものはですよ、市で保有するというのはなかなかでしょうから、そういう中で、今年はこのものを有明地区はそろえよう、そこに幾らかのものを出して、ほかはどここの地区の校区民会議でやっている。それはですよ、どこでも連絡をもらえれば使えるというようなシステムにしてもですよ、また面白く広がっていくんじゃないのかなと思うんですよ。だから、一律にその予算、我々もですよ、今5万4,000円支給されておりますが、我々はほとんどボランティアです。自分なんかふるさとづくり委員会、校区、校区社協がやる分については、ほとんどボランティアでいただいておりますし、実施にかかる経費、それとPTAが所管する分については、ある程度機械とか使ってらっしゃいますので、そういうものの負担という形で、やはり若干メリハリをつけた形で報酬等もお支払いをしていくというような形でやっているんですよ。

だけど、なかにはですよ、行きたい、行って見させてみたいというんですか、そういう事業が

あるんですよね。だから、そういうところにですよ、もし分かっとならば、どっか1か所でもマイクバスを1回は使えるようにしましょうとか、半日程度ですから、そういう取り組みもできると思うんですよ。これは10回が10回ということじゃないですよ。各地区で年間2回とかいうふうに決めてもらえれば、それは各地区で協議をしていくと。そして各地区の交流を図っていくと。

そしてまた、もう1点は指導者のやはり連携を強化するという意味で、各地区単位でもいいし、コーディネーターを中心としながら、そういう話し合いの場、協議の場をもつていただく。そういう予算の面と、そういう部分、横の連携ですね、そういうものを今後図っていく時代に来てるんじゃないのかなと思うんですが、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、各地区での取り組み等について優れたところ、また、そして子供たちが本当に興味を引きそうな事業に取り組んでいるところについて、研修をするということが必要なんではないかなというふうに思っているところでございます。

ということで、総体的な事業の見直しについては、合併以来同じような形で実施してきているということでございますので、何らかの見直しが必要な時期になっているというふうには思っております。

ただ、基本的な考えとしまして、青少年の健全育成については、全市的に温度差なく推進していく必要があるのではないかなというふうにも思うところでございます。そういう意味で、青少年育成市民会議という全市的な組織はそのままの形で、継続設置しまして、課題である各地区の青少年育成校区民会議については、その組織の在り方も含めて、今後検討を重ねてまいりたいというふうには考えるところであります。

具体的には、青少年育成校区民会議の在り方に関する説明会を実施するとともに、事業内容についても指導、助言を行うということをしていただきまして、より推進を図られるよう働き掛けをしてまいりたいというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁をいたしましたように、県の青少年育成県民会議を受けて設立しているのが青少年育成市民会議でございますので、また基本的には、これまでどおり全市的な方針を確認するためには実施していくのがいいのではないかと考えております。

青少年育成校区民会議につきましては、青少年を育成するための組織であるという認識をやっぱり全市民に新たにさせていただきますとともに、それから、この会議が主体的となった青少年育成活動が充実させられたらと考えているところでございます。

そのためには、公民館長を対象とした説明会を実施いたしますとともに、各地区における青少年育成校区民会議の組織の在り方をやっぱり整備していかないといけないかなと、よりよい形になるように、提案をしてまいりたいと考えているところでございます。こういう提案につきましては、やはり私どもとしては、行政主導がいいのか、やはり自主的にその地区地区の方々独自のプランや、やり方があるとすれば、それをどういうふうの手助けするのかなというようなこと

等も考えたりするものですから、今後はこの活動を推進する立場にあられる方、例えば校区民の青少年育成推進委員の方への研修会を実施することはもちろんでございますが、そのような人材を育成するための研修会への参加も促してまいりたいと考えております。

先ほど課長も申しましたが、2月7日に青少年育成に関わる関係者を対象に、青少年育成研修会を実施いたしました。来年度も内容等に工夫を加えて実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、いじめやその他青少年非行問題が社会問題化している昨今でございますので、青少年の健全育成は、これはもうどうしても我々大人のやっばり責任だろうと考えておりますので、地域の皆様方の様々な意見や知恵をお聞きしながら本市の青少年の心が心豊かにたくましく成長するように手助けをしてまいりたいとそういうふうと考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 組織の在り方ですね、これも本当、子供たちですよ、本当は。子供たちのために何をしていくかということが問われていることであって、そして、より効率的なアプローチをしていかないといけない。その中で行政がする部分、そして我々がする部分、そういうところやはりちゃんと分けしてですね、指導というのがあったですけども、まだその指導までは、今まで指導してないわけですから、急に指導されても今度は抵抗が出るのかなと、今ちょっと感じましたが、やはりその前にコーディネーターなりがいらっしゃいますので、そういうところを中心にしながら各地区の統一性を高めていくと。そして、各地区でその事業の内容を再考していくと、そして各地区でまたこの問題について新たに考えていく、そういう話し合いの場も必要ではないのかなというのを感じております。

そしてまた、この前ありました青少年育成研修会ですか、資料をもらいました。参加した人の声の中では、何ごて中沖の事例が発表さるつとよ、というのを言われました。そして、これも校長先生が来てから始めた事業で、その校長が転校になったらどうなるんだろうと、校長先生が言われたということですので、ちょっとどうだったのかなというふうな、初めてのことでからね。取り組まれたということで、よしとしないといけないのかなと思いますけれども、総体的なことを勘案しながら、やはり、本当この事業というものが効率的に推移していく、そういうことをですね、模索していかないと、本当に縦ばかりでは水は落ちていきますから、引っかけりをいくらつくっていくかということが今後の課題になっていくし、そしてまた、実際やっている方々もですよ、また違う視点で取り組んでいけるんじゃないのかと思いますが、最後にもう1点お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 今御指摘のとおりでございます。

縦の流れだけでは、どうしてもうまく歩留まりがありませんので、今後は横のつながり、校区と校区、それからそういう活動の団体と団体とのつながりというようなこと等も、十分縦横無尽にと言いますか、よく連携を取りながら、そしていいところはどんどん紹介し合って、そして、もううちにはできないと、そんなことはもううちには無理よというような、はなっから拒否するのではなくて、また何らか形を変えて、あるいはいいところ取りをして活動をより活発に

していく知恵、そしてまたアイデアを私どもが出せるものならどんどんお示して、各地区の活動が活発化するように努力してみたいとそういうふうを考えております。

○1番（平野栄作君） 行政が主導になるのもいいんですけども、やはりこういうものについては、地域の声をうまく吸い上げていく、そういうシステムをとって、そしてあくまでも地域が主体となってこういう事業が構築していく、そしてその地区というんじゃなくて、その地区が連携しながらこの事業を取り組んでいかないと、なかなか校区単位でしばってしまうとできない部分もあると思うんですよ。そういう時には、隣の地区で合同でやるそういう発想もあるわけですし、そして年間のテーマを決めるとかですよ、今年はこの有明地区ではこういう年間テーマでこの事業をもっていかうとか、そういうことすることによって、また違う視点で取り組んでいけるんじゃないのかなと思いますので、今後もですね、こういう下部組織ではありますけれども、そういうところの意見もうまく集約をしながら事業展開を進めていただければ有り難いなというふうに考えます。

それでは次に移ります。

施政方針の方に低炭素社会の実現に向けた取り組みとして、「今後も他の分野も含め推進したい」とありましたが、電気自動車に対する補助は考えられないのかなということについて質問をいたします。

環境行政については非常に重点を置いていらっしゃる。そして、市においては資源化率日本一という形でやっているわけですよ。そして、その中で鹿児島県内に見ると、鹿児島市、霧島市、薩摩川内市、そういうところがもういち早くこの電気自動車については補助に取り組んでいるということでした。ちょっとそこがですね、日本一を提唱しながら、ちょっと出遅れた感があるのかなというような気がしております。聞くと、充電施設が市内にはないというようなこともあろうかと思いますが、ちょっと聞いてみました。鹿児島市の事例ですね、これは個人と事業者を対象にしているということで、別途ハイブリッドトラックとか天然ガストラック、そういうものもあるということでした。これについては、上限が1台あたり10万円ということで、ほかの分については1台あたり15万円の補助ということだそうです。24年度については、当初30台を予定して予算計上しましたが、追加として20台分も補正をして、計50台分ということで、ほぼ年度末では目標数値に達するんじゃないかというようなことでした。このうち、トラック類というのが10台程度あったということでした。

電気自動車ですけども、普通車で一番安いやつで330万円程度、ミニキャブ軽になりますと240万円程度というようなことでした。この電気自動車を購入すると、自宅での改修費用というのが発生するんですが、鹿児島市さんに聞いたら大体10万円程度ということをお返事を受けたんですが、霧島市さんに聞いたら、急速充電器を付けると100万円ぐらいかかるというような話も聞きました。やっぱりちょっと違うんだなと。

鹿児島市についてはですね、25年度以降も継続して、これは事業に取り組んでいくと、鹿児島市の場合は単独で予算を出しているんですね、薩摩川内市と霧島については、国の補助金が該当

した方についてということでした。薩摩川内市ですけれども、環境関係の予算3,000万円計上しており、そのうち中身はですね、ソーラーシステムであったり、電動アシスト自転車であったり、電気自動車であったりというような形だそうです。23年度から実施しているということでした。23年度は電気自動車のみでしたが、24年度からはPHVも追加になっているということです。23年度申請が8件、24年度が9件ということで、内訳はPHVが4台、電気自動車5台ということです。

ここはですね、新たに環境政策課の方で今までやっていたんですけれども、新エネルギー対策課を設置して事業を今後は推進をしていくというようなことです。25年度については、国の補助金の動向を見ながら判断をしていくというようなことを言っておりました。

霧島市です。ここは低公害車補助ということで、これは17年度から要綱を設置しているということでした。年々対象車が異なっていたということで、20から22年度は申請はなかったと。23年度に4台申請、うち1台が法人、24年度が24台申請、うち1台が法人。予算は、当初予算で4台分40万円計上、6月補正で30台分を追加をしたと。1台当たりの補助額は10万円と、25年度については国の方針、国の動向を勘案しながら検討をしていくということですが、現状のエネルギー施策上、継続となる可能性は大ではないのかなということを担当者の方はおっしゃっておられました。

このように、まだ本当充電設備が少ない状況の中ではあるんですけれども、こういう形で率先してやっていらっしゃる自治体もあるわけですが、本市においてはこういう事業を新たに取り組んでいくというような考えはないのかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、平成22年3月に策定いたしました志布志市環境基本計画に基づいた良好な環境の次世代への継承、持続可能な社会の構築、地球環境保全、協力・連携の基本理念のもと、「環境にやさしいか」との観点から各種施策を展開してきております。現在、地球温暖化防止推進事業といたしましては、エコライフ55運動、事業所版エコライフ30運動、ライトダウンコンサート、緑のカーテン事業による省エネ、節電の呼びかけを行い、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っているところでございます。

お尋ねの電気自動車購入に対する補助を実施してはどうかということですが、議員のおっしゃるとおり、全国において電気自動車購入に対する補助を実施している自治体はいくつかあるようでございます。

県内におきましても、議員のお話のとおり鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、そして鹿児島県が屋久島においてこのことを実施しているようでございます。

このことにつきましては、平成25年度において、現在実施している自治体における二酸化炭素削減効果や、インフラの整備状況などを調査いたしまして、協議をしてみたいというふうに考えております。

○1番（平野栄作君） この補助要綱の中でですね、共通しているのが、これはまた考えていけ

ばいいのかなと思うんですが、補助金交付後3か月間、電気、ガス、水道の節減などのエコライフに取り組み、その結果を省エネレポートとして提出することというのが盛り込まれています。

当市においては、エコライフ55を推進しているわけですね、こういうものを推進する手だてにもなるのかなということを感じるわけですが、こういうものとうまく補助体系をかみ合わせながらですよ、ほかのものを組み合わせて相乗効果を出していくということで、また市民の意識も高まっていくなあというのをちょっと感じたんですけども、今ちょっと前向きなのかなあという気はしましたけれども、やり方はいろいろあると思うんですよ。ただ、補助金を出して導入じゃなくてですね、うちはやはり環境問題を率先していっているわけですよ。こういうエコライフ55、ほかのものともですよ、組み合わせながらうまい補助体系をつくれると思うんですが、その点はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりだというふうに感じます。

本市では、環境に対して、そしてまた、ごみの資源化に対しまして、市民の全面的な御協力をいただいて取り組みがされておりますので、このような事業につきましても、様々なプランと一緒に取り組んでいったらということについては、大分御理解いただけるようなことになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういったものを含めまして、協議をさせていただければというふうに思います。

○1番（平野栄作君） 本当、私も補助金補助金というのはちょっと心苦しい点もあるんですけども、財政が厳しい中ですね、なんですけれども、この補助の中にですよ、別のものを組み込んでいくことで、やはりそういう環境問題についての意識の高まりを本当に広げていけると思うんですよ。

ですから、極端に言えば今太陽光等もやっておりますけれども、そういうもののデータを集積するとか、そういうことを補助要綱の中に盛り込むとどれぐらいのものが発電しているというのもすぐ分かったりもするわけですよ。ですから、ただ補助をやるんじゃなくて、その補助をする代わりに新たな取り組みを引っ付けていく、付加価値として付けていく、そういうことで補助金の高まりを見せていく、そういうことも本当考えられていくんじゃないのかなというふうに考えるんですよ。ただ、補助を出さなくて、やはりその補助を出す以上は、それ以上のものを市としてもやはり吸収していく。そういう方向でですね、この環境に対する補助事業というのを見直していくと、また若干違った形で市民に対しての意識付けもできるのではないのかなというふうに考えるんですが、そこら辺りはどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、補助金というのにつきましても、限度がございますのでめたらやったら補助金を付けながら事業が推進できるというものではないということでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、本市においては、市民の方々が全面的に「面倒くさいのススメ」ということを取り組んでやっていただいている意識が高い市民であるということ

でございますので、このような事業について、一緒になって取り組んでいただきたいということで、特定のものについて、そのような補助を付けながら、総合的に推進していくというやり方については、御理解いただける向きが相当あるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのような形で展開してまいりたいと思います。

○1番（平野栄作君） 本当ですね、いろいろな私、データを吸い上げるのにもやはり市が補助を出す以上はですよ、補助を受けた方々も協力して、その環境問題を一緒に考えていこうよ。そこについて、太陽光等についてのそういうデータなりをばずっと共有しながらですよ、それは全部は把握はできないわけですけども、そうすることによって補助効果というのは高まると思う。ただ一方的に与えるんじゃなくて、やはりそうすることで、向こうも環境問題に意識を高めてもらう。そして、そういうものを市の方に情報として提供をしてもらう。そうすることによって市は、今度はそういう情報を市民に提供をしていく。こういう効果がありますよと、そういう形での補助の在り方、こういうものも、今後は本当必要になってくるんじゃないかなと、ただ一方的な補助じゃなくてですよ、何らかのものをやはり共有して行って、そしてそのものがまた全市民に返っていく、そういう形での補助の在り方、そしてまた、電気自動車の普及はまだまだ低いと思っておりますよ、その中でやはり使ってらっしゃる、うちの近くにもおりますけれども、そういう人は近くにいく時はその電気自動車、遠出はハイブリッド、お金持ちなもんですから2台持っていらっしゃるんですけども、そういう使い分けをされていると。

今後においても、やはりそういう形で遠距離に行く場合と、近場に行く場合、そういうところに足はどうしても必要ですから、そこにどう違いを見せていくのかということ。そして、そこで使ってみて、どういう問題点があるのか、そして、どういう要望があるのか。それを基にまた市内全体のものを構築していく、その充電設備がなければ、そういうものを民間と共有をしながら設置をしていく。そういうことも考えられていくと思うんですよ。本当に見とって思うのが、補助を出すだけであっていいのかなって、出す以上はやはり補助を受けた側もそれに応えるべく、やはりそういうデータを集積をしながら市と一緒にやって、そのメリット・デメリット、そういうものを情報として共有して、そしてそれが市民全体にですよ、その情報として、その効果が流れていく、そうすることが私は最大の補助の目的であると思っております。

市長が、ちょっと前向きな方向で検討をするというようなことですので、本当期待をしているんですけども、本当全ての、全てのということではないですけども、やはりそこまで補助金というものをですよ、ちょっと考えていけば、また違う意味での啓発にうんとつながっていくような気がするんですが、今後においてはどのように、今言ったことをどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、原発事故が起きまして、そして、再生可能エネルギーというものについて、日本全国でこの取り組みがされていくということであるわけでございます。

そして、当然そこには環境にやさしい取り組みがされなければならないという前提がございます

すので、私どものまちはエコライフ55というものを含め、そのようなことについて先進的に取り組んでいるのではないかなというふうには思っております。

それを更に効果を高めて、そして文字どおりそのような取り組みについても、日本一の取り組みをしているというようなものに具体的に数値として出るような形の取り組みを目指すとなれば、様々な事業を組み合わせながら市民の方々にメニューを提示して一緒に取り組んでいくということになろうかと思えます。

電気自動車につきましては、ただいまお話がありましたように、取り組みが今のところされていないところでございますが、そのことについても、そのエコライフ55等が本当に拡大される取り組みになれば、なるとなれば積極的にこのことについては取り組みが必要かというふうには思うところでございます。

○1番（平野栄作君） 前向きな答弁かなと思えます。

本当、一律補助で出すだけじゃなくて、やはり出した以上は向こうからそれに合うだけの見返り、そういうものをもらおうと、そうすることで市内全体にそれが波及していく、そういう形でのですね、補助体系を考えていってもらえば、私はそんな大きな出費ではないんじゃないのかなと、やはり意識を変えるということは、相当な努力が必要ですので、その中で補助金をうまく活用しながらその事業に乗せていくそういう形をとればいいし、また、そういう補助金をもらった方の近くにそういう効果を出していくようなこともしていけばですね、また太陽光なんかについても多分予算の枠があって、100%というのはできないわけですけども、ソーラーを乗したことで、どういうメリットがあって、どういうデメリットが、お金の問題とかあると思うんですけども、そういうところをうまく情報として持っているところがあるのかなと思うんですよ。せっかく出してるんだったら、そこでそういうデータを全部吸い上げればいいですよ。そうすることによって、本当にメリットがあるのか、そしてまた、この電気自動車このソーラーと組み合わせることもできますよね。そうした時にどういう知恵が出てくるのか。そういうこともうまく分析ができていくと思うんですよ。そういうものを補助金という形を活用しながら、そして市民の協力ももらいながらうまく使っていけば、今後の環境についてもですよ、うまく相乗効果が出てくるんじゃないかなというふうに考えます。

最後にもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えいたしましたように、現在実施している自治体における事業内容、そしてまた、先ほど御提案がありましたように、ほかのものと組み合わせた形での補助金の事業の実施ということも十分研究させていただきまして、今後協議を重ねさせていただければというふうに思えます。

○1番（平野栄作君） ぜひ前向きにですね、取り組んでもらって、今後こういう補助等がある場合についてはですよ、やはりそういうところも補助要綱の中に一応盛り込んで、情報として共有するそういうシステムを構築していけば、また面白い形で市政に反映ができていくんじゃないのかなと思えますので、是非お願いしたいと思えます。

次にですね、畑かんについてなんですけれども、平成22年6月議会で10番議員が畑かん事業について質問をされております。

ちょうど私は欠席だったですけれども、後でこの畑かんについて質問しようかなと思って、前に誰かしているのかなと思って、ちょっと議事録を見たところ、10番議員の方でちょうど質問されていたということで、もうそれもしなかったんですが、その中で市長は県営事業が終了後に、新たな水の確保についての事業については、取り組みをすることになるが、新規事業を検討する場合は、意向調査等を経て10年ぐらいの期間が必要である。そして、一日でも早く解消できるような事業採択に向けて取り組みをするというふうに回答をしていらっしゃる。

その後の進捗状況についてお尋ねをしたいんですけれども、この時も結局畑かんというものができたけれども、この畑かんが我々にもちょっと理解できないんですが、現状と全く合わない、合わないというんですかね、20年前の計画が20年後に実施されているというような話も聞きます。今の体系とは全く利用形態が違う中で、昔の利用形態に合わせた畑かんの実施がされているということで、水不足、防霜関係に使えない。そういうものですね、我々の地域でも非常に問題が発生しているんですが、その質問の後の進捗状況はどうかをお尋ねをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御質問の前回の質問に対しまして、22年6月議会における御質問でございますが、そのことにつきましては、現在の県営事業と重複して、新たな県営の総合整備事業は実施することができませんので、新規にボーリングをすとか、貯水池を設置するかなどの手段により、水を確保していただきたい。その費用については、市の生産対策事業等による助成制度の創設を検討すると。そしてまた、防霜ファンを畑かん受益地内でも補助できるようにするなどの対策が講じられるようにしたいということのお答えをしているところでございます。

市の生産対策事業によるボーリングへの助成は、創設しておりませんが、茶、生産拡大推進事業において、水の確保ができた茶園については園内配管の助成を実施し、防霜ファンへの助成は平成22年度から畑かん受益地内でも拡大実施しているということで、そのような対策をとってきているということでございます。

○1番（平野栄作君） その後にですね、「26年度、県営事業が終わると同時に次の事業導入についてどう行動されるか、そこをお伺いをいたします」という質問に対して、今私が言った、「まず新規事業の検討をする際には、まずはじめに水源の検討、試掘をしなければならない。そして、2番目に住民の意向調査、同意徴集をしていく。そして、3番目に事業の計画書の申請をしていきます。そして、4番目に採択になり事業を始めるということで、この間、三、四年程度が必要と。さらに、事業開始後実際にファームポンドなりを設置して水が供給されるまでは二、三年、あるいは四、五年また更にかかるのではないかなというふうに思うところでございます。ということで、およそ10年ぐらいの期間を見込んで取り組まなければならない内容の事業になるかというふうに思いますので、ただいま議員指摘のとおり早急にこのことについては着手していきながら、この現在の水不足の状況を一日でも早く解消できるような事業採択に向けて取り組みをし

てまいります」というふうには回答をしてらっしゃるんですよ。

たしかに防霜ファン等の設置については、今やってらっしゃる。なぜ今回この質問をしたかといいますと、その防霜ファンなんですよ。結局お茶畑がどんだんどのうち地区にも広がってきております。10番議員のところもなんですよけれども、うちのところも広がってきて、今年ももう何町歩か植え付けをされているというふうな形なんですよ。もう一面広域農道沿いはお茶畑が広がっていると。

そして、人家がありますよね、その人家の周りにその防霜用のスプリンクラーが付けられなくて、防霜ファンが設置されていく。そうすると、これは気象条件にもよることなんでしょうけれども、寝れないぐらいだという苦情というか、そういうので、この2年ぐらい前からいろいろ相談をいただいているところなんです。

また、今度はお茶を持ってらっしゃるところは、新植をしてある程度なっておりますので、今度防霜ファンを付けたい。それに首を縦に振ってもらえないということで、また、そちらからも相談を受けている。

そうした中で、どうなってるのと、お茶の方々は分かるんですよ、内容は。なぜここに付けられないんですかと、だからお茶をつくってない方は分からないわけですよ。何でまた防霜ファンを付けないといけないの。そういう形でのですね、問い合わせというものがあるもんですから、今回こういう質問に至ったんですけれども、確かにお茶の振興も図っていかねばいけないし、個々の生活も保障していかねばいけない。その中でですよ、うまく両立していく。スプリンクラーを付けたからといって100%ということではないかもしれませんが、やはり今の状況では防霜用のスプリンクラーを付けるのが一番いいのかなというふうに思うもんですから、この質問でその後どうなったのかなと思ったもんですから、その進捗状況を今お尋ねをしたんですが、今言った点についてはどうなんでしょうか。

○農政課長（上原 登君） ただいまの議員のお尋ねにお答えいたします。

市長の答弁に補足してお答えいたします。

その後、同じ県営事業内で同一時期内に県営事業は導入できないということは、前回の答弁でも申し上げたとおりでございます。ただ、県営事業の予算の絡みがございまして、25年度有明地区が完了予定が1年延びまして26年度、それに伴いまして、三期地区も1年延びるのかなというふうに我々は理解しているところでございます。

その後、県営事業の新たな取り組みをしなければならないということで、所管であります県の畑かんセンター水利事業課、そういったところにおきまして、今畑地かんがい事業が取り組まれているこの地域で、どのような県営事業が新たなものが取り組めるのかということについて、県の方にいろいろと事業名をお伺いしているところでございます。

例えば、活動火山周辺地域の防災対策でかんがい用水がとれる事業があります。農業用水の水源地の探査をする県営事業がございまして、それから、農業農村活性化事業でかんがいする事業がございまして。

しかしながら、当有明地区においては、非常に虫食いの的に県営畑かんが入ってございますので、それらがまとまりのある例えば5町歩の団地にまとめられるかどうか、現在の畑、それから新植された地域の団地化を現在模索をしている状況でございますので、その団地化ができた段階で県営事業に、私どもは協議をしていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） 団地化ができる、でもその前にどんどんどんもう新植をされていくわけですよ、空いてる畑には。これが何年も続いていったときに団地化ってできるんですかね。もう今、実際空いてる所にまた今年も新植をされておりますよ。そこは畑かんがきてるのかちょっと分かりませんが、そういう団地化する意思があるならば、もう早いうちから住民説明会をしながら、今後の構想等を伝えながら、将来的にはこういう事業で水を持ってきたいので、というような説明をしておかないとかえってまたおかしくなるんじゃないかと思えますけど、そこ辺りはどうなんですか。

○農政課長（上原 登君） お茶農家の方々におかれては、自分が新植される場所が畑地かんがいの水が使える所かどうかというのは、もう御存知のはずでございますので、そこに新植されるということは、畑地かんがいで防霜が不可能なところに新植をされる農家も当然あろうかと思えます。そこについては、現在のところ新たな事業というのが、こういうのがありますよと説明は申し上げてございませんので、防霜ファンの事業なり、御自分で例えばボーリングをして、水の用水の確保をされる。そういった計画をお持ちのところ、それから過去に掘ったボーリングの水で対応ができる場所というようなところに新植はされていかれるのかなというふうに考えております。

○1番（平野栄作君） そうするとですよ、今そういう被害、被害と言うんですかね、時期的なものだと思います。を被っている住民の方々に対しては、もう我慢しろというしかないということなんですか。

今はですね、ただこの事業を10年ちょっと期間はいるけれども、10年先ぐらいにはまた新たな事業で水がくる可能性もあるから、期間は限定できないけれども、それまではちょっと辛抱してくださいねという言い方をするのか、もう駄目ですよという言い方をするのか、我々はどういう回答をすればいいのか、そこをちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としましては、茶業振興ということで、茶の生産拡大推進事業に取り組んでいるということでございますので、そういう中でスプリンクラー設置については、もう限度にきているというような状況でございます。

そして、そのスプリンクラー設置ができない所につきましては、先ほど課長の方で答弁しましたように、自ら水の確保のボーリング等をしていただいたり、あるいは防霜ファンを設置することになろうかと思えますが、この防霜ファンを設置して、そしてまた、稼働するというところで、その苦情が、私どもの方にも寄せられているということは確かでございます。

ということで、その事例としまして、例えば先ほどもお話になりましたように、深夜において稼働時に特にうるさいと。そしてまた、受験生のいる民家等からも苦情が寄せられていると、あるいは意思疎通が兼ねてなく、日頃より付き合いがうまくいっていないところからの苦情が寄せられているということであるようでございます。

ということであるようでございますので、それらの解消をですね、お茶農家も含めて、この苦情が寄せられている農家と意思の疎通がうまくいくような状況というのをつくるのが必要ではないかなと。

そしてまた、特にお茶農家が常日頃からお付き合いをしていただいて、そのようなときにはまた特別に何らかの形で謝意をすとか、そういった状況がある程度必要なのかなということは考えるところでございますので、お茶農家の方々に、そのことをお伝えして茶業振興を図りながら、地域の方々と連携してうまくいくような環境をつくっていただくような場というものを私どもも推進してまいりたいというふうには考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） それでは、県なりには要望とかいうようなものは、もう上げていかないというような解釈でよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

土地改良区を通じまして、私どもとしましては、この地域の水が足りないということについては、関係機関の方に申し述べているところでございます。

ということで、時間がかかるかもしれませんが、そのことについては引き続いて要望を重ねてまいりますので、将来的には水が供給できるような体制になっていくというふうには期待しているところでございます。

しかし、その期間というのが結構かかるから、その期間においては、自ら先ほど申しましたようにボーリングしていただくとか、防霜ファンの設置をしていただくという形になるかと思えます。

○1番（平野栄作君） なかなか難しい問題だと思うんですよ。我々も苦慮するところなんですけれども、やはり両方がどちらもいいようにというのは、なかなかいかないのかもしれませんが、やはり市としてはそれなりの形で、やはり厳しいとは思いますが。ただ、そういう形での取り組みをしているということを前面に出していただいて、それで納得をしてもらおうような方向しかないのかなというふうに感じてるんですよ。

ただ、市長がもうやらないよというんじゃなくて、絶えず声を出していくよというような答弁だったと思いますので、そういうことをですね、また声を聞いた方々にも伝えながら、そして茶農家とうまくいくような形での間を取り持つような形でですね、やっていかないといけないのかなと思っています。

ぜひこの点については、期待しておりますので、よろしく願います。

これで質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

○12番（立山静幸君） 通告に基づき、順次市長に質問をしてみたいです。

1番目の水田ほ場整備について、(1)の中山間地域総合整備事業で、志布志地区が採択予定である。松山、有明地区は、順次計画を進めるとあるが、中山間地域総合整備事業の採択はできないのか。できないとすると団体営事業採択スケジュールを問うてありますが、平成21年2月、水田中山間地域総合整備事業の説明会が山重青少年館であり、3団地が希望をされたところであります。

平成22年9月、市全体の希望団地の推進員の実地説明会が実施され、志布志地区14団地、35.4ha、松山地区2団地1.5ha、有明地区4団地10.9haであり、推進員の役割、一定区域の説明、採択年度は、平成24年度を目標にしているとの説明が実証されたところであります。

その後、24年3月まで、現地の調査、仮同意の徴集、登記簿等関係地主の調査、整備後の作付け調査等が実施をされてきました。

平成24年7月、志布志地区12団地、約34haが25年度採択に向けて作業を進めてゆき、松山、有明地区については団地面積が少ないので、団体営事業として取り組みをしたいとの説明があったところであります。山重校区の3団地の関係者は、その後がっかりしているところでもあります。政権交代もあり、公共事業費も大幅に伸びているようでございますので、森山先生等もお願いをされ、志布志地区が25年度で採択される予定の中に松山、志布志地区の面積も一緒に採択できないものか。採択できないとなりますと、団体営中山間地域事業の採択年度は何年度の予定か、工期は何年で完了予定かお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

平成24年におきまして、市内全域を対象とした中山間事業を申請してきましたが、県の事業計画調整によりまして、志布志、有明、松山の地区設定を受けたところであります。

志布志地区につきましては、県営中山間地域総合整備事業として、平成25年度新規採択を予定し、有明地区につきましては、団体営中山間地域総合整備事業による平成26年度新規採択を目指しているところであります。

松山地区におきましては、整備要望のあった暗きょ排水について、昨年6月議会へ農業体質強化基盤整備促進事業により事業の前倒しとして議決され、実施しているところであります。

その他の区画整理、かんがい排水につきましても、県単事業等の年次的な整備を計画しているところであります。

有明地区の事業採択スケジュールとしまして、平成24年までには、ほ場整備4団地11.2ha、用排水施設1路線、75名の仮同意の徴集を終えており、平成25年6月からは団体営事業申請に基づく議会の議決を経て、本同意徴集による一連の法手続きを行いまして、平成26年度新規採択を目指して、平成31年度までの事業となる見込みであります。

○12番（立山静幸君） ただいまの答弁によりまして、有明地区は今年の6月議会で手続き等を済ませて、26年度新規採択ということ聞きまして、志布志地区が25年、有明地区は26年という

ことで1年間のブランクがあるというようなことです。安心したところであります。

ぜひですね、志布志地区の採択はもちろん有明地区の26年度の採択に向けたですね、市長の熱意をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

有明地区の中山間地域の整備についてでございますが、現在2月には県のヒアリングを終えておりまして、事業計画の確認を受けたところであります。

今後、先ほども申しましたように、5月末には県の事業計画調整会議において、事業計画の決定を受ける予定となっております。土地改良法に基づく法手続きは必要条件でございます、一連の手続きを経て事業採択の流れになるかというふうに思っているところでございます。

農業農村整備事業に関わる土地改良事業の予算確保も期待されるところでありますが、引き続き県と連携を図りながら、事業採択されるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○12番（立山静幸君） ぜひ両地区とも採択に向けた努力をしていただきたいと思います。

次に、2番目の観光推進についてであります、（1）九州観光推進機構は2月15日、九州7県と福岡市を「九州アジア観光アイランド総合特区」の指定を受けた。この特区を利用して、志布志港寄港促進事業の充実を図る考えはないかであります、2月19日朝のNHKのTVと、日本経済新聞で九州7県と福岡市を九州観光推進機構が、九州アジア観光アイランド総合特定に指定したと、放映・報道されたところであります。

それによりますと、通訳案内士の国家試験を受けなくても、機構による研修を受講すれば通訳案内士による通訳案内手法の特例措置の導入、留学生の就労規制の緩和、ターミナル施設や岸壁の整備を国土交通省などの補助事業を受けやすくする特例措置、空港や港以外に免税手続きを簡素化する措置等であります。

本市は、志布志港寄港促進事業として観光特産品協会に観光物産振興事業として補助金を計上しております。アジア等からの寄港には通訳案内士が不可欠だと思っております。この特区を利用して、市内に居住されております中国、韓国、フィリピン、台湾等からのお嫁さんに来ていらっしゃる方、あるいはお婿さんにきていらっしゃる方々に内容を十分説明し、通訳案内士の資格を取ってもらい、外航クルーズ船や外国船寄港の受け入れ態勢を整備する必要があると考えますが、市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州アジア観光アイランド総合特区につきましては、ただいま議員が述べられたとおり、大きく三つに分かれているようでございます。

1番目にアジアからの観光客の誘因ということで、特区ガイドの養成や留学生の資格外活動許可要件の緩和、そして2番目にクルーズアイランド九州の推進ということ、3番目にニューツーリズム拡大ということで、第3種旅行業者の企画、旅行最高区域制限の緩和などが挙げられているということで、今後総合特区計画が認定されれば様々な特例措置が受けられるということでご

ざいます。

ということで、志布志についても志布志港寄港促進事業の充実を図ればというようなことでございますが、この事業は一般社団法人志布志市観光特産品協会が補助事業として実施しているところでございます。その事業内容は、志布志市及び南九州における海の玄関口を果たす志布志港への観光船や自衛官の寄港を促進し、地域経済の活性化に資するもので、お釈迦まつりや志布志みなとまつりのほか、年2回程度自衛艦の寄港があるようでございます。

以上のようなことから、今後具体的な内容が計画されていないことから、九州観光推進機構の総合特区計画の中で、具体的な実施内容を確認した上で、可能なら御質問がありましたように志布志港寄港促進事業への活用を検討してまいりたいというふうには思うところでございます。

そしてまた、市内に在住の外国人の方々に通訳として活用したらどうかというような御質問でございますが、普段観光案内で協力を現在いただいている観光ボランティアガイドの中にも通訳として登録されておられる方もいらっしゃいます。現在のところ、その必要な機会に対しまして対応はできているというふうには聞いているところでございます。

また、御質問のありましたように、市内在住の外国人で、日本語に堪能な方々がいらっしゃる、そしてまた、逆に外国語に堪能な人もいるということでございます。

そしてまた、生涯学習の講座で英語や韓国語の講師をされた方や、そしてまた市役所の職員にも対応可能な職員がいるということでございますので、今後におきましては、必要な場合には、協力や要請の依頼をするということについては可能かなというふうには考えているところでございます。

○12番（立山静幸君） ただいまの回答では、観光案内ボランティア等もいらっしゃると、それから外国語の教育もするというようなことですが、たくさんの方々が今後ですよ、今後たくさんの方々が外国船の方々が志布志を訪れる時に、やっぱり中途半端な観光案内士では駄目だと思うんですね。やっぱり中国なり韓国の方々には、もう住んでいらっしゃって、実際に日本語、中国語、韓国語が堪能なわけですから、積極的に私はこの案内士の特区を受けてですね、その該当される方々によく内容を説明してですね、何の免許でもですけども、1番最初は簡単に免許が取れるような状況ですよ。だんだん1年なり2年経てば、だんだん難しくなって、あとはもうこの特区も、この案内についてはなくなるかもしれない、3年間ですから、3年間の事業ということですから。1年目でですね、やっぱり有明地区にいらっしゃる基を教えている中国の方もいらっしゃるようですし、原田には韓国からお婿さんに来られた方もいらっしゃいます。そういう方々にですね、今、この案内士の免許を取ってもらっておけばですね、後々役に立つということだと思っておりますが、再度市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

九州アジア観光アイランド総合特区につきましては、現在国の方と協議の段階でございまして、これが認定されれば、先ほどお話ししましたような事業が開始される。

そしてまた、その中で特に通訳については、この機構の中で、簡単に言えば、ちょっと語弊

があるかもしれませんが、そのような形の認定を受けられるものがスタートするということがあるようにございます。

ただいま、御提言がありますように、多分はじめのうちは、かなり緩和された形で認定がされるというふうにとらえていただきたいと思いますので、この特区の進捗状況を見ながら、私どもの町でもそのことにどのような形で対応が必要かということを考えてまいりたいというふうに思います。

○12番（立山静幸君） ぜひですね、この九州観光推進機構等もよく話をされてですね、今もいらっしゃるかどうかは分かりませんが、松山出身の金子さんという方が、県の職員でここにいらっしゃった方も4年ぐらい前ですかね、いらっしゃいます。こういう方々も内容は通じていらっしゃると思うんですね、県に帰ってきていらっしゃれば、通じていらっしゃると思いますのでですね、その人たちの手助けも得ながらですね、ぜひこの通訳案内士の免許をですね、取るように努力をしていただきたいと思いますと思いますが、再度お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通訳の方々が多数いて、この地域が、そのような方々が来られた時に、本当に安心して来ることができる環境にあるということが知られるようになれば、そのことでもって観光客の誘引にはなるのではないかとこのように考えていますので、そのことにつきまして、どのような方がおられるかということを含めまして、調査をさせていただきたいというふうに思います。

○12番（立山静幸君） ぜひですね、市内のそういう方の調査をしていただいて、希望等もお聞きをして前向きに検討していただくようお願いを申し上げて、次に入ります。

次に、(2)の農家民宿や「食」を中心とした観光教育を地域で支援する事業の取り組みはできないかということですが、農家民宿につきましては、8軒の農家民宿が営業許可を取得した。今年度はこれらの取り組みを充実させ、農村交流の推進はもとより、新しい産業の創出という意味でも支援の強化を図ってまいります。

観光物産の振興については、これまでの見る観光から志布志市を訪れる人を飲んで迎え、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながら共に飲べるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行っていくとあります。

食については、自然の恵みをいっぱいを受けた海産物、農産物を使用して、志布志のご当地グルメとして、地域経済の活性化及び観光振興に資するとあります。

以上の市長の施政方針を踏まえ、山重地域では、8軒のうちに2軒が民宿の営業許可を取得しておられます。芝用集落の方々が「ちんたら庵」を立ち上げられ、毎週火曜日そばの販売をされ、また市のイベント等にも、そば、もち等を販売され好評を博しております。

平成24年5月から毎月2回、土曜日に子育てサロンをボランティアの方々が立ち上げられ、七、八名の参加がされております。また、小学生4名も参加して手助けをしている状況でもあります。

さらに二つの老人クラブが花いっぱい運動に参加され、第1老人クラブが花壇コンクールで最優秀賞を受けられたところでもあります。

さらに健康増進につきましては、グラウンドゴルフ場を清水グラウンドゴルフ愛好会と、山重

ふるさとづくり委員会での共同で全面積に芝張りを進めてきたところでもあります。月2回、市内外から約200名程度の参加があり、多くの方が和気あいあいのうちに、ふれあいが実施をされているところでもあります。

昨年10月14日には、体験ツアーが計画され、「ちんたら庵」を中心にそば打ち体験、近くのいも畑で収穫体験が実施をされたところでもあります。

いろいろな事業に取り組んでいる中で、山重地域を活性化するため、自由に使用できる農産物を利用した加工施設を望む声が多く寄せられております。さらに農家民宿を増やし、2軒の方々を地域で支援したいとの話もあるところでもあります。女性のパワーを更に進め、コミュニティーの場が図れるような施設整備は実施できないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市では、志布志市“志”（こころざし）ツーリズム協議会を中心に、県外の修学旅行生の受け入れや、一般の方向けの日帰り体験ツアーの企画運営を実施しているところでございます。議員の御発言がありましたように、昨年の10月に協議会員である有明芝用地域のそば処「ちんたら庵」を中心に、そば打ちやいも掘りの体験を実施しまして、ツアーに参加していただいた方から好評を得たところでございます。

また、日帰りでありましたが、本年度初めて大阪府内の27名の高校生が本市へ修学旅行で農業体験学習に来ております。そして、昨年12月には協議会会員8名のうち農家民宿の許可が取られており、そのうち2名の方が山重校区の方ということにつきましては、議員お話のとおりでございます。

地域での支援活動につきましては、地域の代表者の方が志布志市“志”ツーリズム協議会に加入していただき、ツーリズム事業の企画運営を会員として取り組んでいただく必要があります。例えば、地域内における農家民宿の方と協力して、農業体験や地域内の方々とのふれあいや、ものづくり体験などを行うことも支援活動の一つだと考えております。このような活動が、地域ぐるみで実施できれば、県内外からの交流人口も増え、地域の活性化につながるものと考えております。

また、ふるさとづくり委員会事業補助金を活用しまして、地域の活性化に寄与することを目的とした体験交流活動等の支援事業は、地域のふるさとづくり委員会で実施する意向が示されれば可能だということでございますので、このふるさとづくり委員会事業補助金を活用して、企画をしていただければというふうに思うところでございます。

○12番（立山静幸君） ツーリズム会員になると、いろいろな事業が補助事業をですか、されるということ、それから、ふるさとづくり委員会の予算で活用していただきたいというようなことでございますが、ふるさとづくり委員会で今話をしているのが、25年度で山重PTAが希望していましたイルミネーションの事業をふるさとづくり委員会で計画をしておりましたが、別途いい事業があるということございまして、そうなりますと、計画を練り直さなければいけないというようなことでですね、いろいろ協議をしている最中でもあります。

一例がモウソウ竹のタケノコあるいは古参竹のタケノコ、唐竹の皮を利用するというようなこと、それから大名竹を利用した加工ですね、3月から6月まで実施をしたらどうだろうか。

それから、いもこんにゃくの産地にはできないだろうか、それから炭焼き窯が、もう炭を焼く人がいなくなると、今で炭焼き小屋をつくって、その焼き方を教えてもらいながら、それを実施したらどうだろう。いろんな話し合いがされる中で、来年度の新しい事業があるようなことを聞いたんですが、新しい事業はないものかですね、お伺いをいたします。

○農政課長（上原 登君） ただいま議員御質問の件ですけれども、国の方では農山漁村の豊かな自然や食を観光、教育、健康等に活用する地域活動を支援するという事業を創設する予定ということで、現在情報をいただいているところでございます。

旧小学校区を中心に活動される場合に、集落連携推進対策、そういったもので1地区、地域協議会、農業法人NPO等が事業される場合に、上限額を設けて支援をする事業というのがあります。ただ、まだ予算が確定してございません。確定され次第、要綱、要領が示されるものと、私どもも思っておりますので、その際には速やかに、そういった事業の説明会を開始させていただきたいと思っております。

○12番（立山静幸君） この前、串間市と商工会の交流会があったんですが、その中で観光アドバイザーの奈良迫さんが講演をされました。そして、懇親会の中で五、六分、盃（さかずき）をしながら話をしたんですが、実は山重でな、こげなことを考えておっとぐわしと、同級生が何人も山重にはいらっしゃるもんですから、あんた元気あいなおというようなことですね、話をした中で、いや来年度からよか事業があつて、そういうお願いをしゃんせよというような話だったわけです。

そのようないいのがあればですね、早めに市長の施政方針でもですね、うたっていただいて、全市民が一つでもですね、校区が良くなるようなですね、方策はできないかと思って、質問をしたところであります。

課長が答弁されましたとおり、新年度でないと駄目だというようなことでもありますので、新年度になってからですね、いろいろな協議会もつくらなければならないというようなことでもありますので、ぜひその内容が十分分かった時点でですね、早急にお知らせ、市民にですね、お知らせいただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長の答弁がありましたように、25年度事業ということで、まだ内容について国の方から開示はないということでございますので、そのことがなされましたら、すぐさま皆さん方にもお知らせしてまいりたいというふうに思います。

○12番（立山静幸君） ぜひですね、4月の早い段階、5月の当初にですね、そのような取り組みを実施していただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時46分 散会

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成25年3月6日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

長 岡 耕 二

福 重 彰 史

鶴 迫 京 子

下 平 晴 行

日程第3 議案第34号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

出席議員氏名（22名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（2名）

17 番 岩 根 賢 二	21 番 鬼 塚 弘 文
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸崎幹男君と福重彰史君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 皆さんおはようございます。

今日の一般質問の一番目ということで、同僚の議員の皆さんが張り切ってやれ、時間もたっぷりあるということです、そういう形でやらせていただきます。

二つの質問を通告しておりました。今テレビ、新聞で毎日のように報道されているTPP参加の問題がありましたので、今日はそれをスタートに取り上げて質問させていただきます。誠意ある答弁を期待して質問させていただきます。

それでは、政府は施政方針演説でTPP参加を事実上表明いたしました。本市は、食糧供給基地として発展成長してきており、多くの農家、飼料工場産地処理として流通も、それに関連して多くの産業がこの本市にはいろいろな工業、そして、産業が成り立っているのがこの志布志であります。TPP参加ということで大変大きな影響があるように想像します。

今回、市長の施政方針ではTPPについて反対の立場を貫く、交渉参加してはいけないという要望書を提出、日本の食糧基地を自負する本市は先駆けてその対策を考えなければならない事態ではないかというふうに思います。

そこで、本市の産業の影響をどれほどであるか調査されたものがあれば報告をお願いいたします。

次に、農家の対応として考えられるのが幾多もあるように感じます。そこで市長の基本的な考え、それを具体的にお示ししていただきたいということで、一問一答方式で質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

長岡議員の御質問にお答えいたします。

TPP環太平洋戦略的経済連携協定は、APECアジア太平洋経済協力会議首脳会議で2006年を視野にアジア太平洋自由貿易圏を実現する手段としてTPPを位置付けております。TPPは2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイが締結し、発行しました。現在、4か国に加えアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加を表明し、9か国

で広域な自由貿易協定を目指し交渉中であります。これは、人の移動、知的財産権の保護、統治、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携協定で、物品の貿易では原則すべての関税を撤廃し、自由貿易を目指す協定であることは議員も御存知のことと思います。そのような中、鹿児島県はもし関税などの国境措置が撤廃された場合の農畜産物への影響について、農林水産省が試算した19品目中、県内で影響が大きい9品目について、国の算定に基づき試算しましたところ、県内の農業生産額で1,823億円で、県内で産出する約4割相当が減少すると発表しております。

また、食肉関連業などへの影響を1,858億、地域経済への影響が1,996億円と、県全体で5,667億円の生産額の減少があると試算しております。

本市へ主な農畜産物への影響について試算しますと、でんぷん用さつまいもがコーンスターチの輸入により国内需要が減少し、1億6,000万円の減少、米が10億円の減少、お茶が2番茶、4番茶、秋冬番茶が外国産に置き換わり、約28億円の減少で、このように耕種部門の主な3部門だけでも約40億円の悪影響があると試算されます。

また、畜産部門では特に格付けが中級以下の食肉などが影響を受け、関連企業等を含め約1,000億円の影響があると試算されています。また、これらの農畜産物の減少により、地域経済への影響として、7億8,300万円の影響額が試算されております。このように、T P Pへの参加で関税措置が撤廃された場合、農業生産への影響はもちろんのこと、関連産業、雇用更には農村の他面的多面的機能の維持を根底から揺るがし、地域経済に深刻な影響を与えることは明白であります。

現在国では、交渉参加へ向けた議論が活発になっていますが、私としましては、これまでどおりT P Pへの交渉参加については、断固として反対の立場で国に要請をしてまいりたいと考えております。

農家への対応についてでございますが、安倍総理は2月下旬に訪米した際、オバマ大統領と会談し、T P P参加が聖域なき関税撤廃を必ずしも前提としないということを確認したのを受けまして、総理はT P P交渉参加について、なるべく早い時期に決断したいと表明いたしました。また、2月27日には、自民党の外交経済連携調査会はT P P参加交渉を判断する上では、国益を守る明確な方針を示すことを条件に事実上T P Pへの交渉参加を容認する決議をし、早ければ3月上旬に安倍首相が判断するのではないかとの報道があったところであります。

農業関係では、米・牛肉・乳製品などを関税撤廃の例外とする案も出されておりますが、本市ではこれ以外にもたくさんの農産物が生産されており、それらの関税が撤廃されますと、海外への安い農畜産物が大量に輸入され、国産農畜産物価格は下がり、農家所得は激減することが予想されます。このようなことから行政としましては、付加価値の高い農産物を生産するための体制整備や国際競争力に打ち勝つための体質強化、さらに所得補償制度などを講じ、影響を最小限にとどめる必要があると考えております。しかし、これらの事業を市ですべて負担するとなると、あまりにも莫大な経費が必要となり、到底市で負担できる予算規模ではないと考えます。そのようなことで、もしT P Pに参加した後の対策についても、参加の是非と併せてしっかりとした対策を早急に示されるように大隅総合開発期成会や県市長会と連携を取りながら強く要請をしてま

いりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） 市長の答弁の中にもありましたように、この本市の影響というものが、かなりのものになるということでもあります。やはり、この地域は、先人たちが努力して今の現実があるわけです。その中でやはりTPP対策ということを一早くこの地域は確立するのが重要ではないかなというふうに捉えております。その中で、本市で今までTPP対策として、何回ほど議論されたのかお伺いいたします。

そして、その中でどういう意見が出たということがあったら明確にお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

TPPにつきましては、私自身は先ほど申しましたように、大隅総合開発期成会、あるいは県の市長会等を通じて、TPP交渉参加については、断固反対という立場を貫いてきたところであります。

また、庁舎内においても今回改めて自民党政権が発足した際には、安倍首相も選挙の公約として、聖域なき関税の撤廃があるTPP交渉参加については、参加をしないというようなことを表明されて、自民党政権が誕生したという経緯がございますので、私どもはそのことを信じて自民党政権を支えていくというような形をとってきたところでございます。そのようなことから、今回改めてこの交渉について参加するというような安倍総理の御決断を聞いたときには、非常に以外な感じがするところでございますが、そのような流れに今後なっていくとなれば、私どもの本市としましては、非常に影響が大きいということで、そのこと以来度々この影響がどのような形で本市の特に農業について影響があるかということについての精査を今進めているところでございます。

先ほどお話ししました数字につきまして、改めて見つめ直してみますと、本市においては、特に畜産関係の影響が大きいと、それは、本市は志布志港を抱えております。そしてまた、その畜産関係の処理の食肉処理工場もあるということで、極めてこのことについて影響が大きいということを改めて認識したところでございますので、今後これが進むとなればどのような対策を講じていくべきかということについては、今後も庁舎内でも十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） ぜひ今後の対策として、庁内で検討を重ね、本市で対策としては、限界があるかと思いますが、その対策をやはり十分に議論しながら、少しでも小さい、そして、この産業を守る義務もありますので、やはりそういうことを想定して、今後の議論を重ねてほしいと思います。

あるマスコミの情報ではありますが、やはり日本の自由化で関税がかけられるものは、主食である米だけではないだろうかという情報もあるように感じます。そこで、やはりこの本市の先ほども言いましたように、飼料工場、そして今も市長が言われた産地処理、そして流通網、やはり畜産、そして農家というものが、かなりの打撃を被る部分でありますので、いろいろな議論を重ねて、その対策を早急に考えてほしいというふうに考えますが、もう1回、もうちょっと市長の

考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどお話申し上げましたが、特に畜産関係、食肉関係において本市においては大きな影響がある。1,000億円と超える影響があるということが、試算されるところでございます。それは、食肉処理工場がサンキョーミートさん、そして志布志畜産さん2社ございまして、こちらの方が50%ぐらい減少になれば、170億円ほど減少すると、そしてまた、雇用が半分に減ってしまうと、そしてまた、配合飼料工場がありますので、こちらの方の配合飼料の生産量と単価というふうに掛け合わせていきますと、このものが大体1,400億円ほどあるわけでございますが、これが半分ほどになると700億円程度の減少になって、更にこの雇用が半分以下になってしまうということがあります。先ほど申しましたように、1,000億円を超える影響があるという数字になるようでございますので、このことは、本市にとっては、壊滅的な状況が生じてしまうのではないかなというふうなふうに推測するところでございます。

ということで、聖域なき関税の撤廃ということについては、聖域が設けられるというような方向に安倍総理大臣は進められるということでございますので、農業全体をこういったものに聖域の中に含んでいただくような運動を今後しなければならぬんじゃないかなというふうに思うところでございます。私自身、早速時間が取れましたら、森山先生等を通じまして、国へ、関係機関へ、大隅総合開発期成会ないしは、県の市長会なりとともに、その意思の表明に、そしてまた、その聖域なき関税の撤廃がなされないような要望をしてまいりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう議論、対策をとってほしいと思います。

その中で、やはり国への要望、そしてこの市でその対策室なるものを設ける考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階で、まだそのTPP交渉についての内容が明確でないということでございますので、今御提案にありました対策室についての設置については、まだ考えてないところでありましたが、今後そのことが明確になり、本市への影響が多大になるということがありましたら、そのような形で全庁的な取り組みをしていかなきゃならないということになりますので、そのような部署の設置は考えなければならないというふうには思うところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう対策を講じてほしいというふうに考えてます。

それと、国・県への要望ということでもあります。やはり本市でできることというものは、その要望とか、対策とか、やはり本市で抱えてる問題というものを国へ提案する。やはり、そういう対策室、専門的な分野でも重ねていろいろやる必要があるような気がいたします。それは要望しておきます。

そして、国への対策として、やはり前回ウルグアイ・ラウンドの対策として、いろいろな国への要望とかありましたが、それを越すような対策、準備をしていかないと追いつかないというのが現状じゃないかなあというふうに考えてます。やはり、いろいろな捉え方がありますが、そして今の現状を、本市の現状を見たとき、やはり農家への対応というものも、もう少し踏み込んだ

形でやっていかないといけないというふうに私は考えてます。それはなぜかといいますと、今農家の現状を聞いたとき、見たとき、やはり身近に農業をされている方々が、今回またTPP参加であれば、やはり農家の生産意欲というものがかなり低下するような気がいたします。そこで、やはりその対策というものも入念に、そして計画的に、そして今の現状は一日一日変わっていく現状であります。その中で、やはり農家の声、そして対策、そして国への要望と、いろいろな角度で対策を講じないといけないというふうに私は考えてますが、この地域は、特にそういうことを先駆けて、そして自分たちで国への要望というものも、やはり農家の意見、そして企業の意見を吸い上げて国政へぶつける必要があるような気がいたしますが、その点について市長の考えをお伺いしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 先ほども少しお話ししましたように、今回、安倍政権が誕生したわけでございまして、その安倍政権の誕生するに至った自民党の政策自体が、このTPPの交渉自体に参加するということについて、否定的なことを前提として、政権が成立したのではないかなというふうに思うところでございます。

しかしながら、今回安倍総理のほうアメリカにまいりまして、オバマ大統領と会談した際に、聖域なき関税の撤廃ということについては、交渉の余地があるというようなことを考えられて、その交渉参加を表明されているというようなことではございますので、今後国に対して農業については、特にその聖域に入れてほしいというような要望を重ねなければならないのではないかなというふうに思っています。

お話がありましたように、ウルグアイ・ラウンドがされまして、その時に平成6年にこのウルグアイ・ラウンドの関連の事業が始まっているようでございますが、その時以来、様々な農業振興策がとられてきているにもかかわらず、農業を取り巻く環境というのは依然として厳しいままに、現在にも至っているところでございます。

今後、TPP参加ということになれば、農業を取り巻く環境というものは、厳しいどころか、もう惨たんたるものになるのではないかなということに考えられますので、このことにつきましては、先程来申しましたように、聖域の中に農業は入れてもらうということを強く要望してまいりたいと、そしてまた、このことを関係団体とともに働き掛けを重ねていきたいというふうに思うところでございます。

○14番（長岡耕二君） 是非そういう対策というものを準備していただきたいと思えます。

その中で、やはりこの地域は、やはり今市長が言われたとおり政権の公約違反ですので、農政へのこの地域に関連した予算がかなり費やされるような気がいたします。その中で、やはりいろいろな対策があると思えますが、この地域に応じた対応ということで、政府にぶつけていって、そして、この今まで築かれたものを少しでも維持できるような形で要望、そういうことをやりながら進めてほしいと思えますが、その対策として今考えられることがたくさんあるような気がいたしますが、その予算があったときは、全て獲得するというような形でやってほしいというふうに考えています。

今朝の新聞でありましたが、自動車の関税を5年から10年ということで、アメリカの交渉への対応というものがあつたようでございますが、やはり農産物もそういう制限として5年、10年の対応でくるような気がいたします。そこでやはり、その対応というものを入念に、敏速に対応しなくてはならない現実であるかと思いますが、その点について市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 自動車の輸出の関税の撤廃については、アメリカ側で反対の機運があるということについては、早くからこれは伝えられていた内容でございまして、今回現実的に日本が交渉に参加するということに至ったので、改めてそのようなものが表面化されたのではないかなというふうに思っているところでございます。

安倍総理大臣は、オバマ大統領と会談をしまして、そしてその会談内容について国内に報告される際に、極めてセンシティブな問題があるというようなことの発言をされたところでございます。それがそのものではないのかなということでありまして、その前提に立つとなれば、私どもは農業については特に全て聖域に含めていただくような要望を重ねていくということが、私どもの地域に残されている手段ではないかなと、それをきちんと貫いていかなければならないのではないかなというふうに思うところでございます。

そしてまた、この交渉が実際に進むとなれば、改めてその時にどのような品目というものが明示されるというふうに思います。そしてまた、農業の中でもどのものについては聖域に含めるというようなことになろうかと思いますが、それらのものに含まれないものについては、どのような形でソフトランディングさせるのかということで、様々な形の誘導策が提示されるというふうには考えるところでございます。

ということで、ただいま議員のお話のように、そのようなときにはいち早く情報を収集しながら、本市にとって有利な事業導入については、取り組みをしていきたいというふうには考えるところでございます。

○14番（長岡耕二君） 今回の場合は、産業について質問を中心にやってまいりましたが、このTPP問題というものは、農業分野だけではなく、やはり保険、そしていろいろな形で自由化ということであります。ぜひ対策室なるものをつくって、本市あげて対応を早急に対策として速やかにやっていく、そしてこの地域の雇用を吸い上げるいい形ができるような体制をとっていただくということを要望して、また機会あるごとにそういう対策というものを質問させていながら、一緒になってこの地域の産業を守っていこうというふうに考えますので、また順次質問させていただきますが、やはり全力を挙げてこの対策には市民挙げて対応しないといけないという部分がかかり含まれているというような気がいたしますので、順次また機会あるごとに一緒に対策として立てていけたらというふうに思いますので、このTPPについては、今回はこれで終わらせていただきます。全力投球を市長にお願いして、次に移りたいと思います。

水道行政についてお伺いいたします。

9月議会において、私の一般質問に対し、答弁の中で、「市水道の通水してない地域への対応として、財源措置を考え取り組んでいきたい」という市長の答弁をいただきました。それに関して

どういう取り組みをされたかお伺いたします。

現在通水してない地域の区域外であるということで、給水区域以外という、どのような認可が必要であるのか。そして、認可においての経過というものがどのような形であるのかお示しをいただきたいと思います。

また、前回のとき一日の吸水量が、給水基準の水準より小さいときには水の腐食など、健康上の問題もあるというような報告がありました。その調査に必要な調査がどの程度進んでいるのかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年9月議会で、未通水地域への対応として、森山給水区域の拡張を中心に御説明したところであります。

概算事業費が1億9,000万円に上り、単純に戸数割すると、1戸当たり約350万円、加えて引き込み等の宅内工事費や水道料金が新たに発生するので、負担軽減の手法について研究させていただきたい旨の答弁をしたところであります。

その後、地域の方々の要望にかなう手法はないか検討に入りまして、まず事業費の圧縮はできないか、工法検討のため現地調査を実施いたしました。現在の水道末端から田床集落、柳井谷集落までの管路延長、高低差等の調査、その調査を踏まえた上で自然流下方式が可能か、増圧施設は必要ないか検討したところ、事業費は1億1,457万円、工事費と給水工事費分の戸数割で約224万円と結果が出たところであります。この結果は、採算が取れるかで事業実施を考えなければならない公営企業において、費用回収に106年を要し、さらにランニングコスト、電気代、消毒代、水質検査代等を考えると、水道事業単独での実施は困難と判断したところであります。

次に、上水道事業の拡張工事としては、補助事業がないので、ほかに有利な事業はないか調査もいたしました。採択要件に該当する補助事業はございませんでした。

現在事前の策として、市からの出資が前提ですが、ポンプ更新費用の助成、現在地域内での使用ポンプ数の調査を実施中でありまして、この助成や、ほかに費用軽減の手法として、グループごとの利用形態から集落内で統合した水道組合の設立で費用軽減が図れないか検討に着手しているところでございます。結果がまとめ次第、御報告申し上げたいというふうに考えているところでございます。

次に、認可についてでございます。

認可は、財源が確保でき、事業実施を決定した上で申請を行うということでございます。申請から認可までの流れとしましては、給水区域拡張変更認可の申請を準備いたしまして、認可書類の作成をした後、給水区域拡張変更認可申請書を県に提出して認可申請を行います。

期間といたしましては、積算から契約までの準備に1か月、認可書類作成に4か月、県の審査に2か月、認可が下りるまでに7か月程度かかる見込みであります。

また、水質の問題についてでございますが、健康上の問題としましては、設計上1人1日の吸水量が300ℓとなっており、市内の1日1人当たりの平均使用水量は、270ℓとなっておりますので、

使用しない水が滞留し、腐食する可能性があるということを申し上げたところであります。

したがいまして、水の滞留によりまして、消毒効果が消え、新鮮な水が供給できない心配があり、健康上の懸念があるというふうに考えるところであります。

そしてまた、水の腐食についての調査でございますが、実際管を布設し、給水を開始した後に水が滞留している様子が見られれば、調査を行いたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） 今市長が言われたとおりであります。やはり財源というものをいろいろ調査したということでもあります。そして、前回は300万円程度、そして今回の負担が1戸当たり224万円ということで提示がありました。やはりですね、やはりこの地域は高齢化されて半分以上が年金の生活の方々であります。やはり1戸当たり220万円というものはですね、やはり高額で対応するというのは、かなり難しい部分があるような気がいたします。

そこで、今までこういう事業は、例はなかったのか、そして補助の対象にはならないということですが、もう一度その周辺を細かく説明をお願いいたします。

○水道課長（木佐貫一也君） それでは、御質問について答弁させていただきます。まず、事業の内容について概略説明申し上げたいと思います。

今回、田床、柳井谷地区につきまして、一連の配水区域として、田床地区は自然流下、柳井谷地区は加圧給水として事業費を算出したところ。現在の既設分、横尾下から立花迫まで1,800mを口径100mmに布設替えいたしまして、その先4,350mと柳井谷地区内730mの合計5,080mの新設工事として算出しております。工事延長としましては、約7kmになります。加えまして、森山配水池と柳井谷地区の高低差が25m程度のため、水圧不足が考えられるということで、増圧ポンプを柳井谷公園付近に設置するという内容でございます。

続きまして、もう一つお尋ねの分ですが、過去に補助関係事業の執行についての手法例示はあるのかという御質問ですが、旧志布志町時代に町長部局からの助成を受けて、一部工事負担金は地域市民の方の負担をもらいながら実施した例がございます。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） その事例としてあげられましたが、そのときの1戸当たりの負担金というものが分かっておれば教えてください。

○水道課長（木佐貫一也君） 旧町時代の住民負担につきましては、本会議の会議録によりますと、10万円から20万円という形で、その会議の中では個人負担が大きいということで更に町長部局と相談するという形での結果が残っているところです。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） やはりですね、市長が施政方針で上げておられるようにですね、やはり均衡ある発展、そしてこの地域のもう最後の通水の場所でもあります。やはり、四浦もありますが、政治力の力が必要な事業ではないかというふうに考えますが、市長、その点について、市長の考えをお伺いしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回新たにこうして柳井谷地区の水道事業についての取り組みをお願いがされているということですが、この柳井谷、田床のみならず後谷の地区もまた控えているということですので、今回取り組むとすれば、そちらの方も十分考慮しながら取り組まなければならないということになるかと思えます。

ということで、先ほどお話ししましたように、もう少し時間をいただいて、より私ども全体の事業にとっても将来的にも負担が少ない形での取り組みというものが御提案できないのかどうか、研究をさせていただきたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） 前回はそういう答えをいただきました。ぜひそういう対応というものをもうちょっと速やかにお願いしたいというふうに考えてます。

やはり、前回は言いましたように、この地域というものは、やはり3回ほど要望がありまして、高額な負担ということで自分たちで自ら努力しながら、今まで集落でグループをつくりながらボーリングしたり、そういう形で自分たちの力で今まで何十年と築いてこられました。その中でやはり限界があるということで、今また要望が積み重なってまいりました。やはり、そういうところを地域の努力というものも参考にしながら、やはり政治力、そして市長の力を発揮できるいいチャンスだと私は思ってますが、もう1回、その市長の意欲というものをお示しいただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられたように、長年その地域で、その地域の安心・安全な水を地域で賄われているということにつきましては、改めて敬意を表したいと思えます。

それは多分それなりに水道料金より安い形で利用できていたのではないかなというふうにも思うところがございます。今後、市の方で事業を展開していくとなれば、新たに財源を捻出しなければならぬ。そしてまた、上水道に入っただくとすると、そのものを負担されたものが、全体の市民に負担になってくるということも考えなければなりませんので、そちらのことも併せて先程来言いますように、別途何らかの方法でこの地域の方々が安心して、これからも安心して水の利用ができる事業というものがいいのかどうかというものをもう少し研究させていただければというふうに思うところがございます。

○14番（長岡耕二君） 今も市長がありましたように、いろいろな角度で財源というもの、そして手法というものをいろいろ研究しながら時間をいただきたいということですが、速やかに対応というものも考えてほしいと思えます。やはり、この地域の方々がもう1回ボーリングしないとできないのかなとか、配管、そしてライニング、いろいろな機材の交換とか、かなりの負担があって今の要望があると思えます。是非私もできるまでは質問していかないといけない責務もありますので、ぜひ早い時期に答えをいただきたいというのが私の願い、また地域の願いでもあると思えます。

ぜひそれに関連して今もありましたように、認可というものも、やはりいろんな角度で調査、そしていろんな腐食の問題、そういうところも地域の皆さんと一緒にあって、対応を考えていただきたいというふうに考え、捉えております。

そして、私もいろんな事業はないかというふうに考え、県・国の機関に相談いたしました。あとは市長の努力で何かあるのではないかという話もちろほら聞いたような気がいたしますので、ぜひそういう県・国への、これもひっくるめて要望、そういう事業もあるように聞きましたので、ぜひあとは市の状況でなるのではないかというふうな意見も聞きましたので、ぜひその対応もお願いしたいと思いますが、最後に市長の考え、基本的な考えと、今後の取り組みというものを細かくお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、事業費につきまして、1億1,457万円かかるというような推計がされておりますので、これが圧縮され、低減されるような事業の進め方というものはないかということをもう少し研究させていただければというふうに思うところでございます。

そのことができましたら、また皆さん方に、議会の方に相談して、この事業の推進をしていくということになるわけですが、先ほども言いましたように、全体としてこの地域をこの水道事業の中に加えるということになれば、そちらの方については、現在の水道料金の中では赤字になりますよということでもありますので、そのことも了解をいただきながら、この事業の推進をしていかなきゃならないということでございますので、そういったことについても十分議会に説明できるような内容を整えて、私どもは取り組みをしたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） やはりですね、水というものは人間の生活の基本ですので、そういうところも十分に考慮して問題解決のために、住民のために努力をお願いして、今回は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○23番（福重彰史君） それでは早速ですけれども、質問通告をいたしておきましたので、それに基づきまして質問をさせていただきます。

まず、農畜産業の振興についてでございます。

この農畜産業の振興については、昨年10月長崎におきまして、全国和牛共進会が開催をされました。本市からも出品がございまして、鹿児島県は日本一奪還を目指して奮闘をいたしたところでございますけれども、残念ながら力およばず2位に終わったところでございます。御承知のとおり日本一は連続宮崎県でございましたが、私はですね、この勝利は非常に恐ろしいこの口でい疫という疫病に見舞われまして、未曾有の災難に遭い、背水の陣というか、崖っぷちからと申しますか、もしかすると地獄からはい上がるような思いでございますね、畜産の復興、再建、再起へ向けて死に物狂いで取り組んできたその成果ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。このことが鹿児島県よりも上回っていたということではなかろうかというところで、そういうふうに思うところでございます。

本県も今回のこの経験と反省を踏まえまして、再び日本一奪還を目指し、その取り組みが既に

始まっているかというふうに思います。

市長も施政方針の中で、その決意を述べておられますけれども、私はその第一歩といいますか、原点はですね、この市内で開催されております春や秋の品評会、この共進会であるんじゃないかなというふうに思っております。そこで、この春・秋の品評会の現状をどのように捉えているのか、まずお示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 福重議員の御質問にお答えいたします。冒頭、去年の全共のお話をされましたが、私自身も今回の全共につきましては、特に本市でも力を入れて日本一を取ろうよという掛け声のもとに取り組みをしてきたところでございますが、鹿児島県全体で22頭出品するうちの3頭を本市から出られたということは、すばらしい内容だったのかなというふうに思っております。

特に、種雄の部で前評判が高かったものがひょっとするとチャンピオンされるんじゃないかなというようなふうに期待したところでございますが、結果的には8位という成績に終わりまして、また次回を期すというような形になったところでございます。

ということで、関係する職員、関係者におかれては、必ず次回はそのような形でチャンピオンを取れるような結果を目指したいなということの決意をされているところでございます。

ということで、お話がありますように、そのチャンピオンを取るための前提として、今お話があるように地区の共進会、品評会というものが大切だということについては、十分認識しているところでございます。現在市内で実施されている地区ごとの畜産品評会の現状でございますが、現在、春は農協主催、秋は市が主催して開催しております。近年の出品頭数は、年々減少しております。合併時と平成24年度の出品頭数を比較しますと、春で39.2%減の104頭、秋で53.0%減の101頭となっております。

繁殖牛を肥育している農家戸数につきましては、平成24年1月の調査では、市内で702戸となっております。前年対比8.8%の減。

また、合併当時と比較しますと、30.7%の減になっております。311戸が離農をしております。また70歳以上の飼養する割合も55%でございます。平均飼養頭数につきましては、合併当時平成18年度は、市内平均で8.22頭でしたが、現在では10.72頭というふうに多頭化している現状であります。このような現状を踏まえますと、出品頭数の減少については、高齢化や多頭化による労働力の増などの構造的な変化と、また会場への引き出しについては、運搬費等の農家負担も伴うことと、複数頭数出品される方の出品時間の重なりなど、出品環境の変化もあり、頭数が減少しているものというふうに捉えているところであります。

今後、出品しやすい環境はどうあるべきかにつきまして、生産者団体や関係団体と一緒に検討をさせていただければというふうに思うところであります。

○23番（福重彰史君） 現状につきまして、話がありましたけれども、まさに今述べられたとおりであろうかというふうに思っております。もうそこで答えが出たんじゃないかなというふうに思うところでございます。もう長々引っ張っても仕方ありませんから、牛は現われませんから、

私もですね、この出品数が少ない、出場数が少ないということで、この理由をそういう共進会の席等々で組織の役員の方や、あるいは農家の方々と話をするんですけども、何でこんなに少ないんだろうかということと言いますと、やはりほとんどの方がですね、運搬費まで出してまでですね、連れてはきたくないというような声が大半です。これはもう、その背景というのは、もちろんこれまで非常に子牛価格等がやはり厳しくて、なかなかそれにあわせてコストも高いということで、なかなか利益が上がらない中での飼育であるということで、そういう中で品評会に連れていく、引いていく、その運搬費ですね、それもきつんだというようなことではないかなというふうに思うところでございます。

そういうことで、そのほとんどが運搬委託をされますからですね、ほとんどの方がですね、その運搬費、これに対して何らかの手だてさえすれば、ある程度はですね、出場頭数が増えるんじゃないかというふうに考えるところでございます。そういう点、今御答弁の中にもございましたけれども、そういう認識をされておりますので、そのような手当てをする考えはないか、お考えを伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新年度平成25年度の5月下旬に予定されております肉用牛振興協議会総会におきまして、このことについて御提案申し上げまして、生産者団体、それから関係団体の方々の御意見を承りながら、このことについては対応を考えているところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長、対応を考えているということでございますけれども、やはりそれはですね、早い段階で、そして確実に実施されるというようなものではないとですね、今せっかく子牛価格が高止まりできてますから、やはりそういう機会をですね、やはり生かしていかなきゃいけないと思うんですよ。そういうことで、若干農家の方々も意欲は出てきているわけですから、やはりそういうタイミングを図りながらですね、早期に実施をすると、これから考えていくということじゃなく、検討するということじゃなくてですね、やはりもう速やかに実施をするというような考え方、そういう考え方はないのかですね、そういうような答弁を望むわけでございますけれどもいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど時期についても明確にお話を申し上げましたので、この場で、あるいはこの5月の肉牛振興協議会である程度方向性が出せるというふうには思うところでございます。それらを待って、また皆様方に御提案を申し上げたいということでございます。

○23番（福重彰史君） 是非ですね、早期の検討方、早期の結論方を望みたいというふうに思います。

こういうふうにして、このことですね、地区の品評会、ここに出場頭数が増えることによりましてですね、このことが群共につながり、そしてまた、それが県共につながり、ひいてはそれが全共につながってくるというふうに、私は確信をいたします。ぜひですね、地区の品評会がその目的に沿ったですね、品評会になることをですね、期待しておりますので、今後もそのような

方向ですね、市長としての英断というものを期待をいたして、この件を終わりたいというふうに思います。

次に、学校施設についてでございます。

小中学校の校舎及び屋内運動場でございますけれども耐震診断の結果を踏まえまして、順次その補強計画、あるいは実施設計、補強工事などが行われるところでございますけれども、施政方針の中にもありますように児童生徒の命を守るとともに、避難所としての機能が再認識されているというふうにありますけれども、まずその整備状況について伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小中学校施設の耐震化につきましては、その前提となる耐震診断を平成21年度までに対象となる全ての学校施設により完了しております。その診断結果をもとに、平成21年度から志布志中学校3階校舎を手始めに、本年度に実施しました松山小学校、潤ヶ野小学校、有明中学校の校舎まで12棟の耐震化が完了しており、耐震化率は89%となっております。今後は、残り9棟について耐震補強工事が必要となっております。また、香月小学校、志布志小学校、有明小学校の校舎については、今回の補正予算で予算措置をしており、繰り越して平成25年度に耐震補強工事と改修工事を併せて実施するよう計画しているところであります。

また、潤ヶ野小学校の屋内運動場については、補正7号として予算措置をする予定にしております。

今後、平成26年度、27年度につきましても国の動向に注視し、今回のように予備費が、補正予算等が措置される場合など、積極的に耐震化の前倒しを行うように教育委員会に指示してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在までの耐震化の取り組み状況につきましては、ただいま市長から答弁があったとおりでございます。

今後の予定といたしましては、平成26年度に尾野見小学校、野神小学校の校舎を、平成27年度に伊崎田小学校、香月小学校の校舎及び松山中学校の屋内運動場の耐震補強工事を改修工事とあわせて実施しますと、耐震化が必要とされた市内の全小中学校において事業が完了する予定でございます。この工事の優先順位というのは、御案内のとおり、診断結果によるものでございます。この耐震化では、これまで同様建物本体の耐震化だけでなく、校舎屋内運上場の天井材、外壁、モルタルの落下防止対策、強化ガラスへの取り換えなど、非構造部材の耐震化も実施しております。また、老朽化対策として塗装工事等も実施する予定にいたしております。

教育委員会といたしましては、学校施設はもう御案内のとおり、児童生徒等の安全を確保いたしますとともに、非常時における地域住民の応急避難場所としての役割が果たせるように、今後とも関係課とも協議しながら耐震化事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） 順次計画が進められておるようでございまして、現在耐震化率が89%と

いうことで、そして、平成27年度にはすべての小中学校の耐震化が完了するというようなこと
でございます。

また、この中で若干質問しようと思っておりましたけれども、これはただ建物本体だけの耐震
化ということではなくて、いわゆる壁やら天井、照明器具、ガラスも入っているのかちょっと分
かりませんが、そういうものも含めた補強工事になっているんだというようなことござ
いしました。

そしてまた、あわせて2次避難所等にもなっているということで、それに見合うような避難施
設としての対応を考えているというようなことございました。そのあたりも若干お聞きしよ
うかなというふうに思っておったところでございますけれども、そのようなことござい
ましたので、ただですね、その考えてるような方向で工事が、あるいは内容的な部分
は進められているわけでございますけれども、いわゆる避難所施設としてのですね、
役割というものを考えたときですね、具体的にどのような考え方を
持っていますか、いわゆる整備をしていくのかですね、現時点
で何かそういうような持ち合わせているものがあるのであればお聞かせを
いただきたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

とりあえず27年度までにですね、耐震化工事そのものは終わるということを目的として
おりますが、以前御質問にもあったと思いますが、あとは今後備蓄倉庫を
ですね、あの問題がやっぱり他県でも出ているようですね。本市では、1校しか
それがないと、ちょうど阪神淡路大震災の後に改修が行われた学校にその
備蓄倉庫なるものがつくってございます。あとはそういうものがない
んですね。ですから、そのことも併せて考えなきゃいけないと思
いますし、それからもし避難所ということになりますと、今度は
トイレ等の在り方ですね、高齢者の方々もいらっしゃるわけ
ですから、洋式トイレ等々も今順次工事をやっておりますけれども、
なかなか一遍にできないものですから、各学校数個ずつ、
数箇所ずつやっておりますし、それから出入口の問題、それから
体育館等のスロープですね、これもちゃんとしておかないと階段を
上っていくという形だけではよくないだろうというようなこと
等もありますので、これを避難所という視点から見てい
きますと、まだまだやらなきゃいけない点は多々あるのではないかと、
とりあえずは耐震化をいたしたいというふうに考えている
ところでございます。

○23番（福重彰史君） 今、教育長の方からございましたけれども、まさに
ですね、そういうところが大事だと思うんですね。ただそういう施設として、
避難所施設として指定しているということじゃなくてですね、
やはりそういう事態が生じたときに十分そういう機能を発揮
できるのか、というような整備というものをですね、やはり
こういう今の耐震化の工事にあわせてですね、できること
ならですね、やはり進めていただきたいものだなという
ふうに思います。

それとあわせてですね、今具体的に備蓄倉庫やら、トイレやらスロープと
いろいろ出ましたけれどもですね、もう一つはですね、やはり場所によ
ってはですよ、もう全てができればいいですけれども、場所によ
っては実際、東日本大震災の中で、いろいろ出てきてるんです
けれども、今

はこういうことも出てきてますし、あとですね、場所によっては、やはりシャワーですね、シャワー等もやはり整備をしていくというようなことも考えていくことが大事ではなかろうかなと、やはりそういう点で非常に困ったということがかなり言われましたですよ。一番大事なのは、だから、まずは安全を確保するための耐震化、補強工事、これがまず第一ですけれども、その次に避難所としての役割を果たすための設備をしっかりと整えていくということが、その不測に対応する一番の重要なものではないかなというふうに思うところでございます。

そういうことで、再度ですね、教育長の考えをお聞かせをいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員の御指摘のとおりでございます。あと、本当にシャワー等々が設置できれば、これに越したことはないだろうと思っております。

それから、ささいなものでございますが、この前、松山小学校の校舎を改築いたしまして、もう出来上がっているわけですが、御覧になっていただくと分かると思いますが、手すりも付けていただきました業者の方から。ああいうものも意外と小さなところですけども、高齢者の方々にも手すりがあるかないかでは大変違うと思しますので、それもやっぱり整備していかなくちゃいけないだろうしなと。

それから、旧松山中学校では、もう御案内のとおり、すべての校舎をつなぐ通路がですね、屋根付きでございます。あれは何か以前子供の関係でつくったと聞いておりますが、ああいうことまでできれば、もう本当にずっとセメントで塗ってですね、雨にぬれないようにしてございますね。ああいう形がとればいかなとも思っております。せめて体育館までの通路は屋根付きを付けておくとかですね、そういうことも考えていかなきゃならんかなと、そういうことも考えております。

○23番（福重彰史君） 是非ですね、できればですね、先ほども言いましたとおりですね、今回のこの耐震化工事にあわせてできるものはそれにあわせながら整備をしていただきたい。そして、それで仮にそれに間に合わなかったとしてもですね、できるだけ早い時期にですね、今言われたような設備整備をしていくということを強く期待を申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。

次は、尾野見小、伊崎田小のグラウンドの改修についてでございます。特に、この尾野見小でございますけれども、これまで本格的な改修が行われていなかったというようなことで、その校庭で、これまでは対症療法的に対応してきたということで、その場しのぎですね、その場しのぎが大きいつけとしてですね、今年の運動会に回ってきたのではないかなというふうに思っております。やはりその日に実施できなかったということで、実施された学校においてもですね、それなりの努力はしたんですよ、努力はしたんですけども、ここにおいてはなかなかそれだけでは対応できるようなグラウンドコンディションではなかったということでございます。そういうことで、その日に実施できなかったということで、やはり日程が変わりますと、なかなか参加も少なくなってしまう。寂しい運動会であったというような話も聞いております。

そこです、このような中で、児童や校区民の心情を考えたときに、この際です、もう速やかに整備改修へ向けた取り組みというものをすべきではないかなというふうに考えておるところでございますけれども、その考え方を伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度におきましては、当初9月30日に市内12校の小学校で運動会が予定されておりました。議員御指摘のとおり、当日台風17号の影響で大雨となりまして、尾野見小学校、伊崎田小学校の2校においては、グラウンドの状況等を総合的に判断し、翌日に運動会が順延になりました。また、他の学校でも保護者や地域の方々の協力で、グラウンドに砂を入れたり、排水対策を行うなどして開始時間を遅らせた変更プランで運動会を開催したところもあったと聞いております。改めて、保護者や地域の方々の日頃からの学校運営にかかる御協力、御支援に対しまして御礼を申し上げます。

市内の学校の中には、グラウンドが広いうえにトラックの外周部分が芝となっているところがあり、そこで生じる段差のため、排水に支障を来しているところがあると聞いております。私としましても、教育委員会が優先度のある事業として要望を上げてきたものに対して、関係課の意見も聞きまして判断してまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が申しましたように、本市の教育活動の推進につきましては、日頃から門松づくりでありますとか、あるいは草刈り作業でありますとか、そういうことに多くの方々の御協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。なかでも、今市長も申しましたが、今年の運動会では、天候不順によりまして、グラウンドコンディションが不良のために保護者や地域の方々が朝早くから砂入れ、排水作業など運動会の開催のために御尽力いただきましたことに、心から教育委員会といたしましても感謝申し上げます。

グラウンド整備につきましては、各学校から要望がございますので、教育委員会といたしましては、雨の日に学校に伺って現状を確認するなどしております。グラウンドに関しましては、今年度排水、あるいは砂ぼこり対策、砂の入れ替え、段差解消など、市内14校から要望があがってきております。そのほかにも校舎、体育館、それからプールについても多くの施設改修の要望がきているところでございます。

先ほど申しましたように、教育委員会では今学校施設の耐震化を優先して取り組んでおりますが、この耐震化事業は、本体の耐震化工事、非構造部材の耐震化、その他老朽化対策を含めての事業でございますので、大規模な事業となっております。その結果、多大の補助があるとはいえ予算もかかっているのが現状でございます。校内運動場、校舎、屋内運動場は、非常時における先ほど申しました避難所の役割も担いますので、まずは不慮の事故に備えて耐震化を最優先しているということは御理解いただきたいと思います。

今後につきましては、毎年学校から予算ヒアリングを実施しておりますので、限られた予算でありますから、学校側の要望による優先順位等も考慮しながら、事業効果が上がるように耐震化

にあわせましてですね、もし一部グラウンド整備も可能かどうか、一緒に抱き合わせてですね、できるようなところはないものかどうか、そういうことがあれば一部であっても検討してまいりたいと、かように考えているところでございます。

○23番（福重彰史君） この教育長、各学校から要望が上がってきたものについて優先順位を付けて対応していくんだというようなことでございますけれども、この尾野見小なり、あるいは伊崎田小というものにつきましては、今まで要望というのはどうだったんですか、上がってきていたものなのか。

今、教育長が申し上げられたとおりですね、私もまず耐震化を急がなきゃいけない、それは分かってるんですよ。ただ、昨年状況をみたときにですね、ほかの学校もそれなりに努力はしたというもののですね、ほかはできてですね、この2校だけはできなかつた。運動会というのはですね、地域にとっては最大の体育の祭典ですよ。地域が、校区が一体となってですね、そして小さな学校を盛り上げていこうと、一緒に楽しんでいこうというようなですね、非常に内容の濃い、そしてまた、国民が一体になる素晴らしい行事であるわけなんですよ。そういうことを考えた時にですね、やはりこういうものについてはですね、早く対応をしていくべきではないかなということなんですよ。

今回、耐震化に向けて一部その工事の中でできる部分があれば、対応するというようなことでございましたけれども、ただですね、そういう、それが本格的な工事になればいいんですけども、ただですね、一部改修するようですね、先ほども私言いましたけれども、対症療法的なものであればですね、二度手間三度手間になってしまうわけなんですよ。やるからには、しっかりとしたりやっぱり整備をするというような考え方がなければいけないわけなんですよ。あわせてですね、見解をお伺いいたしたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

優先順位というのは、学校が付けて提出するものでございまして、私どもがこれよりこっちを先にしなさいというんじゃなくて、学校がこれをしてください、これをしてください。例えばピアノを買ってください、あるいはここを修理してください、あるいはこういうものがと。そういうふうに学校が順位を付けて聞きますので、どこの学校もグラウンドを第一にという学校ばかりではないわけですけども、いずれにしても先ほども申しましたように、14校から出ているというのが実際と、それから、尾野見小学校におきましてでございますが、このグラウンドより側溝の方が高い所がありましてですね、どうしてもこれ排水の状態が悪いということも聞いております。ですから、あるいはまた部分的な暗きょ排水等や低い場所へのマスの設置で、どれだけ改善できるかと、これも確かにその対症療法的なことになりますけれども、とりあえずはそれをやってみて、それがどうしてもということであればまた本格的な工事になるのかなと思っております。それから、一部その維持管理で対応できるものがあればですね、そっちにしたいということも考えてます。

伊崎田小学校については、グラウンドよりも、これもまた側溝の高さが一部高い所もございまして。そういうところがありますので、どうしても排水が悪いという実態はございます。あるいは、

近くの保育園があらゆる水の流れとかですね、逆流してくるとかいう話も聞いておりますので、また予算の範囲内でできる部分があれば、また私どもも、財務課等に相談いたしましてですね、今おっしゃるように運動会というのは、本当に地域の大きなイベントでございます。それが変更になったとなったら、それこそ参加者も減るということも私どもも大変胸を痛めております。やっぱり予定した日にですね、青空の下で行われるというのが理想的な体育大会、運動会の様子でございますので、それがスムーズに行われるように、こちらといたしましても全力で検討し、そして対応をできるようにしていきたいというふうに考えております。

○23番（福重彰史君） その排水路が高いということによって、校庭にたまった水がそれに乗らないということであるのであればですね、やはりそれはいわゆる本格的な改修を待たなくてもですね、できるだけそれについてはですね、早く対応していく。そしてまた、全体的なものについてはですね、対症療法的なものじゃなくて、本格的な改修をしていくというような考え方ですね、臨まればいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そういうことで、今の高い部分の、いわゆる排水路が高い部分については速やかに対応するというのでよろしいでしょうか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） これについては、状況を見て検討していきたいと思います。特に、雨上がりの後を見ましたけれども、そういう芝が高くなって水はけが悪くなってる状況もありますので、芝を切ったりして側溝の方に流すことができないかということも含めて、言われる部分については、やっていきたいというふうに考えております。

○23番（福重彰史君） 課長ですね、その状況を見てって言われましたけれどもですね、運動会は今年の10月にあったんですよ、もうそれからすぐいろんな苦情が入ったと思うんですよ。だから、もう既にですよ、状況はもう分かってなければならぬわけなんですよ。今状況をこれから状況を見てというんじゃないで、今、それから十分どうということが要因で、原因でこういうふうになっているのかということもですね、状況判断というのはですね、もう既にできてると思うんですよ。できればですね、もう今回の当初ぐらいでですね、そういうような考え方を持ってですね、予算措置が出るようなですね、今その部分についてはですよ、そうじゃないとやっぱりおかしいと思うんですよ。だから、なにも私も今2月にあったものを今言ってるわけじゃないわけなんですからですね、もうちょっとその点についてお聞かせをいただきたい。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 尾野見小につきましては、先ほど教育長の方からもありましたとおり、26年度の耐震補強の工事とあわせてできないかということは、検討していきたいというふうに課内では協議をしているところでございます。ただ、それを前もって早くできないかということについては、まだそこまで検討していなかったところです。26年度でなんとか対応できないかということを含めて予算づくりの段階で、財務課とも協議をしながらやっていきたいというふうに考えたところでございました。

○23番（福重彰史君） 教育委員会はですね、いわゆる財源を握ってませんから、お金を握ってませんからですね、だから強く強くですね、いわゆる市長部局に要請していかないでですね、そ

れはもう動かないですよ。だから、やはりその状況というものが十分分かってるんであればですね、何回も何回もやっぱり予算要求すべきであってですね、そういう要望を出すべきですよ。それに対して、市長が答えてくれないというんであればですね、またそれなりの方法はあるわけじゃないですか。だから、こういうことはですね、お金を持たないから、お金がないからとかですね、いろんなことを聞いたりするんですけども、それは分かってるわけなんですよ、持っているわけないわけなんですから、だから必要であるんであれば、それに対応してもらおうという熱意、姿勢をやはり強く示すべきだというふうに思うんですよ。

そういうことで、できることはですね、やはり速やかに対応していくというようなことですね、対応していただきたい。やはり避難所というのはですね、建屋だけじゃないですよ。やはり広場も避難所になっていくわけなんですよ。だから、校庭も避難所になる可能性というのは非常に高いんですよ。建物が危ない時は外に出るわけですからですね、そういうような校庭というのは避難所としての正確も持ち合わせているんだということもですね、頭の中に入れながら対応していただきたいというふうに思います。

再度答弁をいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） 今、御質問ありましたように、おっしゃるとおり私どもは金を持っておりませんので、お願いしていくわけですが、この議場におきまして、担当課長もよく聞いていたと思いますので、今後また更にお願いをして、そして、予算を付けていただくように強くお願いしてまいります。

○23番（福重彰史君） それじゃあ次に入りたいと思います。

次は、定住促進対策についてでございます。昨日も同僚議員の方からもございましたけれども、本市におきましても、少子高齢化によりまして、人口減少が進んでおるところでございます。特に中山間地域におきましては、深刻な問題となりつつあるところでございます。市長は、この施政方針の中で、この施策を述べられて、今年度新規の移住定住促進事業として予算化をされておるようでございます。説明資料によりますと、市外からの移住者に対して住宅の新築購入経費の一部を助成するというふうにありますけれども、昨日もございましたけれども、具体的な内容について伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 今回御提案いたしました新年度からの新たな定住政策の取り組みの一つであります移住定住促進事業について御説明をいたします。

この事業につきましては、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るため、市外から移住した方に対して住宅の新築または購入経費の一部を助成するものであります。

具体的な内容といたしましては、現在複式学級であり、また今後児童数が減少し、複式学級が見込まれる小学校区などを補助対象地区とし、その地区に市外から移住し、定住を目的として住宅を取得した場合に、住宅取得補助金の交付を行うというものであります。

補助対象者の主な要件としまして、平成25年4月1日以降に本市に転入し、住宅を取得すること、5年以上の居住の意思があること、65歳未満であること、自治会に加入することが主な要件

となっております。

次に、補助内容についてであります。補助率につきましては、取得経費総額の5分の1を助成し、限度額については、対象者が50歳以下で新築または3年未満の建売住宅を購入した場合は200万円、中古住宅または3年以上の建売住宅を購入した場合は100万円となっております。また、対象者の年齢が51歳から65歳未満であった場合は、限度額はそれぞれ100万円と50万円となっております。さらに、これとあわせて同一世帯に小学生以下の扶養者が入る場合には、子ども補助金といたしまして、扶養者1人当たり20万円の加算措置を行うものであります。

以上が主な内容であります。これらを基本に具体的な要綱・要領等の整備を行ってまいりたいと考えております。今後、この事業を十分に活用し、中山間地域の過疎化の進行による人口の減少、特に若年層の減少に歯止めがかかり、地域の活性化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） 今ちょっと内容についてございましたけれども、もうちょっとですけれども、この補助対象者の要件ということで主なものということでございましたけれども、今申されたもの以外に、その要件というのはあるんですか、主なということを言われましたから、それ以外にもあるんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 大方この移住定住の促進事業につきましては、今市長が答弁いたしましたことが主な部分でございますが、あと当然市町村民税等の滞納がないことということもございまして、それから当然中学生以下の子供さんがいらっしゃる場合は、その対象地区の校区内の学校に通学をすること等もございまして、あとにつきましては、先ほど申しましたとおり、この補助事業につきましては、25年度からの創設ということでございまして、基準日につきましては、25年4月1日以降、本市へ転入し、住民基本台帳に記載をされたもの。それと、あつこの市外からの転入ということでございまして、かつて本市の方に住所記録があった方についても、他自治体を見ても、全く純然たる市外からの居住者だけをされている自治体もございまして、かつて本市住民票を移していた方々についても対応をしようということで、本市におきましては、5年とかいろいろございましたが、3年以上転出後、本市に転入をされた方についても再転入者ということで、対象には入れるということを盛り込んでおるところでございます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） 要件大体分かりました。

この要件の中にはですよ、例えば税ですよ、税金、税の滞納とかですよ、そういうもの等々というのは考えられてないですか。例えば滞納のある人は駄目ですよとかですよ、入ってきてもですよ、移られてきても前のところですよとか、あわせてですよ、昨日もございましたけれども、この交付方法ですけれども、これをもう1回ですよ、確認の意味でもう1回交付方法というのはどうなのかですよ、お聞かせをいただきたいと思っております。

○企画政策課長（武石裕二君） 税の滞納につきましては、当然市内に転入されるときにですよ、これまで居住されていたところの滞納がないかということの証明は当然もらうということでござ

います。滞納がないものということは、条件の中に付してございます。

それから、支払い方法につきましては、5年間、少なくとも5年間以上定住をしていただくということもございまして、初年度申請をしていただきまして、その申請をされた初年度につきましては、補助額の2分の1を交付すると、それから、5年経ちまして、5年を経過した後、再度申請をしていただいて残りの2分の1の交付をします。そして、加算額が小学生以下の扶養の方がいらっしゃった場合につきましては、1人20万円という加算額がございますので、これにつきましては、初年度全額をお支払いをするという交付の方法となっております。

○23番（福重彰史君） それでは、若干中についてですね、お聞かせをいただきたいというふうに思いますけれども、昨日もございましてけれども、なかなかそのような方向での答弁がなかったようでございますけれども、まずこの子ども補助金ですね、小学生以下ということですよ。もう1回この小学生以下としたその理由をですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 昨日の質問等でもございましたが、私昨日の質問を受けて帰ってきて、担当の方とも確認をしたところでございましたが、この小学生以下とした分につきましては、今回の補助の要件等の中に小学校の複式学級を解消すると、複式学級にならないような対策を打つということがございまして、その意味合いから今回特に小学生以下の扶養の方ということでお示しをし、庁内検討委員会の中で了承をされたという経緯がございましたので、その中で小学生以下と今回子どもは示したところでございます。

○23番（福重彰史君） 課長、それであればですね、これ小学生以下は、小学生以上を加えるべきですよ。実際ですよ、既に複式学級の学校もあるわけですよ、今ありますよね、教育長ありますよね。

複式学級の解消、あるいは今後見込まれるところですよ、見込まれるところについての対応であるわけですから、そういう小学校の子供さんを持ったような方がですね、来られるということですよ、そういう方が、例えば現在複式学級の学校に入ることによって、場合によっては複式学級が解消されることもあるわけですよ、あるわけなんですよ。だから、そういうようなことを考えた時はですよ。目的は複式学級、現在の複式学級のある学校、そしてまた、今後見込まれる学校ということであるわけですから、だから当然そういう子供がいるのであればですね、その子供が入ることによって、その子供さんが入ることによって、同じことの繰り返しですけども、その学校の複式化が解消されると。しかし、小学生以下ということであればですね、その時点では解消できないわけですよ、その時点ではですよ。もし小学生であればですよ、その子がその学校にもし入ればですよ、場合によっては解消するわけですから、目的としてはそれじゃないですか。だから、当然ですね、小学生以下じゃなくてですね、小学生も含めた補助金の在り方、それですべきだというふうに思うんですよ。まさに複式学級の解消、あるいは解消できなくても一人でも増えるわけじゃないですか。一人でも増えれば、あるいは二人でも増えるかもしれないわけじゃないですか。やはり、そういうことを考えたときは、その点はですね、もうちょっと考えるべきであると思いますけれども、いかがですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 私のちょっと答弁が足らなかったと思います。

小学生以下ということでございますので、当然小学生は含まれるということになりますので、小学生、はい。昨日の中で中学生が含まれないのかという御質問がございましたので、そういった意味で、今御質問がございましたとおり、小学校の複式学級を早く解消したいということで、特にその小学生以下と、小学生を含む中での対象といたしたところでございます。

○23番（福重彰史君） 申し訳ございませんでした。それであればですね、結構なことなんですよ。やはりそういう考え方で臨んでいかないとですね、いわゆる目的に沿った形にはならないわけなんですよ。やはりできるだけ早く近づけるようなですね、そういう対応ということで考えた場合ですね、やはりそういうやり方が一番いいと思うんですよ。それで間違いはないですよ。

それから、この期間の問題ですけど、3年間を想定してる。いわゆる平成25年4月1日から、平成28年の3月31日までということで、3か年ということですよ。これは慎重に皆さん方、これを期間を定めるときですね、どのような形に考えてですね、これを定めたかちょっとよく分からないんですよ。もちろんですよ、例えば今Iターン・Jターン、いろいろありますよね、そういう方々も志布志には結構たくさん入ってこられていますよね。そういう方々の実情というのを十分分かった上でですね、そういう期間設定をされたんですか。されてますか。

○企画政策課長（武石裕二君） この補助金の期間設定についてでございますが、これにつきましては、行革等の中で本市における補助金交付要綱等につきましては、大方3年という方向性が出ておりますので、私どものこの新たな事業等についても当初3年間の周期設定を行ったところでございます。

当然その設定の中では、今後定住というのは、移住定住というのは、ずっと引き続き対策を練っていかないことには、当然人口増につながらないということもございますので、3年、この間の中で当然その効果、それから推移を見ながらその3年目については、十分見直し等をしながら、私ども担当としては、できる限り継続をまたしていきたいというふうな意味合いでの3年間の期間ということの当初設定をしたところでございます。

○23番（福重彰史君） その見直しというものも十分考えた上での期間設定であるということでございますので、ただですね、それはしっかりとですね、約束してくださいよ。そうじゃないとですね、私、松山を若干調べてみたんですよ。この公社研修生とか、その前は私のところでは町単独でやっていたから、そういう方々が14名入ってこられました、14名。まず14名のうちの一人はリタイアされましたけれども、その方々を見てみましてですね、現在この制度が始まっておりますね、早い人はもう13年経ってるんですよ、13年。もう13年前始まってるんですよ、この制度は、松山はですね。13年前からずっと来られて14名の方々がいらっしゃるわけですが、そのうち一人リタイアですから、13名ですよ。この中でですね、家をつくられたというのは一人しかいないんですよ、1軒だけですよ。13年経ってですよ、今回つくろうと考えていらっしゃる方がですね、来られて10年経ってる人ですよ、10年経ってる人と、9年経ってる人。それから、7年経ってる人。実情はですね、そういうもんですよ。来てですね、3年で家を建てられるよう

な余裕というのはいないですよ、これは。あるはずがないんですよ。

だから、そういうこと等を考えたときはですね、この期間設定というのは十分考えながらやっ
ていかないとですね、継続していくというような考え方を持っていらっしやいましたからいいん
ですけれども、これがですね、しっかりと残っていかないとですね、そういう考え方でいるんだ
ということが終わってしまったら、こういう方々というのは対象にならないんですよ、ならなく
なっていく可能性があるんですよ。だから、期間設定をするにおいては、そういう方々もいる
んだということですよ。そこを十分踏まえながら、やはり考えて検討していかないとですね、
実態はこうですよ。3年で作れる人なんて実はいないですよ、3年で。どうですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 農業公社の研修生ということで、それですか。

非常に移住定住の中で申しますと、この農業公社のこの制度につきましては、私どもも農政課
の方からちょっと情報をいただきまして、卒業者が旧志布志町から確か平成8年度から開始をさ
れて、各それぞれ旧松山町、有明町の方で公社の制度を設けられて、これまでずっと来られてお
りますが、お聞きしましたところ卒業者がこれまで83名、そのうち63名の方が志布志の方に定住
をされているというふうにお聞きをいたしておりますので、そういった中で今議員御指摘がござ
いましたとおり、住宅の取得をされるまでに相当な期間を要するということをもたお聞きをいた
しましたので、私ども補助金の制度が今、行革の中でそういう定めというのがございましたので、
私どももそれに沿った形で今回御提案を申し上げておりますが、当然、移住定住につきましては、
ずっと引き続き対策を追っていかない限りは、人口が減少していくということもございますので、
予算等それぞれございますけど、今の段階で申し上げますと、ずっと引き続き、私どもとしては
対策は練っていきたいというふうには考えております。

○23番（福重彰史君） 補助金要綱ということをとられて言われますけれども、しかし、事
業を立ち上げる以上はですね、実効性に伴わないようなものをつくったって何にもならないと思
うんですよ。大きな目的を掲げているわけですから、その目的に沿ってですよ、しっかりとその
事が対応できるような、そういう事業というものを内容設定をやっぱりしていかなければいけな
いと思うんですよ。そうじゃないと、結局こういう方々、Iターン・Jターン、いわゆる農業
で志布志市に入ってこられるこういう方々というのは、非常に定着率いいですよ、いいですよ。
松山においても97%ですから、たった一人ですからリタイアされたのは。だからそれぐらい定着
率がいい。しかもですよ、若い方々ですからですね、若い方々、だから当然そういう地域の学校
においては、非常に有り難い存在になっているわけですよ。今、松山と私言いましたから、尾
野見小なんかですね、尾野見小ですよ、60ちょっとしかいないんですよ。60ちょっとしかいない
中に、この公社で研修で来られて実際就農されているその方々の子供が10人いるんですよ、10人
ですよ。いかに地域に貢献しているかということですよ。学校のそういう複式化、それについて
もですね、こういう方々がいるから複式化になかなかないという実情が、現状がある
んですよ。

やはり、そういう今回年齢の設定がございました。65歳未満ということがございましたけれど

も、この事業の立ち上げた主たる目的というのは複式学級のある学校、あるいはまた、今後複式学級が見込まれる学校ということが一番大きな柱に掲げながらこの事業の立ち上げを行ってきたわけですね。そういうことを考えたときには、65歳未満という、その65歳というのもなかなかですね、私にとってみればですね、その設定そのものがですね、どうもこの目的からするとですね、若干かけ離れているような気がすると思うんですよ。やはり、そういう方々ももちろん移住されるのであればそれも結構なことですよ。しかし、そういう方というのはですね、いわゆる今で言えば、団塊の世代からちょっと上ぐらい、あるいは団塊の世代ぐらいですよ。そういう方々というのは、自分の自力で家を建てられるぐらいのそれぐらいのものはあるんですよ、大体の方々というのは、そういう方々が、例えばどっか田舎にいつて住もうか、というような方というのはですね。

それよりも、やはり若い方、子育て世代、そういう方というのは、非常に子育てにお金がかかるわけですよ。だから、家もなかなか建てられないというような実情もあるわけですね。だから、そういう方々をやはり中心にしながらですね、この事業というのはやはりメインに置きながらやっていくべきじゃないかなというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公社の研修生がそれぞれの地域に着実に根付いていただいて、そしてその子弟が、子供さんたちが、地域の学校にいつて複式化が免れると、本当に有り難い内容になっているというふうに思っているところでございます。

今後、公社事業においても更に公社の研修生を増やしていきながら、本市の農業振興と、そして、地域の発展に努めさせていくということに努めてまいりたいと思います。

ただいまお話がありましたように、65歳未満という形で設定しているところでございますが、お話がありましたように、団塊の世代の方々がそろそろUターンされる方もおられるんじゃないかなというようなことでございまして、この年齢に設定しているところでございます。

特に、自治会集落の機能が低下しているということもございますので、この方々がきっちりもともとの出身の地域、あるいは出身近くの地域に帰っていただければ有り難いということで、このような形の設定をしているというふうに考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長ですよ、市長のその考え方も十分分かります、分かります。ただですよ、いかにしてやはり若い世代を志布志市内に呼び込むか、そしてできることなら中山間地にそういう方々が定着してもらうかということがですね、一番大事なことであって、それがこれの主たる目的であるわけでございます。もちろん、退職された方がそれぞれの田舎に帰ってきてもらって、そして自治会に入ってもらって、そしてその自治会のいわゆるコストの減少なり、あるいは活性に寄与していただくということもこれも大事なことですけれども、そういう方というのは、何もこのような事業を持ち合わせなくても帰ってくると思うんですよ、そういう方というのは、それ以外でこういう田舎に来るといふ方はですね、それなりの考え方を持って来られる方はですよ、そういう方にですね、まで対象にしなくても十分だと私は思うんですよ。だから、主たるこ

の事業の目的がどこにあるのかということですね、やはりメインにしながらやっていかないとですね、なかなか思うような効果は上がらないと思うんですよ。

昨日、特例の話が出ました、特例の話が。私もこれはやっぱり特例をですね、できることなら設けるべきではないかなというふうに思いますよ。今回この松山のことばかり言いますが、松山のこの事例を見てもですね、今後もまだ保育園にもまだ子供さんたちがまた6人からいますよ。そうすると、まだ生産年齢の方々が主ですからですね、まだまだ増えてくる可能性もあるんですよ、これは十分ですね。そういう中で、いわゆるこういう方々というのは、今、今回新たに25年4月1日から入る人は対象になるわけですが、今いる人というのはもう対象にならないわけですからですね、今いる人は対象にならない。こういう方々もですね、こういう方々というのは、地域のいわゆる産業にもですよ、相当貢献されてるわけじゃないですか。場合によってはですね、消防団とかですね、そういう部分も入ってもらってますよ。もちろん地域のそういう村おこしとか、あるいは郷土芸能とか、そういう部分も入って一生懸命やってくれてる方もいますよ。ところが、家がなかなかまだ建てられないわけなんですよ。しかし、今のこの要綱でいけば、こういう方々というのは、全く対象にならないということですね。そういうことを考えた時にですね、総合的なものというのを考えながらですね、やはりやるべきではないかなと、だから、遡及（そきゅう）、いわゆるそういう特例というものをですね、当然考えていくべきじゃないかなというふうに思いますけれども、その点について、お考えをお聞かせをいただきたい。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、公社の研修生につきましては、地域における貢献度というのはかなり高いということでございまして、しかも、子供さんをお持ちである家庭が多いということで、今回の事業にとりましては、非常に想定する方々にはなるんじゃないかなというふうに思うところでございます。しかしながら、今回は、新しく移住定住促進事業、補助金事業ということでございまして、新しく事業を定めるということである一定の区切りをつけて行うということでございまして、今まで貢献していただいた公社の研修生の皆さん方につきましては、対象にならないということでございます。今回、特例というような形での措置ということについても、また別なケース等も考えられる可能性もございまして、そういったのも十分考えながら、また実情に即したものをまた今後も研究はしてまいりたいというふうには考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） これはですね、今いる方だけの問題じゃないんですよ、先ほどちよっ

と例を挙げましたけれども、10年経ってもつくられないというようなそういう実態があるわけですので、これから平成25年4月1日以降に入ってくる人であってもですね、やはり期間については、考えるということでもございましたけれども、今のような期間の設定でいけば、これから新たに來られる方であってもですね、この対象に、いわゆる家をつくられるような人というのはですね、よっぽどな方じゃないとですね、まずいないと思いますので、ただ現在の実態を見たときにはですね、こういう方々が一番そういう保育園なり、あるいは学校なり、そういうところに、そういう子供ということでもいけばですね、相当貢献してるということであるということだけは間違いのないことでもございますので、今市長の方からもございましたけれども、もうちょっと頭を知恵をしぼってもらってですね、どういう方法であればですね、そういうことができるのか、別の方法も含めながらですよ、研究してみるということでもございましたので、ひとつこのことについては十分研究していただきまして、そういう方々への対象になるような方法論を考えていただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっとこの要件について若干お聞かせいただきたいと思いますが、それぞれこの要件がございましたけれども、交付後、この要件にですよ、違反というか、そういうことも考えられる可能性があるんですよ。違反というのは、例えば5年以上住んでもらわないと困るわけですから、5年以内に出ていったりとかですよ、あるいは自治会も言われましたですよ、自治会、自治会に入るのがその要件の中の一つでもあると言われましたけれども、例えば自治会に入られても、例えば自治会を出ていく可能性もあるわけですよ、最初は入ってもですよ。それから、交付についても1年目で全体の2分の1、そして2回目は5年後にということでありましたけれども、これについてのいわゆる返納金というんですかね、いわゆる先ほど出てきた要件ですね、要件に抵触、いわゆる違反した場合の考え方について、若干お聞かせをいただきたいと、思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 要件を満たさなかった場合につきましての補助金等の返還等だろうと思いますが、これにつきまして、要領、要綱等の中で、補助金の返還ということはお示しをしているところでございます。その場合につきましては、1年目に2分の1の補助ということにございますので、例えば1年間いらっしゃった場合については、その補助を総額もらった部分からその年限を掛けまして、5年というのがございましたので、5で割って、その残りについては、返還を求めるといような罰則、罰則といいますか、返還等についての規定を定めているところでございます。

[福重彰史君「ほかに、それ以外」と呼ぶ]

○企画政策課長（武石裕二君） 失礼いたしました。

補助金の返還、そのほかにでございますが、今申しましたとおり、5年以内に対象地区に移った場合とか、それから、新築、あるいは購入をした住宅を他人、ほかに譲渡した場合。それから当然書類等申請をしていただきますので、その書類等に不正があった場合とかがございまして、その分につきましては、自治会も含めてでございますが、要件等に該当しなかった場合について

は、補助金の返納をしていただくということで規定をしているところでございます。

○23番（福重彰史君） 今後その辺りしっかりと要綱、要領の中で詰めていくんでしょうけれども、こういうふうにして、この対象者の要件というものを全て満たさないと、交付の対象にならないんですよということを決めているわけですから、やはり複式学級だけではなくて、いわゆるその自治会に、その地域の自治会に入ることによって、やはり自治会の活性にもつながってくるわけですので、そういうただもらうために入るということも考えられるわけですから、だから例えば、そういう自治会を途中5年以内に脱退した場合とかですよ、あるいは学校区も場合によっては変わる可能性もあるかもしれないわけですからですね。だから、いろいろそういうことも危ぐされますので、やっぱり今後詰める段階ではですね、その辺りしっかりとそういう漏れのないようにですね、やっていただいて、そして出来上がったときはですね、昨日もありましたけれども、私たちの方にもですね、その分を議会の方にも提出をしていただきたいというふうに思います。その点いかでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今の御指摘のありましたとおり、しっかりとした要綱、要領等を定めまして、それ以上に対外的にも市外的にもですね、いろんな情報発信をしながら、一人でも多くの方が、この移住定住をしていただけるように努力をしていきたいというふうに思います。

○23番（福重彰史君） それじゃあ、次に入りたいと思います。

次の4番目に入る前にですね、先ほど教育委員会の方で、若干一つだけちょっと漏れておりましたので、そちらの方をちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

今、尾野見小学校からの排水ですよ、排水が隣のいわゆるさゆり保育園ですかね、はい、さゆり保育園の方にその流末が通じて、そして前の方の市道に流れ込むというような形になっております。その流末ですけれども、いわゆる市道への連結部分でですね、いわゆる暗きよになっていて、その部分がパイプになっております。非常に口径が小さくて、いわゆる上流の部分の断面と比べた時に結局吐ききらないというような状態になっておりますよ。いわゆる雨が降った時は、園の通用路を流れるというようなことになってるわけでございますけれども、非常に送り迎え等でですね、雨の日には危険であると、まして排水路については、ふたも被ってないというようなこともございまして、危ないということが、保護者の方々からかなり指摘をされておるわけでございますけれども、これについては、何らかの対策を講じるべきではないかなというふうに思いますけれども、その考えをお示しをいただきたいと思います。

○教育総務課長（津曲兼隆君） ただいまの件については、園側からも聞いているところでございます。敷地については、福祉課の所管する土地でございますので、福祉課と協議をしながら、ここは進めていきたいと考えております。

ただ、小学校側からの流末が流れてくるということもございまして、その状況を私たちも実際見ておりません。ですから、ここは実際見させていただいた中で、どういう対処ができるのかは検討させていただきたいと思います。

○23番（福重彰史君） それとですね、あそこはですね、あそこの通用路を通ってですね、教頭

住宅に入るようになってるわけですよ。だから、学校としても全く関係ないところじゃないわけなんです。学校からも当然その流末がずっと流れてきています。あわせて入り口は保育園に貸し出している土地ではあるわけですが、そこを通過して、いわゆる教頭住宅に入るようになってますからね、その点も踏まえながらですね、どういう方法であそこの改善ができるのかですね、十分な検討していただきたい。その点につきまして。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 先ほども申しましたように、状況を実際見てみて吐ききるかどうか。また、小学校からの流れがどれぐらいの量なのかということも見極めながら対処していきたいと思います。

○23番（福重彰史君） それじゃあ、次の4番目に入りたいと思います。

医療行政についてでございます。

曾於郡の医師会立病院は、曾於地域救急医療の拠点病院として、また最新医療機器の設備やおむね総合診療科目を有した総合病院的機能のある中核医療施設として、曾於地域住民の医療に対する期待を担いまして、輝かしく開設をされました。

当初は、その使命と目的に応えた医療機関であったかというふうに思いますけれども、現在はどのような状況になってるのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。曾於郡医師会立病院は、曾於郡内の地域医療の支援病院として、また、へき地医療拠点病院として昭和59年3月に開院しまして、地域住民の医療を支えてきたところであります。また、平成15年7月から新たに曾於地域における夜間の救急医療を担う機関として、曾於郡医師会夜間急病センター及び救急情報センターが設立されまして、より充実した診療体制が確立されたところであります。

現在、許可の病床は一般が201床ですが、うち34床は産婦人科病棟で休床となっております。このほか、感染症病床は2床ありまして、常勤医師数は8名で内科1名、外科4名、整形外科3名となっております。非常勤医師は7名で7科目を1週間に1回程度診療し、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、脳神経外科、放射線科、乳腺外科を受け持っております。

平成23年度実績で、入院患者延べ4万4,438名で、1日平均121名が利用されております。外来患者が延べ3万8,443名で、1日平均105名が利用されております。その他救急外来が3,346名、手術件数が667件となっております。

○23番（福重彰史君） 今、現在の状況がございましたけれども、いろいろあそこを利用する方、そして、私らもよくあそこに行く機会が多いわけですが、今ございましたとおり、当初はそれぞれの診療科目の常勤医というのがおりまして、非常にその地域医療に対する、あるいは救急医療に対する体制というのが整っておりまして、利用者も多かったわけでございますけれども、今ございましたように常勤医がいるのは4科目しかないですよ。そして、そのほか6科目ですかね、6科目につきましては、週1回で、しかも1日じゃなくて限られた時間の診療というふうになってるかと思います。恐らく市の方でもその辺り分かってるかと思いますけれども、そういうことで実際診療が常にできるのは4科目しかないというような実態でございます。

そういう状況から見た時に、本来のこの市の目的からすると、大変厳しい状況ではないかなというふうに思うところでございます。特にこの数年前からですね、ある診療科目だけがですね、人気というか充実してきておまして、残念なことにこの医師会病院は、この診療科目で持つてゐるんじゃないかというようなことがよく言われておりますよね。そういう話を私は聞いてゐるんですけども、市長はそういう話は聞いておりませんか。

○市長（本田修一君） ある特定の科目について、医師が対応ができてるといふようなことについては、特別聞いてないところでございますが、不足している科目があつて、ちょっと深刻な状況だということについては、認識しているところでございます。

○23番（福重彰史君） これはもう事実としてですね、ある特定の診療科目ですね、それがなかったらですね、もうあそこの病院は大変なことになってゐると思ふんですよ。これはもうすぐ分かることなんですよ。やはりそういう診療科目だけでもですね、あるということは一方から言えば助かる話なんですよ、一方から言えば。ただ、あそこの病院の性格からしたときですね、そういうことでいいのかということなんですよ。

市長の耳に入つてないということであればですね、もうちょっと耳を広げた方がいいですよ。そういう話を聞かない人というのは珍しいですよ、これは。

そういうことで、非常にこの診療体制というものが厳しいと、やはり、しかも一番肝心の脳疾患とか、心疾患ですね、それに対応するようですね、対処するよう診療科目ですね、これは特にネックになつてゐるわけですよ。結局、救急医療の場合がこういう心疾患、脳疾患、こういう患者が一番必要とするわけですので、それが無いということはですね、常勤医がいないと、週1回ですけれども、週1回来てもらつても一日も丸一日もいないわけですから、そういうような状況があるわけですからですね。ましてや、市長の施政方針の中にもございましたけれども、この都城市の市の医師会病院ですよ、これが現在地からかなり離れた所の沖水地区に来年10月頃ですか、10月頃ですね、移転するといふようなことであるようでございますけれども、そうなるまますこの時間との戦いである緊急時の対応といふようなものは厳しくなつてまいります。

これらをどうにかして、やはり改善していかなければならないとですね、曾於地区は本当に大変な医療に関してはですね、地域になつてくるのではないかなというふうに思いますけれども、これらの状況を今申し上げましたそれらの状況をですね、市長はどのように考えているのかですね、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えをいたします。

今お話がありましたように、特に心疾患、それから脳疾患について医師が不足していると、そしてまた、小児科医も不足しているといふようなこととでございます。それで、26年の10月には都城医師会病院が新たな地に設置されますので、それによりまして曾於地区においては、都城市内を緊急者が運ばれるということになるとなれば、10分から15分ほどまた時間的にかかつてしまうといふこととでございますので、改めてその時にどのような形で対応すべきかといふようなことと、今回曾於地域で医療についての医療体制についての具体的な協議を始めたいといふことを述べた

ところでございます。

○23番（福重彰史君） この問題は、都城市の医師会立病院は、いわゆるここ数年の間の話ですけども、曾於郡の医師会立病院がこういう状況であるということはですね、もうかなり前からこれは言われておったわけですよ。恐らく今もそうでしょうけれども、首長、議長、そして医師会の関係者等々で組織をしております曾於地域の救急医療協議会ですか、そういう中ではですよ、こういう状況であるということに対してですね、これをどうにかしなきゃいけないと、何でこういうふうになってきているのか、これに対する対応はどのように考えていくのかというような、そういうような議論といいますかですね、そういう話というのはなかったものですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於地域の医療支援方策策定会議におきましては、ただいまお話があったことについて、特に医師会の理事長、そしてまた、病院長から話が常にあるところであります。

しかし、それを解消するということになれば、鹿児島大学病院の方に、その医師の派遣をお願いしなければならないということが、まずもって課題としてあげられてきたところでございます。しかしながら、鹿大の医学部においても、従来の医師の派遣について、医師法の改正に伴いまして、その研修制度が変わった関係で県内でも医師の派遣について思うようにならない状況が生じているということでございまして、どの地域においてもそのような状況になっているというような話を聞いたところでございます。

今後、新たにその医師の研修医の派遣制度についての見直しがされておりますので、それに基づいて、地域の医療について、今までより充実した形での医師の派遣が鹿大病院等からもされるというような方向には聞いているところでございます。

○23番（福重彰史君） この医師の確保が難しいという要因ですよ、今ございましたように、研修医の派遣制度、これの改正によって、なかなかこういうところに医師が来なくなったと、研修医が来なくなったというような話というのはよく聞くわけですが、今回見直しが行われることによって、それが期待できるんじゃないかというようなことであろうかと思いませんけれども、しかし、市長そんな簡単なものじゃないと思うんですよ。この研修医制度が見直し前であってもですね、結局、研修医というのは、やはり自分が勉強をするためにそういう病院に行くわけですから、自分が行こうとする病院にいい医師がいないことにはですね、なかなかそういうところには行かないんですよ。だから、いい病院にはたくさん集まるというようなことがあるわけですよ。だから、そういう点も含めながらですね、検討していかないとですね、ただ見直しが行われたからといって医師が研修医が来るといってもないわけなんです。だから、そういう点も十分、今度新たに組織をされるんですか、分かりませんが、その協議の中でですね、そういうことも十分踏まえながらですね、やっぱり本音でですね、やっぱり議論をしなければいけないと思うんですよ、なかなか言いづらいことかもしれませんが、そうじゃないとなかなかこれうまい具合にはですね、解決の方向というのは見いだせないと思うんですよ。何か悪い方向で悪い方向で、回ってるような気がするんですよ。

だから、それとあわせてですね、私、医師会の先生、あそこは医師会の会員ですよ、会員の先生を何人か知ってますけれども、実はこれをする前にちょっと話も聞いてきました。もう一つはですね、やはり場所らしいです。場所です。時代が変わってですね、その当時はこれでも良かったんですよ。やはり、今はですね、今の先生方というのは、やはりそういうことも考えるらしいんです。だから、そういう場所も含めながらですね、やはりこれも一つの議論の中に入れながらですね、やっぱりやっていかないとですね、これはもちろん、莫大な財源が必要になってくるんですけども、しかし、本当に医療を充実させようと思うのであればですね、長い目で見た時ですね、やっぱりそういうことも議論の中に入れていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけですけども、なかなかこのお医者さんというものを相手にしながらですね、こういう面と向かって言うというのは勇気のいることかもしれませんが、しかし、市長はこの志布志市ですよ、市民の命を預かっている身ですからですね、やはり医療体制を充実、喫緊の課題だということをあなたはこの施政方針の中でもそれを言ってますから、そういう点、本音ですよ、そういう議論をしていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしました研修医制度による研修医の派遣ということにつきましては、鹿児島県の医師修学資金貸与制度というものがとられておりまして、それによりまして県全体で不足している地域医療の研修医についての派遣が残されるんじゃないかなという予測がされているところでございます。

そして、今お話がありますように、病院自体がある場所が今問われている時代だというふうには聞いているところでございます。都城医師会病院につきましても、インターチェンジ近くに設置されるというのは、その場所が、例えば宮崎大病院等からの医師の派遣が可能になるからインターの近くに設置されるんだというふうなふうに聞いているところでございます。ということになれば、今回私どもが協議会の中で話し合う内容については、そのことも十分話が深められることになるのではないかなというふうに思うところでございます。

○23番（福重彰史君） 今市長が申されたとおりですね、都城の医師会立病院は、いわゆる宮崎医科大学からの派遣が多いわけですよ、そういう先生たちの利便性を十分踏まえたそういう中での場所の選定であるというような話も私も同じように聞いているわけでございます。やはり、時代とともにですね、いろんな条件は変わってくると思うんですよ。だから、この曾於郡の医師会の病院についてもですね、当時はそれで良かったんですけども、今は本当に今の医師の方々が望んでいらっしゃるような場所であるのか、まず医者が来ないことには何を言っても医療体制というのは充実してこないわけですから、その点も十分に踏まえながらですね、協議をしていただきたいというふうに思います。

もう1回ですけども、しっかりと勇気を振りしぼりながらですね、今申されたようなですね、そういうことを議論の対象として言われるか、その決意をお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於地域の医療体制につきましては、本当に厳しいものがあると、そしてまた、都城の医師会

病院が、都城のインターチェンジの方に移転するということが、もう秒単位、秒刻みでもう目前に迫っているということで、ますます危機感が高いのではないかなということでございます。そのようなことから、今回改めて本市から曾於地区の2市1町で、まずもって曾於地域の医療をどうするかということ関係機関を含めて協議会を立ち上げたいという御提案を申し上げて、曾於市においても、そして大崎町においても同じように今回の25年度の施政方針の中に盛り込んでいただきながら協議会を設置して、そしてより早い形で、そしてまた、より地域にふさわしい形の医療体制というのを構築したいというふうに考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長は、この施政方針の中で、市民一人一人がこのまちが好き、このまちに住んで良かったと実感し、自分の住んでいるまちに誇りが持てる地域づくりを目指すというふうに言っておられますよね。この医療を充実させるということもですね、このことに大きくつながってくるのではないかなというふうに思いますので、どうかですね、市長のこのいわゆる施政方針でのこのような考え方が実現するようなですね、そういうようなまちづくりに向けてですね、この医療の充実に向けまして一生懸命取り組んでいただきますことを強く要請をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 皆さんこんにちは。日に日に日差しも暖かくなり、気候もだんだんと春めいてまいりました。つい最近のことですが、私の自宅の近くで、ちょっとした交通事故がありました。そこに居合わせた本田市長が、交通事故の整理をしているよという一報が入りました。市民の方からの一報でしたので、私はその場には居合わせなかったのですが、詳細に語られました。なるほど、その市民の声を聞き、あの市長ならとうなずく思いがいたしました。前向きで何事もほっておけない市長の人柄をかいま見たような気がいたしました。ちょっとだけうれしくもなりましたが、ほのぼのとしてすがすがしく春の気分を味わわせていただきました。

さて、余談が長くなりましたが、これからは一般質問でありますので、ちょっと春の気分を抜いて真剣にいきたいと思えます。

まず、それでは環境行政についてであります。

志布志町にある伊勢堀墓地、市営墓地で都市公園であります。昨年12月議会において、ロータリー部分の整備とトイレの件について質問しましたが、市長の答弁どおり今回残された部分について、トイレも含み予算計上がなされました。このことは、私以上に市民の皆さんにとりましては、大変喜ばしいことでもあります。昨年の整備だけでも、周辺の木々が伐採され、大変見晴らしが良くなり、雨の日でも足元がぬれずに済み、すがすがしい気持ちで墓参りができると、市民の方からこれも電話や口頭で反響が大変ありました。もっと整備されるとなると、市民にとってもこの上もないことですので、市民を代表し、市当局の御努力に感謝申し上げます。

それでは、関連して質問してまいります。

特定した駐車場のない伊勢堀墓地では、お盆や正月、また春と秋の彼岸の時期には、参拝者が

多く、車や人の出入りで混雑し、幅員のない所では、離合も難しく大変危険な状況であります。よって、その期間だけ入り口、出口を決め、通行指示板などによる一方通行にする考えはないか。また、それが無理としましたら、駐車場対策として、どこか近隣の空き地を借り上げて、駐車場を確保する考えはないか。

以上、2点ほどお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

混雑する時期、特にお盆、彼岸等においてでございますが、このことにつきましては、私ども質問がございましてから警察等にもお伺いしまして、そしてまた、空き地についても調査をしてありましたので、お答えしたいと思えます。

伊勢堀墓地をはじめ、市営墓地の管理につきましては、毎年草払いや樹木の伐採等を行いつつ、景観の保全等に努めているところでございます。

また、平成25年度当初予算におきまして、伊勢堀墓地につきましては、墓地中央にありますロータリー部分の駐車場としての整備と、トイレの簡易水洗化工事をお願いしているところであります。

最初の質問でございますが、伊勢堀墓地の道路について、お盆や正月、彼岸の期間だけ一方通行する考えにならないかということでございますが、伊勢堀墓地の道路につきましては、3方向から中央に向かっていくということでございます。この道路の幅員は2m20cm程度と狭く、御指摘のとおり車で墓参りに来られた方々が本当に不便をしているということであるようでございます。

そしてまた、特に車が集中するお盆や正月、彼岸の期間、この期間だけでも一方通行にするということになれば、当初墓地に来られた方々が車による出入りについて非常に戸惑われるのではないかなというふうに心配するところであります。

そしてまた、墓地に隣接している専念寺の利用者の方や、道路沿いの住民の方々にも不便を強いることになるんじゃないかなというふうに思うところでございます。道路を一方通行にすることにつきまして、警察署に問い合わせしましたところ、一方通行にするためには、道路沿いの住民の方々の書面による同意が必要と、そしてまた、混雑がお盆など一時的なものであり、そこまでする必要があるのかどうか、周辺住民からの反対が出ないかどうかということも十分考えて対応しなければならないということでもあります。つきましては、当面墓地の入り口などに安全走行についての看板を設置いたしまして、車の離合等で事故が発生することがないように協力をお願いしたいと思います。

そしてまた、近隣の空き地についてでございますが、お盆や正月、彼岸の期間などに市内はもとより、市外からも多くの方々が墓参りに来られるということでありまして、しかもほとんどの方が車で来られるということから、駐車場が不足しているということで、墓地に隣接する道路や専念寺の駐車場などに現在止められているようでございます。

つきましては、お盆や正月、彼岸等における駐車場不足を解消するために、現在墓地に隣接し

ております民有地について、その借用について相談を行っているところであります。また、先ほど述べましたように、平成25年度当初予算で墓地中央のロータリー部分を整備いたしまして、駐車場の拡充も計画しているところでございますので、ただいまお話ししました民有地、そしてまた、拡充された現在の駐車場ということで駐車スペースがかなり確保されるようになるかと思っておりますので、利用される方々にまた喜んでいただけるものというふうにと考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君）　ただいまの市長の答弁によりまして、一方通行の方は警察といろいろ協議した結果、無理だということまで理解いたしました。その理由をお聞きしまして、そのとおりではないかなと思います。

それで、この伊勢堀墓地の駐車場ということでロータリー部分の整備をということで始めて、今ここにいろいろ考えが至っているわけでありまして、質問の趣旨は、やはり伊勢堀墓地ロータリー部分のあそこの駐車場整備ということが主ですので、駐車場確保を今その近隣の空き地のところで民有地のところを相談しているということでありまして、その相談結果がうまくいきますことを願いながら、待ちたいと思います。

そしてまた、ロータリーの今年度予算が通過することを期待いたしまして、そうするとスペースが確保されますので、少しは市民の皆様にも利便性が図られるのではないかと思います。それで、やはり先ほどありましたように、安全性ですね、離合が十分にできかねますので、そこにそういうところに注意喚起をするということまで立て看板をすれば、そういうことはできるわけでありまして、そういうところもしていただきたいなと思います。

そして、市民の皆様にも利便性と安全性を図っていただきたいということで、この1番の環境行政ということは、この辺りにして終わりたいと思います。

次に、健康づくり日本一についてであります。

本市では、現在、健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」の普及を図っています。健康増進運動に一生懸命取り組まれています。子供を含み全市民にこのことが意識づけられ、広がるように今以上にもっと推進し、「健康づくり日本一」につなげるべきであると思いますが、そこで、現在のこの推進体制と状況、また今後の取り組みについてどのようなことを考えておられるのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

志布志市の健康体操フロムしぶし元気アップ体操は、市民の皆様にも体を動かすことの楽しさを体験していただき、健康づくりを推進する一つとして、平成22年度に制作したもので、市のイメージソングフロムしぶしの曲に乗せて体を動かす健康づくり体操でございます。

市では、地域での健康づくりに活用してもらうため、健康づくり推進員の方々にこの体操を習得していただき、これまでに県老人クラブねんりん大会や、市女性大会、市健康づくり推進大会などで、積極的にこの体操を紹介し、また地区の運動会や地域のふれあいサロン、健康づくり自主グループ等で参加者の方々に健康体操を覚えてもらい、日頃から体操していただける活動をし

ていただいているところであります。

お尋ねの子供を含み、全市民に今以上に推進し、健康づくりを日本一につなげるべきという御質問ですが、フロムしぶし元気アップ体操は、子供から高齢者まで楽しんでいただけるよう、立位、座位、キッズの3パターンありますので、子供たちにもこの体操を覚えてもらい、体を動かすことの楽しさ味わってもらいたいところであります。

現在、健康づくり教室や出前講座などで、貯筋運動や筋膜マッサージなどもあわせて、フロムしぶし元気アップ体操を参加者の年齢や希望により、無理なく続けられるよう普及に努めているところですが、大人の方、高齢者の方々を対象とした教室が中心となっているところであります。

今後は、健康づくり推進員を養成する中で、各公民館のイベントや地域の行事、校区運動会等で、元気アップ体操を取り入れていただき、子供から高齢者まで楽しんでいただけるよう努めてまいります。

また、子供たちが元気アップ体操に取り組んでいる様子をBTVの市民チャンネルで定期的に取り上げていただき、広めてまいりたいと考えております。

○教育長(坪田勝秀君) 健康増進につきまして、教育委員会につきましての活動を答弁いたします。

現在、市内の小中学校におきましては、正規の体育の授業を中心といたしまして、体力向上や健康づくりにいそしんでいるところでございます。なかでも香月小学校は、本県の「たくましい“かごしまっ子”育成推進校というものに指定されておまして、先日体育の研究授業を公開いたしました、県内に。大変良い天気のもとで大盛況でございました。

また、各学校におきましては、長年一校一運動なるものを展開しておまして、なわ跳び、一輪車、あるいはランニング等々、元気に子供たちは駆け回っております。御案内のとおり、小学生は、その後高等学校にほとんど進学いたしますので、高等学校では体育の時間や学校行事等でラジオ体操を必ず行っておりますので、小学校でも学校体育の一環として、きちんとラジオ体操ができるように取り組ませることが学校教育での基本かと考えているところでございます。

また、市民の方々には、教育委員会といたしましては、保健課の出前講座でありますさわやか健康教室、それからフロムしぶし元気アップ体操などを活用いたしまして、高齢者学級の中で健康増進への取り組みを行っているところでございまして、校区公民館への取り組みということになりますと、担当課から各校区公民館へお願いをしていただくことになるかなと、そういうふうを考えてるところでございます。

以上でございます。

○7番(鶴迫京子君) 今回この志布志の元気アップ体操のこの質問を取り上げたということは、強い思いがあるんですね。フロムしぶしという、平成22年に小学4年生当時、志布志小学校の大峯瑞季さんが作詞された曲に、作・編曲で野田陽造さんの曲が付いて、大変すばらしいひとつの、できたのですが、それが果たしてこの志布志市内に全部広がっているか、まず曲が広がっているかということで、志布志市のイメージソングであります。そのことから発しています。そして、

その曲に先ほど教育長が答弁されました小学校、中学校、みんなラジオ体操を国の方針でラジオ体操がみんなできるように、今教育の中でできてきている。私の発想もそこからであります。最初は、そのラジオ体操を全志布志市民の全員、もうラジオ体操だったらほとんどの方が小さい時から学習していますので、すぐできるわけですね、第1、第2、第3まではあれですが。だから、その曲を流してということからの発想で、ああラジオ体操も健康づくりに大変すぐできることだなということから発想しまして、しかし志布志にはせっかくこのフロムしぶし元気アップ体操とこの曲ができています。そしたら、この体操をラジオ体操並みに全市民がいろんな形でできないものかということからの発想であります。それも全市民ができるようになるためには、曲を知らなければまずできません。そして、このフロムしぶしがそれだけイメージソングなのに広がっているかということ、いろいろ聞いてみますと、知らない人が多いんですね。それは何の曲とか、もう本当に、もちろん歌える人はそうざらにいません。ですので、そういうところからの健康づくりと、志布志のイメージを広げるといふか、この曲、皆さんはここにいらっしゃる方は「フロムしぶし」のこの曲全部歌える方はいらっしゃいますかね。少し皆さん目を閉じてください。このすぐく詞(し)がですね、もうこのとおりなんですね。「フロムしぶし」、「しぶしの海から広げよう 地球は丸いよ一つだと 南の海から広げよう 小さなやさしさ波のせて 志布志は出会いの街 新しい笑顔がおどる街 しぶしの海から広げよう しぶしの海から広げよう」ということで、次は、2番は「しぶしの丘から伝えよう」ということで、「みんなの命大切と」という文言がずっとうたわれています。このままで志布志の良さがずっと伝わります。ですので、まずこの曲も広げたいという意味で、健康づくりと、こういうことで一緒にこの曲をもっと志布志市地域内に流してほしいということでもあります。

そして、ケーブルテレビで、こういうDVDも頂きました。今保健課の方で、これ無料で頂けるんですね。これを普及するというので頂きましたが、これもこの普及もちゃんと図られているのかということですね、をお聞きします。

そして、ケーブルテレビでの放送も流したいということで、今市長の答弁がありました。この中には、立位バージョンですね、オリジナルバージョンということで、そしてキッズバージョン、いすバージョンという3バージョンが歌とともに入っています。ですので、こういうことを今ケーブルテレビでは2回放送しています。6時54分と11時54分ですね、その2回をちょっとまた増やして、午後がないんですね。午後に増やして、そして夜にも立位バージョンといふか、そういうのをケーブルテレビで流していただけたら働いている方とか、昼間は全然そういうことをできない方も夜に体操ができる。そうなりますと、健康アップということで、特定健診でメタボを防止するというので、そういうことにもつながるのではないかなと思います。

まず、そういうバージョンを増やして放送する。そういうこととか考えられないかお伺いします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

BTVによります元気アップ体操につきましては、ただいまお話のとおり日に2回ということ

で放送しているところでございます。

また、フロムしぶしのイメージソングにつきましては、市の告知版の際にもBGMとして使っているというようなことございまして、メロディーとしては、市民の皆さん方には耳についているんじゃないかなと、ただ歌自体をそのような形で覚えていらっしゃる方というのは、なかなかまだまだ少ないのかなというふうに思っているところでございます。

今後、このフロムしぶし元気アップ体操につきましては、来年度についてBTVとまた協議をしまして、先ほども申しましたように、子供さんたちが取り組んでいる様子を流したりしていきたいというふうには思っているところでございます。回数等についても協議を進めてまいりたいと思います。

○保健課長（若松光正君） フロムしぶしを製作しまして、DVDを1,000枚、CD1,000枚をつくったところでございます。それを23年度、小中学校へ配布いたしまして、そのほか健康づくり推進員、そしてそれぞれの方々からの希望があればそれをお出しているという状況でございます。

それと、市民の方々にお知らせということでパンフレットをつくりまして、これを23年4月頃全戸配布をパンフレットをいたしております。それぞれの動作がイメージできるような形でパンフレットをつくっておりますので、それを見ながらDVD等を見れば、自分なりにそれを覚えられるようなパンフレットになっていたところでございます。そのほか、市報の23年11月号で同じような形でのお知らせをしております。

○7番（鶴迫京子君） 市民の関心を高めるために、ケーブルテレビジョンでの市民チャンネルで先ほど市長の答弁で取材なり、放送なりしていくということをお聞きしましたので、ICT活用日本一というのをうたっている志布志でありますので、そういうところはどんどん広がっていくのではないかなと思います。

二、三年前に朝のNHKの連続ドラマで、「てっぱん」というのがありましたね、あのときに「てっぱん」体操が、ドラマが始まる前にみんないろんな方、グループ団体が体操している様子が次から次に出てくるわけですね。ああいう感じに志布志のこのフロムしぶしの元気アップ体操もいろんなところに取材にあって、その様子を撮って、ケーブルテレビで流していくという形でどんどん普及を図る手だてをいろんなので市民を巻き込んでいていただきたいなと思います。

先ほど、このフロム元気アップ体操の健康づくり推進委員、介護予防ボランティアの方たちが一生懸命普及活動に取り組んでいらっしゃいますが、ちょうど運動会とかそういうところでもしているということですが、やはり、古い人間ですので運動会となったら、すぐ古くなったら炭坑節、おはら節は誰でも曲が流れたら中に入ってきて踊る、踊れるというのがあります。これは体操ですが、やはりこのフロムアップ元気体操もそのような形で、志布志市にずっと残っていく体操であってほしいなって、そうすると、この「フロムしぶし」というイメージソングも永久に残るわけでありますので、ぜひこの運動というか、普及活動は推進していただきたいなと思います。

それと、教育委員会の方であれば、先ほど公民館単位でこのキッズデーとかいろいろあり

ますので、そちらへの協力で、この体操を推進していくというような答弁ではなかったかと思いますが、施政方針の中に音読、論語や古文を暗唱して音読を推進するというのが出ています。そういう中で、やはり志布志市のイメージソングでありますので、まして自分たちの子供たち、仲間、小学4年のときにつくった子供の純粋な美しい詩がつくられた詩をその論語と古文とか、そういう難しい中に、こういう志布志市のイメージソングも中に入れて音読の推進を図れば、子供のときから音読していたら、もう自然と、曲が流れたら出てくるという発想を自分は個人的にしたのですがいかがでしょうか。

○学校教育課長（金久三男君） 音読につきましては、平成24年度から学校教育課の重点の柱として位置付けているところであり、平成24年度につきましては、本をすらすら読めるなどを音読の中心テーマにしたところがあります。

平成25年度につきましては、人としての生き方や有り様、そして学習指導要領にうたわれている論語や名文等を今一度子供たちに親しんでもらおうということで、音読の中心テーマとして論語や古文等の暗唱を位置付けているところがあります。そういう中で、今御提案がありましたフロムしぶしの小学校4年生が作詞しました曲も各学校と協議しながら進めてはまいりたいと考えているところです。

○7番（鶴迫京子君） 今理解する回答を得られましたので、ぜひ推進して行っていただきたいなと思います。

次に、観光振興についてであります。

3項目ほど通告に出していましたが、その3項目が関連していますので、前や後や先になって質問がダブったりするかもしれませんが、そのところを議長了解を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、観光振興ということで、まず1点目として本市をイメージできるシンボルとしてのPRキャラクターを一般公募して観光振興につなげようと、去年の3月議会と6月議会で一般質問しました。6月議会での答弁では、3月観光振興計画が完成しましたので、キャラクターについては、短期に取り組む準備をしています。24年度職員中心のプロジェクトチームを検討して、仮称推進協議会を立ち上げ、早ければ25年度から事業化していく方針であるという答弁をいただきました。議会終了後、チームを立ち上げ早期に協議の整ったものは、25年度予算にお願いする方向でいきますという答弁でありました。

まず、これまでの取り組み状況をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 観光物産の振興につきましては、平成23年度に志布志市観光振興計画を策定しまして、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間として、具体的なアクションプランを短期・中期・長期に分けて段階的に取り組むこととしております。

御質問のイメージ観光キャラクターの検討につきましては、短期に取り組むこととしておりまして、先の6月議会でそのように答弁させていただいたところです。一方、今年度新たにまちあ

るき観光拠点事業や観光ポスター、パンフレット等の6年ぶりの刷新を予定していたこともありまして、こちらの作業に思った以上に時間を費やしたところであります。ただ、イメージキャラクターについては、長い時間をかけシンボルになるようなイメージづくりをあげることや、みんなで共有できるものでなければならないと考えておりまして、ようやくそういうものを皆様で検討していただく場として、志の歓交推進協議会を設置しましたので、今後十分な議論や検討を加えていただきたいと思いますというところでございます。

○7番（鶴迫京子君） このことで、市長とは私も個人的にシーモンというのを登場させまして、いろいろ書いてきまして、市長もちょっと見せてくださいとかいうやり取りの中で、大変自分としては、一生懸命訴えたつもりであります。ちょうど昨日の新聞ですかね、県議会の記者席というのがありまして、私の方が先にそういうことを言ったら、県議会の今のちょうど議会で、柳誠子議員が新キャラ登場ということで、鹿児島島の黒のブランド戦略で「クロミ（黒味）ちゃん」とか、そういうのを同僚議員が書いて出したとかいって、新キャラ登場で何か質問されたみたいで新聞に載っていました。やはりあれだなということで、あまり県には、鹿児島県のキャラクターの「ぐりぶー」がいるということでしたが、ちょうど控え室ですかね、「柳議員が女性や子供の感覚が大事なのに、と残念顔」というので出ていました。やはり、私も同じ感覚があるのかなという思いで、この新聞記事を見たところであります。

このように新聞には、もういろいろなところのキャラクターが登場してきますね。イッシーのここでも載ってますね、これは黒じよかに乗った「たまらん3兄弟」、イッシーの卵のキャラクターだということですね、もちろん空港にいけば「くまモン」や「薩摩剣士隼人」のおみやげ品があるとか、そういうので、いっぱい出てますが、志布志市はやはりいろいろ時間がかかったということではありますが、そちらの方向に向いているという答弁でありましたが、大体これからの取り組みですね、協議会なるものも立ち上がったということでしたかね、先ほどちょっと何か聞き漏れたような気がします。すみません、もう一度。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になられました新聞記事も読まさせていただいたところでございます。ゆるキャラに基づく様々なぬいぐるみの着ぐるみの人形につきましては、いろいろあるということでもございまして、私どももそのものが本当に志布志がイメージできるようなものになれば有り難いと、そういったものを目的とするわけでもございますので、しっかりそのことについては、協議を重ねて、検討を重ねて確立していきたいということでもございます。

先ほども言いましたように、志の歓交推進協議会が設置されましたので、その中で十分議論をしていただくというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 少し関連して、イメージキャラクターのところ、やはり質問したのですが、やっぱり観光ということで、自分の町をPRしてもらいたいという思いで一緒に質問したのですが、ふるさと大使とですね。

志布志市報を送るということで、関西志布志会とか関東とか郷土会の方々に送るということで、

その時に議会だよりも一緒に送っていただきたいということをこの議場で質問した覚えがあります。そのことはどのように進んでますでしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ふるさと大使につきましては、郷土会等の役員さん等を中心にですね、タレントの方も含めて何人か委嘱をしているところでございます。専用の名刺とかですね、そういったのをつくって差し上げて、志布志市のPRに努めていただいているところでございます。

それと、市報につきましても御質問いただきましたそのとおりで、最終的にはちょっと確認は、今すぐさせますが、そういう送るような方向でございましたので、今やっているかというのは、すぐ確認いたしますので、後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、ここに答弁をいただいて、また議会だよりを送ることは可能なので取り組みを進めていくという答弁をいただいておりますので、また返事をお待ちしてありますが、その前に、次に移らせていただきます。答弁の前に。

市長の施政方針の中で観光物産の振興については、平成23年度に策定した「志布志市観光振興計画」に基づき、各種プロジェクトを計画的かつ効率的に推進していく。また、「志布志」の地名発祥の地という観光資源を最大限に活用し、「志布志」の名を市内外に広める取り組みについての検討を始めると述べておられます。

まず、この具体的な内容をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興計画の推進につきましては、行政や観光特産品協会、観光関連事業者、市民・市民団体が共通認識のもと、自分たちの役割を果たしながらお互いに連携した観光まちづくりに取り組む必要があると考えております。そのために、市民、事業者、行政が一体となった推進組織として志布志市志の歓交推進協議会を設立しております。その協議会では、観光振興計画に掲げている計画の中から、実施すべきアクションプランを策定しまして、その協議会や市内プロジェクトチームにおいて手法などを検討し、必要によっては外部からの指導・助言をいただきながら、できるものについては、予算化していくものとしております。

その後、各関係事業主体が事業を実施したものについては、協議会で事業効果の検証を行うなどして事業の改善を行い、次年度以降の計画へ反映させるものとしております。

また、志布志の地名発祥の地という観光資源を最大限に活用し、志布志の地を、名を市内外に広げる取り組みにつきましては、前川に架かる小湊橋付近に志布志の地名発祥の地があるということが、歴史の文献「志布志記」にも記されており、また天智天皇の仮の皇居であった志布志屋敷跡も保存されているところです。これは、文化歴史的にも大変興味深く、また未来へ引き継がれていく貴重な観光資源であると認識しております。志布志発祥の地として、市民はもちろん訪れる観光客も夢と誇りを持てるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのためには、先に申し上げました志の歓交推進協議会や県関係機関と連携して、いろいろな意見を伺いながら進めてまいりたいと考えているところであります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会は、直接観光に所管ではございませんので、教育委員会としての考え方について答弁させていただきます。

教育委員会におきましては、議員御案内のとおりスポーツ振興や、それから文化振興、それから文化財の活用等におきまして、それぞれの事業を推進することが観光振興の一翼を担うことになるのではないかとこのように考えております。例えば、スポーツ振興におきましては、夏のサッカーフェスティバルには、毎年県内外から100チーム余りの参加があり、また関西地区からのスポーツ合宿の誘致や全国グラウンドゴルフ大会も約1,000名を超える参加となっております。

生涯学習におきましても、志エッセーコンテストでは全国から2,000通を超える応募があり、志のまち志布志を大いにアピールしていると自負しておりますし、自主文化事業も毎回大好評でございます。市内外から多くの方々が見えていることは議員御案内のとおりでございます。

文化振興におきましても、志布志市は大変歴史の古いまちであり国・県の指定文化財件数においても県内有数を誇っております。豊富な史跡や文化財の活用によるイベントも市内外からたくさんの方が参加があるところでございまして、今年オープンいたします埋蔵文化財センターも活用して、観光振興の一翼を担えたらと考えているところでございます。

今後とも教育委員会といたしましても、それぞれの事業やイベントを更に充実させながら、市内外へアピールして、本市の観光振興に寄与できたらとこのように考えております。

以上でございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 先ほどのふるさと大使におけます市報の送付でございますけれども、これにつきましては、送らせていただいております。ただ、今後議会報につきましても、現在のところ送っていないようでございますけれども、あわせまして送るような形での努力をさせていただきますと思います。

○7番（鶴迫京子君） 議会報も即取り組みがされるのかなと思ってましたが、遅くはなりませんが、ぜひ一緒をお願いしたいと思います。

先ほど、市長の方で志布志の発祥の地ということで、献上橋のことだと思っておりますが、場所の付近のことだと思っております。そういうことで、またこれも新聞ですが、幕末の鹿児島図ハンカチで再現ということで載ってたんですね。これ日曜日の新聞に載ってました。このハンカチに鹿児島の幕末薩摩外観図ハンカチということで、ここに載って、このような物を販売つくって、これは企画したのは経営計画室課長ということで、「おみやげ品としての利用や地元の方が鹿児島のすごい歴史を再認識するきっかけになれば」と話をしているということであります。全く私もこのとおりのことを思って、今回もこういう質問をしたのですね、志布志は、やはりそういう志あふれる市民の方が天皇に布を献上したということで、布というのがキーワードではないかと思ってるんです。そして、いろいろここに。まず質問をしたいと思いますが、いろいろ観光総合案内とか、事業とか観光物産振興事業とかいうところで、まず特産品というのが度々いろいろ出てきます。市長は、この特産品といったら何を指すのか、まずお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えをいたします。

特産品といえば、市内で生産される農畜水産物ということになるということですので、当然、黒豚、黒牛、そしてまた、はも、ちりめんと、そしてまた、メロン、いちごというものになろうかというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） はい、そのとおりだと思いますね。特産品となりますと、食ですね、食品というか、食べられるものというか、食するものが特産品に入るんじゃないかと、お茶とか、そういうのも入るんじゃないかなと思うし、ここにありましたが、志布志に来て訪れたいまちということで、訪れてはいろんな所を回って、いろんなおいしいもの食べて、「美味（おい）しぶし」とか、「楽（たの）しぶし」とか言って、観光課で宣伝されてるように、そういうのを食することはあるんですが、その帰りにおみやげ品として手みやげに、もちろん食も、かるかんにしろ、そういうのをお茶にしろですね、特産品をお持ち帰りしておみやげに持っていきますが、そのほか食べられない品で何かちょこっとというのが、この志布志市にはないと思うんです。あると思われませんか、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしました特産品の中に、うなぎも忘れておりました。それと、お茶も当然あるということですのでございます。

工芸品というような観点からしますと、残念ながら志布志市にはそういったものはないんじゃないかなというふうに思うところであります。

○7番（鶴迫京子君） ないと言い切ってしまうと、大変何か努力されてつくっていらっしゃる方もいらっしゃいますが、やはり大々的に志布志のおみやげ品だよというようなことが、ずっと言われてはいますがなかなかない。そういうところから、やはりイメージキャラクター、ゆるキャラとか、そういうところにも私つなげたいんですね。そういうところから、やはりそれをもとにして、いろんなところに発想がいく。そして、その中で一番発想したのが布ということで、歴史も踏まえた布ということをして、ここにちょうどハンカチということですので、私もハンカチ、ふろしき、タオル、いろいろ手芸品で布でつくれる草木染めとか、染め方、また布はいろんなふうに変化しますので、そういうことは、今、生涯学習の方で一生懸命やられてますので、そういうことを製品化できる方はたくさんいらっしゃると思うんです。ですので、製品化の前にアイデアを募るということも大事でしょうし、そういう知恵をもらうというか、そういうことをやっていただきたいと思いますし、まず市長の考えと一致するので、やはりその発祥の地を捉えて、それを永久に残していき、そしてそれを手みやげ品なり、何かを作り上げるそこでということ企画していただきたいなという思いがあります。

それはまた、これは計画室課長の案であります、公募されてもいいでしょうし、またそちらの方で考えてもいいですし、そういうことをやはり広げるためには公募して、いろいろ知恵を絞って決めた方が、またそのことも一つのイベントになるのではなからうかと思いますが、ひっくるめてどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、小湊橋の所にこのような看板が立てられていて、志布志の地名発祥の地の説明がされているところであります。これを読むと、本当にこの地がすばらしい伝説に基づいて地名が与えられていると、そしてまた、私どもは改めて志布志市が発足したときに、志あふれるまちをつくろうよということをまちの基本理念にしたところがございますので、このことでもって、さらに市民の方々にこの地を認識していただきながら、共にまちづくりについて改めて志を一つにさせていただければというふうに思いを込めて、まず市民の方々に、もう1回この地を訪れていただきたい。そしてまた、それが改めて市の誇りとするところだよということを認識していただきたいという思いでございます。この伝説の地名ができたきっかけが、天智天皇に献上した布ということでございますので、今御提案がありましたように市の特産品として、布というものを新たな視点で取り組んでいくということについては、すばらしい企画ではないかなというふうに思うところでございます。関係される方々とまた協議をしながら、そのようなものに仕上げていく機関というものをつくっていてもいいというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 大変市長の前向きな答弁をお聞きしまして、質問した私としましては、大変うれしく思うところですが、それをいろいろと協議されまして、まず教育長、こういう歴史をそのままこれを模倣するわけではありませんが、そのまま市長の持っていらっしゃる志布志の発祥の地というそういうところをして、ハンカチになるということもすぐできるようなことでもありますよね、いかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その志布志という名称の発祥ということでございますが、これは市長が先ほど答弁いたしましたように、これは伝承でございます、そういう伝承の地であるということでございまして、私どものほうからいいますと、学術的に古文書等の記載があるというわけではないということなんで、それは私どもは最初に認識しておかなければいけないことだろうと思っております。

どこにもそういう伝承というものはあるわけでございます、あの有名な水戸光圀も水戸から一歩も出なかったというのが本当らしいんですが、今もなおかつテレビでは盛んに全国を駆け回っておりますが、あるいは、義経の15歳のときの髑髏（されこうべ）がこの寺にあるとか、そういう伝承というものはあるわけでございます、志布志のこの伝承につきましても、地名の伝承につきましても、そういうのを例えば確かに「布」という言葉は入っておりますけれどもですね、今議員御提案のとおり、先ほど市長が答弁いたしましたように、そういう布に引っかけてですね、ハンカチだとかタオルだとか、ふろしきだとか、そういうものをつくっていくというのは一つのアイデアではあるというふうに考えますが、直接の所管ではございませんので、そういうことだけしか答弁できません。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 観光といいますと、布は布だけに大ふろしきを広げていいんじゃないかと思えます。小さいふろしきでは、全然進みませんので、発信という意味では大きくふろしきを広げて、そして先ほど水戸黄門もですが、大慈寺にも助さんでしたか、格さんでしたか来られた

という印もあります。そういうことから、もうみんな日本国中そういう意味では観光振興ということで、大ふろしきを広げてます。布のことを質問していますので、いいのではないかと思います。ひよっこりひょうたん島も、ひょうたん島、うちがひよっこりひょうたん島のあれだよとか、モデルだよというところも何箇所もありますし、トトロのところもありますので、そういう意味では、ぜひ笑わずにぜひこの観光振興に向けてですね、ぜひこの手みやげを何か持って帰っていただくというか、広げるということできたいと思います。まず、教育長が所管が違うということではありますが、私はこれは全庁的に所管が違うということではなくて、全部広がっていく全庁的な取り組みになってほしいと思っています。

ポートマラソン、ジョガー駅伝大会が1月14日、3月1日でしたかね、ポートマラソンもありました。ジョガー駅伝で515名、ポートマラソン1,200名、第8回ということではありますが、皆さん市内外から走るためにやって来られています。でも終わったときに皆さんに何人かお聞きしたんですね、何もいないんですね、今度はお店がポートマラソンは、地域女性連の方がうどんをおもてなしされてましたが、運動場の競技場外では、たこ焼き屋さんがあった、串焼き屋さんがあったぐらいで何もなかったですが、そういうところに、この特産品の社団法人特産品観光協会とか、そういうところとも連携して生涯学習課というか、そういうところだけでなくて連携して、そこでそういうおみやげ品なり、志布志を売り込むというご当地グルメとか、そういうのをすることはできないのでしょうか。何も二、三日泊まるということではなくて、即帰らないといけない、けど何も持って帰って、おみやげ品買って帰りたいけど、何もないよねというのを何人かお聞きしたんです。そのようなことはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志ポートマラソンの時に、駐車場の方に1軒ほど屋台が出ていたようでございました。内部的にはそういったおもてなしとか、おみやげを買うようなものは設置していなかったところではございますが、観光特産品協会がございまして、今後はそこと協議して対応を考えてみたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） いろいろイメージキャラクターとか、そういうみやげ品ができる前にしなければならぬこと、できることというのがたくさんあるのではないかと思います。教育長、教育委員会の方でそういうような意見が出たことはなかったでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

具体的に、例えばどこかのお店をですね、出店していただきたいというような話は出ませんでした。ですから、積極的におそらくされとなれば、衛生上のこともありますのでですね、あまり生ものではできないんでしょうけれども、乾物等であれば、今さっき御指摘のように特産品協会あたりがですね、タイアップして協賛していただければ可能ではないかなというふうには考えます。

○7番（鶴迫京子君） 品物によりけりで考える、検討する余地はあるのではないかという答弁でありましたので、ぜひこのことは多分市民の皆様も同じ感想をお持ちではないかと思えます。そして、入り込み客、市長は100万人というのをいつも目指して、口酸っぱくおっしゃっています

が、フェスティバルにしる、今先ほども参加者が相当いるということで、フェスティバル、ポートマラソン、それから四大祭り、ふるさとまつり、お釈迦まつり、松山のやっちく藩祭りとかいうイベントもございますが、そういう祭りの方はわりとそういうことは、一生懸命されてますが、こういうマラソンということの時には、そういうことを連携してやってないのではなかろうかということで、私、菜の花マラソンも経験したことはないのですが、経験したことがちょうどポートマラソンのところでお聞きしました。菜の花マラソンは、もちろん菜の花もきれいなんだけど、道路の近所の方たちが市民こぞっておもてなしをされて、もうどうかしたらその家に引き込まれて、あがいやんせ、こたつに入りやんせとってみかんをやったりとか、そんなおもてなしまでされて、走りたくても走れないというふうなことを感想で述べてらしたんですが、それぐらいやっつけていらっやいます。ですので、何かそれにしては少し寂しいのかなという思いがいたしました。

しかし、もう一ついいお言葉をいただいたのが、ジョガー駅伝の時に、その方は鹿屋の方でしたが、初めてこのジョガー駅伝に子供が参加しているので応援に来たというお母さんでした。そしたら、志布志がその時にぜんざいを振る舞ってました。スポーツ推進委員の方やら、ほかですね、皆さんが協力されて、そしてお茶の振る舞いということでおもてなしがされておりました。ただ自分たちはそれは普通というか、いつもそうされるので思っていましたら、そのことを大変感激されまして、こんなこういう大会で、そういうお茶が出るということもないし、ぜんざいが出るということもないし、すごい志布志はおもてなしがいいねということをお願いしたんですね、言葉を。ですから、その時は何かすごくうれしかったんですが、またそういう菜の花マラソンは特別でしょうが、そういうことも踏まえまして、ぜひこのポートマラソン、ジョガー駅伝大会、せっかく第8回ということで脈々と続いていて、市内外からちょうど皆さんが健康づくりにいらっやいますので、ぜひそういうことを捉えて誘客につれて観光をとということもないけど、周りの方から求められていますので、やはり訪れて良かったというまちにさせていただきたいなと思います。記者の目にもここにウミガメ古墳マラソンとあって、うちもマラソンとポートは、港（ポート）はあるんですけど、もう一つ何か足りないですよ、三大話ということで、記者の目の方ここに書いてらっやいました。うちももう8回も続いているすごいなあって、すごく自慢をしたくなりましたが、だけど二つだよなって、ポートとマラソンだけだから、あと一つ付加価値、何かを付けて三大話でセットで、これをまた永久につなげていったら観光振興になるんじゃないかなと思います。

市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、就任当初ですね、イベント市長と言われてまして、何かするとですね、そういったふうにとっちかという批判されるような感じで言われているものですから、少しそのことについては、いろんな形で何もかもいろんな提案をするというのは少し自重しようかなというようなことで、やってきたところでございます。

ただ、今やっていることについては、きちんとその目的を見直して、そしてやっているスタッフ自身がですね、やっている担うスタッフ自身が、やって良かったという充実感が味わえるようなものにしなさいということをお話しているところでございます。

そして、そのような真剣な熱意ある態度が来られた方々にいい形で来て良かったというようなふうにも思われる、感想を持たれるものになっていくんだということもお話しているところでございます。

ということで、従来からやっているものについては、特にお釈迦まつりがそうなのですが、本当にこのお釈迦まつりについては、力を入れて祭りを担うスタッフの方々に真剣にやろうよということをお話しているところであります。そしてまた、その中で新しい企画を盛ろうよと、そしてその中でちょっと趣旨から外れたり、来られた方に感動が得られなかったりするものについては、あるいは準備が難しいものについてはやめにして、新しいものに切り替えていこうというようなことをお話して、実行委員会でそのことについては、毎年毎年新たな企画を盛り込んでいただきながら、この祭り自体がまた少しずつ少しずついい形になって来ているのではないかなというふうに思っているところでございます。

今御提案のありました三つのスポーツイベントということについては、今のところ考えていないところでございまして、今言いましたように、ジョガー駅伝、そしてまた、ポートマラソンというのを更に充実してまいりたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 市内外の方から、そのジョガー駅伝のことについては、お褒めの言葉をいただいて、大変志布志の市民としてうれしく思いました。ですので、今先ほど市長の答弁のように更に充実して、そしてまた、できましたらそういうみやげ品コーナーといえますか、そういうところまで検討していただいて、さらに飛躍したポートマラソン、ジョガー駅伝大会になって皆さんが訪れて良かったという感想を持って帰られるようなまちにしていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、施政方針の中で、「おもてなし日本一」のまちを全国に発信するために、おもてなしの心醸成事業を「一般社団法人志布志市観光特産品協会」に委託すると述べられております。今までの成果と、これからの事業の展開をどのように考えておられるのか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

おもてなしの心醸成事業につきましては、今までの成果と、これからの事業展開ですが、市で開催しましたものとして、平成22年度と平成23年度に志あふれるおもてなしセミナーとして市民、観光特産品協会、商工会、観光ガイド、まちかど案内所、宿泊所、交通機関、観光施設などを対象として、講演会や映画の上映による教養講座として実施しております。

また、平成24年度は一般社団法人志布志市観光特産品協会へ委託し、実施することとしております。現在、同協会が行っているおもてなしとしては、まちかど案内所を市内57か所に設置し、市内へ来られたお客様に対しまして、新しい観光情報や資料を提供しているほか、サンポートア

ピア内港湾通りにて、茶一杯（ちゃいっぺ）のおもてなしを提供しております。

また、県観光連盟が主催するおもてなしセミナーや観光人材育成塾への参加をし、接客やおもてなしの事例などを学ぶなどしております。

これからの取り組みにつきましては、今後も観光振興計画のアクションプランに基づき、市民が様々な形で観光まちづくりに携わり、観光振興への理解と協力が得られる環境や仕掛けづくりを実施してまいります。

○7番（鶴迫京子君） 今、観光特産品協会でいろいろとおもてなしの心醸成事業を述べていただきましたが、それは広がりつつあって、事業は良好な方向性としては、うまく流れているのではないかと思います。総合観光案内事業の中の一環でありまして、1,195万1,000円というのが、今度の当初で予算計上されていますが、その予算計上の中で、このおもてなし日本一というおもてなしの心を醸成する事業に対しては、どれぐらいの予算割合でなっているのかお伺いしたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） はい、御質問の総合観光案内事業でございますけれども、志布志市観光特産品協会の方へ委託をしているところでございます。

金額も今述べられました1,195万1,000円でございます。主な事業としましては、JR志布志駅での駅案内所、アピア内の特産品販売所、港湾通りでございます。そのほか、情報収集発信事業、その他レンタサイクル、その中の一つに、またおもてなしの心醸成事業ということで、市からの委託を受けまして、先ほど市長が申し上げましたような事業を実施していただく予定にしているところでございます。

事業割合につきましては、ちょっと私、今正確な金額は記憶しておりませんが、1,195万1,000円の1割にも満たない金額だというふうに思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今課長答弁がありましたように1,195万1,000円の1割にも満たない予算でおもてなしの心を醸成していこうという事業であります。私は、もうこのおもてなし心を醸成するという、その一つをとりましても、それはこのいろいろ市長がおっしゃってます「日本一のまちづくり」、その根幹をなすべき事業としておもてなしの心醸成というのが、一番本節ではなかろうかという思いがいたします。

市長は、あいさつ日本一の市役所のまち、そして健康づくり日本一、子育て日本一、日本一のICT先進地、日本一幸せな市民づくり、日本一早い夏そば、日本一の受診率達成、日本一医療費が低いまち、そういうふうな日本一のあるまちづくりということで、るるうたわれていますが、この根幹をなすべきものは、おもてなしの心という、その目に見えないものではないでしょうか。いくら先ほど私も提案いたしました、立派な特産品ができたとしても、それを特産として、おもてなしの心がなかった、思いやりの心というか、そういう心の通わない売り方をしたら絶対売れませんし、伝わりません。ですので、そのおもてなしの心醸成事業が1割しか満たないということは、この総合観光案内事業もしかしですが、全ての事業が長い長期的に見たら日本一になるやもしれませんが、やはり手の届かないものになってしまうのではないかと思います。日本一が

絵に描いた餅にならないように、やはりこのおもてなしの心醸成事業というのをもっと予算もちよっと増やして、何とかできないものかという強い思いがあります。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

おもてなしということにつきましては、本市を訪れるお客様に対しまして、あいさつがきちっとできている、そのあいさつがまた笑顔でできていると、そしてまた、親切な対応でされているということが基本になるのではないかなというふうに思います。それが市民全体で、特に観光ボランティアの方だけということだけでなく、また観光関連の業者の方だけでなく、市民みんながそういった形で対応ができるようなまちづくりというものが、おもてなし日本一のまちづくりになってくるとはのではないかなというふうに思ってます。そのことにつきましては、私自身は市民の方々が、共生・協働・自立の心でもって自らの町について、自ら立ち上がって取り組みをされて、そして、行政とともに、あるいは関係機関とともに、いいまちづくりについて取り組んでおられるこのことが、ひいてはおもてなしの心につながってくるというふうに思うところであります。

具体的には、今申しましたように、心の醸成事業ということについては、予算的には少ないということになるかもしれませんが、総体的な志あふれるまちづくりというようなことの基本理念を提唱しておりますので、そのことをしっかりと市民の方々にもお話して、先ほども言いましたように、あいさつがきちんとできる、そして、そのあいさつも笑顔でできている。そしてまた、親切な対応をお互いにしていくということを重ねて市民の皆様にお話したいというふうに思うところでございます。

そのようなことが、しっかりと意識がされるようになれば、自然とおもてなし日本一のまちになっていくのではないかなというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 思いは一緒ではなかろうかと思いますが、やはり今市長の答弁をお聞きしましても、日本一づくりを目指せば、そのことが最終的には、おもてなしの心も醸成されていくのではないかなというような答弁でありましたが、それはそうだと思いますが、やはり一番基本理念としたら、おもてなしの心があってこそ日本一に近づくんだと、私はそのように思います。それは、おもてなしですので、市外の方、県外の方とかいうのではなく、私たち隣の方ともおもてなしの心がなかったら、人間関係が大変難しくなっていきます。役所でしかり、仕事場でしかり、また家庭でもしかり、いろんなところでやはりこの心が醸成されているとしたら、相手を思いやる心も育ちますし、そしてそのことは、やはり相手に伝わるので、全ての日本一という所にも本当につながっていくのではなかろうかと、結果としてですね、思います。それはもう、市長としていたら平行線になるかもしれませんが、でも終着点は一緒だと思いますので、方法としてはいろいろありますので、それはもうそれで、これで終わりにしたいと思いますが、是非またこのおもてなし日本一の醸成の事業を一生懸命取り組んでいただきたいなと関係課の方たちにも要請したいと思います。

もう今日は観光行政ということで、大変いい答弁をいただきましたので、観光行政の方も「布」ということのキーワードをもらって、それで検討されるということでありますので、大変これか

らの観光、志布志市の観光振興ということを期待いたしまして、質問を終わりたいと思いますが、やはりもう議員としての責務も1年を切りましたので、あふれる志、志布志市の将来像であります、その「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」実現に向けて、残り少ない期間を一生懸命頑張りたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） それでは、通告に基づいて質問いたします。

はじめに6次産業化についてであります。

目的であります、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業者などの振興などを図るとともに、食料供給率の向上などに寄与することです。このことは、1次産業×2次産業×3次産業が6次産業化であります。足しても6次産業になりますが、1次産業がゼロでありますと、0×2次産業×3次産業は、ゼロ産業になります。ですから、1次産業の農林水産業が基本になるということでもあります。いわゆる1次産業の農林水産業と2次産業の加工製造業、1次産業の農林水産業と3次産業の商業サービス業とも連携をすることで6次産業化ということになるということでもあります。目的にありますように、1次産業の振興策が極めて大事になるが6次産業化をどのように考えているか伺います。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

平成22年度に国の施策として、6次産業化法が制定され、本格的に事業への取り組みがスタートいたしました。6次産業化につきましては、ただいま議員のお話のとおり、1次産業農林水産業者がいて、そして2次産業加工業者がいて、3次産業販売業者と、これらのものを含めて取り組むということで、付加価値を高める取り組みになるところでございます。

本市におきましては、茶業部門で第1次生葉の生産がされ、そして第2次で粗茶の加工がされ、第3次で販売までという取り組みがされておまして、これは後においては6次産業化の代表的な事例だというふうに考えているところでございます。農産物を加工しまして、付加価値を高めて販売する6次産業化につきましては、本市の農林水産業の発展のためには、重要な取り組みであるということについては認識しております。

○2番（下平晴行君） 市長、お茶のことで、答弁がありました。

私は、やはりせつかく6次産業化法、先ほど市長の方でもありました。23年3月1日に施行ということであります。施政方針に触れてなかったから、市長も関心がないのかなと思って、今質問したということでございます。

事例を挙げますと、例えば徳島県の上勝町の高齢者の方が葉っぱビジネスというのをテレビでもよく見るわけでありますが、上げる人は七、八百万円の収益があると、そういうような関係で、1人当たりの医療費、老人医療費が県内で一番低く62万円だそうであります。これはいわゆる林業と福祉の6次産業化ということになります。

また、岡山県の岡山市の有限会社くぼ観光農園は、ぶどう狩り、栗拾い、しいたけ狩り、ジンジスカン等々、旬の料理も食べられることで、70%が県外ツアーだそうであります。これは、農業と観光の6次産業化ということになります。

近隣では大崎町の安田農園、ここは直売所の農産物販売による地域農業の活性化ということであります。取り組むに至った経緯ということでございますが、不況に強い産業として紹介された直売所のテレビ放送を見て取り組みを考えた、平成6年に取り組んで売り上げは1.8倍、そして出荷事業者数は、当時の50名から平成22年現在200名になっているということであります。

それから、東串良町の農業生産法人、有限会社鹿兒島農園であります。ここは加工、契約取引ニーズに対応し、生産の付加価値向上、先ほど市長も付加価値をつけた農産物の対応と、これと同じでありますね。取り組みに至った経緯としては、農産物の生産、流通、加工において付加価値向上などの事業構想を持っていたということで、平成16年に取り組んで売り上げが1.5倍、面積が33haから、現在は41haということであります。ホームページを見ますと、ホームページにもこの6次産業化ということで掲載をされております。

しかし、市長、ホームページを見る人はよく理解できるんですよ、よく分かるんですが、ホームページだけに、その情報を提供するんじゃなくて、やはり1次産業の振興を図るということから言えば、もうちょっと農業法人等に積極的に情報提供をして、そして1次産業の活性化はもちろんであるわけでありますが、2次産業、3次産業の活性化が図れるんですよ、そういうことで図れる、先ほども言いました。その取り組みが、実際、志布志市においては見えない、これからどういう形です、そういう法人、生産法人、あるいは農業法人等の方々を取り組みをしていかれるつもりなのか、そこをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市では、6次産業化の事業周知と推進を図るために、市のホームページに6次産業化に関する紹介や、講演会などの情報を提供するとともに、担当窓口で相談を受ける体制づくりを行っています。

また、市の認定農業者連絡協議会や農林水産技術員連絡協議会で6次産業化に取り組む先進地域研修を実施しているところでございます。23年度においては、7名の認定農業者と福岡、あるいは宮崎等に研修しております。そしてまた、24年度につきましては、認定農業者13名と職員で宮崎県高原町で、集落営農を行う「はなどう」、農事組合法人「はなどう」の農産物直売所や加工

品、レストランを営業している「杜の穂倉」を先進地として研修しております。

大隅地域における露地野菜規模拡大事業によりまして、熊本市で開催された九州食の展示商談会2012に4法人、7名が参加しまして、大阪市場で開催されました第6回「アグリフードEXPO 大阪 2013」に3法人が出展し、商談打ち合わせに進んだものが10社ほどとなっております。なお、大阪で商談打ち合わせを行いましたバイヤー1社が商談会後に志布志市を訪れ、地元農業法人と商談を継続しております。

また、昨年6月には、人・農地プラン説明会において聞き取り調査を行いまして、91名中20名の方が将来6次産業化を目指したいという意向をお持ちでしたが、実際相談に来られた方は、現在のところ1件のみ、1名のみということになっております。そしてまた、事業の目的と相談者の意向が異なる部分もあり、事業の導入には至っていないということでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。そういう研修等、あるいはそういうつながりもった対応をしていくということであります。しいて言えば、今年の6次産業化の推進支援事業の予算が7億200万円であります。これは地域段階支援と、全国段階支援ということであります。もちろん事業主体は民間団体等ということでありますので、市が直接関与ということではありませんけれども、そういう今市長がおっしゃったそういう体制づくりをですね、引き続きしっかりやってほしいというふうに思います。

それとあわせて、今度は逆に2次産業、あるいは3次産業から1次産業利用した商品開発、こういうことも考えられるわけですね。ですから、行政としてはあらゆる角度からその情報提供を収集ももちろんですけど、情報を提供して取り組み体制をしてほしいというふうに思います。そういうことで、これについては終わります。

2番目にいきたいと思います。

水保全についてであります。4件ほどでございます。1点目に今回の水保全シンポジウムは、前回からすると、まあ良かったというふうに思います。しかし、参加者があまりにも少なく盛り上がりには欠けたようであります。確か150名ぐらいの参加者だったと思いますが、市民にあるいは職員にどのような周知を図られたのか、少し残念でありました。これは、聞きませんが、その中で畜産し尿等の垂れ流しを防ぐ手段としてバイオマスや完熟堆肥として利活用することの提言がされたが、市の今後の取り組みをどのように考えておられるのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水保全シンポジウムにおいて提案がありました。畜産し尿垂れ流しを防ぐ手段として、バイオマスや完熟堆肥として利活用することの提言に基づく市の取り組みについてでございますが、畜産のし尿垂れ流しにつきましては、毎年注意喚起の散らしを作成し、呼びかけをしているところでございます。ほとんどの方が真摯に取り組んでいただいているところでございますが、一部の経営体から流出した事例がございまして、河川流域の住民の皆さんに多大な迷惑をかけているということございまして、誠に遺憾でございます。基本的には、経営者自らが法に適合した処理をすべきものでございまして、経営規模に見合った処理能力を確保し、経営されるべきものと捉

えております。ということで、提言のありましたバイオマスにつきましては、ガスの回収による発電やその後の消化液を消化するというので、環境負荷の軽減も併せて図られますので、不法投棄を防止する有効な手段であるというふうには認識するところであります。一方で問題点としましては、施設の整備費、維持費等の経費も多大であるということでございますので、慎重に対応しなければならないと考えます。

次に、完熟堆肥につきましては、化学肥料の提言や環境負荷低減に有効な手段でありますので、補助事業や、市単独事業を活用しまして、また畜産農家の研修会等の機会を捉えて、完熟堆肥生産と適正量施用のための研修機会を設けられるよう関係機関と協議をしてみたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 市長も御存知のとおり、このし尿等の垂れ流しについては、家畜排せつ物法が平成11年11月に施行されて、5年間の猶予をもって、平成16年11月1日をもって本格施行されておりますよね、ここに管理基準というのがあります。その基本的な考え方ではありますが、これは従来この排せつ物は、畜産による資源として、農産物や飼料作物の生産に有効利用されてきた。しかし、近年においては、大規模な経営、そして高齢化に伴う省力化などを背景として、いわゆる家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じているようであります。この排せつ物については、その適正な管理を確保し堆肥としての農業の持続的な発展に資する土に積極的に活用するなどの資源としての有効活用を一層促進する必要があるということでも基本的な考え方であるわけですね。その管理基準の中に施設の構造に関する基準、それから、畜産を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理と、それから都道府県知事による必要な指導、助言、勧告、命令の実施ということになります。こういう管理基準がありながら、先ほど市長がおっしゃいました問題になっている畜産業者、いろんな形でのいわゆる罰則等もあるわけですが、その今までこの家畜排せつ物法が施行されて、その後どういう対応をしてこられたのかですね、これをお願いしたいと思います。

○畜産課長（山田勝大君） 家畜排せつ物法が施行され、11年に法自体はできたところでございます。その後、5年間の猶予期間がありまして、その間に施設の整備を進めましょうということで、国・県あるいは単独の事業で整備を進めたところであります。問題となっております農場につきましても国のリース事業で貯留槽を最初つくられまして、その後、制度資金による浄化処理施設というのを作られたところでございます。

○2番（下平晴行君） そういうこの法がありながら、そういう取り締まることができない。これは市民環境課、それから畜産課長、一生懸命されることをよく理解しております。ただしかし、課長、市長、どうも県の対応がいわゆる指導、助言、勧告、命令、処分という、ここがなかなかとられていない。いわゆるこれには罰則規定もあり、そして、その中で廃棄物及び清掃に関する法律、あるいは水質汚濁防止法、そういう法律がある中で環境を汚染しながら業者が、いわゆる業者に対する手だてが何もできないという本当に環境に力を入れている志布志市にとっては、私もすごく残念であります。ただ、行政の対応については、それなりに理解をしているところでは

あるわけですが、ただもうちょっとそういう法に照らした警察等の処分ができないのかどうかですね、そこ辺も考えられるわけですが、それとあわせて、後で水保全条例の制定に入るわけですが、この水保全条例にいわゆる硝酸性窒素などの削減対策、これを入れ込むことによって氏名の公表、あるいはこちらからの罰則も対応できるわけですね、市長。ですから、早めにそういう条例の制定も、後でまた出ますけれども、これは全部関連があるわけです。そういうことで次の段階で市長、こういうことでずっと次は鮎が多量死したというところに移るわけですが、それも含めて、なら次の方にいきたいと思います。

シンポジウムの中でも、前川で鮎の大量死についての調査結果のことが具体的に示されなかったので、その結果と対策について伺ってみたいと思いますが、これはまったく市長、これ関連ありますので、そこ辺も含めてお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市でも垂れ流しがあった場合は、関係機関と連携を取り合いながら指導を重ねているところでございます。24年6月8日に垂れ流しがあったということの連絡を受けまして、関係機関と県の方は大隅地域振興局保健福祉環境部衛生環境課、産廃Gメンでございますが、こちらの方。それから畑地かんがいセンター、家畜保健所の方々とも一緒になって当該業者について、厳しく指導したところでございます。しかし、そのまた直後6月8日にそのような指導をしたところでございますが、6月21日に再度垂れ流しが発生したということでございましたので、今回は志布志警察署に連絡して代表者が警察署に連行され、取り調べを受けたということでありまして、そのようなことで、この当該業者の方も非常にこのことについては、まじめに取り組みをしなきゃならないというようなふうには考えておられるというふうには思うところでございます。

ということで、今後新たに本市独自の対応、条例制定ということについては、まだ考えてないところでございますが、今後ともこの業者の指導は重ねてまいりたいというふうには思うところでございます。

[下平晴行君「調査結果は」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） 昨年10月に安楽川で、12月に前川で鮎が大量に死んでおりました。この鮎を採取しまして、事故、あるいは事件という両面から警察とも連携しまして、県の環境技術協会では原因の分析調査を行っていただいたところでございます。原因については、ある程度分かったところでございますが、何によるものか確定的な原因までは分からないという状況でございました。

このようなことから、早速、平成24年12月19日に前川あゆ変死観察結果報告会及び再発防止対策会議を開催しました。市からは市民環境課、志布志支所市民課、畜産課、産業振興室、耕地林務水産課、県から大隅地域振興局保健福祉環境部衛生環境課、曾於畑地かんがい農業センター、旧家畜保健所であります。それから、志布志警察署の生活安全刑事課が出席しまして、今回の監察結果の報告を行ったところでございます。会議における協議の結果としましては、再発防止策としまして、市民と連携して河川パトロールを行い、汚染原因、早期発見に努めること。2番目

に事件、事故が発生した場合、関係機関と連携して、原因者がいた場合、原因者に対して指導すること。それから、全体的なこととして3番目に、生活雑排水の汚れが河川環境に大きな負荷を与えていることから、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用をしまして、合併処理浄化槽、農業集落排水へのより一層の接続普及推進を図ること。4番目に環境学習会、水保全シンポジウム等の開催による意識の啓発を図ること。5番目に河川浄化対策協議会を開催し、河川浄化対策意識の高揚に努めること。6番目に現在行っている4河川の水質検査を引き続き行うということを確認したところでございます。

○2番（下平晴行君） 今市長が答弁がありましたように、その調査結果の詳しいことは実際出てないというようなことでありますが、これは新聞等でもありましたように、薬物でもない。恐らく酸欠によるものだろうと、エラにそれなりのものが付着していたということをお聞きしたわけですね。だとすれば、基本的には飼料の豚のふん尿の垂れ流し、ふんじゃないのかというのは想像できるわけですよ。それが県の技術協会、そこでもはっきりそのことは言わなかったわけですね、言わなかったわけですか、豚ふんとは言わなかったわけですね。

そういうことで、どうもやはり市民はそういう行政の在り方に不信というか、不満を持っているわけですね、実際はそうであるのにそのことが明確にされない。よく行政不信は何かと申しますと、市民が考えている一般常識と行政の立場、ものが言えない部分、これは当然そうかもしれません。しかしながら、もうちょっと入り込んで、この前のシンポジウムもそうありますが、皆さんがやはり遠慮をしているわけですね。もちろん私もいましたけれども、言いませんでしたが、本当は私も仲間もいっていたわけですが、やはり言う雰囲気にならないと、もうちょっとものがどんどん言えるようなシンポジウムであればいいのになというようなことも言っておりました。

それはそれとして、この再発防止、あるいは早期に、あるいはそういうものを見たら、すぐ連携を取ってとか言われているんですけども、その中で河川浄化対策協議会の名前も出ましたので、次にいきたいと思いますが、市長、やはりこの河川浄化対策協議会の目的であります。これは生態系を認識し、情報を共有しつつ、次の世代に清流を残すための協議を行い、もって経済と環境の持続可能な発展を図ることが目的であると、これは市長が答弁でも言っております。であるとすれば、もうちょっとこの協議会が前に出て、全面的に取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思うわけであります。この河川協議会の会を年に何回されているのか。そして、中身はどうだったのかですね、そこをちょっとお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

河川浄化対策協議会につきましては、平成24年3月議会で御質問のあったところでございます。各河川浄化対策協議会の設置につきましては、平成21年度に前川、平成22年度に田原川、平成23年度に安楽川と菱田川の河川浄化対策協議会を設立し、毎年1回から2回程度協議を行ってまいりました。今年度も1月30日及び31日にかけて、それぞれの河川ごとに委員の方々に集まっておいただきまして協議をしたところでございます。御承知のとおり、各河川浄化対策協議会の

設置目的は、ただいま議員お話になられましたように、生態系を認識し、情報を共有しつつ、次の世代に清流を残すための協議を行い、もって経済と環境の持続可能な発展を図るということとされているところでございます。

今回の協議会では、市、行政各課の水保全に向けた取り組みを示しまして、河川水質の現状、あるいは先ほどお話しがありました前川の鮎大量死などの報道に対するてん末等を議題としまして、話し合いをいたしました。どの協議会も現状を認識し、さらに活発な活動をしていこうという話はまとまったところでございます。

○2番(下平晴行君) 市長は、以前私もこの河川浄化対策協議会の在り方で質問しております。その時、私がやはり意見が出ないのであれば、同じ関係者同士で議論をする会をつくったらどうかと、その質問に対して市長は、「横の連携を取って、同じ立場の人たちのみ部会で協議していく、その同じ立場の人の意見をもって全体の協議会の場で協議していく方法をとっていく」このように答弁されているんです。ここ辺はどう取り組みをされているのか伺います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。ただいまの件につきましては、志布志市の河川浄化対策連絡協議会ということの設置になろうかというふうに思います。その設置をいたしまして、平成25年度に市の河川浄化対策連絡協議会を稼働させまして、情報の共有化や、そして今御意見がありました専門部会や調査部会等を設置いたしまして、横断的、弾力的に協議行動のできる組織として今後設立準備を進めてまいりたいというふうに思います。そのような中で、活発な御意見をいただきながら、活動をしていこうというふうに考えているところでございます。

○2番(下平晴行君) これからするということですね、今までしてないということでもあります。協議会の組織としては、今言いました目的、趣旨ですね、それから運営体制、それから活動報告、調査委員会等、あるいは規約、そういう簡易一覧表ですね、一覧のそういうものをしっかり提示されて、今おっしゃったそういうものがしっかり確立していかないと、協議会の意を示すことができないわけですね。これからということではありますが、それとあわせて、この施政方針の中でも(仮称)志布志市河川浄化対策連絡協議会を、これは前回の河川浄化対策協議会についての質問の中で、市長は次はこういうのを仮称を立ち上げるんだという話でありました。そういうことに対しては、しっかりと今回そういう同じ目的を持った共通理解、あるいは共通認識をうたった河川協議会を立ち上げられたわけではありますが、その分については、評価したいというふうに思います。

しかし、同じ目的を持った共通理解、あるいは共通認識だけでは、これは単なる話し合いになってしまいますので、しっかりと目的に沿うような活動をする協議会にしてほしいと思うんですが、その四つの協議会と、これから総体的に志布志市の河川浄化対策連絡協議会をどういう形で、おそらくそれぞれの代表者が上がってくるというふうに思うんですよ。でもこの協議会の今までの在り方を見ると、どうもそういうのがしっかりと、浄化対策としての対策協議は本当にされているかという、そうでもないような気がするわけですが、その共通理解、共通認識だけではなくて、もうちょっとしっかりした、そういう他に何かあるわけですか、取り組む根拠、それをち

よつとお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今まで年次を駆けまして、それぞれの川で河川浄化対策協議会を設置してきたところでございます。その際に、それぞれの河川において関係される方々に集まっておきまして、該当する河川の浄化についてはいかに取り組むべきなのか、そしてまた、特に現状において何が問題があるかということの観点から協議会が設置され、その協議が進んでいるところでございます。

ということで、先ほどからお話がありますように、少し意見が出にくい場があると、場であるということでございますので、横断的に今回連絡協議会を設置しながら、その中で特に調査ができるところ、そしてまた行動ができるところということの専門部会を立ち上げていきたいということの考えでございます。それぞれの立場からまた共有する課題等が出されるというふうに思いますので、それらを改めて持ち寄って連絡協議会の場で解決していくというようなことになろうかと思っております。

○2番（下平晴行君） そういうそれぞれの会から出したものを、その中にまた専門部会を設置すると、そういうふうになれば、わりといろんな議論というか、それは出やすくはなるように思いますね。そうであれば、そういう今までの協議会の在り方を反省しながら、そういう市長が今おっしゃったそういう取り組みをぜひして欲しいというふうに思います。

それと併せて、先ほどの水質保全条例の制定でございます。これは、制定については23年9月議会の一般質問で、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって享受できるよう、水質、水量の面からも地下水の保全を図ることにより、飲料水、その他市民生活に必要な水を確保するため、また硝酸性窒素などの削減対策など、地下水保全条例の制定はできないかの質問に対して、市長は、「県内のいくつかの自治体が地下水保全に関する条例を制定している。これらを参考にしながら地下水保全条例の制定に向けて前向きに研究を重ねる」答弁されております。そして、24年3月議会での進捗状況を聞いたところでありますが、課長の答弁で、現在、県内の地下水保全条例を定めている自治体は11団体である。宮崎県の小林市に先進地研修にいったということでありました。その後、どのような取り組みがされたのか進捗状況をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問のあったことにつきましては、23年9月、また24年3月議会で制定したら、というような御質問があったところでございます。御承知のとおり、本市の水資源は、市民共通の貴重な財産でございます。市民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるという観点から市民、事業者、そして行政が協働してその保全に努めなければならないということでありませぬ。

そしてまた、全ての飲料水を地下水に頼っている本市にとりましては、地下水保全の取り組みは、大変重要な問題であるというふうに認識しているところでございます。

先進地につきましては、先ほどお話しされたとおりでございます。県内自治体では11自治体もあるようでございます。環境保全条例に定めてあるものにつきましては、地下水の採取等につ

いて定めたものもございます。内容につきましては、地下水採取の届出、地下水採取に対する指導、勧告、命令、採取に対する水量の測定と報告、そしてまた、なかには罰金を明示したのものもあるということでございます。

条例制定となりますと、基本的に議会、市民はもとより、事業をされている方々の御理解と全面的な御協力がなければならないものでございまして、環境保全と産業が共栄できるようにと考えているところでございます。条例を制定することは、市民や事業者に対しまして、権利を制限すると、そしてまた義務を課すということになるため、これらの方々の賛同を得た形で制定してまいりたいと考えているところでございます。そのために、市民の意識啓発を図って、環境学習会などで節水運動への取り組みをはじめ、事業者等による事業所等での給水制限の実施、事業との排水基準の設定などを主体的に行ってもらう必要があります。その手段として志布志市内の水の量及び水質について調査研究を経て、そのことについて周知、理解をいただきながら取り組むということが肝要であると考えております。そのようなことを踏まえ、市民の皆様のご理解とご認識をいただきながら、本市として特性のある地下水保全条例の制定に向けて研究を重ねてまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 市長、そんなことでは条例は制定できませんよ。これは行政が自ら動かないと、もちろん経済、そういう影響もあると思いますよ、それは当然。でも、このシンポジウムにありますように、水がいかにかたちに私たちにとって大事な水、この貴重な水を次の世代へ守り続けることが、私たちの責務ですということでも、守っていきこうきれいな水という、大きなテーマがうたってあるわけでありまして。市長がおっしゃるのはよく分かります。しかし、私が前一般質問したその中で、二セコ町の地下水条例を言ったわけでありまして、これは、揚水機の排出口の断面積が8㎡、8平方メートル、これについては採取の許可が要ると。やはり私はそこまでしていかないと、とり放題でとって地下水はいつまでも無限にあるわけじゃないじゃないですか市長、あなたの言うておられることは十分理解できるんですけども、それを市民から、あるいは経済団体から聞いて始めるなんていうようなことは、とてもではないけどできませんですよ、できないですよ。ですから、もちろんそういう条例を制定するということを情報提供しながら地下水の水を保全していく、これは行政がやらないと市長できないですよ。あなたが今言ったようなことを考えていると、とてもじゃないけどずっとできないです。だからこそ、行政がそういう条例を制定して、これは行政がやらないと、誰もできないわけですよ、だから言ってるんですよ。水が豊富にあったら、永久にあったら何も言いません。

そして、事業者の方々も取るなということは言っていないわけですよ。この制限をすることによって水の大事さ、保全しなきゃいけないという気運も高まる。そして、市民もそういうことで理解をする。私は市長の考え方は全く逆ですよ、それを制定することによって水を大事にすると私はそう思うんですがどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、養鰻業が盛んであるということで、その方々のボーリングによる水の採

取が盛んに行われた時期があったところでございます。現在もその業者におかれては、引き続いて事業が継続されているところでございますが、それらの方々の取り組み、節水の取り組み、あるいは事業所自体での給水制限の実施というものをまず取り組みをしていただきながら、このことについて市の水資源についての認識を高めていただくというようなことをしていかなければならないのではないかというふうに思うところでございます。

今後、またこの方々がどういった形で推移されるか分からないところでございますが、現在のところかなり厳しい状況にあるようでございますので、そういったことも十分しんしゃくしながら取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長がおっしゃいましたように、そういう業者の関係の方は大変な状況であることは十分理解しております。それとこれは別です。市長、それは別ですよ。例えば先ほどの畜産し尿等の垂れ流しでも、私が水質保全条例を制定することによって、いわゆる硝酸性窒素の対策、そういうことで、畜産し尿等のこれも制限できるわけですね。ですから、そういう条例を制定することによって、いろんなマイナスじゃないですよ、プラスの方が大きいですから、そこをその事業者だけがどうこうというんじゃない、事業者もそういう形の流れの中で理解をしていただくという方法を市長が自らが取らないと、市長が自分で事業者のためにだけみたいなの、私はそういうふうに聞こえるというか、もちろん事業者は大事です。

しかし、この水の保全条例をつくることによって業者がそういう負担を強いられるのかどうかですね、そこを市長、どこ辺まで考えておられるんですか。水の保全条例をつくることによって水が制限される、自由にとれなくなるから経営上大変になると、私はそのように聞こえましたけど、すみません、もう一回そこら辺はどう考えておられるのか、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

養鰻業が盛んな折にどんどんどんどん池が開発される時期には、既存のボーリングされた井戸から水が、水量が減ってきて、さらに掘り直しをしたというような事例も聞いたりしたところでございます。そのようなことがあったなかで、その水資源というような観点から考えると、ある程度制約が必要なのかなというふうには思っていたところでございますが、最近になりまして、その新たな増設というものは、現在進んでいないというようなこと。そしてまた、先ほども申しましたように、かなり現在厳しい状況にあるということもございまして、そういったこともあわせて考えながら、このことについては、業界の方々の理解も十分得ながら取り組む必要があるというふうには思うところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長が考えていらっしゃることはよく理解できるんですよ、でもそういうことを考えていたら何もできないですよ。そのことは、もうちょっと前向きに業者の方々に聞いてどうこうじゃないんです。志布志市として水保全をどうするかと、そこを考えてください。何回言っても一緒でしょうから次に入ります。

工業団地化の取り組みについてであります。

臨海部工業団地については、9か所の候補地の特徴を整理して工業団地としての適性を土地、

交通、用水、排水、電力の五つの要件について総合的に判断した結果、8 haの所が選出されたわけであります。8 haの開発と同時に、隣接する約3 haの土地も工業団地化として取り組むことで、より一層の投資効果があると思うが、どのような協議をされたのか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

臨海工業団地の候補地としましては、現在予定している線路跡から保安林の間にある水田地帯約8 haに加えまして、線路跡から国道220号の間にある水田地帯約3 haも候補地として別途検討したところでございます。

しかしながら、国道側の3 haの一带は周辺も含め宅地化が進んでおり、工場用地が民家に隣接することや専用道路となる臨港道路で二つに分断されて小規模な団地になることが懸念されるということでございます。このため、財源が厳しい現状においては、企業誘致に優位である線路跡から海側の約8 haにおいて、早期事業進捗を図るということにしたところでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

市長、この今先ほどありましたように、検討した結果、そういう今の敷地については、私が言っている3 haについては宅地、あるいはその他の有効施設という見込みがあると、私もそういうふうに思っております。これは説明の中で田んぼの代替地に対応したいということでありました。

私は、予算的な面もいろいろあろうかと思うんですが、やはりこの田んぼの代替地でありますと公社で買うことはできますよね。ところが、商業地あるいは宅地と将来なるといふのであれば、おそらく公社では買えない、いわゆる市の予算もしくはそれなりの予算で買わないと代替地以外の名目では購入できない、これは理解しております。

ただ、今回問題なのは、恐らく都市下水路ですか、ここも私も現地を見て、これからの土地の有効利用についても大きな弊害になるんじゃないかなということで建設課ともお話を聞いたところでありました。ここの土地を将来いろんな面で、市長もおっしゃいましたように、有望な土地であるとすれば団地化でしなくともですね、何らかの形で、やはり市が対応していくべきであろうと、これは一つは、やはり隣接する住宅地がありますね。そういう関係からいくと今、田んぼでいわゆる耕作している方も、恐らく8 haの所に持っていらっしゃる方もいるかもしれませんよね、そこはちょっと分かりませんが、そういうことを考えると、やはり地権者によっては、今回一緒に土地の買収もしていただきたいという方もいらっしゃるかもしれません。そういうことを含めて、団地化としては今市長がそういう予算的なものもあってできないと、これはよく理解しました。ただこの土地を有効活用するのであれば、やはり一緒になって代替地、もしくはそういう将来のことを考えると、今やはり購入して対応すべきじゃないのかなと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、将来的にはこの3 haの土地についても何らかの形で新しい土地利用が考えられるということになるかと思えます。

ということで、地権者の方の申し出がありましたら、土地開発公社の方で先行取得ということ

ができますので、検討してまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

市長、やはり事業を進める中では、やはり同時に開発していく場合と、いま話がありましたように、そういう問題点の、例えば都市下水路、そういうものがあってできないというのであれば、やはり事前にそういうものの取り組み、やはりこれは短期間でこの買収に入ったというふうには理解しているんですね。しかし、これは志布志町時代からあそこの土地については、いわゆるそういう団地化みたいなのがおそらく計画されていたのではないかなというふうに思うわけであり

ます。そういうことで、今後進め方としてはやはり、5年先、10年先を見据えたやはり取り組みをですね、あそこに限らずどういう形で取り組んだほうがいいのか、やはりそこは本当にそれぞれの部署で議論をして対応していったほしいというふうに思います。

次に、上町商店街の駐車場についてであります。昭和通り商店街については、公営駐車場があるということで、近隣の商店経営者は喜んでおられるわけですが、上町商店街については、駐車場がないために、保健所もしくは志布志支所を駐車場として利用しておられるようであります。上町商店街の活性化を図ること等含めて、この大慈寺に、いわゆる観光客と申しますか、こういう方々がJTBでも千二、三百人はお見えになるようでありますので、そういうことも含めて駐車場の確保ができないかということでもあります。よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在市内での消費につきましては、多様化する消費者ニーズや購買行動範囲の拡大によりまして、大型の量販店やコンビニでの買い物が増えてきており、商店街の買い物客が減少傾向にあるということでもあります。そのような中、上町商店街を含めまして、志布志の商店街通りは経営者の高齢化や後継者不足によりまして廃業する店舗が増えております。

市としましても商店街、商工会と連携をしまして、地域資源を生かした食の取り組みにより、商店街の活性化を図っております。商店街活性化の観点から駐車場の設置ができないかという質問ですが、大慈寺の東側に駐車台数40台の民間駐車場がございます。この駐車場につきましては、現在近隣の飲食店が来客用、個人契約という形で利用がされております。そしてまた、この駐車場については、民間の方の活用というようなことで取り組みをしていただければというふうに思います。

そしてまた、商店街の活性化について来客者の利便性の向上のために新たに駐車場整備ということを考えてところでございますが、そのために誘客を増やす取り組みも同時に実施する必要もあろうかというふうに思います。現在、上町商店街通りの一つ下の通りになりますが、NTT前の駐車場を市が借り上げまして、大慈寺に来られる観光客専用駐車場として整備しております。今後、その駐車場が商店街の駐車場としての利用も可能かどうか、状況も確認して整備してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長がおっしゃいますように、民間の駐車場を利用していくということ

は民間の方にもそれなりの収入があると、これはよく理解できるわけです。ただ、その民間駐車場の利活用については、それなりに余裕がある商店主は駐車場として借りれるわけですね。それが無い商店については、やはり確保できない、駐車場を確保できないということでもあります。そういう中で公共の駐車場が確保できないかということであるわけです。そこ辺はどう考えておられるか、お願いいたします。

○市長（本田修一君） 今ほどお話ししましたように、N T T前の駐車場につきまして、現在借り上げて駐車スペースというふうに行っているところでございます。ここにつきましては、今年の11月から大型バス、乗用車の駐車場が可能になっております。そしてまた、併せて先ほど申しましたようにこの駐車場の整備とともに誘客が図れるような形での道路の整備も必要かなというふうには思っているところでございます。

そしてまた、上町商店街近くには下野司法書士事務所隣に市有地を商工会に貸し付けまして、商店街利用者の方々の専用の駐車場にもしていただいているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、そこはさっき言ったじゃないですか、これは昭和通り商店街が、あそこは使っているんですよ、下野司法書士事務所の隣はですね、それじゃなくて、市役所寄りのいわゆる上町商店街、そのこのところの商店街の活性化を私は言っているんですよ。市長がN T Tの所とおっしゃいましたけれども、あそこに止めて上までは来ないですよ、もう全然違いますから、ですからもう1回現場を、市長、見られました、見ましたか、課長と一緒に、一人ですか。本当に見られました。課長ちゃんと分かっておいやつですか、市長は。課長は分かってる、市長はおそらく分かってないんじゃないですか。もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私しょっちゅうあの通りは通っておりますので、空き地が増えているなあとか、駐車場になつてるとかいうことについては認識しているところでございます。先ほど民間の駐車場につきましては、マルチョンラーメンの方が来客用に27台確保されていて、そしてまた別途個人契約があるということについて認識しているところでございます。市としまして駐車場をとということで考えるとすれば、市役所周辺については該当地がなかったというようなふうに今課長に確認したところでございます。

ということで、来客される方は市役所の駐車場等を利用していただければというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 認識が認識されてなかったというふうに思っております。

市長、やっぱり答弁するときはちゃんと現場をしっかりと見てどこの所を言っているんだというのを確認してから答弁してください。

それと課長が用地の取得ができないということではありますが、その地権者にそういう話をしたのかどうかですね、そこをちょっとお願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今回の御質問の前に、私どもいろいろと先ほど議員も申されました大慈寺ツアー等でJ T Bのツアーで、非常にたくさんの大型バス等に乘られて観光客の方

が来られると、そうした時にJTBのバス等を停める場所がなくてですね、今現在私どもが借りましたNTTの前の路上に停められて、そこから観光客の方が歩いて大慈寺にいかれるというような、そういう状況もございまして、なんとか駐車場の設置をという観光ボランティア等の意向もあったところでございます。その時にいろいろと今議員が申されました周辺も含めて土地の調査をいたしましたけれども、なかなか私どもの希望にかなうようなところが、そのときには、私ども目につきませんで、NTTの現在借りているところがちょうどございましたので、そこに相談をしまして、面積は約1,000㎡でございますけれども、なんとか昨年の11月から借りられるようになったところでございます。大型バスで数台、それから乗用車でいいますと39台の乗用車が止まるような形での駐車ができるということでございましたので、現在は、先ほど市長が申し上げましたように、大型バス等の対応だけをしておりますけれども、将来にわたりましては、今議員が申されるような形での一般の方の駐車場でも、何とか使えるような形での工夫はできないか、ちょっと検討してみたいなというふうに思っているところでございます。

○2番（下平晴行君） 課長、一般の人は使わないですよ。あそこの上町の商店街を活用する人は使わないです。課長が言っているのは、外から観光客がバスで来るそういう人たちは、おそらくそこを利用しないといけないでしょうから、それは利用すると思いますよ。でも通常の人たちが、通常というか市民、市内外の方々が上町を使うということであるとすれば、恐らくそこは使わないです。

先ほど市長が、課長が用地のそこは課長もう1回用地のあなたは相談したんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 土地の相談につきましては、具体的には今借りましたNTTの所と、それから、私ども保健所が近くでございますので、保健所等の土地の活用ができないかというところは検討いたしましたけれども、民間の方の所有者の方につきましては、御相談を申し上げておりません。

○2番（下平晴行君） 市長、してないですよ。ちゃんと確認して言ってくださいよ。この場が過ぎればいいという考え方で、市長、答弁してもらっては困りますからね。ちゃんとしっかりと、当たり前のことを答弁してください。

その商店街の方々は本当真剣なんですよ、お客さんをどう引き込めるか、そんな遠い所を歩いてくるわけないんです、普通一般的にですね。ですから、もうちょっとここ辺は真剣に取り組みを考えて欲しいと思います。いいですか市長、取り組みますか、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

商店街振興につきましては、様々な形で取り組みをさせていただいているところでございますが、駐車場についても度々質問があったようなふうには覚えているところでございます。しかし、今お話ししましたようなことで、例えば市役所、例えば保健所というような公共施設を利用させていただく、そしてまた、民間が確保している所を利用させていただくというようなことでできていると、お答えしているのではないかなというふうに思ったところでございます。さらに市の方で、公共で確保するということがなれば様々な要件がまた必要というようなふうには、特に予算的な

面で相当考慮しながら進めなければならぬ内容にはなるのではないかなというふうに思っています。

現段階でそのことについては、私自身は考えておりませんでしたので、今後調査をさせていただきまして、可能性があれば取り組みをしてまいりたいと思います。

○2番(下平晴行君) 市長、あそこ市役所を使うとかですね、保健所を使うといってもですね、これは私は駐車場のいわゆる確保、いわゆる住民サービス、これは今特に申告の関係でもういつもいっぱいですよ。私が市長は68の中で40席あれば、大体40ぐらいがいわゆる利用しているというような答弁でありましたよね。志布志支所の駐車場は1本線なんですよ、恐らく年寄りの方は隣、両方入っていたら恐らく止められないぎりぎりいっぱいなんです。これが2本線ですと30cmぐらいですかね、40cmの2本でこう、これはもうあそこのアピアの前の志布志市の駐輪場、ああいう形でありますと十分40台は止められるというふうに思うわけですが、私が質問して議会だよりを見て電話もくださった方もおられます。それは駐車するのが大変だったということでの電話でありました。ですから、いつもはそうじゃないかもしれませんが、志布志支所の駐車場については、ほとんど満杯のような状態なんです。空いてても駐車場スペースが小さいですから、ですから市長が市役所、支所を、あるいは保健所とおっしゃいますけれども、あそこに止めたら余計市民の皆さんが市役所、支所を利用するのに、また不便を感じるわけですよ。だから、それと併せて検討すると、検討するというのはしないというようなことでしょうかけれども、ぜひ議論してください。

では、次にいきます。

歴史まちづくり法についてであります。これは、昨年3月議会の一般質問の歴史まちづくりの取り組みについて、市長は「歴史的風致維持向上計画については、計画思想づくりを行うことによりまして、全庁的な取り組みとなり、そしてまた、歴史のまちづくり構想の認識も深まってくるのではないかなというふうに考えます。ということで、歴史のまちづくり法の導入ということもはさておいても、この歴史的風致維持向上計画の作成については、取り組みをしてまいりたいと考えています」という答弁でありました。その後どのような取り組みをされたのかですね、お伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

いわゆる歴史のまちづくり事業の推進につきましては、関係課で連携しながら、それぞれ所管の事業を推進しているところであります。

議員お尋ねの歴史的風致維持向上計画書につきましては、歴史のまちづくり法の適用を受けるために策定する計画でありましたので、歴史のまちづくり法の適用が困難であり、断念した段階でこの歴史的風致維持向上計画につきましても策定していないところであります。昨年下平議員の一般質問におきまして、歴史のまちづくりの全体事業の認識を深める意味からは、この計画づくりの取り組みもしてまいりたいと回答をしたところでありますが、当該地域には歴史のまちづくり基本構想があり、現在その構想に基づいて逐次整備を行ってきていること。また、歴史

的風致維持向上計画は、歴史のまちづくり法の推進が前提になっていることから、現段階において結果的に取り組んでいない状況であります。御理解いただきたいと思えます。

しかしながら、歴史のまちづくり法の適用による事業推進は断念したものの文化庁の補助事業、鹿児島県の地域振興推進事業、魅力ある観光地づくり事業等の補助事業を活用するために個別の計画書を策定しまして年次的計画と、またスピード感を持った事業の推進を図っているところでもあります。

観光面から要望のあった駐車場等の整備につきましても魅力ある観光地づくり事業や、まちあるき観光拠点整備事業より、計画的な事業の推進を行っているところでもあります。

従来からの歴史のまちづくり事業にかかる文化財関係の事業推進の現状について、生涯学習課で所管しておりますので、教育委員会から答弁させます。

○2番（下平晴行君） もう1回、市長をお願いします。

○議長（上村 環君） 市長にですか。

○2番（下平晴行君） その次に教育長をお願いします。

市長、先ほど言いましたように、あなたは計画書を取り組むという答弁をしているわけですよ。いわゆるそういうこの歴史のまちづくり法がいわゆる基準と申しますか、それに対応していないというようなことで、検討委員会で断念したということでありました。それをこの前の質問ではそれを言って、私がいわゆる松本市、あるいはこの歴史のまちづくり法の基本的な考え方、事業の在り方、それを質問したら、あなたは計画書は作成すると言ったわけですよ。それがまた何でそういうふうに1年足らずで、それも所管換えをして教育委員会に、あなたが答弁したのは、こんなふうには言ってるんですよ。「所管を教育委員会から市長部局の方に移したというのは、全体的なまちづくりという観点から景観、道路、観光、文化財等の広範囲にわたる調整が必要ということを考えて、市長部局の企画に移した」と、今度は市長がおっしゃるのは、教育委員会に移管して、しないということで移管しているわけですか。そこをもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、昨年3月議会で歴史のまちづくり法の導入についてはさておいても、この歴史的風致維持向上計画の作成について、取り組みをしてまいりたいというふうに答弁をしているところがございます。この答弁に至りますまでに、当初私自身は歴史的風致を形成している要件を満たす要素に至ってないと判断し、申請は困難としてきたということの答弁をいたしまして、その後議員の方から様々な事例等のお話があって、先ほどの答弁になったというような経緯であるようがございます。答弁を通じながら、私自身はそのような地域の取り組みがされているならば、私どもの地域でもそのような取り組みが必要かなということで、歴史的風致維持の計画書作成について、必要というふうに思いたったところがございますが、改めてこの向上計画書なるものがあるのかということをお考えしたときに、先ほども言いましたように、歴史のまちづくり推進法の推進が前提になっているということであるようでございますので、このことについては、計画書については推進がされていないということでございます。

ただ、先ほども申しましたように、様々な観点から特に観光面からこの事業について、取り組むところについては、取り組みをしているということでございます。

そしてまた、教育委員会の方ということにつきましては、文化財関係の事業については、教育委員会関係であるから教育委員会の方に答弁させるというふうにしたところでございます。

○2番（下平晴行君） あの市長ですね、そんないいかげんな考え方で策定する、しない、そんなことでいいんですか。

これは、この事業は、前も言いましたけれども、志布志町時代にまちづくり委員会、歴史のまちづくり委員会が町に提言して、町が基本構想を策定しているわけですね。これはそれぞれの市長がおっしゃったいわゆる基準、そういうものがどうであろうと、私はこれは全体の志布志の歴史的風致向上計画、これはすごく重要なことだと思うんですよ。今市長がおっしゃった事業については、それぞれなんですね、ばらばらなんです。この計画書を例えば亀山市、それから文厚での松本市ですかね、松本市の研修をされた事例をここでしているわけでありましたが、この認定を受けることは別としてでも、この事業計画、事業計画書をつくる意義はすごくあるんだというようなことでありました。それと併せて、松本市では職員が計画策定まで取り組みをしている。いわゆる職員がまちづくりに対する情熱やまちへの愛情、まちの誇り、そういうものが痛切に感じたということでありました。

私は、この前の埋蔵文化財のセンター設置の職員のことをお話しましたですね、そういう資格のある職員を適材適所で活用すべきだと。

では市長、いろんなまちを見てますと、例えば防災、環境、医療、そこに真剣に取り組む職員がいて、例えば防災に取り組んで全国から話題となって研修視察もあると。ですから、私はそういう職員の能力、開発を有効利用しない手はないと思うんですよ。

私はどうもですね、前もこの質問の中で言いましたけれども、もう頭から基準に沿わないというのを前提に押し立てて計画書を策定しようとしなくて、これが見え見えであるわけですよ。じゃなくて、やはり先ほども申しましたように、志布志町時代に歴史のまちづくり委員会というのを設置して、いわゆる基本構想まで策定しているんだと、いわゆるその下地はできているわけですよ。これがなかったら私もこんなこと言いませんよ。実は私もその担当であったわけですから、ですからいわゆる認定を受けることが基本かもしれませんが、認定をもし通るんだという、認定を取るという目的で、考えですること必要かもしれませんが、認定を得ることじゃなくても、計画書の策定をすることが大きな意義があるということを私は言ってるんですよ。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史のまちづくり構想なるものにつきましては、民間の方々を中心にしまして、壮大な計画がつくられており、そのことが実現すれば本当に素晴らしい歴史の街になっているんじゃないかなというふうには思っているところでございます。しかしながら、財源等の問題がございまして、そのことについては、着手できてないということで構想に終わってしまっているということであ

ります。

新市になりまして、このことを受けながら、私どもはこの歴史のまちづくりの構想の中のできる部分について順次取り組みをさせていただいているところでございます。そのような流れの中で、今お話がありますように、歴史的風致維持計画書を作成しながら、その事業を導入するということにおいては、様々な要件があり、その要件には合致しないということで断念せざるを得ないというようなことになっておりまして、そのような状況ではありますが、その歴史のまちづくり構想なるものは生かせるところは生かしながら、まちづくりを進めていくというようなことを重ねてきているところでございます。

○議長（上村 環君） 下平議員、教育長の答弁を。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

歴史のまちづくり法に関しましては、ただいま市長から答弁がありましたので、私からは歴史のまちづくり事業の中の教育委員会関係分としての文化財保護の観点から現在の進捗状況と今後の計画について、お答えをいたしたいと思っております。歴史のまちづくり事業につきましては、旧町時代に策定されました歴史のまちづくり基本構想を指針といたしまして、文化的遺産の保護活用を推進しているところでございまして、現在大きな課題である三つの事業の推進を行っております。

一つ目は、志布志城跡史跡公園保存整備事業でございます。志布志城跡につきましては、発掘調査や公有化事業がほぼ終了してまいりますので、平成25年度には整備基本計画を策定して現実的な整備の推進を図ってまいります。

二つ目には、志布志麓庭園におきましては、平成22年度に策定した保存管理計画に基づき、平成24年度で公有化に向けた不動産鑑定が終わりましたので、平成25年度からは国の補助事業により志布志麓庭園の公有化事業を年次的に実施する予定でございます。公有化後は、整備検討委員会を開催いたしまして、整備基本計画の策定及び整備を段階的に進めてまいりたいとかように考えております。

三つ目に、既に公有化しております山中氏邸の商家資料館整備計画につきましては、再度商家資料館活用検討委員会を開催いたしまして、早期に方向性を見だし活用方針の具体化を図り、国・県の助成事業などを活用した整備を進めてまいりたいとそういうふうに考えております。

今後ともまちづくりは、観光関係部局との連携を図りながら、財政当局とも相談して教育委員会関係事業の推進は、教育委員会として図ってまいりたいとこういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 教育長、この三つの事業に取り組むということで、これはまあよく理解はできました。ただ、20年にこの歴史のまちづくり法が制定されたわけですね。その時点では先ほど言いましたように、そういうもろもろのことで企画政策課に移したわけです。

今回、生涯学習にその文化財関係というようなことで市長が話がありましたけれども、それは

いつ、どういう形で教育委員会に主務課が移管されたのかですね。そこをちょっとお聞きいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

歴史のまちづくり基本事業がですね、そっくりそのまま、また再び帰ってきたというわけではない。という意味ではございません。私が理解しておりますのは、企画政策課でそれぞれの各課の担当が集まって、そして議論をし検討し、会議があって、そして、またやっぱりそれぞれの持ち場については、再度それぞれの持ち場で仕事を進めて、そしてまた持ち寄って全体的な構想を練っていこうと。こういうことと私は理解しております。

志布志時代に旧町時代にできました歴史のまちづくり基本構想の一番最後の計画編の中に、こういうふうに書いてあるようでございますので、歴史のまちづくりは、現在は社会教育課、当時も社会教育課ですね、社会教育課が所管となり、庁内プロジェクトチームを組んで進められている。しかし、今後の具体的な事業は、住環境整備については、主に都市計画課が文化財の保護活用については、社会教育課が、というように所管が各課またがって進められている。したがって、今後の全体の推進役は調整機能のある企画財政課が担当していくこととすると。こういうふうに、これはもう議員御自身お作りになった計画だろうと思いますので。

[下平晴行君「企画財政課ですか」と呼ぶ]

○教育長（坪田勝秀君） 志布志町時代。

[下平晴行君「志布志町時代。」と呼ぶ]

○教育長（坪田勝秀君） はい、ずっと私どもとしては、はい、私がいりましてから、私どもの担当である文化財関係がずっとずっと進めてきたわけですね、当然もう文化財が管下でやるというか、もう行き詰まるというか、ほとんど終わりましたので、これ以上はもう都市計画課だ、あるいは建設課だというものが入っていかないと、歴史のまちづくり事業はもう進まない、というふうに判断されて、それでもってそれじゃあ今ここに書いてありますように、調整機能のある企画財政課が担当していくこととすることになっておりますので、もう時期がきているんじゃないかと、そして今の企画政策課に移ったと。そして、そこで何回か会議をしてもらった。そして、まだそれぞれの課で全部十分じゃないところがあるとすれば、また持ち帰って自分たちの分野についてはやりましょうということになったと私は理解しております。ですから、教育委員会にまた丸々差し戻しというふうには理解いたしておりません。ですから、今言いましたように、こちらの分野はこちらの分野で進めていると、こういうことでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりましたと言っても、分かったような、分からんようなあれでしたけれども、そういうふうに市長やはり主務課があっちいたり、こっちにいたりしていること自体がいわゆる取り組む体制づくりが明確にされていないということであろうというふうに理解しましたので、しょうがないなというふうに思います。何回言っても同じことの繰り返しでしょうから、次にいきたいと思います。

学校の体罰状況についてであります。桜宮高校のバスケット部監督が主将に体罰を加えたため

に自殺した問題から、全国的に体罰の実態が明るみに出ているが、市内の学校の体罰状況について質問でありましたが、昨日の13番議員の質問で今児童、保護者等にアンケートを調査中であると答弁でありました。しっかりした調査結果を出してほしいと思います。

教育長のその中で教師の熱意の現れ、あるいは日本の教育のそういう流れ、それから指導力のない教師が脱線したというようなことでもありました。そういうことで、児童、父兄にはそういうアンケートですが、先生に対してはどういう対応ですか。

○学校教育課長（金久三男君） 今回の調査につきましては、児童及びその保護者用、それから教職員用の調査があるところであります。

○2番（下平晴行君） 先生方も一緒に調査しているということですね。

実は、私も愛のむちというのは信じていたわけですが、今回いろんな形での議論等を聞いていますと、やはり指導を受ける側から、立場から考えると、体罰は全く無意味だと、法的にもこれはしてはならないことであるということでもあります。一流選手の方々にテレビ等で話を聞く機会が放映がされておりました。体罰を受けていた実態はほとんどないようであります。そのことは、スポーツは科学的に指導しないと体罰を加えて指導したら、自主性、自立性が奪われて、そのことから指導者に頼ると、いわゆる自分で考えて行動しないと、このようなことでもあります。それと併せて、こういう放映がされるとなると、子供たちの反動があるというふうに思うわけですが、ちょうど昼時間に学校教育課長とちょっと話をしたら、課長が、やはり子供の規範意識をとらなきゃいけないと、一般質問をするのにそういういい話をしかたでしたけれども、教育長はそこ辺はどういうふうにお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校教育課長とお話されたということですので、ほとんど同じだと思いますが、やはり規範意識というものをですね、指導するということが最も大事なことでありまして、最近ここ数年やっぱり教育の原点は家庭であるというふうに言われるようになりました。今までは大変このことについては、臆病（おくびょう）でありましたが、最近は文部科学省あたりでもやっぱり家庭での教育が極めて大事だということをいうようになりましたので、家庭におきまして、もちろん学校教育は何もせんでもいいということは言うておりませんが、やはり学校にいる時間、家庭にいる時間ということを考えてみましても、やっぱり家庭で三食を共に、寝食を共にするわけですから、そこでやっぱり保護者の方々あるいは家族みんなと一緒に規範意識とはどういうものかということを十分勉強をそして学んでいくと、それと同時に「八重の桜」ではありませんが、「ならぬことはならぬ」ということですね。

そして、教育の中には個性を伸ばす部分も十分あります。しかし、私は一方で鋳型にはめる教育もまた教育の一因を物語っているのではないかと、どうもこの辺が個性伸長、個性伸長ということばかりが声高になりまして、鋳型にはめる、はまることも必要なんだということが最近の教育に、私はやや欠けているのではないかと思いますので、それがまさしく規範意識を育てるといふことだと認識しております。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

教育長は、教育委員会の不要論のことを言う人もいたと言われましたけれども、私は不要論じゃなくて、教育委員会の制度が問題だと私は思っております。

志布志市も5人の教育委員がいて、教育行政の全てを教育長に委任にしているわけですね。そして、教育長は非常勤でありながら全体を管理、統括して。

〔「教育委員長」と呼ぶ者あり〕

○2番（下平晴行君） 教育委員長は非常勤でありながら、全体を管理、統括している。このことが私はおかしいと思うんですよ。教育委員会は、予算の権限も人事権もない。市長は口を出せないが、予算の権限を持っている。そういう、実態がそうですよね。教育長が喜んでおります。

そういう中で、良い例が大阪市の橋下市長がいわゆるスポーツ課を廃止しないと予算を出さないと、これはやはり学校、教育委員会が隠ぺいの体質があったと、だったからこそ、だからこそああいう手段をとられたのかなというふうに思うんですが、そこ辺は教育長どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も大阪のことはよく分かりませんので、ああいうふうなことをされたことをどう思うかと言われてもですね、やはり私は以前ある文科大臣が学校認可のことでありましたけれども、やっぱりそれと同じように、もう少し熟議してからでも遅くはなかったのではないかと、ただスポーツ課をもう募集停止する。あるいはまた、先生方を総入れ替えすると、18年間とは何事だと、私は18年も務めるなど知りませんでしたけど、鹿児島県はそんなことありませんので、同じ学校にですね、公立であれば。

ですから、そういうことはかねてから首長として、私は十分勉強しておかれるべきではなかったかと、それを他人ごとのように、18年もいるんですから、あんなになりますよなどと言っていたけど、それにまたいろいろ尾ひれが付いて流れてくるというようなことです。私は実態は分かりませんが、ただマスコミ等で知る限りにおいてはですね、やっぱり子供たちはかわいそうだと、子供たちが一生懸命嘆願もしてたようございますが、今、中学生がいよいよ明日、明後日受けるというときになってから、もう募集停止だと言われたときの中学3年生はどうなるんだろうというようなこともまた考えました。だからといって、体罰がなくなって、それでもいいんだと容認するわけではございませんが、もう少し考えてやる方法はなかったのかなとは思いません。個人的な見解でございますが。

○2番（下平晴行君） すみません。私の質問が悪かったです。

これは、このことがどうこうじゃないんです。私は、学校と教育委員会の隠ぺい体質はないのかというのを聞いたかったんです。はい、志布志です。申し訳ございません。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私は、今私を含めて5人の教育委員でございますが、あと4人のですね、教育委員さんは非常に私は建設的だと認識しています。学校の校門立哨（りっしょう）はもとよりですが、研究公開、この前先ほど言いました香月小学校あたりが研究公開しますが、必ず来ていただきます。

あるいは、私どもは学校の経営報告会等をしているわけですが、教育委員さん方を前にして、学校長が全部この1学期どんなことをしたかということ報告するわけです。そしてまた、それをキャッチボールしながら、こうやって議会みたいにして聞いていく会をもっています。そういうときも前もって資料を渡しておきますので、非常にもういっぱい勉強してきていただいています。そして、学校行事はもとより、ほかのこの前行いましたポートマラソンとかですね、ああいふものにも必ず出てきていただいております。ですから、学校にもしよっちゅう立哨指導をした後は、校長室にいてお茶を飲みながら校長先生と話をすることもおられますし、少なくとも志布志市の教育委員さん方には隠ぺい体質はないと私は認識しております。

○2番（下平晴行君） はい、安心しました。

それと併せて教育委員会の体罰に対する案件について委員会でのどのような事案というか、出されたのかですね、そこをお願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 今回のことはまだ調査中でございますのでですね、今回まだ締め切りがきませんので、3月8日が締め切りですので、それまでにどういうものが本市内で上がってくるかということとは分かりません。ただ、こういう形でアンケートが出ておりますという用紙は、この前の教育委員会で、これでございますとお渡ししてあります。こんなので今調査中でございますということは。

また、いじめや体罰等の案件につきましては、事案があるたびにそれがあれば、それを教育委員会では報告し、そこでまた意見もお伺いしております。それはそういうことです。

○2番（下平晴行君） もちろんそれは教育長がおっしゃったとおりで思いますが、こういう自殺が起きましたですね、その後、委員会でのいわゆる検討と申しますか、そこ辺がどこまでどうだったのかということをお願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

あの事案が発生いたしました後にも教育委員会がありまして、私どもの教育委員会は大体11時ちょっと過ぎに終わるように設定しております。その後、私の部屋にきていただきまして、そしてお茶を飲みながら、いろいろな教育委員会で検討できなかったことを自由に討議していただいているんですが、その中でもあの事案が出ました。ですから、決して他人ごとではないよねと、志布志中でもいつ起きるか分からない事案だということで、学校というのは生き物ですからねというような話をしながら、生徒に限らず、教師に限らず、どういう事案が発生するか分からないということ等で、危機管理意識をですね、お互いに共有して何かあったら地域におられるわけですから、すぐ教えてくださいと、私どもの方で駆けつけますし、また委員さん方がお気づきになりましたら、遠慮なく学校にも入ってください。それで、教育委員さん方には大きな名札をつかってお渡ししてあります。でないと、学校長が、ぱっと入っていった時にこれは誰かと、どこのおじさんかというような形になりますと、非常にまずいので、教育委員さん方には全員、この名札より大きい名札を渡してそれを付けて学校に入ってくださいと、こういうふうをお願いをしているところでございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。

終わります。ありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第34号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、市単独道路改良事業、公営住宅ストック活用事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に4億5,000万円を追加し、予算の総額を191億4,292万3,000円とするものでございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。まず、追加でございますが、年度内の完成が見込めないため、農業基盤整備促進事業ほか2件を追加しております。

次に変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業については、限度額を1億460万円から、1億8,760万円へ、小学校耐震補強事業については、1億7,410万円から1億8,580万円にそれぞれ増額変更しております。

繰越理由等の詳細につきましては、お配りをしております補正予算説明資料の1ページをお目通しください。

次に、予算書の4ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、緊急経済対策に伴います国の補正予算関連事業を予算計上したことによりまして、公営住宅建設事業ほか2件、1億3,050万円を増額し、7億2,340万円としております。それでは、歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地方の資金調達への配慮と、緊急経済対策の迅速な実施を目的に創設されました地域の元気臨時交付金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を1億3,447万6,000円計上しております。4目、土木費、国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の市道新設改良事業分を4,980万円、公営住宅ストック活用事業分を6,135万6,000円増額しております。

8ページを御覧ください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は今回の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を1,657万3,000円計上しております。公営住宅ストック活用事業等の実施に伴い、施設整備事業基金繰入金を4,859万5,000円増額しております。

9ページを御覧ください。

21款、市債は1億3,050万円増額し、総額で19億220万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は大野原地区の農作業道を整備するための農業基盤整備促進事業を1,000万円計上しております。

11ページを御覧ください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、2億3,200万8,000円を増額しております。内容につきましては、市道における道路ストック総点検や橋りょうの補修等を実施する社会資本整備総合交付金事業を8,300万円、地域の元気臨時交付金を財源といたしました市道の新設改良事業を1億4,900万8,000円増額しております。

12ページを御覧ください。

6項、住宅費は肆部合団地建替工事等を実施する公営住宅ストック活用事業を1億9,629万2,000円増額しております。

13ページを御覧ください。

10款、教育費、2項、小学校費は潤ヶ野小学校を屋内運動場の耐震補強改修工事を実施する小学校耐震補強事業を1,170万円増額しております。

14ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は242億706万7,000円となる見込みでございます。

以上が、補正予算第7号の概要でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

これだけのものは、当然繰り越しになるんでしょうけど、この小学校の耐震の関係ですね、これ全て市内の設計業者さんに測量設計という委託になるのかですね。これは官公需法、この法律の基づいてやるならば、当然それが当たり前だというふうに思うんですが、この委託の関係というのはどういうことになるんですかね。

○教育総務課長（津曲兼隆君） これについては、入札契約運営委員会の方で諮って決定していただく予定であります。

〔「推薦するのはどこなのか」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（津曲兼隆君） 入札をする前に、入札契約運営委員会の方で、業者を推薦して、その中で決定していただくということになります。

○19番（小園義行君） 当然そうでしょう。だけど官公需法、これが求めているものは、地域におけるその自治体ですね、そこで、そういう方々が育てていく、そこに仕事をつくり出していくという、そのことが大きな目的であるわけですね。そういった観点で、そういう今課長の方からありましたようなことが、当然当局として考えられて、これまでも耐震の関係いっぱいこう出るんですけど、そういう官公需法という法律に基づいた形での選定の仕方というのが視点としてですよ、そういうのを持っておられるのかということをお聞きしたいんです。

○財務課長（野村不二生君） 入札契約運営委員会につきましては、主管課の方から案ということで上がってまいります、これまでも市内の業者をですね、推薦して上がってきております。

それから、今回の補正予算につきましては、国の緊急経済対策ということで、地元の業者等をですね、優先的に使うということがうたわれておりますので、そこらも考慮されてですね、執行はされていくものと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時59分 散会

平成25年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成25年3月25日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について
- 日程第8 議案第21号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について
- 日程第9 議案第22号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について
- 日程第10 議案第18号 志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について
- 日程第11 議案第20号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第24号 市道路線の変更について
- 日程第14 議案第25号 平成25年度志布志市一般会計予算
- 日程第15 議案第26号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第28号 平成25年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第29号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第19 議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第21 議案第32号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第22 議案第33号 平成25年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第23 議案第34号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第24 同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第25 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 発議第2号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書の提出について

日程第28 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任副委員長)

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任副委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
志布志支所市民課長 銚 立 郁 雄	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち謹んで報告いたします。

野村公一議員が去る3月22日逝去されました。誠に痛惜の念に堪えません。

よって、これより本席において野村公一議員の御冥福を祈り、起立により黙祷をささげたいと思います。

御起立を願います。黙とう。

[黙とう]

○議長（上村 環君） お直りください。

黙とうを終わります。

御着席願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸崎幹男君と福重彰史君を指名いたします。

日程第2 議案第10号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第10号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第10号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員7名出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、今回の改正は、志布志港新若浜地区背後地に志布志市臨海工業団地開発事業を実施するために、同事業の円滑な運営及びその経営の適正を図るために、工業団地整備事業特別会計を設置するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、12月で債務負担行為の設定をしたが、1年ぐらい経過していれば分かるが、なぜ短期間で特別会計になったのかとただしたところ、当初土地開発公社が用地交渉を進めるには、債務負担行為を市が設定しなければ仕事ができないということであったため設定した。

しかし、事業推進をするにあたり土地の買い戻し等の計画をしていたが、県の指導等もあり、

市長と協議をして特別会計の提案になったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

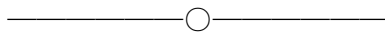
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第11号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第11号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、審査に資するため、志布志市麓地区駐輪駐車場の現地調査を実施し、委員7名出席の下、港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、この条例は、まちあるき観光拠点事業により新たに整備された駐輪駐車場の名称及び位置を定めるものである。志布志城跡の麓に位置し、周辺に平山氏、天水氏、福山氏の3庭園が志布志麓庭園として国指定記念物に指定されていることなどから、分かりやすく地域に密着している名称として、志布志市麓地区駐輪駐車場と定めた。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、トイレ、あずま屋等は夜間閉まるのか。また、センサーでライトア

ップされるのかとただしたところ、基本的には24時オープンであり、センサーで明るくなるようになっているとの答弁でありました。

トイレの清掃業務の委託は、どういう形で行うのかとただしたところ、年間を通して一日に1時間程度シルバー人材センターに清掃してもらうとの答弁でありました。

小学校からはどのような要望が出されたのかとただしたところ、昨年10月に地域や学校関係者と会合をもち、学校からはPTAの行事等がある際は使用させてもらいたいとの要望があった。公共の駐車場であるため利用してもらってかまわないが、観光バスのスペースも確保しながら協力して利用してもらうことで理解を得たとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

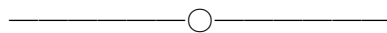
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第13号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第13号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における

審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、助成の対象となる保険給付について、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の整合を図るため、保険給付の定義に関する規定を改めるものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の訪問看護療養費と家庭訪問看護療養費が追加になったが、これまではこの家庭療養費の中に含まれていたのか、上位法の関係かとただしたところ、これまで含まれてなく、新たにひとり親家庭医療費と重度心身障害者医療費との整合性を図るために改めるものであるとの答弁でありました。

医療費の助成であるが、予算は増としているのかとただしたところ、対象者として重度心身障害者医療費では、23年度は7名であった。一方、ひとり親家庭医療費、子ども医療費での対象者は今までもなかったもので、想定していないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

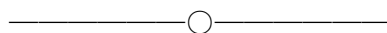
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第15号 志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の

制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、新型インフルエンザ等対策特別措置法が、平成24年5月11日に公布された。この法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となることを目的として定められたものであり、同法の準用する規定に基づき市の対策本部の設置、組織、運営に関する事項を定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、インフルエンザの発生は、WHOがフェーズ4を宣言した時点で新型インフルエンザとなるのか、日本以外であった場合もそうなるのか、また、どう判断するのかとただしたところ、海外で発生した場合は政府対策本部を設置し、水際対策等の処置を講じ、また国内で発生し、全国的にかつ急速的にまん延の可能性がある場合には、国が緊急事態宣言をすることとなっているとの答弁でありました。

対策本部の庶務は保健課であるが、どのような議論があつて、こうなったのかとただしたところ、様々な危機的な状況が発生した場合に、規模にもよるが、まずはそれぞれの担当課が庶務として動くものであると認識しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

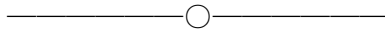
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第16号 志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第16号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第16号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、新規就農者住宅は撤去するということだが、住宅を含めて払い下げできないのかとただしたところ、所管課としては、建物を撤去して土地だけにし、普通財産にしてから管財係の方に返すことになると思うとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第16号、志布志市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

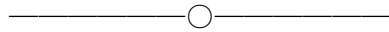
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第17号 志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第17号、志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第17号、志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定について、審査の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月8日、審査に資するため、曾於東部地区基幹水利施設管理事業予定地の現地調査を実施し、12日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、当初施設管理の取り決めはどうなっていたのかとただしたところ、当初19年度から曾於市が基幹水利事業を実施するという協議であった。その後、受益地内が最も広い志布志市に事務所を移設した方がスムーズに管理ができるという協議がなされたところであるとの答弁でありました。

志布志市が管理することになった時に、市の負担は変わらないのか、また、土地改良区の委託料はどうなるのかとただしたところ、基幹水利事業に係る負担の割合に変更はない。ただ、次年度計画の内容など、国へのヒアリングの事務が増えてくる。また、委託料については、平成25年度の国とのヒアリングでは、補助対象経費が4,920万6,000円である。このうち国・県の補助がそれぞれ1,476万1,000円、志布志が1,404万4,000円、曾於市700万2,000円である。面積は、志布志市が2,130ha、曾於市が1,000haであるので、その面積に応じて案分をしているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号、志布志市曾於東部地区基幹水利施設管理条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第21号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について

日程第9 議案第22号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第21号及び日程第9、議案第22号の2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第21号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について、及び議案第22号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託について審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月8日、審査に資するため、曾於東部地区基幹水利施設管理事業予定地の現地調査を実施し、12日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

補足説明として、平成25年度から曾於東部地区基幹水利施設の管理に関する事務が曾於市から移管されるため、同事務について曾於市への事務の委託を廃止するとともに、本市が受託する必要がある。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の廃止について、及び議案第22号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の受託については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号と議案第22号の2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第21号及び議案第22号の2件に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号及び議案第22号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第18号 志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月7日、審査に資するため、志布志市埋蔵文化財センターの現地を調査し、11日、委員7名出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この条例は名称、位置及び開館時間等に関する事項を定めるものである。また、施設の概要として、展示棟と整理作業、収蔵庫棟の二つの棟からなっており、観覧料については、市内の類似施設や県内の状況等を調査し、徴した場合の人件費等の効率性も考慮し無料としたところである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、埋蔵文化財センターには正規の職員を置くのか。また、その場において判断が要求される場合や、大切な財産を管理しなければならないのではないかとただしたところ、現在のところ職員を置く計画はない。センターには、整理作業員が5名おり、現場の作業とあわせて毎日の管理は臨時職員が行うとなる。団体等の予約があった場合は、正規の職員で対応したいと考えている。また、週1回のミーティングや内容の勉強会も実施したいとの答弁でありました。

維持管理費は、年間どの程度見込んでいるのかとただしたところ、電気、水道、電話、浄化槽手数料、保険、警備等で年間115万円程度の維持管理費を見込んでいるとの答弁でありました。

県内の市町村が同じような施設を持っているのか、また、志布志市の特色は何かとただしたところ、県内には鹿児島市の考古歴史館をはじめ5か所ある。志布志市の施設の特色は黎明館にある志布志城の復元模型の200分の1のスケールのジオラマ、説明ビデオ、志布志の歴史の常設展と

高吉遺跡の土層断面図、有明地区土橋の銅矛や、箱式組合せ石棺などで、また国指定の文化財である安楽山宮神社の銅鏡のレプリカなどを展示する予定であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市埋蔵文化財センター条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第20号 上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告をいたします。

補足説明といたしまして、計画路線において道路拡幅による法面の安定勾配を確保するため、土木工事の増大に伴い、事業費の増額をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、当初計画で工事費に入れなかったのはなぜかとただしたところ、辺

地計画は平成20年度に全体事業費の計画をしている。その時点では概算の工事費を算出している。年度ごとに詳細計画を委託して設計書を作成し、年度ごとの積み上げにおいて今回不足したものであるとの答弁でありました。

辺地の点数260点とは何か、また辺地は何か所あるのかとただしたところ、辺地の要件は法律で定められ、その中で規定の基準があり、主要な施設までの距離、公共交通機関の有無などの要件での点数がある。総体的点数を加算して100点以上になった場合、辺地の区域に該当する。旧志布志町では、上田之浦地区、四浦地区、八野地区、柳井谷地区、旧有明町の川路地区、西下地区の6地区であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、上田之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

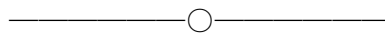
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第23号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第23号、市道路線の認定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第23号、市道路線の認定について、審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月8日、審査に資するため、市道路線の認定予定地の現地調査を実施し、13日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、新興住宅地として発展している天神地区、一丁田地区、通山地区にある農道の3路線を新たに市道として認定するものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、側溝にふたがない所で土砂など詰まっている所もあるが、少しずつでもふたを付けて整備する考えはないかとただしたところ、維持管理の面からも必要であり、またふたをすることで幅員を有効に使えるため、予算の範囲内で必要に応じて整備していきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第23号、市道路線の認定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

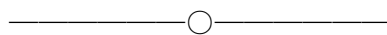
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第24号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第24号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっております議案第24号、市道路線の変更について、審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、市道路線の 신설及び改良に伴い、これらに接続する路線の路線名、起点及び終点の整理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第24号、市道路線の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

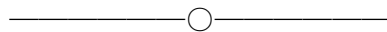
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第25号 平成25年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、6番、坂元修一郎総務常任副委員長。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員7名出席の下、審査に資するため、サンポート志布志アピア内にあるダイレックス株式会社、志布志市麓地区駐輪駐車場の現地調査を実施し、3月12日、14日は委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告を申し上げます。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、平成25年度当初予算の総額は、187億7,000万円で、対前年度4.1%の増となっている。

債務負担行為については、志布志中学校通学バス運行業務委託ほか4件、限度額を総額で1億2,278万4,000円、地方債については限度額の総額を20億5,510万円計上している。

歳入の主なものとして、港湾改修事業等の事業負担金については、公共事業債で起債をしていたが、過疎対策事業債等の同意基準、対象事業等を精査し、交付税措置の有利な過疎対策・合併特例事業債に変更した。市債が大幅な増となった要因は、合併特例債基金造成、防災行政無線同報系デジタル化整備事業が主なものである。

歳出の主なものとして、本庁で保有しているマイクロバス2台のうち1台を港湾商工課に配置転換し、国民宿舎ボルベリアダグリで使用する。積立金については、それぞれの基金利息分の積み立てと、合併特例債を活用した地域づくり推進基金造成分を計上、志布志市地域づくり推進基金の活用方針に考え方を示している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、電子入札の割合はどうか。また、電子入札であれば結果がすぐ分かる。業者へ通知の仕方はどうなっているのかとただしたところ、建設工事については、すべて電子入札で行っている。24年度から随意契約や、指名入札にも対象を広げている。一般競争入札の場合、事後審査型という形をとっている。開札当日は、落札候補者として最低価格を提示した業者にその日のうちに通知している。

随意契約、指名入札については、開札当日に決定通知を出している。業者の方も事務所のパソコンでその確認がとれるので、大きなメリットだと思っているとの答弁でありました。

地域づくり推進基金に該当する事業、また旧町単位での地域振興に関する事業の中身についてただしたところ、現行の地域づくり推進基金については、五つの事業例を挙げ、合併特例債を活用した場合には二つの事業ということで、新市の一体感醸成に資するための事業等と、旧町単位の地域振興に資する事業等でそれぞれ4項目を挙げている。現在の地域づくり推進基金がなくなるのが5年後と想定している。その後、合併特例債を活用した基金で、地域づくりを行う考えである。平成27年度で地方交付税の合併特例による算定増額はなくなり、28年度から低減され、32年度までで、33年度からは合併特例がなくなる。今後、地域づくり基金に決算剰余金を積み増していくことはできないという判断に基づき、合併特例債を活用した基金造成をすることに方向転換したとの答弁でありました。

連結財務諸表作成業務は、何年ぐらい経過すれば委託しなくて済むのかとただしたところ、一般会計のみであれば用意できるが、公営企業会計等も含めると厳しい。早い段階で体制づくりをしたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、蓬の郷振興基金繰入金は、蓬の郷の空調設備改修事業等に充当するものである。雑入のうち競艇場外発売場オラレ収入金は3,000万円である。

歳出の主なものとして、負担金助成及び交付金は、工場等を新設・増設し、産業の振興と雇用

機会の拡大を図る企業に対する企業立地促進事業、商工業の総合的な振興、経営改善を図るため商工業振興対策事業を計上している。

委託料については、観光特産品協会に委託予定の総合観光案内事業、志布志市の魅力大キャンペーン事業等を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、さんふらわあの経営は厳しい状況にあると思うが、経営実態はどのような状況かとただしたところ、さんふらわあの経営実態は、決算内容を見ると昨年度内部努力や船舶の老朽化による償却の減少により、4年ぶりに黒字となった。新造船検討の課題があり、費用が80億円から100億円必要になる。貨物については好調であるとの答弁でありました。

観光案内所は、今のままでは小さいと感じるが、駅の利活用はどう考えているのかとただしたところ、駅は乗務員の宿泊所であるため、交渉が進んでいなかった。25年度中に土地も含め、JRより駅舎を買い取り、隣接する場所にJR乗務員の宿泊施設を設置する。観光案内所を中心に観光客の玄関口、観光客や市民に親しまれる施設を26年度中には改修に着手したいとの答弁でありました。

港湾改修事業負担金について、志布志市だけでなく関わりのある市町に負担を求めるため、県に主張はできないのかとただしたところ、国・県には市の負担を下げてもらえるよう毎年お願いしている。国が沖防波堤を整備しているが、市の負担はない。国土を守る事業等は地元負担ではなく県負担で行っている。今後、大きな事業等がある場合には、国費利率等のかさ上げを要望していくとの答弁でありました。

オラレ基金を活用し、教育振興等が図られると期待していた住民も多かった。今後、どのように取り組むのかとただしたところ、アピアに核となる店舗が出店したことで、オラレの売り上げが増加し、当初の目的である商工業や教育振興等に早い段階で充てていきたいとの答弁でありました。

国際コンテナターミナル利用促進事業に、平成25年度も4,500万円計上しているが、今後の推移と展望を示せとただしたところ、23年は9万4,000TEU、24年は約9万TEUで、対前年より減少した。4年目になるが、都城のタイヤ、宮崎のソーラーパネル以外目立った大口企業がない。引き続き志布志港を利用していただける企業に対しての助成制度を検討し、新しい顧客の獲得を目指していくとの答弁でありました。

スポーツ合宿についての課題をどのように捉えているのか、また、要望等はないのかとただしたところ、スポーツ合宿は非常に好調である。23年度では、鹿屋市に次いで県内では2番目である。24年度も昨年を超える実績を上げている。要望については、ボルベリアダグリのマイクロバスが古く、小さいため、使い勝手が悪い等の要望がある。また、サッカー指導者からしおかぜ公園のサッカー場の一面を人工芝にしてもらえれば効率的な活用ができるなどの要望があるとの答弁でありました。

野球場については、グラウンドでは負けていないと思う。宮崎県が実業団等の合宿が多い原因

は何かとただしたところ、野球について実業団等の利用が少ないのは、雨天練習場等の付随した施設の整備がされていないためではないかとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、市民税は増額、固定資産税は課税標準額下落により減額、軽自動車税は増額、たばこ税は県たばこ税の一部が市のたばこ税に移譲が見込めることから増額になっている。

歳出の主なものとして、委託料は家屋全棟調査業務委託、新築家屋調査業務委託、地方税電子申告支援サービス、平成27年土地評価策定業務委託料を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、債権対策委員会が前進していない。公金の一元化について内部でどのような協議がされているのかとただしたところ、財務課が中心となり、債権対策委員会で議論されている。税務課では、裁判所を通じなくても職権で滞納整理や公売ができるが、他の公金所管課はそれができない。船橋市では、条例や規則を定め取り扱いが可能になっているので、その方向で対応していきたいとの答弁でありました。

固定資産税の共有名義データ整備事業について、いつ頃データとして名寄せの対応ができるのかとただしたところ、共有名義についてオンラインシステムが完了し、住民票や戸籍謄本等の確認をし、現在土地は行っているが、終わり次第家屋に移る計画であるとの答弁でありました。

家屋全棟調査の現在までの状況と委託先、事業者の選定方法についてただしたところ、平成24年度から平成26年度まで実施する。現在家屋調査全体の59.6%が完了している。委託先については、全国でも実績がある都城市の都市総合研究所と契約を結んでいるとの答弁でありました。

全棟調査と新築家屋調査は一緒にできないのかとただしたところ、全棟調査には多額の予算が必要なため、合併以前も実施されていなかった。不利益が生じないように全体を見直すため、今回調査を実施した。新築家屋調査は、毎年新築家屋が建つ際、すぐに調査を行い、翌年度から課税されるが、全棟調査は27年度から課税されるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、ふるさと志基金繰入金で、保健課の配食車両更新、生涯学習課のしおかぜ公園ジュニア用サッカーゴール、志ふれあうまちづくり交流館用備品購入、企画政策課の環境学習館用備品等に充当している。

歳出の主なものとして、新規事業として、移住定住促進事業を計上している。人口減少が見込まれる中山間地域に市外から移住した場合の住宅取得費に対して補助を行うもので、補助率は住宅取得経費の5分の1で200万円を上限としている。

住宅リフォーム助成事業を昨年度に引き続き計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域ブランドについて、全国に広く情報発信をし、知名度を高めるとあるがどういう取り組みをするのかとただしたところ、各課との連携を図り、「健康づくり」、

「環境政策」等に取り組んできた。特産品等に背白ちりめん三昧井、黒豚三昧井を利用し、「どんぶり選手権」や「Show-1 グルメグランプリ」等でPRをした。また、関東、関西での志布志港のポートセミナーでは、志布志の和牛、焼酎、お茶等の展示をしながらPRに努めた。こういったものがブランドとして認証されるべきなのか、まだ明確に決まっていない。今後、市民の皆さんが納得できる方向性を見出した後、それにそったものづくりがされた時にブランド認定となり、市民の方に理解してもらえとの答弁でありました。

ブランドアドバイザーを活用し、志布志市の名前を前面にだす方法はないかとただしたところ、ブランド推進協議会の中でも、「もの」に特化して発信していくことの結論がでてきた。環境政策については水保全に取り組み、安心・安全なまち、環境に配慮したまちづくりへの方向性が見えてきたとの答弁でありました。

自治会加入促進事業の補助金5,000円の根拠は何か、また、それ以外の加入促進は考えなかったのかとただしたところ、自治会の年会費が4,000円から6,000円であったため、年会費の徴収分としての金額である。加入促進については、行政からの発信ができていない。25年度で見直し、26年度で新たに提案したいとの答弁でありました。

移住定住促進で、地元の事業者を使った場合の補助金の加算はない。地元業者の景気浮揚のためにも設けるべきではないか、とただしたところ、薩摩川内市、南九州市が補助金の加算をしている。当初ではないが、推移を見て検討していくとの答弁でありました。

学校区は対象であるが、小学校を変更した場合対象にならないのかとただしたところ、小・中学校の通学区域に関する規則がある。まず、自治会に入るのが原則で、学校区が外れた場合その時点で補助金の返納になるとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、防災行政無線同報系デジタル化整備事業について、現在のアナログ施設の老朽化に伴い、施設をデジタル化へ移行し、更新する。25年度から27年度にかけて整備を行う計画で、総額7億8,000万円の事業費となっている。

歳入の主なものとして、選挙費委託金は、参議院議員通常選挙等に伴う交付金である。

歳出の主なものとして、研修事業として窓口サービスステップアップ研修支援事業を計上、選挙費は平成25年7月28日任期満了になる参議院議員通常選挙及び平成26年2月11日任期満了になる市長及び市議会議員選挙を計上している。共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業は、最終年度になる25年度は、志布志地区3校区を対象に防災マップ・防災ハンドブック等の作成の事業に取り組む予定である。自主防災組織育成支援事業については、25年度は残りの13地区全てで取り組みを行う予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、河川監視カメラは夜間対応となっているが、豪雨の際、河川水位を見るためのものか。また、夜間に豪雨で水位が上昇した場合、誰が管理するのかとただしたところ、実際に使用するのは台風・大雨警報等が出た場合で、警戒本部や対策本部をつくり監視する

際に使う予定である。今回は、主なところに赤外線投光器を付けて、現場に行かなくても常時監視がとれる体制をとりたい。志布志市消防署にも同じシステムがあり24時間監視対応ができる。また、危険な状態の時は職員が必ず待機し監視するとの答弁でありました。

現在、市役所職員の病休や予備軍は何人いるのか。また、管理職のメンタルヘルス等についての教育はされているのかとただしたところ、平成24年度に病休・休職を取得した職員が6名、今現在の長期病休職員は1名である。管理職を対象にメンタル職員を出さないための研修会を実施しているとの答弁でありました。

業務量調査の分析がなされていると思うが、行政サービスの観点からグループ制導入の計画はないのかとただしたところ、業務量調査の分析の結果、課ごとの定員の算定を行った結果、業務量の平準化、課内・係間の応援体制の促進、業務量調査の結果で引き継ぎが円滑になるという効果がでていいる。また、グループ制についてメリット・デメリットそれぞれあると思うが、事務分掌規則の中でも課長が、所属職員の事務分担の変更については流動的にできるため正式な導入化は図っていないとの答弁でありました。

職員の適正化計画のもとに正職員の純減が進んでいるが、平成25年度の正職員、嘱託職員、臨時職員の数をただしたところ、正職員は339名になる予定である。平成25年1月1日現在で嘱託職員227名、臨時職員85名であるとの答弁でありました。

市長が「日本一のあいさつ」を言われて2年目に入っている、職員の接遇に関して改善されているのかとただしたところ、全職員接遇の研修会等を実施し、接遇については向上していると思う。ただ、10人のうち1人でも悪ければ総体的に悪いという形になる。課長補佐を中心に「接遇向上委員会」を設立し接遇向上についての対策を図っており、本年度は接遇マニュアルを作成した。平成25年度はステップアップ研修支援事業等で接遇、資質向上に努力をしていくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、普通財産貸付収入は、光ケーブル網などの地域情報通信基盤設備使用料で、IRU事業者等に貸し付けるものである。

歳出の主なものとして、ホームページ制作委託料は、ウェブアクセシビリティに基づき本市のホームページをJIS規格に準拠したものに作り変えるための委託料である。志布志市基幹業務システム更新事業は、主なものとして基幹業務システムの更新、自動交付機システムの更新、コンビニ収納への対応等である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、IRU契約については、10年間は施設の貸付収入と委託料で計上されてあるが、それで相殺されるのかとただしたところ、IRU契約の中身については、ケーブル等の保守、土地使用料、電柱の使用料、ケーブルテレビ放送分、インターネットの通信、データ放送、告知放送設備の故障等に対応、また、V-ONU、D-ONU等機器の補修を含めて1億629万5,000円が委託料、その見返りがケーブル網を利用する貸付料として同額が収入となるとの

答弁でありました。

統計調査事業については情報管理課がすべきではないと思う。統計データは、ほぼ総務課が必要とする資料であり、活用も総務課がすべきであろうと思うが協議はされたのかとただしたところ、行政改革で組織機構の見直しをされ、そのことも議題となっている。データの利活用方法も考え議論されたが、現段階では当面情報管理課になったとの答弁でありました。

コンビニ収納の対応についてのこの一年、この予算で対応していくのか、また、26年度の4月以降、本市における納付の関係は全て網羅できるのかとただしたところ、基幹システムを入れ替えると同時に取り組み、26年度4月から収納を開始する予定である。コンビニ部会を立ち上げ検討し研修も行っている。システムについては市とコンビニとの間に収納代行業者が入るが、収納代行業者が契約しているコンビニでないと扱えないため、ほかに手段はないか検討していく。市税、住宅使用料、保育料、集落排水の使用料等はできるが奨学金については件数的に少ないため、県内各自治体どこも行っていないのが実情であるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、本庁に会計課があり、支所にはないが不都合はないのかとただしたところ、合併後に支所の会計係が廃止になった。現金払いについて、本庁は前日まで、支所は伝票作成を早めに行うが、特に不都合はないとの答弁でありました。

次に、監査事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、前年度と比較して、167万5,000円減で計上している。

報酬は、委員2名分であるが、来年2月の改選に伴い予備分を含んでいる。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委員報酬として妥当な金額なのかとただしたところ、報酬等の条例に基づき、識見監査委員月額7万400円、議選監査委員月額6万3,100円であるとの答弁でありました。

実日数は何日あるのかとただしたところ、24年度で、識見監査委員72日、議選監査委員71日の見込みであるとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、議会費の総額は、前年度と比較して、401万5,000円の減となる。大きな要因は、議員共済費負担金の減によるものである。

報酬について、来年2月の改選に伴い予備分を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、他市町との議会費の額の比較はされているのかとただしたところ、県内各市の状況については毎年把握している。一般会計に占める議会費の割合は平成25年度当初予算で、志布志市が1.2%、鹿児島市は0.51%、曾於市0.74%鹿屋市が0.78%であり本市が若干大きい。ただ、議会費の中に組まれる経費等も各市によって若干違うとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月7日審査に資するため、志布志市志布志運動公園体育館、屋内温水プール、埋蔵文化財センター、志ふれあい交流館整備事業予定地、志布志中学校、有明小学校、及び伊勢掘墓地の現地調査を実施し、11日、13日、15日に委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、教育総務課分では、債務負担行為で、志布志中学校通学バス運行業務委託、平成26年度から平成30年度までの期間で、限度額5,740万円とするものである。

歳出の主なものは、原田小学校校長住宅建て替えに要する経費1,730万2,000円、小学校費で、安楽小・通山小学校トイレ洋式化工事や野神小・伊崎田小・原田小のプール等改修工事等に伴う経費で1,850万円である。

中学校費で、志布志地区中学校統合に伴う通学バス駐車場整備、宇都中学校体育館舞台設置工事や図書室空調設備設置等の経費である。

学校教育課分では、歳入の主なものは、実践的防災教育総合支援事業に対する県委託金の205万円である。

歳出の主なものは、スクールソーシャルワーカー活用事業において、スーパーバイザーを1名、ソーシャルワーカーを5名配置する経費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、就学援助費で、国が生活保護基準の引き下げを行った場合、市としては、準要保護認定の保護者に影響はないという考えで、25年度予算は提案されているのかとただしたところ、そのような考えで予算計上しているとの答弁でありました。

教職員住宅改築事業で、建て替えの考えと今後の計画はとただしたところ、基本的には古い順から建て替えを実施していく考えで、平成26年度が伊崎田中学校長住宅、27年度が安楽小教頭住宅、28年度通山小学校長住宅の順であるとの答弁でありました。

小・中学校教育用コンピューター整備事業の内容と機器の更新は一律にしないといけないのかとただしたところ、平成18年度に導入の有明、志布志地区と一部松山中分である。

主なものは、小学校で、教師用パソコンが13台、生徒用が259台、ほかにプリンター等、授業用パソコン95台、中学校で、教師用パソコンが66台、ほかにプリンター等である。

更新は機器の傷み具合ではなく、使用するソフトの要求に対応するために一律に行うものであるとの答弁がありました。

給食センター事業で、アレルギーの生徒が本市で40名いるとのことだが、その生徒たちへの調理方法と対応している調理員は何人かとただしたところ、各家庭に給食一覧表を配布して翌月分の内容の把握をしてもらう、アレルギー除去食、代替食で対応し、どうしても対応ができない場合は家庭から弁当を持ってきてもらうこととなる。調理員は、1名で対応しているとの答弁でありました。

施政方針で、給食センターの統合に向けて調査をしていくとあるが、具体的に予算が出ているのか、また、その考え方についてただしたところ、予算は計上してない。今後どのような形で統合することが課題となるかを調査するもので、現在の志布志センターが将来3,000食の規模で、児童生徒数に対応できるようになったら一本化するという方向でつくられたものであり、それがいつになるかも含めて検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

仮称、田之浦、出水中学校閉校に関する実行委員会への補助金の積み上げの根拠はとただしたところ、八野小学校の閉校の時は50万円であったが、中学校の閉校ということで小学校よりも規模が大きくなり、公民館も複数となる関係で、直前に閉校事例のあった曾於市を参考にして同程度の100万円としたとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、志布志城跡史跡公園の保存整備事業で国庫補助金360万円、志布志麓庭園公有化分に伴う補助金1,741万6,000円である。

歳出の主なものは、文化財保護費で、志布志城跡史跡公園保存整備事業の発掘調査及び志布志城跡整備基本計画の策定等に伴う経費分として、1,429万3,000円である。

志布志麓庭園公有化事業は、麓庭園3庭園のうち、福山氏庭園の公有化のための経費2,184万5,000円である。

体育施設整備事業で、温水プール改修に合計1億266万円計上し、この財源として、スポーツ振興くじ助成金を6,666万6,000円、市債起債を3,280万円見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規事業であるセカンドブック事業は、どのような議論があったのかとただしたところ、図書館利用促進の一つとして、小学入学児の皆さんに図書に親しむ機会を持ってもらうために事業化した。考え方として、本を選ぶ楽しさ、大事にする気持ちを持つということであるとの答弁でありました。

迫田アヤ基金を使つての「志ふれあい交流館」の整備であるが、提案に至るまでの経緯と今後の管理をどこがするのかとただしたところ、平成23年度から福祉課と協議を進めてきた。子供から高齢者のふれあい交流の場として、図書館に併設する形で、いつでも、誰でも、楽しく集い、

交流し合える場を創設するという一方で、庁内検討会において協議、検討を行い最終的に基金の活用をすることとなった。施設の維持管理は生涯学習課であるが、活用については、福祉のサロンのような利用もしていただく考えであるとの答弁でありました。

麓庭園公有化事業は、委員会でも議論し教育委員会サイドだけの問題ではなく全体として、企画政策課に移し観光なども含め検討することとなった経緯があるが、公有化を含めた視点での議論がされたのかとただしたところ、これまで企画政策課が主で検討会がなされ、23年度末、歴史のまちづくり法の適用は難しいとの最終的判断があり、事業を整理し、現在課題となっている事業は優先的に進めていくこととなった。

観光部署は駐車場の整備、建設課では全体の景観、生涯学習課は、文化財の保護活用ということで志布志城公園は今までどおり進め、麓庭園は保存管理計画に基づく公有化を進める計画があった。

商家資料館は、具体的な計画がなく進行を保留していたが、25年度に検討委員会を設置し整備を行っていくこととなったとの答弁でありました。

国民文化祭実行委員会事業について、本年度はどのような事業をされ、27年度どのようなことが行われるのかとただしたところ、平成27年度に国民文化祭が鹿児島県開催であり、各市町村において実施される。県は24年度に実行委員会を設置し、補助金の関係で各市町村においても実行委員会を設置することとなった。何をするかは、県が市町村から希望を取り、現在、最終調整が行われている。市では、これまで「志のエッセイコンテスト」を実施しており、これをエッセイ集にしている。これを映像化する計画である。今年度は準備として、エッセイの募集活動や広報啓発のためのデモ映画を作ったり研修を進めていくとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、合併処理浄化槽設置整備事業、5人槽172基、7人槽25基、10人槽3基の合計200基分の、国庫補助金2,303万2,000円、県補助金1,750万4,000円を計上している。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費の委託料で、住基ネットワーク連携業務委託事業に283万5,000円、戸籍副本データ管理システム導入事業として、152万3,000円、また、塵芥処理費の委託料で、ごみ収集運搬・処理業務委託事業として、2億3,607万4,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施政方針で、「資源化率が高まるよう取り組む」とうたっているが、分別品目を広げる考えかとただしたところ、平成23年度の資源化率が76.5%で、毎年上がっており、市民の分別に対する意識は高くなっている。現在の分別品目は定着しており、今後、一般ごみの中の紙おむつの資源化について、技術的には確立しているが、採算面で踏みきれないところであり、そのことも含めた考えであるとの答弁でありました。

紙おむつの資源化は、高齢化が進む中、福祉、保健課等と一体となって取り組むべきであると考え、具体的にどれぐらいのめどなのかとただしたところ、資源化率はあくまでも結果であ

り、協力する方々が不便を生じないことが大切である。広域的に取り組み費用を抑えるために大崎町や業者も含め、なるべく早い時期にできるように協議をしてところであるとの答弁でありました。

資源ごみ等売払金の交付の流れと販売額の大きな品目は何かとただしたところ、売払金の一部は、市衛生自治会に交付し、各衛生自治会に均等割、世帯割で交付している。

金額的に大きなのは、半分以上がアルミ缶、次にスチール缶、紙類の順であるとの答弁でありました。

市内には、資源ごみ収集業者は何社か。また、今後の許認可の考えについてただしたところ、現在、一般廃棄物を収集、運搬するためには市の許可制となっており、条件付きも含め5社を許可している。産業廃棄物収集・運搬の許可は県である。市の許認可事務である一般廃棄物収集・運搬については、市の業務が困難な状況であれば一般廃棄物処理計画に基づき許認可する規定になっている。現在のところ新たな業者の許可は考えていないとの答弁でありました。

曾於北部衛生処理組合への負担割合に対し、サービスは変わらないのに負担は増えているのではないかとただしたところ、曾於北部衛生処理組合への負担割合は、合併前は旧5町であったが、現在、鹿屋市、曾於市、志布志市の3市で、2割を均等割、8割を流入割としている。このことは、合併協議により決定したことであるが、今年度このことについて協議したいと考えているとの答弁でありました。

浄化槽設置整備事業で、65歳以上の2人世帯で、今後世帯員が増える要素のない40坪以上の家を整備する場合に、浄化槽の規模の特例はないのかとただしたところ、年間の水道使用量を勘案し、世帯員の増が見込めない場合に、135㎡を超える家屋であっても5人槽でも良とする例外が認められるようになったとの答弁であった。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、自立支援給付費支給事業等の扶助費に伴う国、県の負担金である。

歳出の主なものは、事業執行に伴う、委託料、扶助費等が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域福祉計画策定事業で、具体的にアンケートを取られ一定の方向性が出ていると思うが、現在の進捗状況と策定委員はどのような方々かとただしたところ、24年度で、住民、福祉団体のアンケート、ヒアリングを実施し分析を行っている。1回目の策定委員会を3月に予定している。

策定委員は、障害者団体、老人クラブ、民生委員・児童委員連絡協議会の各代表、介護保険施設、医療施設の各職員、保育所事業連絡会、地区社協の各代表、市民代表3名、企業、ボランティア、市民団体関係者6名、学校教育関係者、保険医療関係者の21名であり、アドバイザーとして、鹿児島国際大学の教授であるとの答弁でありました。

生活保護基準の引き下げが行われた場合に、保育料の減免等に影響はないか、また、保育料の

規則改正を行う考えかとただしたところ、法改正については、現時点では、県からの説明がなく分からない。

生活保護費の改定は、数値の確定があればそれに応じて補正する考えである。また、保育料については、現在、市は国基準の6割で保育料を設定しており、国の基準が決まり次第、それに応じた規則の改正となる見込みであるとの答弁でありました。

地域生活支援事業で、「新たに障害者に対する理解を深めるための研修・啓発等」が追加されたが、具体的にはどんなことを行うのかとただしたところ、障害者総合支援法に関わる改正であり、広報等を通じて、障害者への理解を深めるような特集を考えているとの答弁でありました。

福祉タクシー運行事業で、市外への運行、旧町間の乗り入れの試行、街部の買い物弱者への対応をどのように考えているかとただしたところ、この事業は、志布志市を限定しての運行である。現在の運行以外に、旧町間の乗り入れの試行は、路線形式で乗り継ぎ等、専門的部分を業者の意見を聞き、良い形で運行できる路線を協議していく。この福祉タクシー運行は、現在、庁内の関係課で協議を行っており、見直しもしながら検討していくとの答弁でありました。

高齢者労働能力活用事業で、シルバー人材センターへの運営費の減額の理由は何かとただしたところ、減額の理由は、市とタイアップして行う企画提案方式事業は、実施しないということであった。平成21年から23年度までは、国の補助対象でそれ以降は自主事業となる。その後、新たに企画提案型の事業を実施する場合は、別事業を市とタイアップして行わなければならないこととなっており、実施できないということであったとの答弁でありました。

敬老祝金支給事業で、対象者が約1,800人予定されているが、一律の金額で支給する議論はなかったのかとただしたところ、今回、協議はなかったが、年齢、金額等いろんな方面で協議しなければならないと認識しているとの答弁でありました。

老人クラブ助成事業で、クラブの現状と、組織としては30人以上でないとい国、県への組織加入は認めないのかとただしたところ、老人クラブの現状は毎年、クラブ数、会員数ともに減少傾向であり、平成21年度で52クラブ、会員2,400人、24年度は、45クラブ、会員2,053人と減少している。国、県は、30人以上が原則であるが、市としては平成25年度から、20人以上を設けた。各支部、市の老連で認められれば国、県へ加入できるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費県負担金の国民健康保険医療費助成負担金は、国保への保険基盤安定制度繰出金のうち国保税軽減分の4分の3の額、同じく保険者支援分の4分の1の額を計上している。

地域福祉基金の繰入金として、在宅寝たきり老人等介護手当障害者分、食の自立支援事業、生きがい活動支援通所事業等を計上している。

歳出の主なものは、食の自立支援事業では、介護保険事業の配食サービス事業で会計検査指摘があり、これを受けて25年度から利用者が負担すべき額相当を基準に負担額を見直し、支払能力等を考慮し非課税者と課税者の負担額を分ける考えでいる。また、従来の対象者に「75歳以上の

独居高齢者又は夫婦のみの世帯」で調理困難であれば対象者とする見直しを考えている。

さらに、介護保険の任意事業では、90歳以上の方は、どなたでも利用できることとした。

予防費では、集団接種で実施している予防接種のうち、一部を個別接種に変更した。これは、近年予防接種の種類が増え、集団接種スケジュールが過密となっていること、保護者等から個別接種を希望する声が多かったこと等を考慮し、県内の自治体と同様に個別接種に切り替えるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、食の自立支援事業について、何が問題であったのかとただしたところ、配食事業は、他に介護保険の地域支援事業で行っており、昨年会計検査で、食材料費、人件費相当分については自己負担とすべきであると指摘を受けたところである。市では、その分を算出し500円となったので、その額を自己負担額の基準額として、自己負担の見直し、非課税者と課税者の負担能力に応じた金額を設定したところである。

今回の自己負担の引き上げは、同じ弁当の価格が違うということは、福祉の面から考えた場合どうかとただしたところ、事業の原資である地域福祉基金が、8年間で枯渇するというような状況もあり補助事業へ移行をしたいのと、課税、非課税者で、負担能力の高い方は少し引き上げて差を設けるべきであるという考えのもと設定したとの答弁でありました。

温泉・はり、きゅう等助成事業で、対象者を65歳以上としたが、どのような状況かとただしたところ、はり、きゅうは、国民健康保険特別会計の方では30歳以上、一般会計では後期高齢者医療の方を対象としている。

温泉助成は、以前は、健康増進の観点から国保で実施していたが、外部評価で健康増進につながりが乏しいとのことから見直しをしたところであった。利用者は増えている状況であるとの答弁でありました。

元気はつらつ志民健康づくり事業で、平成24年度の健診受診率向上対策報奨金に対する状況はどうだったかとただしたところ、健診に関しては、40歳以上の方が対象で全体の受診率は、64%であった。報奨金に関しては、達成率の程度で自治会に支給するものであり、達成率毎に、70から100%が155自治会、60から70%未満が76自治会、50から60%未満が94自治会、50%未満が64自治会であったとの答弁でありました。

概略以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

配食サービスを受けている方が、現在82人で非常に負担が重くなるのではないかと、また、食の自立支援事業の目的からした時に果たして、この食の自立支援事業は市の単独事業で実施しているが、広がっていくのか、厳しいものとなっていくのではないかと。また、財源の枯渇とかを考えての提案と思うが市長の考えはとただしたところ、今回の見直しは、かなり上げ幅が大きいということであるが、このことについては、国の指摘があり、補助金の返納の経緯からして、新しく自己負担額を定めたところである。しかし、この負担額の増については、かなり上げ幅が高いと

感じたので、上げ幅について少し変えさせていただきたいとの答弁でありました。

この事業で、最も大事なものは、安否確認にもつながり意味があるが、利用者が減少傾向にある。委員会での説明は、今後利用者は増えるとのことであったが、1食当たりの額を上げることで増にはならないと感じた。予算を検討する時に、この事業の本来の目的の、利用者に安心安全な生活を確保する視点でいうと、役所的な単価の決め方ではなかったかとただしたところ、今回、提案している金額は、民間業者が取り組まれている額を参考にして、この額であれば利用される方は更に利用していただけるということが前提となっているとの答弁でありました。

基金がなくなることに對して、これから先この事業を継続する際に、財源の確保の面でどのような考えかとただしたところ、財源の確保をして長く延命したいということでの当初の提案であった。改めてこのことについては、地域福祉、中山間地の方々の安心・安全の住まいを保証すること、また、特に見守りという観点もあるので、十分そのことに配慮していく。仮にこの基金が減少することがあれば、何らかの対応をして取り組みたいとの答弁であった。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、生活保護基準の引き下げが国会で議論されているが、国の動向がはっきりせず明確な答弁はなかったが、仮に実施となると本市がしっかりとした考え方を持っていないと、就学援助や保育料、介護保険料に影響を及ぼす。そのことを含んだ予算となっていることに対しては問題がある。敬老祝い金について、今の金額の中で、一律75歳以上の敬老の方々に支給できることを検討すべきと思うが、全くされなかったという答弁であった。

保健課関係では、食の自立支援事業は、一人暮らしの虚弱な高齢者に、毎日の食を提供することで食生活の改善、健康の保持を図り併せて安否確認を行う目的であり、その制度を維持する財源を確保するため引き上げをする。これは本末転倒であり、もう少し真剣に考え、提案がなされるべきである。こうした事業については、国がしっかりと財源の確保をするのが当然であり、それがなされていない状況の中での今回の所管分については、不十分であり反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は3月8日、委員全員出席の下、審査に資するため、耕地林務水産課関係について、県費単独治山事業予定地を、農政課関係について、施設園芸先進的加温技術導入促進事業予定地、曾於東部地区基幹水利施設管理事業予定地を、畜産課関係について、県地域振興公社営事業予定地を、建設課関係について、社会資本整備総合交付金事業予定地、都城志布志道路建設予定地の現地調査を実施し、3月12日から14日まで、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成25年度に全国茶サミット大会が志布志市で開催されるということだが、これまでの大会の成果をどのように考えるかとただしたところ、大きな成果としては、茶業振興法の制定に向け、サミットでアピールし、制定されたことである。茶業振興法には、現在のお茶の価格低迷に対する取り組みとして、お茶を改植して、霜に強い栽培体系をつくることやお茶の文化を伝えて、お茶を飲む雰囲気醸成することが盛り込まれているとの答弁でありました。

やっちくふるさと村の指定管理委託業務について、現在の状況と6月までの委託の相手方とその内容、7月からの指定管理料の支払い時期についてただしたところ、3月7日に開催された行政改革推進本部会議の中で、今までの条件で3月14日から再々公募することが決定した。応募の見通しは、再公募の締め切り後に問い合わせがあり、今のところ三つの団体が手を挙げられると思う。また、委託については、6月まで、公園、トイレの清掃や芝刈り、樹木の管理をシルバー人材センターに委託する計画で、市の担当がチェックをしながら発注することになる。7月からの指定管理料は、年4回に分けて、それぞれ四半期の中間で支払う計画であるとの答弁でありました。

農業公社運営事業の受託は増えているのか。また、25年度に新規就農者の研修生はどのぐらい見込めるのかとただしたところ、農業公社の主な農作業の受託事業は、大型機械を使用する作業受託で、24年度直営分と農家の方に再委託する分を合わせて2,434haを公社が請け負っている。25年度計画では2,499haで横ばいの作業受託になるかと考える。農地の利用権設定事業で、賃貸借に関する事業については、24年度700件、283haを利用権設定している。研修生は25年度2組3名が卒業されて、今のところ2組4名が入校の予定であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。補足説明として、予算書及び説明資料による説

明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県は工事請負契約に係る最低制限価格の引き上げをしたが、県と同等にする考えはないかとただしたところ、ふるさと協議会からも要望があり、入札運営委員会でも協議をして、新年度から、県と同等にする方向で検討している。最終的には入札運営委員会で決定し、県と同じ運用がなされると思うとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業は、今年度も既に予算がなくなり、来年度待ちと聞いているが、1,200万円の予算で対応できるのか。また、空き家の所有者で、この事業を知らない方や県外の方もいると思うので、危険な所であれば、この事業を周知することも大事だと思うが、どのように考えているかとただしたところ、現在、新年度の要望が3件ほどであるので、今の時点では1,200万円の予算で対応できると考えている。また、事業の周知については、本年度、自治会長を通して空き家調査を実施した結果、危険な空き家が122件あり、そのうち管理者が不明な箇所が52件あるという報告があったため、建設課の職員でも、現地を確認したところ、公道に倒れるような危険がある空き家が22件確認できたので、その方には、この事業の説明をしたいと考えているとの答弁でありました。

未登記調査整理事業はあと何年かかる予定かとただしたところ、現在、未登記は、450件ほどある。1年間に50件ほど見込んでいるので、10年ほどかかる予定であるとの答弁でありました。

また、未登記のところに課税されていることはないか。この事業が完了するのに10年という長い期間を要するということが、集中的に事業を進められないのかとただしたところ、税務課に申し出をしたら、非課税になる協議は行っており、道路だと報告をしている部分は課税していないが、把握できないところ、確定できないところがあるので、課税になっている事案もあると考えている。また、未登記処理を早くすることについては、調査士との連携も図らなければいけないので、なかなか集中的にできないのが現状であるが、税務課との協議で面積を削除するなど、簡易的なやり方もあると考えているので、税金がかかっているところについては、免除ができるような方策も検討していきたい。との答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、森林所有者情報整備事業の委託料は、森林に関する情報をデータシステム化することにより、高度の森林施業計画の管理を図るものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、未登記処理業務委託事業の未登記箇所は、あと残りがどのくらいあるのか。また、1年間に何件くらい見込んでいるかとただしたところ、旧有明町が19年間、無償提供で農道の拡幅や側溝設置などを行ってきた事業で、その当時かなり作業が進んでいたが、現在の未登記箇所は把握している範囲で165か所の637筆である。1年にできる件数は、1筆につき10万円ほどかかるため、年に300万円の予算で30件ほどの計画であるとの答弁でありました。

入札時の最低価格を県並みに引き上げできないかとただしたところ、契約委員会の方でも十分検討している。7号補正分から適用できればと考えているとの答弁でありました。

大隅中央区域農用地総合整備事業償還金が7,892万8,000円と大きな金額だが、毎年同じ金額を償還するのか。また、繰り上げ償還はできないのか。大隅区域農業用道路の延長は志布志市で何キロくらいあるのかとただしたところ、平成16年から31年までの償還計画で、金利を含めて約7,800万円の均等割りである。最終年度は調整して若干安い金額になる。償還の繰り上げは、これまでも財務課と協議をしたが、畑かんなどの有利なものから先に償還するというので、現段階では定額で考えている。この償還金はすべて一般財源だが、交付税措置として、約3割程度交付される。延長については志布志の町原から大崎町との境まで約6,400mあるとの答弁でありました。

特用林産物振興事業の苗木購入費助成は、四、五種類の苗が入っていると聞いたが、混ざった理由は何かとただしたところ、同じ種類で導入するが、最初の苗の段階では非常に分かりにくい。ある程度成長した葉っぱの段階でないと見分けにくい。ただ、八丈島から穂木で持ってきたものは、苗作りからしているので品質的に一定していると聞いている。できるだけ高品質で、均一された苗木の導入に努力したいと思うとの答弁でありました。

シキミは実績として反当どれくらい上げているのか。また、奨励作物ということで非常に力を入れているが、生産者によって、良いという人と手間だけがかかり大変だという人とバラつきがあるように思う。また、推進する中で、良い部分だけを示すのではなくて、リスクの部分についても説明しながら推進していくべきだと思うが、どのように考えているかとただしたところ、実績は良い方で、反当40万円くらい、低い方で20万円前後と聞いている。以前からされている方々は実績が上がっているが、ここ二、三年で加入した方々はまだ大きな実績が出ていない。害虫防除で薬剤散布も1か月から2か月に1回はしないといけないし、枝を伐採し、その枝のくくりをするという作業は非常に手間がかかる。そのような作業に慣れていなければ単価的に経費がかかるという観点はあると思う。今現在71戸の農家の方が導入されており、最終的には100名ぐらいの農家の方に参加していただきたいが、その推進をする中で、リスクがあることの説明責任を果たしていきたいと考えているとの答弁でありました。

特用林産物振興事業の販路拡大支援は具体的には、どのようなことを考えているのかとただしたところ、市場などと直接契約を結ぶために、生産組合の方々が市場などに行くための旅費を2分の1助成するものであるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について御報告申し上げます。

補足説明として予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有化事業について売買あっせんの確率は何パーセントくらいかとただしたところ、9割は成立するとの答弁でありました。

県農業会議はどういう組織か。また、この負担金は運営費として使われているのかとただしたところ、県内各市町村の農業委員会の上部団体である。この負担金は県内各市町村が負担しており、全農業委員会が集まって研修や情報提供などを行っているが、その運営費であるとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業の25年度の計画と24年度の実績についてただしたところ、25年度

の計画は大型トラクターなどで復元できる農地については、1万5,000㎡で、単価が反当1万5,000円であるので、事業費が22万5,000円、大型重機などを利用して農地を復元する農地については、5,000㎡で、単価が反当5万円であるので、事業費が25万円、合計47万5,000円を見込んでいる。24年度の実績は大型トラクターなどで改修したところが、2筆で3,660㎡、大型の重機などで改修したところが2筆で3,941㎡、合わせて助成金が25万1,630円であった。申請者は2名であるとの答弁でありました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として優良種畜保留導入事業は、豚の補助単価を雄で1万円から1万2,000円に、雌で5,000円から7,000円に変更し、乳用牛は新たに性判別精液利用による育成牛について、1万円増額して、5万円としている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入資金貸付収入は、昨年より倍の額を計上しているが、償還が滞っているところがあるのかとただしたところ、5年間貸し付けているので、5年前の貸付金が今回償還金として上がっているため、貸し付けの金額によって年々変わる。償還金の延滞は、市からは農協と酪農組合に貸し付けているので、市への延滞はない。農協と農家間も現在のところないと聞いているとの答弁でありました。

志牛肉販売助成事業は、いつから始めたのかとただしたところ、23年度にオレイン酸に着目して企画した。24年度にオレイン酸測定器を導入して、現在、測定をしながら、検証しているとの答弁でありました。

オレイン酸を測定して牛肉の価値を高める取り組みによって、市場で販路が広がったという実績があるのか。また、飼料添加物はどうするのかとただしたところ、現在、把握しているところで、取り組みをしているところが、大分県、鳥取県、長野県である。オレイン酸含有量のアピールを始めた時期が、前回鳥取であった全国和牛能力共進会で、鳥取、長野も始めたばかりである。

飼料添加物については、とうもろこしの粉でできたホミニフィードと、酵素を混ぜてペレット化したものを与える予定である。ホミニフィードはオレイン酸濃度が高く、脂質改善につながり、酵素はうま味成分に効果があるとの答弁でありました。

このペレットによる実績はないのか。もし、肉質が悪かった場合は、どのように改善するのかとただしたところ、実績は2頭と少ないが、2頭ともオレイン酸濃度が59%と他よりも約3%も高い数値であり、手ごたえを感じている。昨年9月から12月までで、協議会員の枝肉約400頭のオレイン酸濃度を測定した実績をもとにし、協議会役員会で了承された飼料であるので、間違いないと思うとの答弁でありました。

昨年、長崎で全国和牛能力共進会があったが、次期大会に向けて、今から取り組まないといけないと思うが、今回の予算の中に、そのことが入っているのかとただしたところ、和牛登録協会鹿児島県支部を中心として方針、方向性がようやくでた。予算には入っていないが、志布志市としては、本年度は、繁殖牛のデータなどを調査しながら、対象牛などを洗い出していく作業をし

たいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成25年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

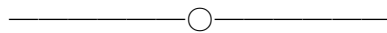
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第26号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第26号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第26号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、特別会計予算概要として、保険給付費を実績見込みで被保険者数の推移等を基に、前年度の8,511万円減、前年度比2.7%減として試算し、予算計上している。

歳入の主なものは、基金繰入金で5,000万円計上し、基金の残高予定は2,550万円となる。

なお、平成24年分の所得が確定していないことから国保税、前期高齢者交付金、国の調整交付金、繰越金について概算計上となっている。

歳出の主なものは、歳入と同様に前年度の所得が未確定のため、後期高齢者支援金、老人保健拠出金等が概算計上である。

一般分の被保険者数は毎年減少し、平成21年度以降の3年間で約1,000名少なくなっている。被保険者数の減は、全体の給付費減につながり、前年度と比較すると、一般分が3.15%減、退職分が5.19%減となっている。

また、24年度の被保険者1人当たり療養給付費の伸びは、対前年度比0.3%程度で推移している。

25年度の一般被保険者分は、医療給付費の伸びのほかに、団塊世代到来による国保被保険者の増加分、少子高齢化による被保険者数の減少、インフルエンザ等の流行病の発生リスク分を考慮し、被保険者1人当たりの平均年間給付費額を前年度の5%増とし、療養給付費を24億5,100万円計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民健康保険税の減額の要因は何かとただしたところ、減額の要因は、被保険者の減によるもので、一般被保険者分が53世帯、退職者が61世帯で、全体で386人の減少であるとの答弁でありました。

被保険者の減少は、どういったことが主な理由か、また、医療費の伸びはとただしたところ、高齢化が進み、被保険者の後期高齢者医療保険への移行が主なものである。また、医療費の伸びは、1月診療分の対前年度同月比で、給付費全体で、一般分が3.15%減、退職分が5.19%の減であり、全体では3.24%の減であるとの答弁でありました。

国保税を納めている方々が払える状況を考えて、運営だけを安定させていけばいいという考えではいけない。保健課、税務課が連携されどのような議論があったのかとただしたところ、税率改正を平成20年度に行い、6年目になる。毎年厳しい財政運営ということで、一般会計から法定外繰入金で5,000万円程度の支援を受けながら財政運営をしている。国保税が高いということだが、県内の19市と比較すると、世帯では高い方から13番目、被保険者では高い方から15番目であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、

今回税率の改正はないが、それぞれの医療費の伸び等々含めて、実際はマイナスの3.24%の減という状況でありながら、前年と同じ5%の伸びということで、当初予算では負担をさせていくということである。市は独自に法定外の繰り入れを5,000万円して引き上げを抑えている努力は理解するが、もっとシビアに考えるべきである。

国に対して、国の負担を元に返せと思うところである。これから先、国保の広域化がなされると、市がやっている法定外の繰り入れもできない、更に大変な状況が起きてくる。国にもしっかり声を上げることが大事だと感じ、不十分であり今回の予算には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第26号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

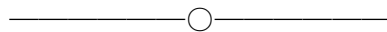
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第27号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第27号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第27号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料額で、1億2,200万円、2月末日現在の対象者4,682人、普通徴収保険料額で5,900万円、対象者856人を見込んでいる。

歳出の主なものは、後期高齢者広域連合への納付金で、被保険者保険料分1億8,130万円、保険基盤安定分担金分1億5,778万8千円と延滞金分10万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康審査の対象者は多いと思うが、この集団健診の820人はどういうことでこうなったのかとただしたところ、対象者は、7,000人ほどであるが、大部分が通院されており、実際の対象者が1,000人程度であり、平成22年度、23年度の実績からこのような数となったとの答弁でありました。

保険料の滞納であるが、普通徴収の方々のもとに行かれる徴収職員体制はどうなっているのかとただしたところ、滞納徴収には、分納の方には、嘱託徴収職員が、ほかの方々については、督促状送付での納付、窓口での納付であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、現在、まだ制度が始まって数年であるが、普通徴収で、現年度分243万円、過年度分で109万円の滞納がある。75歳ですみ分けするような医療制度の在り方というのは非常に問題があり、制度そのものを考え直さないといけないと思い反対である。

以上で、討論を終え、起立採決の結果、議案第27号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第28号 平成25年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第28号、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第28号、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告をいたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、歳出の主なものは、保険料は、第1号被保険者に関する保険料で、現年分の特別徴収保険料、普通徴収保険料、滞納繰越分の5億6,100万円計上し、国・県等の補助については、法定の率で定めのある額の計上である。

歳出の主なものは、保険給付費で、平成24年度の決算見込額に対して、保険給付費の伸びを1.8%増と見込んでいる。介護サービス等諸費については、要介護1から5までの認定を受けている方々の保険給付費で、それぞれの見込額を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域自立生活支援事業での配食サービスの対象者は、何名かとただしたところ、地域支援事業費の二次予防事業費での配食サービス事業対象者が6名、任意事業費での対象者が33名であるとの答弁でありました。

総合相談事業で地区社協のネットワークの数と、どのような人たちが構成されているのかとただしたところ、全集落を対象としてネット数で30地区ある。構成は、主に公民館単位であり、民生委員、見守りの協力者で年2回程度、意見交換を実施しているとの答弁でありました。

特別養護老人ホーム等を含め介護施設の待機者はどれくらいかとただしたところ、平成24年6月で、特別養護老人ホームの待機者が202名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対の立場で、介護保険が始まって10数年が経つが非常に問題を抱え、制度にも欠陥があると思う。

保険料を納めながらサービスを受けたいと思っても受けられない、待機者も昨年度の6月で202名からの特養の入居待ちということである。当局は努力されているが、そうしたものが改善されないままで、滞納の問題、待機者の問題が現実にある。

この地域に住んでいて高齢化がますます進んでいく中で、もっと国も努力しないといけないし、当局も努力していく必要があると思ふ不十分であり反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第28号、平成25年度志布志市介護保険特別会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第18 議案第29号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第29号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第29号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月13日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、使用料は対前年度比で、140万円増の6,120万円を計上している。

歳出の主なものは、市内4か所の浄化センター及び中継施設管路等修繕と各浄化センター中央制御盤シーケンス修繕及び各地区マンホール等修繕費用を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、下水道使用料で前年度と比較して140万円の増額であるが、加入率の引き上げをどの程度見込んでいるのかとただしたところ、現在、73.72%の加入率であり、新規の加入を約40件見込んでいるとの答弁でありました。

使用料の滞納はあるのか。また、その処分等はどうしているのかとただしたところ、使用料の収納率が98.5%であり滞納はある。現年度分の滞納を出さないよう督促等を出し本人と面会できるよう努めている。

税金と違い差し押さえができないこともあり、5年経過分については、調査等をして不納欠損処分を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第30号 平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第30号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第30号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

委員会は、3月13日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、平成10年から11年において、主に調査・測量・設計として事業を実施したが、様々な議論を重ね検討した結果、平成12年度より休止状態となっており、休止前に実施した事業の元利を合わせた起債償還金を平成41年度まで償還するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号、平成25年度志布志市公共下水道事業特別会計予算、は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

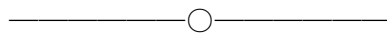
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第20 議案第31号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第31号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第31号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、指定管理者からの納入金、公営企業収入、一般会計繰入金を計上している。

歳出の主なものとして、施設修繕料を含む国民宿舎の維持管理に関する経費、地方債の償還金を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、休暇村サービスが指定管理を受けているが、現在の経営状況はどうかとただしたところ、前年度と比較し好調である。収入全体で20%増、宿泊で22%増、温泉入浴で5%増、レストランが特に人気があり200%増となっているとの答弁でありました。

利用者が相当増えており、農産物も地元の食材を使うことを意識されているようであるが、地域の活性化、農業振興等、行政の立場からどう考えているかとただしたところ、ダグリは市外からのお客さんもだが、市民に愛される国民宿舎でなければならないと思っている。可能なものに

については地元の食材を使い、レストラン、宴会での新しい取り組みが現在の成果につながっている。また、グルメ企画についても積極的に参加され、新しいメニューをいち早くお客さんに提供している。市民に親しまれ、市民の方々に何度でも来てもらえる国民宿舎であるよう指導していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

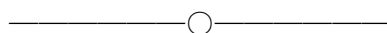
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第21 議案第32号 平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第32号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第32号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、市債の地域開発事業債、一般会計繰入金を計上している。

歳出の主なものとして、工業団地の用地取得費及び開発行為に関する調査委託料としまして、

事業費を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、

立地したいという企業が、何社問い合わせがきているのかとただしたところ、造成予定地については、物流関係の企業を中心に数社問い合わせがきているとの答弁でありました。

25年度に用地取得、26年度着工、27年度に分譲という流れであるがスムーズに行く状況なのかとただしたところ、用地取得は順調で6割を超える同意をもらっている、25年度中に購入を終え開発許可を取り、26年度中には造成工事を終了させ、27年度から企業に売却をする方向で予定しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号、平成25年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、2時10分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第22 議案第33号 平成25年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第33号、平成25年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第33号、平成25年度志布志市水道事業会計予算について、審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、資本的支出については、泰野第1水源地の施設整備など、上水・簡水の老朽管の布設替工事や国道・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として総額5億3,948万8,000円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企業債の繰り上げ償還の見込みがあるかとただしたところ、繰り上げ償還については、人件費削減、水道料金の値上げが条件となっているため、この条件をクリアしないと繰り上げできない。繰り上げをしたほうがいいという考え方もあるが、繰り上げをすると特定の世代に負担がかかるという考え方もあるので、世代間の公平性を図ることを考慮して、今のところは考えていないとの答弁でありました。

高規格道路による工事で大迫水源地からの布設替え工事をしているが、埋め込みをせず、引き上げをするのか。また、高規格道路による工事であるので国からの負担金はないのかとただしたところ、高規格道路による工事の補償金は、残存価格の分だけは県から、もらえるようになっている。使える部分については使っていくが、工事の内容によっては一旦仮設をして、高規格道路ができた後に水道を引くという工事も行っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第33号、平成25年度志布志市水道事業会計予算、は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第23 議案第34号 平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、6番、坂元修一郎総務常任副委員長。

○総務常任副委員長（坂元修一郎君） ただいま議題となりました議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました財務課分の審査経過の概要と結果について報告を申し上げます。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に4億5,000万円を増額し、予算の総額を191億4,292万3,000円とするものである。

歳入の主なものとして、国庫補助金は、地域の元気臨時交付金を計上、繰入金は、財源調整等、市債は、合併特例事業等を増額、地方債の平成24年度末の現在高見込額は、242億706万7,000円となる見込みである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なものとして、24年度も繰り越しが相当あったが、4億5,000万円が繰り越しとなり、25年度で終了させないといけないとなっている。関係課との打ち合わせはできているのかとただしたところ、今回は、即、繰越明許費の措置をとっているが、25年度に入ってから契約等をし、25年度中には終わらせないといけないことになっている。国の緊急経済対策ということで、早期の発注等をするよう国からも指示が来ている。発注については6月までに終わらせるよう、関係課に要請しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました財務課分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員7名出席の下、執行部から担当課長のほか職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、教育総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、繰越明許費補正で、教育費の小学校耐震補強事業を、1,170万円補正するもので、国の補正予算関連法案が成立したことを受け計上したが、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みであるため翌年度へ繰り越すものである。

歳入の主なもの、教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金320万円を計上している。

歳出の主なもの、潤ヶ野小学校の屋内運動場の耐震補強・改修工事に伴う、委託料、工事請負費、1,170万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、耐震関係の設計は、過去の例では市外の業者に集中しているが、官公需法に基づいた視点の考えはとただしたところ、平成24年度事業でも市内の業者を指名業者に入れたところである。今回についても地元業者を推薦していくとの答弁でありました。

補強工事がほぼ同じような内容であれば、委託料の出し方について見直しを行っているのではないかとただしたところ、補強計画の内容は、それぞれの校舎がすべて異なるので、部材の大きさや構造計算も違ってくる、県の考え方に準じて行っているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致を持って、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日に、委員全員出席の下、執行部から建設課長及び耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、今回の補正7号は、緊急に行われた国の補正予算で、社会資本整備交付金事業の補正該当事業の中から25年度分を前倒しして、申請を行ったところである。特徴的な部分は、補助金以外の地方負担分80%が地域の元気臨時交付金として別途に交付され、その交付金を活用し、道路改良や舗装打換の市単独事業を実施するものである。

事業箇所については、平成25年度予定箇所から雇用や地域活性化に資するものとして、前倒し可能な箇所を選定し、年度末・当初と切れ目のない措置を行うことで、地域の活性化を図るものである。早期発注により年度末から当初にかけて事業の切れることのない継続性が図られ、引き続き雇用の確保ができるものと考えている。また、国でいうところの、15か月予算となり、全ての事業箇所が、繰越事業となる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、建替工事を行う肆部合団地の1戸当たりの単価と工事の概要及び家賃についてただしたところ、2棟のうち1棟が6,250万円、もう1棟が6,300万円で、自転車小屋をつくるために差があり、1戸当たりの単価は1,400万ぐらいである。2階建てで、廊下、ベランダも含めて、1戸当たり79.3㎡の補助要件があり、80㎡程度の住宅をつくる予定である。家賃については、個人によってちがうが、6段階あり、5分の1ずつ上乗せしていき、6年目で2万円程度にあがるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、農業基盤整備促進事業は、大野原地区の農道舗装工事に伴い、委託料40万円でCBR試験を行い、舗装厚を決定するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、

農業基盤整備促進事業で整備する農道の幅員は何メートルか。また、側溝を入れるのかとただしたところ、幅員については4mの計画で、現地は部分的に側溝があるとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成24年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第24、同意第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第24 同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第24、同意第1号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月31日をもって退職する清藤修氏の後任として藏園修文氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

藏園修文氏の略歴につきましては、別紙の説明資料に記載してございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 合併をして、県からの副市長というのを派遣をされて、今回、清藤さん、あと任期もう少し残っております。大変御苦労さまでした。そういった意味からですね、少し質疑をさせていただきたいと思います。

首長をはじめとして、教育長、副市長、そして私たちこの議員も全体の奉仕者として重い責任と高い倫理感が求められているのではないかというふうに私は思います。そうした時に、立場から、今回この提案になっております同意第1号ですが、この方を市長が提案に至った最も重い理由というのはどういったところから、先ほど私が冒頭述べましたそういったことを含めましてあったのか、そのことについて、まずお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、平成18年2月から市長ということで、皆さん方とともに市政運営にまい進しているところでございますが、その中で、副市長という方をどのような形でお迎えするかということ考えた時に、まずもって誠実であること、そして、次に仕事ができるということであろうかというふうに思います。

そのようなことで、私自身の補佐役としてふさわしい人というものをまずはじめには県から、そして次には地元の井手副市長をお願いして、今回また清藤さんをお願いした経緯があるところでございますが、今回も残された私の期間の中で、補佐としてやっていただく方について、熟慮を重ねまして、はじめに申しましたようなことをまずもって対象となる方をお願いしたいということで、ただいま御提案申し上げた藏園さんをお願いするところでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長の方からこれまで7年にわたってですね、県の方から派遣していただいた方々、誠実で仕事ができるということを含めて、いろいろ人選をしたということであります。

今、この経歴をこの提案になっております方について、少し早めにお辞めになっておられますね、もちろんその誠実とか仕事ができるというのはそれぞれの受け止め方があるでしょう。そこについては、私も何も言うことはありません。

この経歴で、私より一つ先輩にあたる方だなというふうに思いますが、少しお早めにお辞めになっております。当時何歳で、どういった理由で退職をされたのか、その点1点。

そして退職時の当然仕事がお出来になるわけですのでね、給料表の格付けというのは、どういったものだったのかということをお聞きをしたいと。

そして3点目に、早くお辞めになっておられるわけですが、今回嘱託職員の新しく4月から採用の面接等がありました。そういう中で、自治会に加入していますかと、そういったこと等も聞かれて面接の時ありますね、そうした時にこの方が、提案されている方が退職後それぞれ自治会や校区公民館の役員などを引き受けて社会貢献というのはどういうふうに具体的にされているのかなと。

これは、これから約300名近くの職員の先頭に立って、そういったことをしっかりとやっていくべき立場の人だろうというふうに思います。そうした覚悟と、これまでのそういう思いがお辞めになってからどういった形でそれが発揮されて、市長が冒頭述べられました誠実で仕事ができると、そういう思いに至ったのかと、総合的に判断されてのことでしょうから、この3点について少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

退職されたのは57歳時でございます。御子息が市の職員として採用されるということになり、退職されたというふうになっております。

そして、その当時の格付けについては、その当時は部長でお辞めになっておりますので、7級ということになります。

そして、お辞めになられた後、自治会については当然加入されておりますが、その自治会での役員等については把握はしておらないところでございます。ただ、地元の神社の神職として勉強されて、そのことをされているということで、地域の伝統を引き継がれる立場にあられているというふうに思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 57歳で、今市長の方から答弁がありました。子供さんが役所に入られる

ということでお辞めになったということではありますが、私は職業選択の自由は保障されるべきだというふうに思います。当然お父さんお母さんがそういう形であったとしても、きちんと自由なわけですからね、ただなぜお辞めになったのかという、その理由がちょっと知りたかったものですから、子供さんがお役所に入られてお辞めになったということですね。はい、私は以上で結構でございます。

○議長（上村 環君） 答弁は。

[小園義行君「いいです」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 今回市長の方から副市長の選任同意を求めるということで、提案をいただいているわけです。

本来ならば、この後いろんな質疑も出るでしょうが、簡易採決という形が本来そういった流れが多かったわけですね。様々な同意が市長の方から提案されるわけですが、今回は本日早朝のいわゆる議会運営委員会におきましても、どういう取り扱いにするのかと、即決案件だと。

そしてその後、様々な議長が全員協議会で私どもにこういった提案を考えているということをお述べになって以降、様々な情報が飛び交って、そしてその情報をしっかり各議員が確認し合う中で、本日臨んでまいりました。

そして、議会運営委員会で、やはりいろいろな意見があると、質疑等もまた出るであろうと。そういったことで、お互いに執行部に対しても今後様々なあつれきを生まないために、そして議会にとっても大事な選任事案で、ごたごたを起こすことがあってはならないと、そういうことで様々な配慮のもとにいわゆる無記名投票という形を今後とる流れになってまいります。

そういった背景があったということを前提として質疑をさせていただきますけれども、いわゆる市長が全員協議会で、この提案をなされました。そして、その時はそうなのかというふうに受け止めたわけではありますが、それ以後、様々なことが出てまいりました。私も旧町時代から一緒でございますので、先ほどの御子息の件も、そしてその時にお辞めになった経緯も多少存じ上げております。そこは、この前の全員協議会で良としたところでございます。

そして、それ以降、しかしながら様々な情報が入ってきて、今回の例えばシルバーの採用試験にあたって、そこにもうひとつお身内の方が入られる、それが内定をしていると。

そして、もう一つは、いわゆる今回その受験をされた方々は2名であったと、2名のうち1名が採用されて、そしてそういう形になっているという状況でありました。その時に、やはり思ったのは、行政にからんで、いわゆる副市長に選任をされるようになってくると、3名の方が行政がらみに仕事に就いていくということになる。そのことが市民にとってどう受け止められるのかなと、どう我々は説明をしていけばいいのかなということをやはり思案をいたしました。

そして、もう一つはやっぱりシルバーの、ここは議題が違いますけれども、シルバーがいわゆる募集をした時に、もっと広く募集して、こんだけ仕事がない状況ですのですね、もう少し応募があってもよかったのではないのかなと、今後やはりそこらも含めて、もっと考えていかなきゃい

けないものが残ったなということも併せて考えたところなんです。

元に戻りますが、全員協議会以降、そういう市長が説明されて以降、そういったことが様々浮上をしまっていました。そのことによって、市長も提案者でありますので、その思いを議員個々に伝えようということで、いわゆるお電話をされたり、あるいは直接訪問してお会いになったり、そのことを僕は否としているわけではありませんのでね、それは提案者として一生懸命であろうというふうに思うんですが、たぶん全員協議会で説明したときは、質疑が御一方出ていました。その時には市長が一生懸命になって、駆けずり回ってお願いをしなければいけない、そういった事態になろうとは思われていなかったんじゃないかと、僕は率直にそう思ってるんです。そのこと自体が少し市長の思いが甘かったんではないのかなという気がしてならないんですが、その点について思いをちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、誠実で仕事のできる人ということが、まずもって考えたところでございます。

それからもう一つは、地域的なものも考えてお願いするということをしたところでございます。そのような中で、ふさわしい人ということで藏園氏を全協で御説明したところでございます。

その時に、確かに今お話がありますように、私自身で詳しくお話ししなければならなくなるということについては、予測はしてなかったところでございますが、いずれにしても、この副市長の案件につきましては、従前から私自身はこのことについては、別途皆さん方に電話等、あるいはお会いしたときに、選任しようとする方については、お願いするというごお願いを重ねてきたところでございます。

そのようなことで、今回もそのようなやり方をとらせていただいたところでございますが、今お話がありますように、何人かの方から、少しどうかというような御意見を受けましたので、その方につきましては、特にお話を申し上げてきたところでございます。

そして、そのことが何らかの疑惑を招くものでないということを証明するということは、少しおかしいわけでございますが、この本会議の場で、私自身選任のお願いをする内容については、お話を申し上げたいというようなこともお話をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○13番（小野広嗣君） 人事案件は、やはり穏便に進めていくことが一番だろうと思っておりますね、そういった意味で、やはり我々も同意に対して、同意、不同意という態度を示すわけですね。仮に同意をして、その後様々なことが発覚をする。あるいは疑念を持たれるようなことがあってはならないがゆえに、ある意味で市長がそういう全員協議会で説明をなさった後に、本来は議員個々においてもですね、会派制をひいているところは会派でしっかりその調査をし、チェックをしていくということをよくやっています。

そして、議会と執行部との同意案件に対するルールをつくっているところもあるんですね。ずっとここ数日、僕もいろいろ調べておりました。そうしていくと、やはり不同意のところも結構

ありました。同意をしても後で問題が発覚をして、議会のチェック機能が問われたケースも結構ございます。ですから、余計慎重にならなければならないというのが、今の私の態度なんですね。ですから、そういったことが全協で話をされなかった内容が後で出てくる。まだ本会議で、今は前ですからまだいいですけども、これが後だったら後悔をする議員さんたちも結構いたと思います。私も後悔したと思いますね。なぜ、そこであのときにその話をされなかったのかなと、全協です、こういうこともありますけれども、市長としてはそれでもなおかつこういう思いでありますということがなかったのか。そこが少し、私としての疑念なんですね。

ですから、当然市民の皆さんからこの結果については、いろいろと議員が問われます。市長も問われますし、我々議員も問われます。だから、その時にしっかりと答えを返していくということが大事です。私は私の立場で返していくでしょう。市長は、本会議でこういう答弁をされたということも、また返していくことになります。間違った答えは返せるわけではないですから、その点について、もう1回確認をさせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全協の後、そのような情報、お伝えできなかった情報があったということにつきましては、私自身誠に申し訳なく思っているところでございます。

しかしながら、その内容につきまして、特に疑惑とされるような内容ではないということは、ここで言明したいというふうに思います。

そしてまた、今回もし同意いただけるとなれば、今お話があったように議員の皆さん方についても、そのことについて、またいろんな意味で責任が生じるということについては、多分そういったことになるかと思いますが、そのことにつきましては、私自身が一番責めを負うというようなことになろうかと思っております。そのことにつきまして、今後、彼に同意がいただけましたら、十分胸に深く秘めて、そしてお互いに戒めあって、責務を全うしたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 冒頭19番議員からもありましたように、やはり市長であるとか、副市長、我々議員もそうですが、いわゆる公共性に鑑みて、高い倫理性をもって臨まなければいけない。そこに高潔であるということ自ら証明していかなきゃいけないと、そういう立場であろうと僕は思ってるんですね。そういう意味からいった時に、今市長がそういう答弁をされておりますので、それはそれとしまして、何か問題があったとかいうふうに私は表現しているわけではありません。決してそうではないですからね。

ただ、やはり今回副市長の同意案件について、こういう方向付けになっていく、いわゆる投票ですね、ことになったということは、やはり市長の認識の甘さであると僕は思ってるんですよ。そういう認識でなければ、それ以前に様々に慎重な進め方というのがあったらと思うんですよ。それはやはり言葉は悪いですけど、読みの甘さといいますかね、そういった部分があったなというふうに思えてなるんですね。

もう最後ですので、やはり公共性に鑑みて、そして公平・公正・高潔さ、こういったものも踏

まえて仕事をしていかなきゃいけない。僕は市長の姿勢として面白いのは、まずいわゆる県職を市長になったときにお呼びになった。そして、次は職員の中からまたお呼びになった。そしてまた県職にされた。そして、今度はやはり元職ですから一緒ですよ、を挙げられた。ここに一貫性というのは、どういうふうになってるんだろうかというふうにも思うんですが、そこも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長就任直後の副市長の選任につきましては、まずもって融和を心がけて市政運営をしなければならないということが前提として、私自身はまず1番目に考えたところでございます。

その中で、しからばそれにふさわしい補佐役はどなたが望ましいかといった時に、私自身がその人物について、ふさわしい人物についてあまりに情報がなかった中で、副市長の選任をしなければならなかったということがございまして、県の方に割愛をお願いしたところでございます。

その後、2年、県の副市長が退任いたしまして、県から来た副市長が退任いたしまして、地元の中でふさわしい方がおられまして、その後井手副市長をお願いしたということになったところでございますが、残念ながら4年の満期を終えることがなく、御病気の関係で、満期を迎えることなく途中で退任されたというところでございますので、また、その後についても適任者の選任をしたところでございますが、その時には、何人かに御相談申し上げたところでございますが、結果的には今おられる清藤副市長を、また県からお願いするというようなことになったところでございます。

そしてまた、今回地元の方ということになるところでございまして、清藤副市長がこのまま在籍していただければ、その3年という任期になるということではございますが、2年という条件で来ていただいているというようにございまして。

そしてまた、副市長におかれては、今後また県の重要なポストに就任されて、県政運営に携わっていただくということになるということではございまして、改めて県からの割愛をお願いするという時に、1年の単位ではできませんというようなことのお断りがあったところでございます。ということで、残された任期ということを一生涯懸命ともにやっていただける方ということで、先ほどからお願いいたします蔵園さんということになったところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 13番議員、それから19番議員がそれぞれ質疑がありました。

私は1点だけ、市長、庁議がありますね、庁議室、これは管理職である課長、そういう課長が一番その内容については、分かっていると思うんですが、これはもちろん副市長の選任については、市長の権限でございまして。

しかし、そういう面では、それぞれのこれからの大事な副市長という役割を課長の意見を聞かれたのかどうかですね、そこを1点だけお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、副市長も含めて人事を行うときには、基本的には、私がまず様々な事案、内容を考慮い

たしまして、決定してその後、人事の担当の課長に話す、副市長に話すという段取りをしております。

今回の副市長選任につきましては、私自身が先ほど申しましたような経緯で藏園さんがふさわしいということを決めましてから、教育長、そして総務課長、副市長の場で、このような方をお願いするというようなお話を申し上げて、課長会では話はしてないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（上村 環君） ただいまの議長を除く出席議員は22人です。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は「賛成」と否とする方は「反対」と記載してください。

重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第75条第2項の規定により、否とみなします。

次に、立会人を指名をします。会議規則第32条の規定によって、立会人に本田孝志君及び立山静幸君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（上村 環君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（上村 環君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（今井善文君） それでは、順にお願いいたします。

1番、平野栄作議員。2番、下平晴行議員。3番、西江園明議員。4番、丸山一議員。5番、

玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一。9番、毛野了議員。10番、立平利男議員。11番、本田孝志議員。12番、立山静幸議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、林勇作議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。21番、鬼塚弘文議員。22番、丸崎幹男議員。23番、福重彰史議員。

○議長（上村 環君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。本田孝志君、立山静幸君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（上村 環君） 投票の結果を報告します。

投票総数22票、賛成8票、反対14票。

以上のとおり、反対が多数であります。

したがって、同意第1号は、不同意と決定されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第25、発議第1号及び日程第26、発議第2号の2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第25 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第25、発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明いたします。

提出の理由は、本市の経済情勢等、諸般の社会情勢を考慮した時に、我々議員といたしましても、市財政の健全化に寄与するため引き続き市議会議員の報酬月額削減措置を講じることとし、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の期限を平成26年1月31日まで延長するものであります。

内容につきましては、本則及び附則第2項中の「平成25年3月31日」を「平成26年1月31日」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。



日程第26 発議第2号 志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第26、発議第2号、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第2号、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、諸般の社会情勢を鑑み、市議会議員の費用弁償の額を市長等や職員と同一の基準に基づいて支給することを提案するものであります。

内容につきましては、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例における費用弁償について、特別に規定している部分を削除し、志布志市職員等の旅費に関する条例を準用し、市長等や職員と同じ基準に基づいて費用弁償を支給していこうとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第27、発議第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第27 発議第3号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第27、発議第3号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○15番（金子光博君） ただいま議題となりました発議第3号、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加に反対する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、安倍首相が正式にTPP交渉参加を表明したが、本市においては、基幹産業である畜産、茶、米などの農産物のほか、配合飼料工場などの大幅な減産が予測され、農業生産への影響のみならず、関連産業、雇用、地域経済に甚大な影響を及ぼすTPP交渉へ参加することに断固反対を要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものである。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、衆議院議長 伊吹文明、参議院議長 平田健二、外務大臣 岸田文雄、厚生労働大臣 田村憲久、農林水産大臣 林芳正、経済産業大臣 茂木敏充、内閣官房長官 菅義偉でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第3号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第28 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第28、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任副委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第29、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任副委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成25年志布志市議会第1回定例会を閉会します。

午後3時16分 閉会

—————○—————